

**判決等の調査・分析について
最終報告**

**令和4年11月
原子力損害賠償紛争審査会 専門委員**

(目次)

概 要	i
【経緯】	i
【被侵害利益又は精神的損害の捉え方】	i
【中間指針についての全般的評価】	ii
【損害の類型化に当たっての論点】	ii
○故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）	ii
○自主的避難等による精神的損害	iii
○相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害	iv
○ADR センター総括基準で類型化されている精神的損害の増額事由	v
【その他の論点】	v
○過失の帰責性	v
○係属中の後続訴訟における損害の認定から影響を受ける要素	vi
○既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点	vi
【中間指針の見直しに向けた見解】	vii
1. はじめに	1
2. 各判決の概要	2
3. 考察	9
3—1. 各判決を俯瞰して導き出される論点	9
3—1—1. 被侵害利益又は精神的損害の捉え方の検討	9
3—1—1—1. 各判決の被侵害利益又は精神的損害の捉え方や損害額の算定方法	9
3—1—1—2. 慰謝料請求についての従来の賠償実務と各判決の考え方との比較 検討	10
3—1—1—3. 中間指針との比較から導き出される論点	11
3—1—2. 中間指針についての全般的評価	12
3—2. 類型化に当たっての論点	13
3—2—1. 避難を余儀なくされたことによる精神的損害	13
3—2—1—1. 各判決における『避難を余儀なくされたこと』の捉え方	13
3—2—1—2. 中間指針における『避難を余儀なくされたこと』の捉え方と各判決 との異同	15
3—2—1—3. 損害の類型化の考え方	16
3—2—2. 故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）	19
3—2—2—1. 各判決における『故郷喪失・変容による精神的損害』の捉え方	19
3—2—2—2. 中間指針における『故郷喪失・変容による精神的損害』の捉え方と 各判決との異同	20
3—2—2—3. 損害の類型化の考え方	21
3—2—3. 自主的避難等による精神的損害	25

3—2—3—1.	各判決における『自主的避難等による精神的損害』の捉え方	25
3—2—3—2.	中間指針における『自主的避難等による精神的損害』の捉え方と各判決との異同	26
3—2—3—3.	損害の類型化の考え方	28
3—2—4.	相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害	33
3—2—4—1.	事実関係	33
3—2—4—2.	中間指針における位置付け	37
3—2—4—3.	相当線量地域健康不安に基礎を置く精神的損害の要保護性の有無	38
3—2—4—4.	損害の類型化の考え方	39
3—2—5.	総括基準で類型化されている精神的損害の増額要因	42
3—2—5—1.	中間指針や総括基準における精神的損害の増額に関する捉え方	42
3—2—5—2.	各判決の日常生活阻害慰謝料の増額についての評価	42
3—2—5—3.	損害の類型化の考え方	43
3—3.	その他の論点	45
3—3—1.	過失の帰責性	45
3—3—2.	後続訴訟からの影響等	48
3—3—2—1.	係属中の後続訴訟における損害の認定から影響を受ける要素	48
3—3—2—2.	既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点	49
4.	結論	50
	参考資料（別紙）	53

概要

【経緯】

確定した集団訴訟の7つの高裁判決について、各判決における中間指針の内容についての評価、中間指針には示されていない類型化が可能な損害項目や賠償額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か等について、必要に応じ、ADRセンターにおける事例（和解・打切り）の情報提供も受け、詳細に調査・分析を行った。

本報告は、審査会が求める観点のみならず、調査・分析過程から導き出される追加の論点や、専門委員の学識・経験に基づく自発的な問題提起を含む。

【被侵害利益又は精神的損害の捉え方】

まず、捉え方が一様ではない各判決の被侵害利益又は精神的損害を俯瞰して分析・整理し、これを中間指針と以下のとおり比較検討した。

- 「避難生活に伴う精神的苦痛」については、中間指針における月額慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）の中で考慮されていると考えられる。
- 「故郷又は生活基盤（経済的・社会的・文化的環境等の生活基盤）の変容・喪失に伴う精神的苦痛」については、中間指針において、少なくとも帰還困難区域については第四次追補における第3期の一括賠償として考慮されているといえるが、対象とする地域や慰謝料の金額において、さらに検討を深めることが必要である。
- 「生命身体の危険に曝されているのではないかという不安による精神的苦痛」については、少なくとも、中間指針第一次追補では、自主的避難等対象区域においては、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたこと、またはその危険を回避するために自主的避難を行ったことには相当の理由があるとして、賠償の対象としているところであるが、さらに検討を深めることが必要である。
- 「避難を余儀なくされたことによる精神的苦痛」については、「避難生活に伴う精神的苦痛」及び「故郷又は生活基盤の変容・喪失に伴う精神的苦痛」などとは別の損害項目において慰謝料を認定した判決もある一方で、中間指針と同様に月額避難生活に伴う慰謝料の算定において十分に評価されていたとした判決もある。そのため、「避難を余儀なくされたこと」による慰謝料については、さらに検討を深めることが必要である。
- 上記のような被侵害利益又は精神的損害に関する俯瞰的な整理を踏まえ、以下の個別の論点において、それぞれ検討を深めることとした。
 - 避難を余儀なくされたことによる精神的損害
 - 故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）
 - 自主的避難等による精神的損害

【中間指針についての全般的評価】

各判決における中間指針に関する全般的評価については、中間指針の合理性や示された基準額について多くは否定的ではないが、あくまで一般的な指針であり裁判規範ではないことから、裁判所はこれに拘束されるものではないという判断が前提となっている点が共通した見方と考えられる。

【損害の類型化に当たっての論点】

各判決を俯瞰して得られた上記の分析結果や中間指針についての全般的評価も踏まえ、以下の論点が、中間指針には示されていない類型化が可能な損害項目や賠償額の算定方法等の新しい考え方として抽出された。

なお、ここで新たに類型化できる損害として指摘するものは、本件事故に係る裁判の判決やADR事例をもとに、あくまでも、東京電力による賠償やADRにおける和解仲介において利用・機能しやすいものを定めることを目的としており、実体法上の損害賠償や慰謝料額算定の新たな理論や発想を示唆することを何ら意図するものではない。

○過酷避難状況による精神的損害

- 各判決における『避難を余儀なくされたこと』について調査・分析をした結果、中間指針は、避難当初の状況に着目し、そこでの精神的損害がより深刻であるという認識においては各判決と共通しているが、各判決が共通して捉えた過酷な避難状況による精神的侵害、すなわち、避難区域（福島第一原発から半径20km圏内及び福島第二原発から半径10km圏内）から避難を余儀なくされた者の「放射線に関する情報が不足する中で被曝の不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと（過酷避難状況）」による精神的損害を十分に考慮しているとは言い難いと考えられる。
- 過酷避難状況は、避難所を転々とした場合や、自宅に一時立入すら認められなかったことなどにより、少なくとも本件事故後2ヶ月間は継続していたものと考えられるが、この期間は避難生活に伴う日常生活阻害慰謝料と時間的にも内容的にも重なり合いを有しており、同じ損害の重複評価を避けるため、独立の損害項目ではなく日常生活阻害慰謝料の加算要素とすることが適切であると考えられる。
- 慰謝料額の算定については、避難生活に伴う日常生活阻害慰謝料や避難所等における避難生活の加算額等を参考に算定することが合理的と考えられる。

○故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）

- 中間指針は、故郷の「喪失」に対する慰謝料については、少なくとも帰還困難区域においては「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を独立の損害項目として示していると考えられる。なお、慰謝料額の

算定については、各判決の慰謝料の総額も参考に、中間指針が示す目安額の妥当性を検討する必要がある。

- 居住制限区域と避難指示解除準備区域については、平成 29 年 4 月までにほぼ全ての避難指示が解除されたが、第四次追補の策定当時（平成 25 年 12 月）は、その生活基盤の変容による損害の実態が十分に想定・把握できていなかったことから審査会でも議論の対象となっていなかった。そのため、「帰還の見通しが立つまでの相当程度の期間を要し、その間に移住を決断、または帰還したとしても避難実施前とは変容してしまった故郷を受け容れざるを得ないこと（故郷変容）」による精神的損害については、中間指針では示されていないと考えられる。
- 損害の類型化に当たっては、「喪失」と「変容」の違いは生活基盤（故郷）がどの程度毀損されたかという程度の違いであるとも考えられ（程度には大きな差がある）、居住制限区域と避難指示解除準備区域の住民の精神的損害も帰還困難区域と同様に独立の損害項目として、各判決の慰謝料の総額も参考に、慰謝料額を算定することが合理的であると考え。また、居住制限区域と避難指示解除準備区域の避難指示の解除の時期は、自治体内では両区域とも同時期であることも多く、自治体間で比較すれば、居住制限区域の方が別の自治体の避難指示解除準備区域より先に解除されるケースもあったことから、被害者の置かれた状況は同様であったと観念し、両区域を同等に扱うことが合理的であると考え。
- 緊急時避難準備区域については、本件事故から約 6 ヶ月後にすべて解除され、避難を実施せずに滞在を続けた居住者も多いことから、一定の地域社会が残っていたと考えられるものの、解除後も生活基盤の毀損の回復に一定程度の期間を要し、多数の住民の帰還が相当程度の期間できなかったことも認められるため、生活基盤が一定程度毀損したものとみなし、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に準じて損害を類型化することも考えられる。

○自主的避難等による精神的損害

- 中間指針は、各判決が賠償すべきものとして判示した自主的避難等対象区域の住民の被曝の不安による精神的損害を、自主的避難者については、被曝の不安により自主的避難を行ったことによって生じた生活費増加費用や日常生活阻害による精神的苦痛及び移動費用、滞在者については、被曝の不安を抱きながら滞在を続けたことによる日常生活阻害による精神的苦痛や生活費増加費用という形であるものの、いずれもとりにこんでいるものと評価できる。
- その上で、子供・妊婦以外の者の損害の賠償すべき期間を本件事故発生当初の期間としていたことについて、中間指針では、放射線被曝への恐怖・不安について、自主的避難等対象区域のような低線量の場合には、子供・妊婦程に放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていないことから、これだけでは賠償の対象となる損害の基礎にはなり得ないとされているが、各判決の分析を踏まえ、「放射線被曝への恐怖・不安と残存する後続

事故に対する不安と相まって抱く複合的な恐怖・不安」は賠償の対象となる損害の基礎になると考えることが合理的ではないか、また、残存する後続事故に対する不安が解消されたと観念できる時点は、政府が発電所の事故そのものの収束を宣言した平成 23 年 12 月末とすることが合理的ではないかと考えられる。具体的な慰謝料額については、子供・妊婦の目安額や各判決の認容額の考え方（子供・妊婦の場合の $1/3 \sim 1/2$ ）を参考に算定することが合理的ではないかと考えられる。

- 子供・妊婦については、中間指針が①本件事故発生当初の不安、②放射線量等についてある程度情報が入手できる状況での被曝不安を賠償の対象となる損害の基礎としているところ、少なくとも平成 23 年 12 月末までの間は各判決の考え方との整合は取れていると考えられる。平成 24 年 1 月以降について、終期の判断が各判決で分かれているが、中間指針の個別の事例又は類型ごとに一定の要件のもとで賠償の対象とするという考え方は期間に対して柔軟性が高く、東京電力が中間指針を踏まえて自主的に賠償していることも考慮して、引き続きこの考え方を維持することは、相応の合理性が認められる。
- 自主的避難等対象区域外の損害について、【仙台高裁生業】が唯一、当該地域の測定線量の推移等を踏まえ、地域単位で典型的に賠償の対象となる取り扱いをしている。一方で、中間指針は、一定の放射線量が認められる地域において、住民が被曝不安を抱いたことについて相当の理由があるとする範囲を自主的避難等対象区域として市町村単位で設定し、当該市町村の住民には一律に賠償を認めるとの判断枠組みを取っている。同区域を設定するに当たり、原発からの距離、避難指示区域との近接性、政府等から公表された放射線量情報等（生活圏やヨウ素剤配布地域を含む）を総合的に勘案したことは引き続き合理性を有すると考えられる。さらに、県南地域及び宮城県丸森町については、中間指針では、原発からの距離等を総合的に勘案して一律に賠償を認めるべき同区域とはみなされず、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得るとされ、実際、東京電力は子供・妊婦の場合には自主的避難等対象区域の半額を自主的に賠償していることを考慮すれば、同区域の拡大については、慎重に対応すべきではないかと考えられる。

○相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害

- 「避難を余儀なくされたことによる精神的損害」についての調査・分析において、計画的避難区域（平成 23 年 4 月 22 日に設定され、概ね 1 ヶ月程度の間に順次避難する指示が発出）の居住者が、過酷避難状況による精神的損害が必ずしも該当しない一方で、後に政府による避難指示が発出される基準（事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv に達するおそれ）に該当する地域に一定期間滞在していた事実が認められた。さらに、係属中の後続訴訟や ADR センターの和解仲介事例にも同様の事例が存在する。

- この計画的避難区域の居住者が抱いた相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる不安（以下「相当線量地域健康不安」という。）は、安心できる生活空間を享受する利益が相当期間にわたって侵害されたことから反射的に生ずる不安であり、自主的避難等対象区域の居住者が抱く不安を超えるものとして、法的保護に値する損害であると認めるのが相当である。また、相当線量地域健康不安は避難後直ちに解消するものではなく、これを減殺・解消できるような事由が生じない限り、継続するものと考えられる。
- 損害の類型化に当たっては、計画的避難区域の居住者の行動態様は様々であり、立証負担軽減や公平性の観点から、避難の実施時期を問わず同等に扱うことは合理的であると考えられる。また、福島県が平成23年12月に県民健康調査「基本調査」を公表し、行動記録を基にした外部被曝線量の推計値からは「放射線による健康影響があるとは考えにくい」との見解が示された時点が、相当線量地域健康不安はある程度解消されたものと考えられることには合理性があると考えられる。
- 慰謝料額の算定に当たっては、避難生活に伴う日常生活阻害慰謝料との期間の重なり合いを考慮し、この期間における避難生活に伴う精神的損害の加算要素とし、他の損害項目とのバランスや、裁判例等の事例を考慮して算定することが合理的と考えられる。また、利益侵害の程度は年間積算線量の値に応じて異なると考えられることから、区域に応じて類型化することも合理性があると考えられる。

○ADR センター総括基準で類型化されている精神的損害の増額事由

- ADR センターが通常と比べて精神的苦痛が大きくなることが和解仲介現場で一般的なものを、精神的損害の増額事由についての総括基準として典型的に公表している。
- このうち、「要介護状態にあること」、「身体または精神の障害があること」、「これらの者の介護を恒常的に行ったこと」、「懐妊中であること」及び「乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」について、該当するか否かの認定、或いは程度の判定が比較的容易であることから、指針において類型化することは、直接請求手続において広く適用されることが期待できる。中間指針において類型化するに当たり、被害者に迅速かつ手続き負担の少ない形で賠償が行われることを第一に、目安額を設定することが望ましい。

【その他の論点】

○過失の帰責性

- 各判決は、故意又は過失（ないし非難されるべき行為態様）の有無・程度を慰謝料の考慮要素とすることについて、肯定する判決も否定する判決も、考慮要素とすること自体を理論的に否定してはいないが、過失や非難性の程度についての評価判断が分かれている。また、肯定する判決においても、過失

や非難性の程度が慰謝料額にどのように反映されたかについては明らかでない。

- 無過失責任の場合において、加害者の責任発生要件としての過失を慰謝料額の判断要素と解することは適当ではないが、事故後の対応の非難性だけでなく、事故前の加害者の非難すべき行為についても、その態様によっては、これを慰謝料額の算定の考慮要素とすることもあり得ると考えられる。
- その上で、本件事故による原子力損害に係る中間指針において、東京電力の行為態様の取扱いを考えるに当たり、判決によって判断が分かれていること、及び、肯定的な立場の判決でも、具体的な慰謝料額の算定においてどのように反映したのかが明らかでなく、かつ、肯定・否定の判決間で慰謝料の認容額に大きな差がないことなどを勘案すると、慎重に対応することが求められると考えられる。

○係属中の後続訴訟における損害の認定から影響を受ける要素

- 中間指針が損害項目としない損害につき、係属中の後続訴訟の中にこれを賠償対象とする地裁判決があった場合、地裁判決は上級審で異なる判断がなされる可能性があり、現時点で詳細に検討する必要は必ずしもないところであるが、可能な範囲で分析した限りでは、少なくとも、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害を除き、現時点で留意すべきものは認められない。また、地裁に係属中の訴訟における当事者の主張についても、可能な範囲で分析した限り、現時点で留意すべきものは認められない。
- 中間指針が損害項目とする損害に係る後続訴訟の認容額について、地裁判決が出ているものについて、断定的に判断するためには上級審の判断を待つ必要があるが、現時点で網羅的かつ詳細に検討する必要は必ずしもないと考えられるところであるが、可能な範囲で分析した限りでは、少なくとも、地裁判決の認容額はいずれの判決でも高裁判決で認められた水準の範囲内であると考えられる。

○既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点

- 確定判決の場合、見直し後の中間指針の目安額と確定判決の認容額との差額を請求することはできない（同請求を根拠づける主張は既判力（民事訴訟法により、訴訟当事者は判決内容に拘束されること）により遮断される。）可能性が高いと考えられる。
- 東京電力による任意弁済の可否・当否等については、個別の事案について最終的には裁判所が判断する性質のものであるが、一般論としては、既判力については、訴訟法説（紛争解決基準の安定等のために認められた後訴訟裁判所に対する前訴訟判決の訴訟法上の拘束力とするもの）により、実体法上の権利関係が変更するものではないとする考え方が通説であり、差額を任意弁済することが非債弁済とみなされる可能性は低いのではないかと、また、当該弁済

が非債弁済に当たらないという前提のもとでは、会社法第 423 条第 1 項に基づく取締役の任務懈怠責任を問われる可能性は低いものと考えられる。

- 東京電力への直接請求や ADR センターで既に和解している事案のうち、清算条項が付された事案は限定的であり、差額請求ができなくなるという事態は生じないと考えられる。

【中間指針の見直しに向けた見解】

- 中間指針は、多数の被害者を迅速、公平かつ適正に救済するため、多数の被害者に共通する一定の損害類型を示し、被害者の迅速な救済を促進し、紛争の深刻化・長期化を防いできた。こうした中間指針の実績や、本最終報告で指摘した損害が中間指針で賠償の対象として示してきたものと密接に関連していることに鑑み、中間指針の見直しも含めた対応の要否等の検討においては、従来からの一貫性や継続性を重視し、現在の中間指針の構造を維持しつつ、新たに類型化された損害を取り込む努力・工夫が求められると考える。
- また、指針で類型化されたものだけが賠償すべき損害ではないことは言うまでもなく、東京電力においては、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応を求めたい。加えて、関係行政機関が一体となり、東京電力への指導監督や、ADR センターの積極的活用など、被害者の迅速かつ適正な救済と円滑な賠償の実施に向けた取組とともに、賠償だけでは限界がある被災地の復興に向けた取組を進めることも併せて要請する。
- 最後に、審査会による検討結果が早期に取りまとめられ、被災地の復興、被害者の生活再建や心の復興に貢献することを心から祈りたい。

1. はじめに

(1) 経緯

- 平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害賠償に関し、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、本件事故による原子力損害の全体像を示す中間指針及び追補を策定するとともに、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）による和解の仲介を行うことにより、被害者の迅速、公平かつ適正な救済の実現に努めてきたところである。
- 他方、本件事故による原子力損害について提起されていた集団訴訟のうち、7つの集団訴訟に関して、令和4年3月の最高裁判所決定により、東京電力の損害賠償額に係る部分の高裁判決が確定した。これら確定した7つの判決においては、認定された精神的損害に対する慰謝料の考え方や金額が中間指針の示す目安と異なることや、判決間でも相違が認められる。
- そのため、令和4年4月27日に開催された第56回審査会において、中間指針の見直しも含めた対応の要否について検討を行うに当たり、法律の学識経験者を専門委員に任命し、各判決における中間指針等の内容についての評価、中間指針等には示されていない類型化が可能な損害項目や賠償額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か等について、必要に応じ、ADRセンターにおける事例（和解・打切り）の情報提供も受け、詳細に調査・分析を行うことを確認した。（別紙1－第56回審査会資料2）

(2) 調査・分析の進め方

審査会において、専門委員による調査・分析は、以下のような方針で進めることとした。

- 専門委員による調査・分析は、審査会が求める観点のみならず、各判決の詳細な分析や判決間及び判決と中間指針との比較検討の過程から導き出される追加の論点を含み、さらに、専門委員の学識・経験に基づく自発的な審査会への問題提起を含むこととする。
- 専門委員の調査・分析作業においては、対面による打ち合わせの他、メール等による意見交換も組み合わせ、時間的制約の中で最大限効率的に行う。また、審査会事務局である文部科学省研究開発局原子力損害賠償対策室において、ADRセンターの事務局である原子力損害賠償紛争和解仲介室の協力を得て、専門委員の調査・分析作業を支援する。

2. 各判決の概要

(1) 令和2年3月12日 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】
(平成30年(ネ)第164号、第一審：平成30年3月22日 福島地裁いわき支部判決)

● 原告の属性や請求概要

南相馬市、双葉郡浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川内村等に居住していた原告ら（提訴時210名¹）が、本件事故により、財産的損害を被ったほか、避難生活を余儀なくされ、また、地域社会が喪失・変容したことによって精神的損害を被ったと主張して、被告東電に対し、主位的に民法709条に、予備的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、慰謝料等の損害賠償金の支払を請求。

● 判決で認定された被侵害利益、損害項目・額（各避難等区域毎）等

➤ （原告らが主張する）包括的平穏生活権の侵害による損害の評価に当たっては、被告東電が避難期間に応じた賠償を行っていることを踏まえ、裁判所においても相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料（避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失または変容による慰謝料）について検討するのが合理的として、

- ① 避難を余儀なくされた慰謝料
- ② 避難生活の継続による慰謝料
- ③ 故郷の喪失又は変容による慰謝料

に分けて典型的な慰謝料を算定。

➤ 原則として、本件事故時の旧居住地ごとに

① 帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域について

- ① 150万円、② 850万円、③ 600万円、合計 1600万円

② 双葉町、大熊町を除く旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域について

- ① 150万円、② 850万円、③ 100万円、合計 1100万円

③ 旧緊急時避難準備区域について

- ① 70万円、② 180万円、③ 50万円、合計 300万円

※ 自主的避難等対象区域について（子供・妊婦以外1人）、 8万円²

¹（出典）地裁判決正本における「第2章 事案の概要>第2節 前提事実>1 当事者等」

² 自主的避難等対象区域である入院先から転院を余儀なくされたことについて慰謝料が算定されたという個別事情に基づく例外的な事案である。

(2) 令和2年3月17日 東京高裁判決 【東京高裁小高】
(平成30年(ネ)第2335号、第一審：平成30年2月7日 東京地裁判決)

● 原告の属性や請求概要

南相馬市小高区またはその近隣に居住していた原告ら(提訴時335名³)が、本件事故により生活の本拠を失い、従前の生活を送れなくなるなどの甚大な損害を被ったとして、被告東電に対し、原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、慰謝料(一部請求)の支払を請求。

● 判決で認定された被侵害利益、損害項目・額(各避難等区域毎) 等

- 本件事故により、原告らが平穏な日常生活を送る利益及び生活基盤に関する利益を侵害されたところ、前者による損害と後者による損害は別個の損害であるとして、

① 避難慰謝料

② 本件生活基盤変容に基づく慰謝料

に分けて類型的な慰謝料額を算定。

なお、本件請求は、原告らに共通する損害の賠償としての慰謝料請求(共通損害を超える個別の損害につき後に請求することを留保した一部請求)であると整理した上で、類型的な慰謝料額を算定したものである。

- 原告らに共通する損害の慰謝料として、

① 旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域について

① 850万円、② 100万円、合計 950万円と算定。

(3) 令和2年9月30日 仙台高裁判決 【仙台高裁生業】
(平成29年(ネ)第373号、令和2年(ネ)第56号、同第62号、第一審：平成29年10月10日 福島地裁判決)

● 原告の属性や請求概要

福島県及び隣接県に居住していた原告ら(提訴時3864人⁴)が、①被告東電及び被告国に対し、人格権に基づき又は被告東電に対しては民法709条、被告国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、旧居住地の空間放射線量率を本件事故前の値以下にすることを求める(原状回復請求)とともに、②被告東電に対しては、主位的に民法709条、710条、予備的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、被告国に対しては、国家賠償法1条1項に基づき、平穏生活権侵害に基づく慰謝料等の支払を請求。

● 判決で認定された被侵害利益、損害項目・額(各避難等区域毎) 等

- 原告らの主張する「ふるさと喪失」損害も、これを除いた平穏生活権侵害に

³ (出典) 地裁判決正本における「第2章 事案の概要等>第1 事案の概要」

⁴ (出典) 地裁判決正本における「第2章 事案の概要>第1 事案の概要」

基づく損害も、いずれも訴訟物は異ならないとして、旧居住地が帰還困難区域、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域である原告らについては、「ふるさと喪失」損害及び平穩生活権侵害に基づく損害が認められるか、認められるとしてその額をいくらと評価すべきかを判断。

- 一律請求に係る考え方については原判決と同様であるとした上で、原告らの旧居住地によって原告らを9つのグループに分けて、それぞれのグループごとにその損害額（慰謝料額）を算定。
- グループごとの慰謝料額の算定に当たっては、
 - ① 強制的に転居させられた点（避難を余儀なくされた点）等
 - ② 避難生活の継続を余儀なくされた点
 - ③ ふるさと喪失のそれぞれの慰謝料額を別々に算定。
- 本件事故時の旧居住地ごとに
 - ① 帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域について
 - ① 150 万円、② 850 万円、③ 600 万円、合計 1600 万円
 - ② 大熊町を除く旧居住制限区域について
 - ① 150 万円、② 850 万円、③ 150 万円、計 1150 万円
 - ③ 大熊町、双葉町を除く旧避難指示解除準備区域について
 - ① 150 万円、② 850 万円、③ 100 万円、合計 1100 万円
 - ④ 旧緊急時避難準備区域について
 - ① 100 万円、② 180 万円、合計 280 万円
 - ⑤ 旧特定避難勧奨地点について
 - ① 50 万円、② 250 万円（平成24年12月解除）又は 490 万円（平成26年12月解除）、合計 300 万円又は 540 万円
 - ⑥ 旧一時避難要請区域について
 - ① 20 万円、② 60 万円、合計 80 万円
 - ⑦ 自主的避難等対象区域について
 - 子供及び妊婦① 15 万円、② 36 万円（～平成24年2月）、合計 51 万円、子供及び妊婦以外① 5 万円、② 12 万円（～平成24年2月）、合計 17 万円
 - ⑧ 県南地域及び宮城県丸森町について
 - 子供及び妊婦① 10 万円、② 24 万円（～平成24年2月）、合計 34 万円、子供及び妊婦以外① 3 万円、② 10 万円（～平成23年12月）、合計 13 万円
 - ⑨ ①～⑧以外の地域
 - 会津地域の子供及び妊婦① 5 万円、② 1 万円（1ヶ月）、合計 6 万円、
 - 栃木県那須町の子供① 5 万円、② 6 万円（～平成23年8月）、合計 11 万円

※その他の地域は認められず。

(4) 令和3年1月21日 東京高裁判決 【東京高裁前橋】
(平成29年(ネ)第2620号、第一審：平成29年3月17日 前橋地裁判決)

● 原告の属性や請求概要

福島県内に居住していた原告ら（提訴時137名⁵）が、本件事故により平穏生活権を侵害されたとして、被告東電に対しては、主位的に民法709条、予備的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、被告国に対しては、国家賠償法1条1項に基づき、一人当たり2000万円の慰謝料のうち1000万円の連帯支払等を請求。

● 判決で認定された被侵害利益、損害項目・額（各避難等区域毎） 等

➤ 慰謝料の算定について、本件における被侵害利益は多様な利益が結びついた包括的な平穏生活権（原告らが主張する「ふるさと喪失」を含む）の侵害であることを前提に、避難前に居住していた地域（避難指示区域等の区分）や避難者の属性（子供又は妊婦であるか否か）を典型的な考慮要素としつつ、個々の原告らについて従前の生活状況、避難の状況及び避難生活の状況等の具体的事情を考慮して各人ごとに慰謝料額を算定するのが相当と説示。

➤ 世帯ごとに具体的事情を勘案しながら算定。なお、他の控訴審判決とは異なり、避難を余儀なくされた点、避難の継続、ふるさと喪失等の分類を行わず、一括して算定。各区域の損害額は概ね以下のとおり。

① 帰還困難区域について 1500 万円

② 旧居住制限区域について 1200 万円

③ 旧避難指示解除準備区域について 1100 万円

④ 旧緊急時避難準備区域について 260-300 万円

⑤ 旧特定避難勧奨地点について 580万円

⑥ 自主的避難等対象区域について

子供は 60-70 万円、妊婦は 40-60 万円、子供及び妊婦以外は 30-40 万円

(5) 令和3年1月26日 仙台高裁判決 【仙台高裁中通り】
(令和2年(ネ)第123号、第一審：令和2年2月19日 福島地裁判決)

● 原告の属性や請求概要

福島県中通り地域に居住していた原告（提訴時52名⁶）が、被告東電に対し、原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、本件事故による慰謝料等の賠償を請求。

⁵ (出典) 地裁判決正本における「第2章 事案の概要等>第2節 前提事実>第1 当事者」

⁶ (出典) 地裁判決正本における「第2部 事案の概要等>第1章 事案の概要」

- 判決で認定された被侵害利益、損害項目・額（各避難等区域毎） 等
 - 放射線被曝に対する恐怖や不安により被った精神的苦痛については、社会生活上受忍限度を超えて法律上保護される利益が侵害されたものと評価するのが相当であるとした上で、各自の生活状況等により精神的苦痛等の損害の生じる態様に差異があるとしても、精神的損害の根幹部分は共通するものであって、生活状況等の違いにより大きな差が生ずるものとは評価できない。
 - 損害が基本的に共通するという性質を考慮した上でもなお異なる損害を算定すべきであるといえるような特別の事情が、各原告の被害状況において認められない限り、損害額は原告一人あたり一括して30万円が相当であると算定。
 - ① 自主的避難等対象区域について
 - 上記特別の事情は認められないとし、一律30万円（～平成23年12月、ただし原告は子供及び妊婦を含んでいない）

(6) 令和3年2月19日 東京高裁判決 【東京高裁千葉】
 （平成29年（ネ）第5558号、平成30年（ネ）第2640号、第一審：平成29年9月22日 千葉地裁判決）

- 原告の属性や請求概要

福島県内に居住していた原告ら（一審口頭弁論終結時45名⁷）が、本件事故により千葉県内への避難を余儀なくされたとして、被告東電に対しては、主位的に民法709条、予備的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、被告国に対しては、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金等を連帯して支払うよう請求。
- 判決で認定された被侵害利益、損害項目・額（各避難等区域毎） 等
 - ① 「避難生活に伴う精神的苦痛」に対する賠償
 - （慰謝料額は基本的に月額10万円、発生期間は本件事故当時の居住地ごとに異なる）
 - ② 「避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害」に対する賠償
 - （原告らの置かれた状況によって異なる）
 - を世帯ごとに具体的事情を勘案しながら算定。
 - なお、原告らが「ふるさと喪失慰謝料」として一律2000万円を請求する旨の主張については、精神的損害の要素を捉えることで生活環境に関する法的利益の保護は必要かつ十分に実現できるとした上で、個別具体的な事情を捨象し、一律の金額の慰謝料を認めるべきであるとする点において失当であるとして、同主張を採用しなかった。

⁷（出典）地裁判決正本における「別紙 3 認容額等一覧表」に記載の人数。

各区域の損害額は概ね以下のとおり⁸。

- ① 帰還困難区域について
① 850 万円、② 700/ 1000 万円、合計 1550/ 1850 万円
- ② 旧居住制限区域について
① 850 万円、② 300/ 350 万円、合計 1150/ 1200 万円
- ③ 旧避難指示解除準備区域について
① 850 万円、② 50-400 万円、合計 900-1250 万円
- ④ 旧緊急時避難準備区域について
① 子供 215 万円（～平成25年3月）/ 子供及び妊婦以外 180 万円（～平成24年8月）、
② 50 万円、合計 子供 265 万円/ 子供及び妊婦以外 230 万円
- ⑤ 旧屋内退避区域について
① 子供 130 万円（～平成24年3月）/ 子供及び妊婦以外 70 万円（～平成23年9月）（、② 0 円）
- ⑥ 旧一時避難要請区域について
① 70 万円（、② 0 円）
- ⑦ 西白河郡矢吹町について
子供は① 50 万円（、② 0 円）、
子供以外は① 30 万円（、② 0 円）

(7) 令和3年9月29日高松高裁判決【高松高裁松山】
(令和元年（ネ）第164号、同第192号、第一審：平成31年3月26日 松山地裁判決)

● 原告の属性や請求概要

福島県内に居住していた原告ら（一審口頭弁論終結時25名⁹）が、本件事故により愛媛県への避難を余儀なくされたとして、被告東電に対しては、主位的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項、予備的に民法709条に基づき、被告国に対しては、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等の損害賠償を請求。

● 判決で認定された被侵害利益、損害項目・額（各避難等区域毎）等

- 原告らについて、いずれも包括的生活利益としての平穩生活権を侵害されたものと認めた上で、その居住地ごとに、
- ①（強制的な避難を余儀なくされたこと等に対する）強制避難慰謝料
 - ②（避難生活の継続を余儀なくされたことに対する）避難継続慰謝料
 - ③（実質的に故郷を喪失したことに対する）故郷喪失慰謝料
- に分けて類型的な慰謝料額を示した上で、最終的には世帯ごとの具体的事

⁸ 帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域については、基本的な避難慰謝料月額10万円であった場合の合計額であり、個別に慰謝料増額、減額があった場合のその増減部分は除く。

⁹（出典）地裁判決正本の「別紙 認容額等一覧表」に記載の人数。

情を勘案して算出。

- 区域ごとの類型的な慰謝料額として、
- ① 旧避難指示解除準備区域において
 - ① 200 万円、② 1020 万円（～平成30年3月）、③ 100 万円、合計 1320 万円
 - ② 旧緊急時避難準備区域において
 - ① 150 万円、② 216 万円（～平成24年8月）、③ 0 円、合計 366 万円
 - ③ 自主的避難等対象区域において
 - 子供及び妊婦は① 20 万円、② 126 万円（～平成24年8月）、③ 0 円、合計 146 万円
 - 子供及び妊婦以外は① 10 万円、② 60 万円（～平成24年2月）、③ 0 円、合計 70 万円

3. 考察

3—1. 各判決を俯瞰して導き出される論点

3—1—1. 被侵害利益又は精神的損害の捉え方の検討

(検討の必要性)

- 原告の主張あるいは判決において、いわゆる「平穩生活権」という権利利益を示すものや、その他の権利利益を示すものがある一方で、権利利益という形での明示ではなく、何らかの侵害行為による精神的苦痛や不安などの精神的損害を認定し、それが法律上保護される利益の侵害であるとするもの（裁判所がこのような手法を採ることは少なくない。）がある。
- このように、各判決における被侵害利益又は精神的損害の捉え方は一様ではないため、それらを俯瞰的に分析・整理し、共通性・差異、中間指針との対比を明らかにすることが、個別の論点の検討に入る前に必要ではないかという前提に立ち、被侵害利益又は精神的損害についての各判決の捉え方、中間指針との整合性等について検討する。

3—1—1—1. 各判決の被侵害利益又は精神的損害の捉え方や損害額の算定方法

(1) 各判決の被侵害利益

- 各判決における権利利益又は精神的損害の示し方については、
 - 1) 被侵害利益を権利利益の形で明示するものとして、
 - ア 平穩生活権とするもの 【仙台高裁いわき】(包括的平穩生活権)、【東京高裁小高】(被侵害利益の一部として(平穩生活権という人格的利益))、【東京高裁前橋】(人格的利益(平穩生活権))
 - イ 包括的生活利益とするもの 【仙台高裁生業】(包括的生活利益として的人格権)、【高松高裁松山】(包括的生活利益)
 - ウ その他の権利利益とするもの 【東京高裁小高】(居住・移転の自由、生活基盤に関する利益)
 - 2) 被侵害利益を権利利益の形では明示せず、何らかの侵害行為による苦痛や不安などの精神的損害を認定し、それが法律上保護される利益の侵害であるとするものとして、
【仙台高裁中通り】、【東京高裁千葉】
- 被侵害利益又は精神的損害の捉え方は、判決ごとに多様である。各判決の説示内容に照らすと、各判決がいずれも認めているものとして、「避難生活に伴う精神的苦痛(又はこれに対応する平穩に生活する利益)」及び「故郷又は生活基盤(経済的・社会的・文化的環境等の生活基盤。以下同じ。)の変容・喪失に伴う精神的苦痛(又は生活基盤に関する利益)」がある。また、一部の判決で認めているものとして、「生命身体の危険に曝されているので

はないかという不安による精神的苦痛」及び「避難を余儀なくされたことによる精神的苦痛」がある。

(2) 各判決における損害項目の設定及び損害額の算定

- 損害項目については、
 - 一体的 【東京高裁前橋】、【仙台高裁中通り】
 - 損害を細分化 2分(【東京高裁小高】、【東京高裁千葉】)、3分(【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】、【高松高裁松山】)

- 損害額については、
 - 個別認定 【東京高裁前橋】(かなり定額化)、【東京高裁千葉】
 - 区域毎に定額認定 【仙台高裁いわき】、【東京高裁小高】、【仙台高裁生業】、【仙台高裁中通り】、【高松高裁松山】

3—1—1—2. 慰謝料請求についての従来の賠償実務と各判決の考え方との比較検討

- これまでの賠償実務
 - 慰謝料の典型事例としての人格権侵害(例：名誉・プライバシー侵害、有責離婚)の事件では、人格的利益が侵害されたとして単一の損害賠償請求権が成立し、損害については複数の損害項目に細分化されないのが通例である。
 - もっとも、後遺障害のある人身損害の事件では、慰謝料については症状固定時の前後で二つの損害項目に分割される。
 - なお、公害事件においては、財産的損害と精神的損害を一括した請求(一括請求又は包括請求)が認容されることがある。

- 各判決と中間指針及び従来の考え方との比較
 - 【東京高裁前橋】は、被侵害利益が単一で損害も細分化されていない点で、従来の人格権侵害の場合の考え方と共通している。
 - 【東京高裁小高】、【東京高裁千葉】は、慰謝料の損害項目を2分しており、ある時点を境に2分している点では、中間指針と共通。もっとも、2分する時点は必ずしも中間指針と同じとは言えない。
 - 【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】、【高松高裁松山】は、被侵害利益又は精神的損害の損害項目を3つとして捉えており、特に、損害項目のうちの『避難を余儀なくされたこと』による慰謝料は、中間指針の損害項目及び従来の賠償実務の考え方には収まりきらないともいえる。
 - なお、上記は主に独立した損害項目の個数に着目しているが、それぞれの損害項目が考慮する内容や区分する時点については、中間指針や従来の賠償実務の考え方との異同は一様ではない。

3—1—1—3. 中間指針との比較から導き出される論点

- 上記3—1—1—1. (1)のとおり、各判決が被侵害利益又は精神的損害と考えるところは以下のとおりである。
 - 1) 各判決が共通して賠償の対象とするもの
「避難生活に伴う精神的苦痛(又はこれに対応する平穩に生活する利益)」「故郷又は生活基盤の変容・喪失に伴う精神的苦痛(又は生活基盤に関する利益)」
 - 2) 各判決の判断が分かれるもの
「生命身体の危険に曝されているのではないかという不安による精神的苦痛」
「避難を余儀なくされたことによる精神的苦痛」

- この観点で上記3—1—1—2. における中間指針と比較検討すると、
 - 「避難生活に伴う精神的苦痛(又はこれに対応する平穩に生活する利益)」については、中間指針における月額慰謝料の中で考慮されていると考えられる。
 - 「故郷又は生活基盤の変容・喪失に伴う精神的苦痛(又は生活基盤に関する利益)」については、中間指針において、少なくとも帰還困難区域については第四次追補における第3期の一括賠償として考慮されているといえるが、各判決との比較においては、対象とする地域や慰謝料の金額において、さらに検討を深めることが必要である。
 - 「生命身体の危険に曝されているのではないかという不安による精神的苦痛」については、少なくとも、中間指針第一次追補では、自主的避難等対象区域においては、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱きながら滞在を続けたこと、またはその危険を回避するために自主的避難を行ったことには相当の理由があるとして、賠償の対象としているところであるが、さらに検討を深めることが必要である。
 - 「避難を余儀なくされたことによる精神的苦痛」については、【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】、【高松高裁松山】は、中間指針の考え方には収まりきらない独立した損害項目として慰謝料を認定している。そのため、『避難を余儀なくされたこと』による慰謝料については、独立した損害項目を設けることの当否を含め、さらに検討を深めることが必要である。

- 以上の各判決における被侵害利益又は精神的損害に関する検討及び各判決における賠償額と中間指針の目安額との比較から、以下の論点について、さらに個別に検討を深めることとした。
 - 避難を余儀なくされたことによる精神的損害
 - 故郷喪失・変容による精神的損害(生活基盤変容慰謝料)
 - 自主的避難等による精神的損害

3—1—2. 中間指針についての全般的評価

- 中間指針の合理性について、「中間指針等や賠償基準に示された考え方は、その内容をみても、その策定経緯に照らしても、基本的に不法行為による損害賠償請求において一般的に採用されている考え方に立脚するものであって、合理性を有する」とする【東京高裁千葉】判決をはじめ、【東京高裁小高】、【東京高裁前橋】、【仙台高裁中通り】の各判決など、肯定的に評価する判決が過半である一方で、「東電側が任意の支払を拒否することのないように定められた」（【仙台高裁生業】）、「和解金的な色彩があることは否定できないから、中間指針等の定める賠償基準額が控えめな金額にとどまっていることも否定できない」（【高松高裁松山】）とする判決もある。
- 裁判所の判断において、中間指針をどの程度斟酌すべきかについての判断は、以下のとおり幅がある。
 - 「中間指針が合理的なものと認められれば、中間指針を斟酌して慰謝料額を算定することは妨げられない」（【東京高裁小高】）、「中間指針等や賠償基準に示された考え方を、その合理性を確認しつつ、参酌することができる」（【東京高裁千葉】）と肯定的なもの
 - 「自主的解決に資する一般的な指針であり、個別の紛争解決のすべての基準となるものでない」（【仙台高裁いわき】）、「自主的解決に資する一般的な指針であり、裁判規範でないから裁判所はこれに拘束されない」（【東京高裁小高】、【東京高裁前橋】、【仙台高裁中通り】）と、裁判所は拘束されないと明示するもの
 - 「東電による任意の支払を期待するという要素を考慮に入れずに損害額を定める場合は、中間指針における基準額より高額となることは、自然な結果」（【仙台高裁生業】）、「中間指針等における基準賠償額より高額になることは、ある意味では当然の結果」（【高松高裁松山】）と、中間指針が示す基準額を超えることを当然とするもの
- 上記から、中間指針の合理性や示された基準額について多くは否定的ではないが、あくまで一般的な指針であり裁判規範ではないことから、裁判所は拘束されるものではないという判断が前提となっている点では共通すると考えられる。個別の論点の検討に当たっては、各判決における中間指針の評価、差異の有無及びその要因についてより詳細に検討していくこととする。

3—2. 類型化に当たっての論点

ここで新たに類型化できる損害として指摘するものは、本件事故に係る裁判の判決やADR事例をもとに、あくまでも、東電による賠償やADRにおける和解仲介において利用・機能しやすいものを定めることを目的としており、実体法上の損害賠償や慰謝料額算定の新たな理論や発想を示唆することを何ら意図するものではない。

3—2—1. 避難を余儀なくされたことによる精神的損害

3—2—1—1. 各判決における『避難を余儀なくされたこと』の捉え方

(1) 独立の損害項目として捉える判決

- 【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】及び【高松高裁松山】は、避難生活に係る慰謝料を3分し、事故当初の期間に係る損害を独立した損害項目として認定。
- 【仙台高裁いわき】は、避難指示区域について、(1)放射線被害への恐怖・不安などの精神的苦痛、(2)避難開始により突然事故前の日常生活が失われたことによる精神的な苦痛について、避難生活の継続による慰謝料では評価し尽くせない損害として、避難を余儀なくされたことによる慰謝料として算定。
- 【仙台高裁生業】は、自主的避難等対象区域も含め、政府による避難指示区域等に沿って9グループに分類し、各グループの原告らが共通して受けた被害と精神的苦痛の内容を認定し、典型的に慰謝料を算定。グループ毎に表現を変えている「(実質的に)強制的に転居させられた点」などの慰謝料が、【仙台高裁いわき】のいう避難を余儀なくされたことによる慰謝料と同質のものの一応評価できるが、具体的に認定されたどの精神的苦痛と対応するのかは明確ではない。
- 【高松高裁松山】は、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域及び自主的避難等対象区域について、「強制避難慰謝料」などと称して【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】と同様、事故当初の慰謝料を算定しているが、その基礎となる精神的苦痛の内実を必ずしも明らかにしていない。
- 【仙台高裁いわき】が説示する放射線被害への恐怖・不安については、【仙台高裁生業】及び【高松高裁松山】では指摘に乏しい。
- 各判決は、事故当初の精神的苦痛を、避難生活の継続による慰謝料とは区分して算定している点で共通するが、そこで考慮している精神的苦痛の内容(賠償に値するとされた損害の内容)は、必ずしも明確ではない。最小公倍数のように考えれば、①放射線被害への恐怖・不安(被曝不安)、②避難開

始により突然の避難を余儀なくされたこと（過酷避難）、③地域の人間関係等の生活基盤が失われたこと（生活基盤からの剥離）の全部又は一部であると言いうるが、それ以上の分析は困難である。

(2) 独立の損害項目としては捉えない判決

- 【東京高裁小高】は、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域について、慰謝料を避難慰謝料と「小高に生きる」ことの喪失に基づく慰謝料に2分して算定。避難慰謝料の判断において、避難生活の不便等のみならず、避難指示により十分な情報もないまま、何の準備もなく着の身着のまま避難所等へ避難したことなど、事故当初の避難の状況を指摘しているが、これらによる精神的苦痛については、避難生活に伴う慰謝料（避難慰謝料）において考慮しているものと思われる。
- 【東京高裁千葉】は、避難指示区域ごとにある程度類型化しつつ、個別の原告ごとの状況を子細に認定した上で、「避難生活に伴う精神的損害」と「避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害」に対する慰謝料に2分して算定。事故当初の避難状況等や避難所等での生活状況についての具体的な事実関係を詳細に認定しているが、これらによる精神的苦痛については、避難生活に伴う慰謝料において考慮している可能性がある。
- 【東京高裁前橋】は、政府による避難指示区域及び自主的避難等対象区域について、慰謝料の性質ごとに区別せず一括して慰謝料を算定。算定に当たり、【東京高裁千葉】同様、事故当初の過酷な避難状況や避難所等における生活状況等の具体的な事実関係を詳細に認定しているが、他の精神的苦痛と比較して具体的にどの程度重きを置いたのかは明らかではない。
- 【仙台高裁いわき】が説示する放射線被害への恐怖・不安については、【東京高裁小高】及び【東京高裁前橋】においては具体的な言及に乏しく、【東京高裁千葉】は低線量被曝による健康への影響について不安を抱くことがあるとしても、それ自体を一般的に精神的損害の要素として捉えることは相当でない旨説示する。

(3) 各判決における認容額の比較

- 慰謝料の合計額で比較すると、独立の損害項目としては捉えない判決は、一部請求であるとする【東京高裁小高】を除き、【東京高裁前橋】や【東京高裁千葉】は、合計の認容額を比較すると、独立の損害項目として捉える【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】及び【高松高裁松山】の各判決とそん色のない額を認容している。

- 独立の損害項目として捉える【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】及び【高松高裁松山】について、対象区域が重複している判決間で額が異なるのは、
 - 避難指示解除準備区域につき、【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】がいずれも150万円としているところを、【高松高裁松山】が200万円としている点（避難指示解除準備区域間）
 - 緊急時避難準備区域につき、【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】、【高松高裁松山】が、それぞれ70万円、100万円、150万円としている点（緊急時避難準備区域間）
 - 自主的避難等対象区域につき、【仙台高裁生業】が15万円・5万円としているところを、【高松高裁松山】が20万円・10万円としている点（自主的避難等対象区域間）
- の3項目である。

3—2—1—2. 中間指針における『避難を余儀なくされたこと』の捉え方と各判決との異同

(1) 中間指針の捉え方

- 中間指針は、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは屋内退避を余儀なくされた者が行動の自由の制限等を余儀なくされた結果、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料として、毎月1人当たりの定額を目安として示している。
- また、第1期（本件事故発生から6ヶ月間）は1人月額10万円、第2期（避難指示区域見直し時点まで¹⁰）は1人月額5万円としているが、この差を設けた理由は、避難生活の不便さなどの要素が第1期よりも縮減されるという理由によるものである。もっとも、第1期の精神的苦痛については、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ」などと指摘し、また、第2期における一定の事態の収束を指摘していることからすると、避難による（一時的な）地域コミュニティ喪失等の事故当初の精神的苦痛も、避難継続による日常生活の苦労や不便等とともに考慮していると考えられる。

(2) 各判決との異同

- 判決においても、【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】及び【高松高裁松山】は避難生活に係る慰謝料を3分し、事故当初の期間に係る損害を独立した損害項目として認定しており、独立の損害項目としては捉えない判決（【東京高裁小高】、【東京高裁前橋】及び【東京高裁千葉】）においても、事故当初の精神的苦痛を慰謝料算定において重視していると考えられる。

¹⁰ 緊急時避難準備区域については、平成24年3月10日まで。

- 上記(1)のとおり、中間指針は事故当初の状況に着目し、そこでの精神的損害がより深刻であるという認識においては各判決と共通しており、その内容も地域コミュニティの一時的喪失等と相当程度重なっていて、実際に賠償額については第1期が高くなるよう設定しているから、中間指針は各判決が賠償に値すると認めた損害も目安額算定において十分考慮しているという議論も可能と思われるが、事故当初の過酷な避難状況が必ずしも十分に考慮されていなかったとも考えられ、中間指針の考慮要素、目安額の高低、その相当性の評価をさらに検討する。

3—2—1—3. 損害の類型化の考え方

(1) 避難を余儀なくされたことによる精神的損害の内実

- 3—2—1—1. (1)で述べたとおり、【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】及び【高松高裁松山】が『避難を余儀なくされたこと』として捉えるものは、①被曝不安、②過酷避難、③生活基盤からの剥離の全部又は一部であると言える。これを【東京高裁小高】、【東京高裁前橋】及び【東京高裁千葉】が認定した事実関係と照らし合わせれば、今後の見通しも示されない中で着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な避難を強いられたことが、②過酷避難として法的保護に値する利益の侵害に当たるとの見方は共通していると考えられる。
- また、①被曝不安については、少なくとも、放射線関連の情報が不足している中で被曝の不安を抱きながら避難をしたことは、②過酷避難の過程における過酷さを増大させる要素として切り離すことができないものと考えられる。
- さらに、避難後に初めて自宅への一時立入が認められたのは、早くても避難開始から2ヶ月後であり、その際も暑さの中防護服に身を包み滞在できたのも数時間であることから持ち出すことができた家財道具等にも限りがあることなどを考慮すると、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷さがさらに大きくなったものと考えられる。
- 従って、「放射線に関する情報が不足する中で被曝の不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと」（以下「過酷避難状況」という。）が、避難を余儀なくされたことによる精神的損害の内実であり、本件事故の特殊性のある損害として、法的保護に値する損害と認められるのではないか。

(2) 中間指針における位置付けの確認

- 3—2—1—2. (1)で述べたとおり、中間指針は、第1期（本件事故発生から6ヶ月間）の精神的苦痛として、避難による（一時的な）地域コミュニティ喪失等の事故当初の精神的苦痛に言及していることから、各判決が示す避難を余儀

なくされたことによる精神的苦痛のうちの生活基盤からの剥離については、避難生活による日常生活の苦労や不便等とともに考慮していると考えられるが、上記(1)に示した、過酷避難状況については、これを考慮しているとは言い難いと考えられる。

- そのため、過酷避難状況による精神的損害について類型化し、慰謝料額算定の考え方を新たに示すことが必要ではないか。

(3) 類型化に当たっての考え方

【損害の位置付け（独立した損害項目とすることについての可否）】

- 上記のとおり、過酷避難状況による精神的損害は、単に事故当初の避難を開始して避難所に到着するまでの期間だけに生じるものではなく、避難所を転々とする場合や、少なくとも約 2 ヶ月間にわたって一時立入を厳しく制限されたことなどでも生じていると考えられ、避難生活に伴う日常生活阻害慰謝料の考慮要素と、時間的にも内容的にも重なり合う部分を有する。
- そのため、同じ損害の重複評価を避けるため、中間指針の第 1 期（本件事故発生から 6 ヶ月間）における加算要素とすることが適切ではないかと考える。この場合、加算要素が過酷避難状況による精神的損害であることから、別の事由（例えば、避難所等における避難生活、要介護状態等）による加算とは当然に区別されるべきものと考えられる。

【対象者】

- 過酷避難状況による精神的損害は、本件事故発生直後に避難指示が発出され、政府の許可が無ければ一時立入も許されなかった区域から避難を余儀なくされた者、具体的には、中間指針第 3 において対象区域として指定された避難区域^{*}から同区域外への避難を余儀なくされた者が該当すると考えられる。

※中間指針第 3 「政府による避難等の指示等に係る損害について」（抜粋）

〔対象区域〕

(1) 避難区域

政府が原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域

①東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内（平成 23 年 4 月 22 日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）

②東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内（同年 4 月 21 日には、半径 8km 圏内に縮小。）

- なお、計画的避難区域から避難を余儀なくされた者については、直ちに避難するよう指示されたものではないことから過酷避難状況による精神的損害は認められないが、避難するまでの一定期間、後に政府による避難指示が発出され

る基準を超える放射線量が認められる地域で滞在せざるを得なかったことが認められることから、別途、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害について検討することとする。

【損害項目】

- 上記(1)に示したとおり、「放射線に関する情報が不足する中で被曝の不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたことによる精神的損害（過酷避難状況による精神的損害）」が賠償に値すると考えられる。

【慰謝料額の算定方法】

- 損害の位置づけで述べたとおり、事故発生からの2ヶ月について、避難生活に伴う精神的損害の加算要素とすることが適当と考えられる。
- 具体的な慰謝料の金額については、避難所等における避難生活の加算額が月額2万円（事故当初の2ヶ月間程度が多い）とされていることも考慮しつつ、日常生活阻害慰謝料における精神的損害の内容面とも一定の重なり合いが認められることを併せて考えることが合理的であると考えられる。

3—2—2. 故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）

3—2—2—1. 各判決における『故郷喪失・変容による精神的損害』の捉え方

(1) 典型的に算定する判決

- 【仙台高裁いわき】及び【高松高裁松山】は、故郷の喪失・変容による慰謝料を事故時の居住区域の実情に着目して典型的に算定。
 - 【仙台高裁いわき】は、原告らが主張する包括的平穩生活権の侵害が認められることを前提に、中間指針に従った東京電力の賠償基準に基づく「避難生活の継続による慰謝料」では評価し尽せない損害についての慰謝料として、「避難生活を余儀なくされた慰謝料」と「故郷の喪失又は変容による慰謝料」を挙げ、避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料として、故郷の喪失又は変容による有形・無形の損害ないし精神的苦痛を評価して算定。
 - 【高松高裁松山】では、避難指示解除準備区域の住民については、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害があったこと、さらに「故郷」も相当程度喪失したことを認め、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害に基づく慰謝料を、強制避難慰謝料、避難継続慰謝料、故郷喪失慰謝料の3つに分けて算定。
- 【東京高裁小高】及び【仙台高裁生業】は、原告らの請求方式に照らし、原告らに共通する損害額を算定するに当たり、結果として故郷喪失・変容による慰謝料を事故時の居住区域ごとに典型的に算定。
 - 【東京高裁小高】は「地域の住民が従前属していた自らの生活の本拠である住居地を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティ等における人間関係において継続的かつ安定的に生活する利益（生活基盤に関する利益）」を損害の対象とし、生活基盤変容によって生じた共通の損害の慰謝料として算定。なお、原告らの請求は共通の損害についての一部請求であるとして、共通の損害以外の損害部分については、別訴で請求し得るものと解している。
 - 【仙台高裁生業】は、帰還困難区域では、慰謝料を強制的に転居させられた点についての慰謝料、避難生活の継続を余儀なくされた点についての慰謝料、ふるさと喪失についての慰謝料の3つに分け、ふるさと喪失については、居住地は人格を形成していく基盤でもあるところ、そのような「生存と人格形成の基盤」を一個人の人生のスパンで見ればほぼ不可逆的に破壊・毀損されたと指摘し、賠償額を算定。同様に居住制限区域や避難指示解除準備区域においてもふるさと喪失についての慰謝料を算定。

(2) 個別に算定する判決

- 【東京高裁前橋】は、「故郷喪失・変容による慰謝料」等の分類を設けず、本件事故に基づく一つの慰謝料として、一括して慰謝料額を算定。

- 【東京高裁千葉】は、「避難生活に伴う精神的苦痛」と、「避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害」に対する賠償に2分し、後者に生活基盤の変容による精神的損害を含ませて算定。

(3) 各判決における認容額の比較

- 帰還困難区域は600万円（【仙台高裁いわき】、【仙台高裁生業】）、避難指示解除準備区域は100万円（【仙台高裁いわき】、【東京高裁小高】、【仙台高裁生業】、【高松高裁松山】）で、いずれも同額を認容している。
- 居住制限区域は150万円（【仙台高裁生業】）と100万円（【仙台高裁いわき】、【東京高裁小高】）、緊急時避難準備区域は50万円（【仙台高裁いわき】）と0円（【高松高裁松山】）と、認容額に差がある。
- なお、個別に算定している判決から類型的な考慮要素のみに係る慰謝料額部分を抽出するのは容易ではない。一方で、【東京高裁千葉】は、居住制限区域に係る多くの被害者（避難期間中に親族を亡くした者を除く）について300万円を認めていること、【東京高裁前橋】は慰謝料の総額として、帰還困難区域については1500万円、居住制限区域については1200万円、避難指示解除準備区域については1100万円を認めていることは、他の判決との比較において注意深く検討する必要がある。

3—2—2—2. 中間指針における『故郷喪失・変容による精神的損害』の捉え方と各判決との異同

(1) 中間指針の捉え方

- 中間指針第四次追補では、避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額について、「帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用は除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。」と規定されている。また、対象となる精神的損害の内容と算定根拠として、理論的には最終的に帰還可能か否かによって精神的損害は異なると考えられるものの、帰還可能か否かはもとよりその見通しの判断さえ困難であること、仮に長期間経過後に帰還可能になったとしても、移住を余儀なくされたものと扱うことが合理的であること、避難指示解除の時期に関わらない早期生活再建の必要性から、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能とな

り、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括賠償することとした旨説明されている。

- 他方で、帰還困難区域以外の区域の住民に対しては、引き続き日常生活阻害慰謝料（一人月額 10 万円）を賠償するとしており、本件事故により故郷を喪失したこと又は故郷が変容したことによる慰謝料を示していない。
- また、故郷の「喪失」に対する慰謝料については、帰還困難区域に関して中間指針等で示されているといえるが、故郷の「変容」に対する慰謝料については、第四次追補の策定当時は、帰還困難区域を除き、その生活基盤の変容による損害の実態が十分に想定・把握できていなかったことから審査会でも議論の対象となっておらず、中間指針等では示されていないと考えられる。

(2) 各判決との異同

- 帰還困難区域の住民に対する「故郷喪失・変容による慰謝料」の算定において、【仙台高裁生業】、【東京高裁前橋】、【東京高裁千葉】、【仙台高裁いわき】は、中間指針等で示された基準額の合計（1450 万円）を超える金額を認容していることから、第四次追補の 1000 万円の一括賠償が故郷の喪失に対する慰謝料を賠償する趣旨であるとしても、その賠償額については検討を要する。

3—2—2—3. 損害の類型化の考え方

生活基盤（故郷）の「喪失」と「変容」との違いは、本件事故前の生活の基盤がどの程度毀損されたかという程度の違いであるということもできる。もっとも、「変容」にあっては、相当期間にわたり帰還が制限されたことにより従前の生活基盤がかなりの程度毀損された状況を意味するのに対して、「喪失」にあっては、長期間にわたり帰還が制限されたことにより従前の生活基盤が著しく毀損された状況を意味することに加え、そのような状況にあるかつての居住地に帰還したくても帰還できない事態をも含意するものであることから、程度の問題では評価しきれない側面があり、損害の程度には大きな差があるとするのが合理的であると考えられる。

(1) 帰還困難区域

- 故郷喪失・変容による精神的損害を独立の損害項目とするか否かについて、帰還困難区域については、中間指針に定める「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」が、「故郷を喪失したことに対する精神的損害」を独立の損害項目として示しているものと解することができる。
- なお、慰謝料額については、各判決の認容額と中間指針の定める金額を比較すると、中間指針は各判決の認容額と同程度の金額を示していると考えられる。

もあるが、「避難を余儀なくされたことによる精神的損害」に対する慰謝料も含めた慰謝料の総額として適正な規模となるかどうかの点からも検討が必要であると考えられる。

(2) 居住制限区域・避難指示解除準備区域

【損害項目】

(居住制限区域)

- 居住制限区域については、平成29年4月までに全ての避難指示が解除¹¹されているが、除染計画やインフラ復旧計画等の策定や実施の見通しが相当程度の期間立たなかったことで、帰還の時期も見通すことができず、その間に移住を決断せざるを得なかった者が少なからず存在することや、帰還したとしても避難を実施する前とは変容した状況を受け容れざるを得ないことの精神的苦痛が生じていると考えられる。
- そのため、「長年住み慣れた住居及び地域への帰還の見通しが立つまでに相当程度の期間を要し、それまでの間にそこでの生活の断念を余儀なくされたこと、又は帰還したとしても避難を実施する前とは変容した状況を受け容れざるを得ないことの精神的苦痛等」が「故郷が変容したことによる精神的損害」と言えるのではないか。
- 本損害項目を独立の損害項目とするか否かについては、帰還困難区域の居住者も居住制限区域の居住者も、本件事故前の生活の基盤を前提として考えれば、3—2—2—3. 冒頭で述べたとおり、従前の生活基盤がどれだけ変容(毀損)したかの程度の違いという側面を有すると言うことができ、月額10万円の避難生活に伴う損害とは性格の異なるものであることから、帰還困難区域と同様に、独立の損害項目とすることが適切であると考えられる。

(避難指示解除準備区域)

- 避難指示解除準備区域については、避難指示の解除された時期が居住制限区域と同時期である区域も多く、自治体間で比較すれば、居住制限区域の方が別の自治体の避難指示解除準備区域より先に解除されるケースもあったことから、被害者は居住制限区域と似たような状況に置かれていたと考えられる。
- そのため、避難指示解除準備区域については、居住制限区域と同等に扱うことが合理的ではないかと考えられる。

¹¹ 大熊町の居住制限区域の避難指示の解除は平成31年4月であるが、中間指針において、同区域は帰還困難区域と同等の取扱いとされているため、除外している。

(3) 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の慰謝料額の算定方法

- ①各判決は、慰謝料を算定するにあたり一括算定をするのか独立の損害項目を設けるのか、独立の損害項目を設ける場合においても損害項目の設定の仕方において違いがあること、②中間指針と各判決において、避難継続に伴う慰謝料を算定する期間の長さ等について考え方の違いがあることから、各判決が認めた金額から共通的な考え方や目安額を導き出すことは容易ではない。
- 各判決との比較で適正な金額を算定する方法としては、例えば、各判決の認容額から日常生活阻害慰謝料等の金額を控除した残額を生活基盤変容慰謝料の賠償額を参考にすることが考えられる。すなわち、避難生活に伴う日常生活阻害慰謝料の算定期間については各判決が共通して85ヶ月間（合計額850万円）としていることを尊重し、これに、上記3—2—1—3.「避難を余儀なくされたことによる精神的損害」の検討において示した過酷避難状況による精神的損害に対する慰謝料を加算した金額を各判決の認容額総額から控除した金額を参考にすることがあり得ると思われる。
- このように考える場合、第四次追補において、帰還困難区域に関して避難指示の長期化等に係る損害について、過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にしたとの考え方との整合性が問題となる。各判決が、避難状況の実情に照らし、共通して日常生活阻害慰謝料の対象期間を85ヶ月としていることからすると、帰還困難区域においても、同じ期間について日常生活阻害慰謝料を賠償することが相当であり、このことは第四次追補の趣旨に反するものではない。また、第四次追補は、形式的には平成26年3月時点における生活基盤喪失慰謝料として、将来生ずる損害も含め1000万円で賠償することとしているが、この点については、第二次追補との調整という観点から、実質的には賠償額を700万円としており、過去の裁判例等の検討結果との間で齟齬をきたすものでもないと思われる。

(4) その他の区域

ア. 各判決の状況

- 緊急時避難準備区域において故郷喪失・変容による精神的損害を認めるのかどうかについて、同区域の居住者が原告に含まれる判決のうち、【仙台高裁いわき】及び【東京高裁千葉】は肯定し、【高松高裁松山】は否定し、【仙台高裁生業】は原告が請求していないため判断せず、【東京高裁前橋】は不明、と判断が分かれている。
- ただし、【東京高裁千葉】は、「避難者の個別の事情を勘案して決すべき」としており、該当する原告は小学生3人を含む一家族4人であることから、類型的な判断ではなく個別的な判断であると考えられる。

イ. 類型化の可否

- 緊急時避難準備区域は、本件事故から約6ヶ月後に全て解除され、避難を実施せずに滞在を続けた居住者も多いことから、避難を強制された避難指示区域とは異なり、一定の地域社会が残っていたと考えられるものの、解除後も生活基盤の毀損の回復に一定程度の期間を要し、多数の住民の帰還が相当程度の期間できなかったことも認められている。
- そのため、生活基盤が一定程度毀損したものとみなし、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に準じて損害を類型化することも考えられる。

3—2—3. 自主的避難等による精神的損害

3—2—3—1. 各判決における『自主的避難等による精神的損害』の捉え方

(1) 各判決における損害認定の仕方

- 【東京高裁前橋】、【東京高裁千葉】は、自主的避難等対象区域の住民の精神的損害を個別に認定。
 - 【東京高裁前橋】は、家族ごとに家族構成、避難前後の生活状況、原告らの心情などの個別事情を具体的に認定し、慰謝料を一括で算定。
 - 【東京高裁千葉】は、家族ごとに個別事情を認定し、放射線による健康被害の不安や避難による平穏な生活を失ったこと等を挙げ、いわき市の原告には、「避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償」と分けて「避難生活に伴う慰謝料」を月額で算定、西白河郡矢吹町の原告には、慰謝料を一括で算定。

- 【仙台高裁生業】、【高松高裁松山】、【仙台高裁中通り】は、原告らに共通する精神的損害を類型的に認定。
 - 【仙台高裁生業】は、自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えたことから平穏生活権を侵害されたことが明らかであると、【高松高裁松山】は、「低線量とはいえ、放射線に対する恐怖や不安を抱き、被ばくの影響を避けるために避難することは、一般人からみてやむを得ないもの」であって、社会通念上相当性があるとして、いずれも包括的生活利益としての平穏権侵害があると認めている。その上で、その様な恐怖・不安や避難を実施する状況に置かれたことについての慰謝料と、避難継続による慰謝料に分けて類型的に損害認定。前者については一括、後者については月額で慰謝料を算定。
 - 【仙台高裁中通り】は、放射線被曝に対する強い恐怖や不安を抱くことはやむを得ないものと考えられ、その様な精神的苦痛を受けたことは民法709条にいう法律上保護された利益の侵害に当たるとした上で、慰謝料を一括で算定。

(2) 各判決における損害項目の比較

- 自主的避難等対象区域の居住者が自主的避難を実行した場合、それに伴う精神的損害を賠償すべきであるという判断は、5判決のいずれにおいても共通している。

- 生活費増加費用については、【仙台高裁中通り】はこれを慰謝料に含めて賠償対象とすることを明示。【仙台高裁生業】と【高松高裁松山】は明示せず、【東京高裁千葉】は慰謝料とは別の損害項目で検討されている。【東京高裁前橋】は精神的損害のみの請求。

(3) 各判決における賠償期間の比較

- 典型的に損害認定したものは、
 - 【仙台高裁生業】は子供・妊婦であるか否かを問わず平成24年2月まで
 - 【仙台高裁中通り】は原告が子供・妊婦以外の者のみであり平成23年12月まで
 - 【高松高裁松山】は子供及び妊婦は平成24年8月まで、それ以外は平成24年2月まで
- 個別に損害認定したものは、
 - 【東京高裁千葉】は個別事情を認定した上で、子供は平成24年3月まで、それ以外は平成23年9月まで
 - 【東京高裁前橋】は明示していない

(4) 各判決における賠償額の比較

- 【仙台高裁生業】は子供・妊婦51万円（うち月額分は3万円 × 12月）、それ以外17万円（うち月額分は1万円 × 12月）
- 【東京高裁前橋】は子供・妊婦60万円（中央値）、それ以外30万円（中央値）
- 【仙台高裁中通り】は原告が子供・妊婦以外の者のみであり30万円
- 【高松高裁松山】は子供・妊婦146万円（うち月額分は7万円 × 18月）、それ以外70万円（うち月額分は5万円 × 12月）

(5) 各判決における自主的避難等対象区域外の認容状況

- 自主的避難等対象区域外の原告に賠償を認めたものは、
 - 【東京高裁千葉】は、西白河郡矢吹町の居住者
 - 【仙台高裁生業】は、県南地域、宮城県丸森町及び栃木県那須町の居住者（※宮城県（丸森町を除く）、茨城県の居住者は棄却）

(6) 各判決における滞在者の取り扱い

- 【仙台高裁生業】、【仙台高裁中通り】は、滞在者についても自主的避難者と同様の賠償をすべきであることを明示している
- 【東京高裁千葉】、【高松高裁松山】は、原告に滞在者はいない

3—2—3—2. 中間指針における『自主的避難等による精神的損害』の捉え方と各判決との異同

(1) 中間指針の捉え方

- 中間指針第一次追補では、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安としている。
- 中間指針第二次追補では、平成24年1月以降、少なくとも子供及び妊婦については、自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となり、具体的な損害額については、損害の内容に応じて合理的に算定するものとしている。
- 対象地域として、中間指針第一次追補では、福島第一原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）等の要素を総合的に考慮して、公平かつ早期の賠償という観点から、自主的避難等対象区域を設定し、同地域の居住者に共通して生じた損害として損害額を目安を示している。

(2) 各判決との異同

- 中間指針は、各判決が賠償すべきものとして判示した自主的避難等対象区域の住民の被曝の不安による精神的損害を、自主的避難者については、被曝の不安により自主的避難を行ったことによって生じた生活費増加費用や日常生活阻害による精神的苦痛及び移動費用、滞在者については、被曝の不安を抱きながら滞在を続けたことがもたらす日常生活阻害による精神的苦痛や生活費増加費用という形であるものの、いずれもとりにこんでいるものと評価できる。
- 賠償期間に関しては、子供・妊婦について【仙台高裁生業】は平成24年2月まで、【高松高裁松山】は平成24年8月までとしているのに対し、中間指針は平成23年12月までの目安額を示し、平成24年1月以降は合理的に算定することとしている。それ以外の者については、【仙台高裁生業】及び【高松高裁松山】は平成24年2月まで、【仙台高裁中通り】は平成23年12月までとしているのに対し、中間指針は本件事故発生当初の期間が経過するまでとしている。
- 賠償額に関しては、子供・妊婦について【仙台高裁生業】51万円、【東京高裁前橋】60万円（中央値）、【高松高裁松山】146万円に対し、中間指針の目安額は40万円である。子供・妊婦以外については、【仙台高裁生業】17万円、【東京高裁前橋】30万円（中央値）、【仙台高裁中通り】30万円、【高松高裁松山】70万円に対し、中間指針の目安額は8万円である。

- 対象地域に関しては、【仙台高裁生業】は、各地域における時間の経過に伴う放射線量の推移を認定し、自主的避難数等も考慮した上で、いくつかの区域外地域での一律の賠償を認めている。【仙台高裁生業】と中間指針が、各要素をどのように総合考慮して賠償区域の確定に至ったのか検討する必要がある。

3—2—3—3. 損害の類型化の考え方

自主的避難等による損害については、中間指針は、子供・妊婦とそれ以外の者について、放射線の感受性の違い等からその取扱いを区別しており、損害の類型化の可否の検討に当たっても、両者を区別して検討する。

(1) 子供・妊婦以外の者（自主的避難等対象区域）

ア. 損害の基礎となる不安の要素と賠償期間について

【各判決と中間指針との比較】

- 【仙台高裁生業】や【高松高裁松山】は、賠償すべき損害の基礎となる不安について、放射線被曝に対する不安、及び、今後の本件事故の進展に対する不安は賠償の対象になるとしている。【仙台高裁中通り】が賠償の対象とする「被曝に対する不安」は抽象的であるが、判示内容からすると、被曝線量及び健康被害に対する不安と、さらに深刻な事故が発生するのではないかという不安が「被曝に対する不安」の中心要素ではないかと考えられる。
- 中間指針は、①水素爆発が発生したことなどから抱いた大量の放射性物質の放出による放射線被曝不安と、②生活圏内の空間放射線量や被曝の影響等に関する情報がある程度入手できる状況での被曝不安があることを指摘し、子供・妊婦以外の者については、①の不安について、本件事故発生当初の時期まで（事故発生から平成23年4月22日頃まで¹²⁾の間を賠償の対象となる損害の基礎としているが、②については認めていない。その理由としては、原子力発電所の状況や放射線量に関する情報が徐々に公表され、こうした情報を基に、避難区域の見直しが行われ、これによって政府による避難指示等の対象区域が概ね確定したとみることができ、そのような状況下では放射線への感受性を子供・妊婦程に重視する必要性が認められないことから、被曝不安を感じていたとしてもそれは損害の基礎とはなり得ないと判断していたと考えられる。
- 各判決が認める賠償期間は上記 3—2—3—1. (3) に示したとおりそれぞれ異なっているが、中間指針が終期の判断とする平成23年4月22日の避難区域見

¹²⁾ 中間指針第一次追補においては、「本件事故発生当初の時期」について明確にしていないが、「中間指針追補に関するQ&A集」問11.において、「概ね本件事故発生から本年4月22日頃までの時期が目安になると考えられます。」とされている。

直しについて、その時点で賠償すべき損害の基礎となる不安が解消したと言うのは困難とする考え方が共通であると言える。

【類型化に当たっての考え方】

- 各判決との比較を踏まえ、本件事故発生当初の時期以降の不安について、各判決が賠償の基礎として認めた不安を勘案し、「被曝線量及び健康被害に対する不安」、及び、「(本件事故発生当初の時期以降も)残存する後続事故に対する不安」について検討する。
- 「被曝線量及び健康被害に対する不安」は、子供・妊婦以外の者については、自主的避難等対象区域のような低線量の場合に、子供・妊婦程に放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていないことから、これだけでは賠償の対象となる損害の基礎にはなり得ず、「残存する後続事故に対する不安」と相まった複合的な不安としてはじめて賠償の対象となる損害となり得るものと考えられ、賠償の対象期間についても、残存する後続事故に対する不安と平仄を合わせて考えることが合理的であると考えられる。
- 「残存する後続事故に対する不安」については、各判決との比較を踏まえると、平成 23 年 4 月 22 日の避難区域見直しを不安が解消する時点とするのが困難であるとするれば、いつの時点で解消したと考えるのが合理的かという問題になる。その場合、政府の発表する本件事故の状況やそれに伴う避難区域見直し等の客観的な情報がその指標となることが合理的と考えられ、同年 9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除された時や、同年 12 月 16 日に原子炉の冷温停止状態が確認されたとして発電所の事故そのものの収束が政府により宣言された時などが考えられる。
- まとめると、本件事故発生当初の時期(事故発生から平成 23 年 4 月 22 日頃まで)以降の子供・妊婦以外の者が抱く恐怖・不安のうち、賠償の対象となる損害の基礎となるものは、「放射線被曝への恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって抱く複合的な恐怖・不安」ではないかと考えられる。

イ. 損害項目

中間指針においては、自主的避難者については生活費増加費用・日常生活阻害慰謝料・移動費用、滞在者については生活費増加費用・日常生活阻害慰謝料が損害項目として認められている。本件事故発生当初の時期以降の損害の基礎となる不安の内実は異なるものと考えられるが、その性質が全く異なるものとは言い難く、平成 23 年 4 月 22 日以降(以下「第Ⅱ期」という。)の損害項目については、平成 23 年 4 月 22 日以前(以下「第Ⅰ期」という。)のものからの変化や継続性に着目して検討する。

【日常生活阻害慰謝料】（自主的避難者／滞在者）

- 第Ⅱ期において、避難者については、避難先での環境にも徐々に適応し、精神的苦痛の程度も一定程度軽減されていくものと考えられるが、自宅から離れて避難する状況下での精神的苦痛は引き続き存在しているものと考えられる。
- 滞在者については、行動の自由の制限等を受けた環境にも徐々に適応していくものの、その制限等が引き続き残る状況下においては精神的苦痛が引き続き存在しているものと考えられる。
- 従って、第Ⅰ期からはある程度低減されるとはいえ、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害については賠償の対象とすることが合理的であると考えられる。

【生活費増加費用】（自主的避難者／滞在者）

- 第Ⅱ期において、自主的避難者については、避難先での生活環境も徐々に整い、増加する生活費も一定程度軽減されていくものと考えられるが、自宅から離れて避難する状況下では引き続き生活費の増加は生じているものと考えられる。
- 滞在者については、行動の自由の制限等を受けた環境にも徐々に適応していくものの、その制限等は引き続き残ることから一定の生活費の増加は生じているものと考えられる。
- 従って、第Ⅰ期からはある程度低減されるとはいえ、生活費の増加費用については賠償の対象とすることが合理的であると考えられる。

【移動費用】（自主的避難者）

- 慰謝料については、避難費用と生活費増加費用を合算して一括で算定されることを考慮すれば、避難費用についても第Ⅱ期の損害項目に含め、実際の避難費用が目安額における避難費用と生活費増加費用の合計を上回る場合においては、個別具体的事情に応じて賠償の対象と認められ得るとすることが合理的ではないかと考える。

ウ. 慰謝料額の算定方法

【算定方法】

- 第Ⅱ期においては、上記アで述べたとおり、賠償すべき損害の基礎となる不安は、残存する後続事故に対する不安、並びに、被曝線量及び健康被害に対する不安の複合的なものであり、その割合も時間の経過等によって変化し、その変化の度合いや具体的損害の内容は個々人で大きく異なることから、上記イに示した損害項目を合算して定額一括賠償とすることが適切であると考えられ

る。

- なお、第Ⅰ期と第Ⅱ期を分けずに合算して示し、第一次追補で示した金額を控除すると、子供・妊婦が第Ⅰ期と第Ⅱ期を分けずに合算して算定していることとの整合性も図られる利点があると考えられる。

【算定額】

- 中間指針第一次追補は、子供・妊婦以外の者については、屋内退避区域の10万円を下回る額として8万円、子供・妊婦については、避難指示区域の避難に伴う精神的損害の第2期5万円を参考に10ヶ月分として計算した金額を下回る40万円を目安額として示した。
- 子供・妊婦以外の者の場合は、上記アで述べたとおり、子供・妊婦程に放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていないことから、これだけでは損害の基礎とはなり得ず、残存する後続事故に対する不安と相まった複合的な不安として初めて賠償の対象となる損害の基礎となり得るものであり、子供・妊婦の目安額を参考にするとしても、そのベースは大きく下回るものと考え、各判決の認容額が子供・妊婦の場合の3分の1から2分の1程度であることも参考にして算定することが合理的ではないか。

【留意点】

- 残存する後続事故の不安、並びに、被曝線量及び健康被害に対する不安については、緊急時避難準備区域等の避難指示区域の滞在者や帰還者についても、賠償の対象となる損害の基礎になり得ることに留意する必要がある。仮に対象となれば、損害項目が重複する可能性があり、調整が必要となることも想定される。
- また、判決によっては、各原告の認容額を検討するに当たり、東京電力による弁済の抗弁を受け容れ、中間指針に基づく既払い金を控除している。第Ⅱ期の賠償の目安額において、東京電力が自主的に賠償した分についてどの範囲が控除できるのか、円滑な賠償実施の観点からは基本的な考え方を示しておく必要があるのではないかと考えられる。

(2) 子供・妊婦（自主的避難等対象区域）

- 中間指針は、①水素爆発が発生したことなどから抱いた大量の放射性物質の放出による放射線被曝不安と、②生活圏内の空間放射線量や被曝の影響等に関する情報がある程度入手できる状況での被曝不安があることを指摘し、子供・妊婦については②についても賠償の対象となる損害の基礎としているところ、各判決と比較した場合、少なくとも平成23年12月末までの間は中間指針と各判決との考え方に整合は取れていると考えられる。

- 中間指針は、平成 24 年 1 月以降については、一定の科学的合理性を有する政府の避難指示基準を下回る放射線量下での被曝不安を判断する基準としては、地域によりばらつきのある放射線量や個人の行動パターンなど個別性が強いものとして、原発からの距離等を考慮要素とした地域的範囲による類型化を止め、個別の事例又は類型ごとに、一定の要件のもとで賠償の対象とするとしている。実際、東京電力は、自主的避難等対象区域の子供・妊婦を対象に、平成 24 年 1 月から 8 月までの損害として 1 人 8 万円を自主的に賠償している。上記 3—2—3—2. (2) に示したとおり、各判決間でも終期は分かれているが、中間指針は各判決よりも期間に対しての柔軟性は高いと考えられる。そのため、現行の中間指針の考え方に従い、引き続き、個別の事例又は類型ごとに、一定の要件のもとで賠償の対象とすることには、相応の合理性が認められる。

(3) 自主的避難等対象区域外の損害についての類型化の可否

- 各判決において、【仙台高裁生業】が唯一、自主的避難等対象区域外の原告について、当該地域の測定線量の推移等を踏まえ、地域単位で典型的に賠償の対象となる取り扱いをしている。
- 中間指針は、一定の放射線量が認められる地域において、住民が被曝不安を抱いたことについては相当の理由があるとする範囲を自主的避難等対象区域として市町村単位で設定し、当該市町村の住民には一律に賠償を認めるとの判断枠組みを取っている。同区域を設定するに当たり、原発からの距離、避難指示区域との近接性、政府等から公表された放射線量情報等（生活圏やヨウ素剤配布地域を含む）を総合的に勘案したことは引き続き合理性を有すると考えられ、そこで列挙されている勘案事情も引き続き合理的なものであると思われる。
- また、県南地域及び宮城県丸森町については、中間指針では、原発からの距離、避難指示区域との近接性、政府等から公表された放射線量情報等（生活圏やヨウ素剤配布地域を含む）を総合的に勘案すると、一律に賠償を認めるべき区域とはみなされず、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得るとされ、実際、東京電力は子供・妊婦の場合には自主的避難等対象区域の半額を自主的に賠償していることを考慮すれば、自主的避難等対象区域の拡大については、慎重に対応すべきではないかと考えられる。

3—2—4. 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害

「避難を余儀なくされたことによる精神的損害」の検討において、避難当初の過酷な状況における精神的苦痛が精神的損害の類型化の対象となり得ることを指摘した。その際、計画的避難区域に設定された地域の居住者は、この類型に必ずしも該当しないと考えられるが、他方で、後に政府による避難指示が発出される基準（事故発生後1年間の積算線量が20mSvに達するおそれ）に該当する地域に一定期間滞在していた事実があり、その滞在期間中の放射線被曝による健康不安について、別途検討する必要があることを指摘した。

ここでの健康不安は、年間積算線量が20mSvに達するおそれがあるとして後に政府による避難指示が発出される状況下に一定期間滞在したということに基づく不安であり、自主的避難等対象区域に滞在し続けた者が抱く不安とは異なるものであるから、これと区別し、「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安（以下「相当線量地域健康不安」という。）に基礎を置く精神的損害」として、その類型化の可否について検討する。

3—2—4—1. 事実関係

(1) 計画的避難区域

【経緯】

- 原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）は、平成23年（2011年）3月12日に東京電力福島第一原子力発電所から半径20km以内の区域に避難指示、同15日に同発電所から半径20～30kmの区域に屋内退避の指示を行った。
- その後、同発電所から半径20km以遠の地域においても、気象条件や地理的条件により、積算空間線量が高くなるおそれのある場所が見込まれる中、原災本部は、国際放射線防護委員会（ICRP）が定める、緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（20～100mSv／年）を考慮して、事故発生から1年の期間内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」として設定し、当該区域内の居住者等に対して、原則としておおむね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うよう、4月22日に指示した。
- 計画的避難区域の設定までの間、当該区域に滞在する居住者等は具体的な避難指示を受けていなかった¹³。

¹³ 計画的避難区域に設定されるまでの間、葛尾村については平成23年3月14日に同村より、全村避難が勧告されたほか、南相馬市については、同16日に同市より、住民に一時避難が要請され、屋内退避区域（福島第一原子力発電所から半径20～30kmの区域）については、同25日に官房長官より、社会生活の維持継続の困難さを理由とする自主避難の促進等が発表されている。

【区域の範囲】

葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって、福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域を除く区域

【対象人口】

葛尾村：約 1,300 人、浪江町：約 1,300 人、飯館村：約 6,200 人、
川俣町（一部）：約 1,200 人、南相馬市（一部）：約 10 人 合計：約 10,000 人

【避難状況】

- 国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が行ったアンケート調査¹⁴によれば、葛尾村のように 3 月 14 日に村役場の全村避難指示で 8 割以上の住民が避難した地域もあれば、川俣町（4 月 22 日時点で 40%程度の避難率）、飯館村（4 月 22 日時点で 60%程度の避難率）のように、計画的避難区域の設定時点で多くの居住者等が区域内に滞在している地域もあり、特に飯館村は住民の大部分が避難を完了したのは同年 6 月末だった。加えて、川俣町、飯館村は事故当初には避難先として避難指示のあった近隣自治体から避難してきた住民を受け入れており、4 月 22 日時点ではこれら避難者も滞在していた。

【設定以降の変遷】

- 平成 23 年 12 月 16 日、原子炉の冷温停止状態が確認されたとして発電所の事故そのものの収束が政府により宣言された後、同 26 日、避難指示区域の見直しに関する基本的考え方¹⁵が決定され、以降、計画的避難区域を含む避難指示区域について、避難指示解除準備区域（年間積算線量が 20mSv 以下となることが確実であることがと確認された地域）、居住制限区域（年間積算線量が 20mSv を超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）、帰還困難区域（長期間、具体的には 5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20mSv を下回らないおそれのある、年間積算線量が 50mSv 超の地域）へと見直すこととされた。

（区域見直し実施日）

平成 24 年	4 月 16 日	南相馬市
	7 月 17 日	飯館村
平成 25 年	3 月 22 日	葛尾村
	4 月 1 日	浪江町
	8 月 8 日	川俣町

¹⁴ 国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書 参考資料

¹⁵ ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について（平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部）

(2) 高裁判決における事例

- 各判決において、相当線量地域健康不安について争われておらず、該当する事例は見当たらない。

(3) 係争中の後続訴訟の事例

- 令和3年7月30日 福島地裁郡山支部判決（平成27年（ワ）第255号、平成28年（ワ）第11号、同第138号、同第253号、平成29年（ワ）第18号、同129号、平成30年（ワ）第319号）

原告居住地：浪江町津島地区（帰還困難区域）¹⁶

➤ 被ばく不安等（P. 50-54）

「100mSv 以下では発がんリスクを検出することは難しいなどと、低線量被ばくの危険性は証明されていない旨の指摘が多くなされているのであって、・・・低線量被ばくの危険性が科学的に証明されているとまで認めることはできない。また、津島居住原告が浴びた放射線量の具体的な数値は不明であるところ、・・・本件事故の影響により増加したことまでを認めるに足りる証拠はなく、津島居住原告に、放射線の影響による具体的に健康被害が発生したと認める証拠はない。」とする一方で、「しかしながら、そもそも放射線が、がんなどの生死にかかわる病のリスクを高める危険性を有していることは明らかである。低線量被ばくをしても安全であることまで証明されているわけでもなく、100mSv を下回る低線量被ばくによって人体にどのような影響があるかについて、見解の一致までには至っていない・・・。このような放射線の性質や、これが及ぼす人体への影響についての知見からすると、低線量被ばくについて不安を抱くことは理解できるところである。」「このことに加え、・・・本件事故から約 10 年が経過しようとしている現在もなお、放射線量が高いとして津島地区が帰還困難区域に指定されているのであるから、本件事故による津島地区の放射線汚染状況は高かったのであり、本件事故後避難までの間に津島地区に滞在した津島居住原告は、その間に屋内外でどのような行動をし、また、どのような飲食をしていたとしても、日常生活では経験することのないような高い数値での被ばくをしたことが優に推認されるところである。・・・以上の津島居住原告が置かれた状況からすると、同人らが、本件事故により被ばくしたことにより、将来自らの健康に影響が及ぶのではないかと不安を抱くのはやむを得ないものと考えられるのであり、社会通念上、そうした状況に置かれたのであれば誰もが抱くと考えられる不安であるというべきである。そうすると、こうした不安感を、抽象的な危険性に対する漠然としたもので、法律上の保護に値しないものとして取り扱うことは相当ではなく、津島居住原告が抱く被ばく不安を、慰謝料の考慮事由とすべきである。」としている。

¹⁶ 公表された判決文では、地域名等は伏せられている（「Q 地区」と記載）ものの、報道等と照合して原告の居住地は浪江町津島地区であることが明らかであることから、本引用では全て本文中「Q」を「津島」と置き換えて記載している。

- 平成 31 年 3 月 27 日 東京地裁判決（平成 24 年（ワ）第 9383 号、同第 14101 号、同第 27639 号、平成 25 年（ワ）第 32443 号、平成 26 年（ワ）第 7769 号）

原告居住地：飯舘村、川俣町、浪江町¹⁷

- 本件事故発生後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安による精神的損害について（P. 34-36）

「原告らが本件事故前住居地を去るまでの外部被ばく線量の推計値・・・最大 11.2mSv であると推定される・・・また、内部被ばくの預託実行線量の推計値は・・・特に高い内部被ばくを受けたことをうかがわせる事情もない。そうすると、原告らが当該放射線被ばくに健康不安を感じているとしても、原告らのうちに実際に年間 20mSv を超える線量の被ばくをした者は存しないというべきであり、原告らの当該不安感は、客観的・科学的な根拠があるものとは認められず、・・・直ちに原告らに平穩生活利益の侵害が生じているものとは認められない」とする一方で、「もっとも・・・原告らのうち、本件事故後、本件事故前住居地や、後に同様に居住制限区域や避難解除準備区域に設定される地域での生活を一定期間継続した原告らについては・・・、事故の更なる進展の結果、本件事故直後の被ばくと併せて、健康被害が生じる可能性が科学的・客観的に認められるだけの被ばくを受けた可能性が認められるのであり、そのような深刻な状況に置かれていた原告らについては、社会通念上受忍限度を超えて、放射線被ばくによる健康被害が発生する危険にさらされていたといえることができるから、平穩生活利益に対する侵害を認めることができ、そのような危険にさらされていた期間及び危険の程度に応じて、金銭をもって賠償すべき精神的損害を受けたものと認めるのが相当である」としている。

- 令和 3 年 2 月 9 日 福島地裁いわき支部判決（平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号、令和 1 年（ワ）第 274 号）

原告居住地：川俣町山木屋地区¹⁸

- 放射線被ばくの不安に関する主張について（P. 125-126）

山木屋地区に居住していた原告らの低線量被ばくに対する不安を慰謝料算定に当たり考慮すべきか否かという点について、各種検査結果等を踏まえれば「原告らに客観的な健康被害のおそれがあるとまでは認め難く、原告らが抱く放射線被ばくへの不安それ自体を独立した利益の侵害と捉えたり、それを踏まえて慰謝料の額を増額したりする要素として考慮すること

¹⁷ 公表された判決文では、同じく地域名等は伏せられているものの、報道等と照合して原告の居住地は飯舘村及び川俣町の計画的避難区域並びに浪江町であることが明らかとなっている。

¹⁸ 公表された判決文では、同じく地域名等は伏せられているものの、報道等と照合して原告の居住地は計画的避難区域に該当する川俣町山木屋地区であることが明らかとなっている。

はできない」とする一方で、空間放射線量率の比較的高い山木屋地区での生活を継続しており、「本件事故直後に着の身着のままの避難を求められた者に生じた避難生活に伴う精神的苦痛は生じていないものの、避難をせずに自宅に留まったことにより比較的高い放射線量下での生活をしたことによる放射線被ばくの影響への不安が生じており、避難をした場合と同程度の精神的苦痛が生じているとみることができる。その限度で、放射線被ばくへの影響への不安を精神的苦痛の要素として考慮することが相当である」としている。

(4) ADR センターにおける申立事例

- 事例番号 960 (成立)

帰還困難区域(飯舘村長泥地区)の申立人らについて、放射線被ばくへの恐怖や不安に係る精神的損害のほか、不動産等の財物損害、避難費用等が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、一部の損害項目についての和解方針が示されている。)

- 事案番号 1 (不成立)

避難指示区域(浪江町)に居住していた申立人ら 1 万 5000 余名が、本件事故によって生じた精神的損害の賠償を求めた事案において、仲介委員は、中間指針等が定める月額 10 万円ないし 12 万円に加算して、①申立人全員に対し、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛(将来への不安等)の増大による慰謝料として、平成 24 年 3 月から平成 26 年 2 月までの間につき月額 5 万円、②本件事故時に 75 歳以上であった申立人(又は本件事故後に 75 歳に達した申立人)に対し、上記①に加えて、日常生活阻害慰謝料として、平成 23 年 3 月以降(又は 75 歳に達した月以降)につき月額 3 万円の賠償を認める旨の和解案を提示したほか、申立人らの多くが「大量の放射性物質が飛来する場所を通過して避難をしていたことを知り、申立人ら自身及び家が被曝したかもしれないとの不安・恐怖を抱いたこと」に係る精神的苦痛は「個別の事情・行動等を検討して、別途賠償すべき損害になり得る(特に妊婦・子供)と思料する」との見解を示している(「申立人らの本件事故当時における所在地や避難経路には様々なものがあり得るため、申立人ら全員に共通する事情として一律に被曝に対する不安感に係る慰謝料について和解案を提示することには限界がある」として、和解案には含めず、別途の申立てなどによる解決を示唆した。)

3—2—4—2. 中間指針における位置付け

- 中間指針において、政府による避難指示によって避難を余儀なくされた者(以下「強制避難者」という。)については、対象者の居住区域は線量が高いものの、そこでの滞在期間はごく短期間かほぼ無いとみなされることから、被曝による不安は賠償の対象とはされていない。自主的避難等対象区域

の滞在者については、対象者の居住区域は一定の線量はあるつつ、相対的には低いレベルにとどまるものの、そこでの滞在期間は長期にわたることから、被曝による不安に基礎を置く損害が賠償の対象とされている。

- 計画的避難区域に設定された地域の居住者については、実際に避難を開始した時期はそれぞれの事情に応じて異なっているものの、避難をする前の生活においても、本件事故発生日以降、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生の始期は本件事故発生日とするのが合理的であると判断され、避難までの間の精神的損害も含めて、避難に伴う精神的損害が賠償対象とされている。ただし、上記の避難に伴う精神的損害の考慮要素は、強制避難者と同様であることから、相当線量地域健康不安については考慮要素に含まれておらず、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得るものとの位置付け¹⁹である。

3—2—4—3. 相当線量地域健康不安に基礎を置く精神的損害の要保護性の有無

(1) 相当線量地域健康不安に基礎を置く精神的損害の客観化

- 相当線量地域健康不安を抱く客観的状況とは、後に政府による避難指示が発出される基準を超える相当量の放射線量が認められる地域に、場合によっては数ヶ月間と一定期間にわたり滞在したと認められることである。
- この相当量の線量下で一定期間滞在した場合には、安心できる生活空間を享受する利益が相当期間にわたって侵害されたという客観的利益の侵害が認められ、その侵害から反射的に生ずる健康不安に基礎を置く精神的損害がここでの精神的損害であると言える。

(2) 自主的避難等による損害との比較

- 自主的避難者・滞在者の損害については、科学的に不適切とは言えない程度の社会的合理性を有する不安を基礎とする平穏生活権侵害があり、自主的避難者は平穏生活権侵害に伴う自らの回避行動（避難）を介して発生する損害、滞在者は平穏生活権侵害から直ちに発生する損害（被曝の不安を基礎とする精神的損害）及び自らの回避行動（屋外に出るのを控える等）を介して発生する損害と言える²⁰。
- これと比較すると、上記(1)で述べた安心できる生活空間を享受する利益が相当期間にわたって侵害されたという客観的利益の侵害は、少なくとも科学的に不適切とはいえない程度の不安があるという点で、自主的避難等対象区域の避難者・滞在者の平穏生活権侵害と共通する面を有するものの、他方

¹⁹ 中間指針に関するQ&A集 問44

²⁰ 大塚直「福島原発訴訟判決における権利侵害・過失及びリスク論について」法律時報93巻3号12頁

で、そこでの放射線量は、自主的避難等対象区域と比較して著しく高く、後に政府による避難指示が発出される基準を超えるものであり、そのような線量の空間で一定期間滞在したことによる不安は、自主的避難等対象区域の滞在者と比べて滞在期間が短いことを考慮しても、格段に深刻であったと考えられ、その健康不安は避難後直ちに解消されるものではなく、これを減殺・解消できるような事由が生じない限り、継続するものと考えられる。

- なお、計画的避難区域に設定された地域では高い放射線量が観測されていたものの、福島県が実施した調査²¹によれば、住民の行動記録を基にした外部被曝線量の推計値は、これまでの疫学調査の結果から発がんリスクが増加することが指摘される100mSvを下回っていることから、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」とされているところ、身体を保護法益と考えた場合、その侵害の可能性が高いとはいえず、法益侵害性は認められないと考えられる。また、後記「損害の終期」記載のとおり、同調査の結果が公表されたことにより、相当線量地域健康不安はある程度軽減されたものと考えられる。
- 上記から、計画的避難区域に設定された地域の居住者については、健康、身体の安全を保護法益とする場合の法益侵害性は認められず、したがって、健康、身体の安全への侵害（又はその危険性）を理由とする損害も認められないものと考えられるが、一方、相当線量地域健康不安については、自主的避難等対象区域の滞在者が抱く不安を超えるものであり、少なくとも法的保護に値する損害であると認めるのが相当ではないか。

3—2—4—4. 損害の類型化の考え方

(1) 類型化に当たっての考え方

上記3—2—4—3.で述べたとおり、計画的避難区域に設定された地域の居住者は、相当線量地域健康不安に基礎を置く損害についての要保護性が認められるため、損害の類型化に当たっての論点について検討する。

【対象者】

- ここでの精神的損害は、計画的避難区域に設定された地域の居住者に共通して発生していると考えられる。
- なお、浪江町の住民で事故当初に避難指示が出された地域内の居住者についても、避難の過程で計画的避難区域に設定された同町津島地区や飯舘村に一定期間滞在した事実が個別具体的に認められる場合には、本件精神的損害が発生していると認められ得る。

²¹ 福島県県民健康管理調査「基本調査（外部被ばく線量の推計）、甲状腺検査」の概要について（福島県「県民健康管理調査」検討委員会 平成23年12月13日）

【相当線量地域健康不安による利益侵害の程度】

- 賠償すべき損害の基礎となる健康不安は、後に政府による避難指示が発出される基準を超える放射線量が認められる地域に一定期間滞在したことにより生ずる健康不安である。
- 計画的避難区域は、平成 23 年 4 月 22 日に設定され、平成 24 年 4 月 1 日以降、年間積算線量の値に応じて帰還困難区域等の区域に順次設定されたものである。相当線量地域健康不安を基礎とする損害が、安心できる生活空間を享受する利益の侵害による損害と解されることからすると、その利益侵害の程度は、年間積算線量の値に応じて異なるというべきであるから、相当線量地域健康不安に基礎を置く損害を類型化する際に、区域に応じてさらに類型化することも合理性があると考えられる。

【損害の始期】

- 計画的避難区域の設定は、本件事故から 1 ヶ月以上経過した後であり、同区域の居住者においては、それ以前に避難した者や、避難の準備が整っても避難先の確保がままならず、区域の設定から実際の避難開始までに数ヶ月間滞在の継続を余儀なくされた者など、その行動態様は様々である。
- そのため、同区域の居住者について、避難を開始した時期を特定してそれに応じて健康不安の程度に差を付けることは、立証負担軽減や公平性の観点から適切ではないと考えられる。そのため、避難の実施時期を問わず同等に扱うことには合理性があると考えられる。

【損害の終期】

- 相当線量地域健康不安については、先に指摘したとおり、不安の程度は自主的避難等対象区域の滞在者の不安に比べて格段に深刻であり、避難後直ちに解消されるものではなく、これを減殺・解消できるような事由が生じない限り、継続するものと考えられる。また、不安が継続する期間については、個人によって様々であるが、不安を減殺・解消できるような事由を典型的に判断しようとすれば、健康診断の実施や公的な調査結果の公表等の客観的な指標を用いることは合理的であると考えられる。
- 実際、上記 3—2—4—3. (2) に述べたように、福島県が平成 23 年 12 月に公表した県民健康調査「基本調査」において、行動記録を基にした外部被曝線量の推計値からは「放射線による健康影響があるとは考えにくい」との見解が示されている。本調査の信頼度や個別の行動態様により個人差があることは否定できないものの、全体的には、本調査の公表によって、相当線量地域健

康不安はある程度解消されたものと考えることには合理性があると考えられる。

【慰謝料額の算定方法】

- ここでの精神的損害の基礎となる健康不安は、平成 23 年 12 月までは軽減されることがなかったことからすると、その期間は要保護性が認められるというべきであり、避難生活に伴う日常生活阻害慰謝料と期間的に重なり合いを有することから、本件事故から平成 23 年 12 月までの間における避難生活に伴う精神的損害の加算要素とすることが適当と考えられる。
- 計画的避難区域の居住者は、強制避難者に該当するため、中間指針の避難費用や精神的損害の賠償対象者に含まれていることから、日常生活阻害慰謝料を増額する金額の算定に当たっては、相当線量地域健康不安を抱いたことを基礎に置く精神的損害のみを考慮要素とし、他に考慮すべき要素は特にないものと考えられる。
- 具体的な金額の算定に当たっては、他の損害項目とのバランスや、裁判例等の事例を考慮して算定することが必要と考えられる。

(2) 関連する法的論点

本件精神的損害は、政府による避難指示が発出された時期が他の区域と異なる事情があり、その事実の介在により発生したことから、本件事故と損害の発生間の因果関係が否定されるのではないかという論点が考えられ、以下のとおり検討する。

- 第三者の介入が事態にふさわしくない異常なものであれば行為者は免責されるという説²²で考えると、計画的避難区域の設定が本件事故発生から約 1 ヶ月後になったことは、事故発生後の様々な状況に鑑みれば、東電を免責する程の異常な事態であったとみなすことは困難であると考えられる。
- 先行する不法行為の危険性が結果を実現したかどうかを基準に因果関係の相当性を問う説²³で考えると、損害の発生は本件事故の危険性が実現したものであり、前記と同様に計画的避難区域の設定が本件事故発生から約 1 ヶ月後になったことにより東電の行為との因果関係の相当性が否定されるとは考えられない。
- 従って、本件については、因果関係の相当性は認められるものと考えられる。

²² 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為（中）」428 頁、454 頁

²³ 潮見佳男「不法行為法 I」354 頁

3—2—5. 総括基準で類型化されている精神的損害の増額要因

3—2—5—1. 中間指針や総括基準における精神的損害の増額に関する捉え方

- 中間指針では、精神的損害の損害額について「あくまで目安であるから、具体的な賠償にあたって柔軟な対応を妨げるものではない」（中間指針第3の6の備考10）とされていることを踏まえ、ADRにおいて、平成24年2月14日に総括基準が策定され、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる場合が定められた。具体的には、「下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合」である。

- ① 要介護状態にあること
- ② 身体または精神の障害があること
- ③ 重度または中程度の持病があること
- ④ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
- ⑤ 懐妊中であること
- ⑥ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ⑦ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ⑧ 避難所の移動回数が多かったこと
- ⑨ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

ADRにおいては、本総括基準に基づき慰謝料を増額した和解成立事例が多く存在する。一方、東電の直接請求手続においては、上記の増額事由のうちの一部の事由でしか増額が認められておらず、かつ、認められる場合もADRと比較して増額される金額が小さく、増額の幅に大きな差がある。

3—2—5—2. 各判決の日常生活阻害慰謝料の増額についての評価

- 【仙台高裁いわき】は、個別事情に基づく増額について、東京電力が避難所増額及び要介護者や身体障害者等への増額賠償をしているところ、「この増額相当分は支払済であり、個別の原告について増額をする必要はみない。なお、原告らは、障害者についての増額を主張するが、前記のとおり要介護者等への増額のほかに、更に障害者についての増額を考慮する必要までは認めない。」と判示している。
- 【東京高裁小高】は、「共通の損害を超える個別の損害につき後に請求することを留保した一部請求ということになる」と整理し、個別事情を踏まえ増額する余地を残している。
- 【仙台高裁生業】は、「全住民に共通しない個別の事情については、それを具体的に特定した上で個別請求をすることも否定しない」としており、個別事情に基づく増額を否定していない。
- 【東京高裁千葉】は、「避難所等における避難生活の期間については、1か

月当たりの賠償額を2万円増額するのが相当」、「疾病や高齢等により介護を要する者や、共に避難した家族に介護を要する者があり、その介護を行わなければならない者については、1か月当たりの賠償額を一定程度増額するのが相当」としている。

- 【高松高裁松山】は、一部の原告に対して、個別事情に基づく増額を行っている。

以上を踏まえると、要介護等の事情が認められる場合に賠償額を増額している判決があり、一方、一定の事情に基づいて増額することを否定する判決はない。

3—2—5—3. 損害の類型化の考え方

- 上記3—2—5—1. で挙げた総括基準で定められた増額事由のうち、①要介護状態にあること、②身体または精神の障害があること、④これらの者の介護を恒常的に行ったこと、⑤懐妊中であること、⑥乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、については、これらの事由が認められる場合は、避難生活が通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きくなることが一般的であり、該当するか否かの認定、或いは程度の判定が比較的容易であることから、指針において類型化することは、直接請求手続において広く適用されることが期待できるという意味で、検討に値すると考えられる。
- 類型化に当たっては、被害者に対して迅速に、かつ手続の負担が少ない形で賠償が行われることを第一に考えることが重要である。
- 迅速かつ手続負担の少ない賠償の観点からは、中間指針において増額事由を類型化するに当たり、上記の増額事由が認められる事案において、例えば、
 - ア. 月額に加算額
 - イ. 定額に加算額
 - ウ. 相当期間当該事由が継続することが想定される事由については定額に加算額、ある時点で当該事由が止むことが想定される事由については、月額の加算額を定めるなど、可能な限り、目安額を設定することが望ましい。なお、上記3—2—5—1. において、直接請求手続とADRにおける増額の幅に大きな差があることを指摘したところ、目安額の設定に当たっては、ADRの賠償実務を参照することが求められる。
- 中間指針において増額事由として掲げられる事由は、本来増額がされて然るべき事由の中から、定型的立証が可能なものを特に選別したものに過ぎないのであるから、掲げられていない増額事由について、その賠償の必要性やこれまでの賠償実務が否定されるものではなく、引き続き具体的事情を考慮して

増額の当否が検討されるべきである。

3—3. その他の論点

3—3—1. 過失の帰責性

一般の不法行為の理論及び実務においては、加害者側の故意や重過失を含む広範な要素が慰謝料算定における考慮要素として認められているところ、本件事故における東京電力の故意又は過失（ないし非難されるべき行為態様）の有無・程度の慰謝料算定における扱いについて、各高裁判決の判断を分析し、中間指針の見直しも含めた対応の要否について検討を行うに当たっての留意点について、以下のとおり検討した。

(1) 各高裁判決の概要

ア. 故意又は過失（ないし非難されるべき行為態様）の有無・程度を慰謝料の考慮要素とすることに肯定的な判決

【仙台高裁いわき】

東京電力の賠償責任が無過失責任であり、故意又は過失の有無は損害賠償責任の発生要件としての意味を有しないことから、一般不法行為の場合と同様に故意又は過失の有無・程度を考えることは必ずしも必要かつ適切なこととはいえないとし、正面から故意又は過失の有無について判断しなかった。

もっとも、「避難を余儀なくされた慰謝料」を算定する過程において、東京電力が事前に十分に予測可能であった津波被害の対策を先送りにした結果として起こした重大な事故のために余儀なくされたもので、その観点からも避難を余儀なくされた精神的苦痛はさらに大きなものとなったとして考慮している。なお、慰謝料額の算定においてそれをどのように反映したのかは明らかでない。

【仙台高裁生業】

国の規制権限行使の違法性判断の前提として東京電力の過失、すなわち予見可能性を前提とした結果回避義務違反の有無を判断し、これを肯定した。

その上で、損害の判断における考慮要素として「侵害態様・程度」を挙げ、その一要素として、故意又は過失の有無、程度も重要であるとし、東京電力に故意又は重大な過失までは認めることはできないものの、義務違反の程度は決して軽微とはいえない程度であったというべきであるから、これを前提に損害額を算定すべきであるとした。なお、慰謝料額の算定においてそれをどのように反映したのかは明らかでない。

【高松高裁松山】

民法 709 条の規定の適用がないことから共同不法行為の前提として東京電力の過失について判断する必要はないが、慰謝料額算定要素の一つとしては加害者の過失の程度も含まれるから、慰謝料額の算定においては過失の有無程度が考慮要素の一つとなることは否定できないとして、過失の有無の判断に踏み込んでいる。

結論として、故意と実質的に同視し得る程度の重過失があるとまではいえないとしても、取るべき対応を適宜の時期に取らなかったことは動かし難く、相当程

度に重いことは明らかであり、しかも、相当程度に重い過失責任があるにも関わらずその責任を認めず、無過失であると主張していることから、国とともに慰謝料の算定において考慮すべき要素の一つになるとした。なお、慰謝料額の算定においてそれをどのように反映したのかは明らかでない。

イ. 故意又は過失（ないし非難されるべき行為態様）の有無・程度を慰謝料の考慮要素とすることに否定的な判決

【東京高裁前橋】

東京電力において本件津波の発生を予見することはできず、防潮堤の設置や水密化措置により本件事故を回避できたとも認め難く、故意又は重大な過失があったとまでいうことはできないから、慰謝料増額の考慮要素とするのは相当でないとした。

【東京高裁千葉】

本件事故の発生についての故意又は重大な過失があったことを理由として精神的損害に対する賠償額が増額されることがあり得るとしても、長期評価に対する東京電力の一連の対応をみても、本件事故発生について故意があったとは認められず、また故意に匹敵するような重大な過失があったと認めることもできないとして、慰謝料の増額を否定した。

ウ. 判断を示していない判決

【東京高裁小高】及び【仙台高裁中通り】においては、原告らから東京電力の過失等を慰謝料算定の考慮要素とすべきである旨の主張がなかったため、判断が示されていない。

エ. 上記から言える傾向

故意又は過失（ないし非難されるべき行為態様）の有無・程度を慰謝料の考慮要素とすることについて、肯定する判決も否定する判決も、考慮要素とすること自体を理論的に否定してはいないが、過失や非難性の程度についての評価判断が分かれている。また、肯定する判決においても、過失や非難性の程度が慰謝料額にどのように反映されたかについては明らかでない。

(2) 無過失責任との関係

- 原子力損害については、民法の不法行為の一般原則ではなく、民法の特則である原賠法による無過失責任が適用される。
- 無過失責任の場合、故意又は過失（ないし非難すべき行為態様）の有無・程度を慰謝料額の算定の考慮要素とすることについては、鉱業法の無過失責任に基づくイタイタイ病の訴訟において、被告が企業として損害防止措置を講じるべきであった点に言及し、被害者に対する損害賠償請求に応じる態度

を示さない被告の行動の非難可能性を慰謝料算定において考慮する裁判例²⁴がある。なお、被告企業の非難すべき行為態様が慰謝料額にどのように反映されたかについては明らかでない。

- 無過失責任の場合において、加害者の責任発生要件としての過失を慰謝料額の判断要素と解することは相当ではないが、加害者の非難すべき行為の態様によっては、本件事故後の対応等を含め、慰謝料額算定の考慮要素とすることはあり得ると考えられる。

(3) 中間指針における取扱いに係る考え方

- 本件事故による原子力損害に係る中間指針において、東電の行為態様の取扱いを考えるに当たり、判決によって判断が分かれており、また、これを肯定する立場の判決においても、具体的な慰謝料額の算定においてどのように反映されたのかが明らかでなく、さらに、肯定・否定の各判決間で慰謝料の認容額に大きな差がないことなどを勘案すると、慎重に対応することが求められると考えられる。

²⁴ 昭和47年8月9日 名古屋高裁金沢支部判決（昭和46年（ネ）103号、昭和46年（ネ）120号、昭和46年（ネ）137号、第一審：昭和46年6月30日 富山地裁判決）（出典）判例時報674号25頁、判例タイムズ280号182頁

3—3—2. 後続訴訟からの影響等

3—3—2—1. 係属中の後続訴訟における損害の認定から影響を受ける要素

(1) 中間指針が損害項目としない損害につき、係属中の後続訴訟が賠償対象とする場合

- 後続訴訟が認容した損害（認容する可能性がある損害）及び損害額の算定で考慮要素とした事情について、同損害（又は考慮要素とした事情）が類型化に馴染むものである場合、後続訴訟の判決及び同訴訟での主張は、中間指針の見直しの要否を検討するに当たり有益な資料となり得ることから、現在係属中の後続訴訟を可及的に検討しておくことが相当である。
- 地裁判決が出ているものについてはいずれも確定しておらず、上級審で異なる判断がなされる可能性があることから、今の段階で網羅的かつ詳細に検討する必要は必ずしもないと考えられるが、少なくとも、現時点で留意すべきものは、一部の判決²⁵において認定された計画的避難区域における相当線量地域健康不安に基礎を置く精神的損害である。これについては、上記3—2—1「避難を余儀なくされたことによる精神的損害」の検討においても具体的に把握され、ADRにおける和解仲介の申立事例にも存在することから、上記3—2—4「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」において類型化の在り方について検討したところ。
- また、地裁に係属中の訴訟における主張について、可能な範囲で分析した限り、訴訟物、被侵害利益、損害項目、損害額の算定等において、高裁判決や本分析・検討での考え方や枠組みに収まらない目新しい主張はいくつかあるが、いずれも、現時点で留意すべきものとは認められないものであると考えられる。

(2) 中間指針が損害項目とする損害につき、後続訴訟が中間指針の目安額よりも高額な賠償額を認定する場合

- 後続訴訟が、個別的事情を考慮することなく判断した結果として中間指針の目安額より高額な賠償額認定に至った場合は、中間指針の見直しの要否を検討するに当たり有益な資料となり得ることから、現在係属中の訴訟において、個別的事情を考慮することなく算定された慰謝料額等を、可及的に検討しておくことが相当である。
- 地裁判決が出ているものについて、断定的に判断するためには上級審の判断を待つ必要があり、現時点で網羅的かつ詳細に検討する必要は必ずしもない

²⁵ 令和3年7月30日 福島地裁郡山支部判決（平成27年（ワ）第255号、平成28年（ワ）第11号、同第138号、同第253号、平成29年（ワ）第18号、同129号、平成30年（ワ）第319号）、平成31年3月27日東京地裁判決（平成24年（ワ）第9383号、同第14101号、同第27639号、平成25年（ワ）第32443号、平成26年（ワ）第7769号）、令和3年2月9日 福島地裁いわき支部判決（平成25年（ワ）第252号、平成26年（ワ）第101号、平成27年（ワ）第34号、平成29年（ワ）第85号、令和1年（ワ）第274号）

と考えられるが、少なくとも、地裁判決の認容額はいずれの判決でも高裁判決で認められた水準の範囲内であると考えられる。

3—3—2—2. 既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点

(1) 確定判決がある場合

- 仮に確定判決の認容額よりも、見直し後の中間指針に定められた目安額としての慰謝料額（以下「見直額」という。）の方が高額であったとしても、確定判決の原告は、東京電力に対し、見直額と認容額との差額を訴訟において請求することはできない（同請求を根拠づける主張は、既判力（民事訴訟法により、訴訟当事者は判決内容に拘束されること）により遮断される。）可能性が高いと考えられる。
- 東京電力による任意弁済の可否・当否等については、個別の事案について最終的には裁判所が判断する性質のものであるが、一般論としては、以下のとおりと考えられる。
 - 既判力については、訴訟法説（紛争解決基準の安定等のために認められた後訴裁判所に対する前訴判決の訴訟法上の拘束力とするもの）により、実体法上の権利関係が変更するものではないとする考え方が通説であり、その意味で、債務者が見直額と認容額との差額を任意弁済することが非債弁済とみなされる可能性は低いのではないか。
 - また、任意弁済をした場合、当該弁済が非債弁済に当たらないという前提のもとでは、会社法第423条1項に基づく取締役の任務懈怠責任を問われる可能性は低いものと考えられる。

(2) 直接請求手続、ADRにおける和解において支払を受けている場合

- 中間指針が見直されたとしても、直接請求手続やADRセンターで既に和解している案件において、清算条項が付された事案は限定的であり、上記の差額の請求ができなくなるという事態は生じないと考えられる。

4. 結論

- 本年3月に確定した集団訴訟の7つの高裁判決に加え、ADRセンターにおける事例（和解・打ち切り）、さらに係属中の後続訴訟の判決等も含めて調査・分析を行い、以下の損害について、中間指針等には示されていない類型化が可能な損害項目や賠償額の算定方法についての考え方を示したところ。
 - 過酷避難状況による精神的損害
 - 故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）
 - 自主的避難等による精神的損害
 - 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害
 - 精神的損害の増額事由
- 今後、審査会においては、本最終報告も踏まえ、中間指針の見直しも含めた対応の要否等に係る検討が行われるものと考えているが、ここで今一度、中間指針が果たしてきた役割や成果を振り返りたい。
- 中間指針は、多数の被害者を迅速、公平かつ適正に救済するため、多数の被害者に共通する一定の損害類型を示し、その損害類型に該当する限りにおいては、被害者の手続き上の負担や時間を極力低減させることを重視してきた。また、「政府による避難等の指示等に係る損害」については、避難指示解除や帰還の時期によって賠償額に差が生じないように、「自主的避難等に係る損害」については、避難を実施した者と自主的避難等対象区域に滞在し続けた者との間で差が生じないことに留意するなど、多数の被害者の公平性を重視してきた。こうした中間指針の趣旨・役割が大多数の被害者の迅速な救済を促進し、紛争の深刻化・長期化を防いできたとも言える。
- こうしたこれまでに十分に機能してきた中間指針の実績や、本最終報告で指摘した損害が中間指針で賠償の対象として示してきたものと密接に関連していることに鑑みると、今後の中間指針の見直しも含めた対応の要否等の検討においては、従来からの一貫性や継続性を重視し、現在の中間指針の構造を維持しつつ、新たに類型化された損害を取り込む努力・工夫が求められると考える。
- また、指針で類型化されたものだけが賠償すべき損害ではないことは言うまでもなく、東京電力においては、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応を求めたい。加えて、関係行政機関が一体となり、東京電力への指導監督や、ADRセンターの積極的活用など、被害者の迅速かつ適正な救済と円滑な賠償の実施に向けた取組とともに、賠償だけでは限界がある被災地の復興に向けた取組を進めることも併せて要請する。

- 最後に、審査会による検討結果が早期に取りまとめられ、被災地の復興、被害者の生活再建や心の復興に貢献することを心から祈りたい。

参考資料（別紙）

1. 第56回原子力損害賠償紛争審査会資料	55
2. 7高裁判決の慰謝料概要	58
3. 避難指示区域の概念図	59
4. 中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）における対象区域	64
5. 中間指針についての全般的評価に関連する判決抜粋	65
6. 避難を余儀なくされたことによる精神的損害、故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）に関連する判決抜粋	71
○ 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】	71
○ 東京高裁判決【東京高裁小高】	80
○ 仙台高裁判決【仙台高裁生業】	91
○ 東京高裁判決【東京高裁前橋】	117
○ 東京高裁判決【東京高裁千葉】	119
○ 高松高裁判決【高松高裁松山】	123
7. 避難を余儀なくされたことによる精神的損害、故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）に関連する中間指針抜粋	129
8. 自主的避難等による精神的損害に関連する判決抜粋	145
○ 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】	145
○ 仙台高裁判決【仙台高裁生業】	145
○ 東京高裁判決【東京高裁前橋】	157
○ 仙台高裁判決【仙台高裁中通り】	164
○ 東京高裁判決【東京高裁千葉】	168
○ 高松高裁判決【高松高裁松山】	171
9. 自主的避難等による精神的損害に関連する中間指針抜粋	173
10. 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害に関連する後続訴訟判決抜粋	179
11. 総括基準（精神的損害の増額事由等について）	183
12. 総括基準で類型化されている精神的損害の増額要因に関連する判決抜粋	185
13. 過失の帰責性に関連する判決抜粋	205
14. 係属中の後続訴訟の一覧	209

注：本資料は、専門委員による調査・分析及び議論の用に供するために作成されたものであり、抜粋や抜粋への下線等の付与は専門委員の合議の上で行われたものではない。

判決抜粋の出典は、①裁判所の web サイト「裁判例検索」②第一法規（株）の法情報総合データベース「D1-Law.com」の「判例体系」のいずれかであり、詳細は以下のとおりである。

R2. 3. 12 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】：②、R2. 3. 17 東京高裁判決【東京高裁小高】：①、R2. 9. 30 仙台高裁判決【仙台高裁生業】：①、R3. 1. 21 東京高裁判決【東京高裁前橋】：①、R3. 1. 26 仙台高裁判決【仙台高裁中通り】：①、R2. 2. 19 福島地裁判決（【仙台高裁中通り】の原判決）：①、R3. 2. 19 東京高裁判決【東京高裁千葉】：①、R3. 9. 29 高松高裁判決【高松高裁松山】：①、R3. 7. 30 福島地裁郡山支部判決：②、H31. 3. 27 東京地裁判決：②、R3. 2. 9 福島地裁いわき支部判決：②

1. 第56回原子力損害賠償紛争審査会資料

(審56)資料2

判決に係る調査・分析について

令和4年4月27日

令和4年6月10日別紙改定

原子力損害賠償紛争審査会事務局

1. 調査・分析の必要性

東京電力株式会社福島原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会において、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及び同中間指針の各追補（以下「中間指針等」という。）の見直しも含めた対応の要否について検討を行うに当たり、各判決等を詳細に調査・分析する必要がある。

そのため、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第4条に基づき、専門委員を任命し、上記の調査・分析を行うこととする。

2. 調査・分析事項

各判決について、(別紙)の観点から調査・分析を行う。なお、専門委員による調査・分析の過程で、必要に応じて調査・分析事項を追加等する場合がある。

3. 調査・分析を行う専門委員の選任の考え方等

- 裁判官経験者、弁護士を含む法律の学識経験者から数名を選任。
 - 中間指針等の策定経緯に知見のある者からも選任。
- ※このほか、調査・分析に当たっては、必要に応じて審査会委員も参画。

4. 今後のスケジュール

- 速やかに専門委員の選任及び発令手続きを開始。
- 調査・分析結果が一定程度得られた都度、審査会に報告。(必要に応じ、専門委員が審査会において説明を行う場合もある。)

(別紙) 判決の調査・分析に当たっての観点

- 各判決において、中間指針等の内容についての評価がどうなっているか。
- 中間指針等には示されていない類型化が可能な損害項目や賠償額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か。
 - ✓ 各判決における損害項目や賠償額の算定方法等について、中間指針との差異が生じた要因は何か（必要に応じ事実認定の内容も確認する。）。
 - ✓ 各判決間で共通項として抽出できる要素において、中間指針等には示されていない類型化が可能なものがあるか。（必要に応じ、ADRの事例（和解・打切り）についても、ADRセンターからの情報提供を受けて検討する。）
- 係属中の後続の訴訟における損害の認定から影響を受けるような要素があるか。また、既に確定した判決との関係で留意すべき点があるか。 等

判決に係る調査・分析を担当する専門委員一覧

青野 洋士	公証人
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
日下部 真治	弁護士
末石 倫大	弁護士
米村 滋人	東京大学大学院法学政治学研究科教授

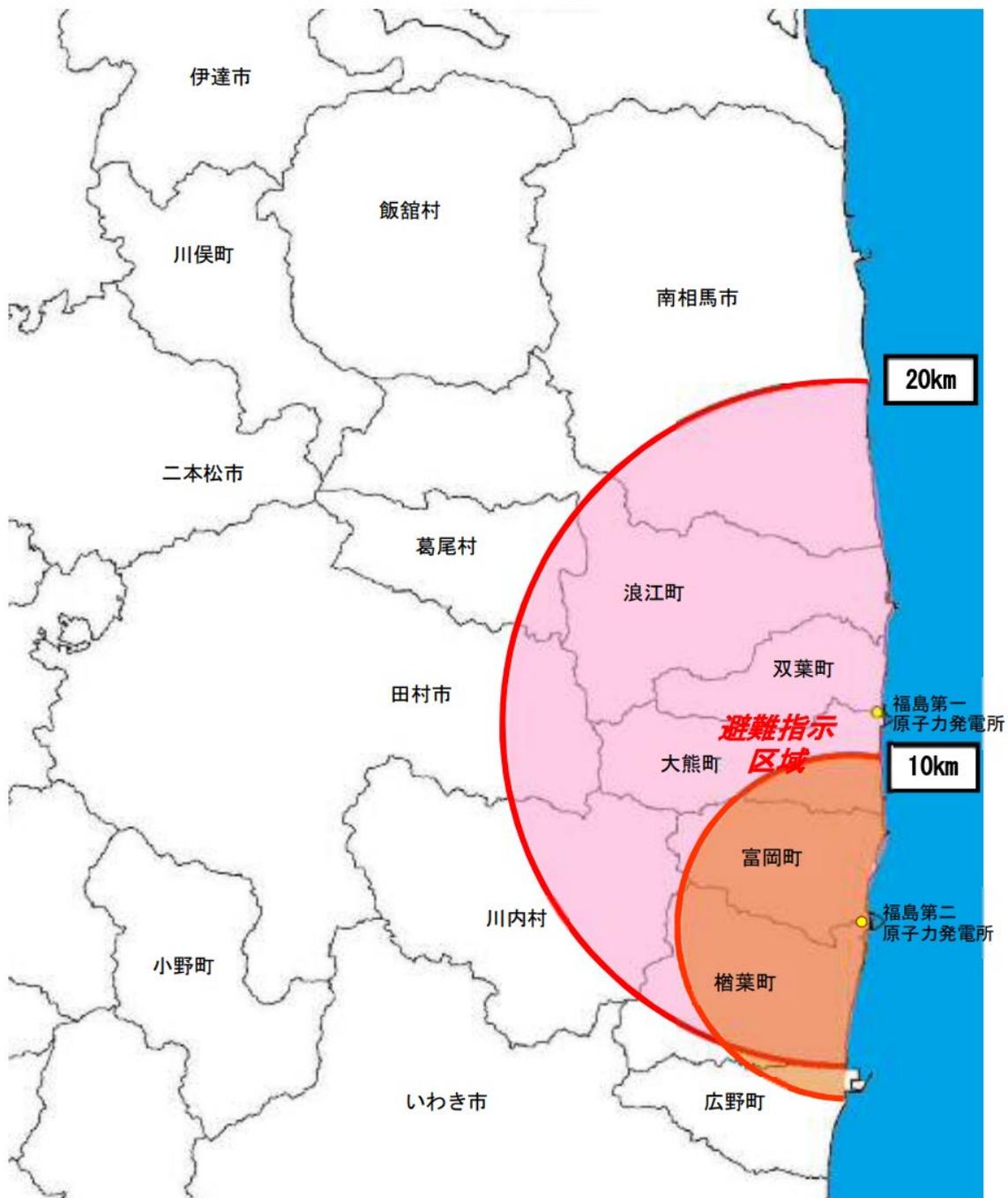
(五十音順)

2. 7 高裁判決の慰謝料概要

区域	中間指針等	東電賠償基準	①仙台高裁判決【仙台高裁いわき】	②東京高裁判決【東京高裁小高】	③仙台高裁判決【仙台高裁生業】	④東京高裁判決【東京高裁前橋】	⑤仙台高裁判決【仙台高裁中遷り】	⑥東京高裁判決【東京高裁千葉】	⑦高松高裁判決【高松高裁松山】
被害利益	-	-	包括的平穩生活権	・居住・移転の自由、平穩生活権という人格的利益 ・生活基盤に関する利益	包括的生活利益としての人格権 ・生存と人格形成の基盤 ・日常的な幸福追求による自己表現	平穩な日常生活を送り、自己の人格を形成、発展させる人格的利益（平穩生活権）	（権利利益という形で明示せず）	（権利利益という形で明示せず）	人間関係や共同体、自然環境等を含む人的、物的基盤である包括的生活利益
慰謝料算定方法	-	-	①避難を余儀なくされた慰謝料 ②避難生活の継続による慰謝料 ③故郷の喪失又は変容による慰謝料を類型化して算定	①避難慰謝料 ②本件生活基盤変容に基づく慰謝料を類型化して算定	①強制的に転居させられた点（避難を余儀なくされた点）等 ②避難生活の継続を余儀なくされた点 ③ふるさと喪失を類型化して算定	原告らの具体的事情を考慮しながら、一括して個別に算定	原告らに生じた精神的損害の根幹部分は共通として、特別の事情が認められない限り、一括して算定。	①避難生活に伴う慰謝料 ②避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する慰謝料を原告らの具体的事情を考慮して個別に算定	①強制避難慰謝料（実質的に強制的に転居させられた慰謝料）等 ②避難継続慰謝料 ③故郷喪失慰謝料を類型化して算定
原告数			210人	335人	3864人	137人	52人	45人	25人
帰還困難区域	月額10万円（区域見直しから5年後まで） 1000万円（H26.3.から将来分も含めて一括）	1450万円	計1600万円 ①150万円 ②850万円 ③600万円		計1600万円 ①150万円 ②850万円 ③600万円	1500万円		計1550/1850万円 ①850万円 ②700/1000万円	
旧居住制限区域	月額10万円（解除から1年後まで、うち2年分は一括賠償可）	850万円	計1100万円 ①150万円 ②850万円 ③100万円	計950万円 ①850万円 ②100万円	計1150万円 ①150万円 ②850万円 ③150万円	1200万円		計1150/1200万円 ①850万円 ②300/350万円	
旧避難指示解除準備区域	月額10万円（解除から1年後まで）	850万円	計1100万円 ①150万円 ②850万円 ③100万円	計950万円 ①850万円 ②100万円	計1100万円 ①150万円 ②850万円 ③100万円	1100万円		計900-1250万円 ①850万円 ②50-400万円	計1320万円 ①200万円 ②1020万円（～30.3） ③100万円
旧緊急時避難準備区域	月額10万円（H24.8.まで）	180万円	計300万円 ①70万円 ②180万円 ③50万円		計280万円 ①100万円 ②180万円	260-300万円		計230/265万円 ①子供215万円（～25.3）/一般180万円（～24.8） ②50万円	計366万円 ①150万円 ②216万円（～24.8） ③0円
旧特定避難勧奨地点	月額10万円（解除から3ヶ月後まで）	490万円			計540万円 ①50万円 ②490万円（24.12解除=250万円）	580万円			
旧屋内退避区域	10万円	70万円						①子供130万円（～24.3）/一般70万円（～23.9） ②0円	
旧一時避難要請区域	月額10万円（H23.7.まで）	70万円			計80万円 ①20万円 ②60万円（～24.2）			①70万円 ②0円	
自主的避難等対象区域	子供・妊婦：40万円（H23.12.まで、それ以降は合理的に算定） 一般：8万円	40万円（～23.12） 8万円（24.1～） 8万円			計51万円 ①15万円 ②36万円（～24.2）	子供：60-70万円 妊婦：40-60万円			計146万円 ①20万円 ②126万円（～24.8） ③0円
奥南地域・丸森町	（対象外）	子供・妊婦：20万円（～23.12） 4万円（24.1～）			計34万円 ①10万円 ②24万円（～24.2）			西白河郡矢吹町 ①50万円 ②0円	
	（対象外）	一般：0万円			計13万円 ①3万円 ②10万円（～23.12）			西白河郡矢吹町 ①30万円 ②0円	
区域外	（対象外）	（対象外）			会津地域 計6万円 ①5万円 ②1万円（1か月） 栃木県那須町 計11万円 ①5万円 ②6万円（～23.8） 認められず				

3. 避難指示区域の概念図

○平成23年3月12日 福島第一原発の半径20km圏内に避難指示
福島第二原発の半径10km圏内に避難指示



○平成23年4月22日 福島第一原発の半径20km圏外の特定地域を、
計画的避難区域※¹及び緊急時避難準備区域※²として設定

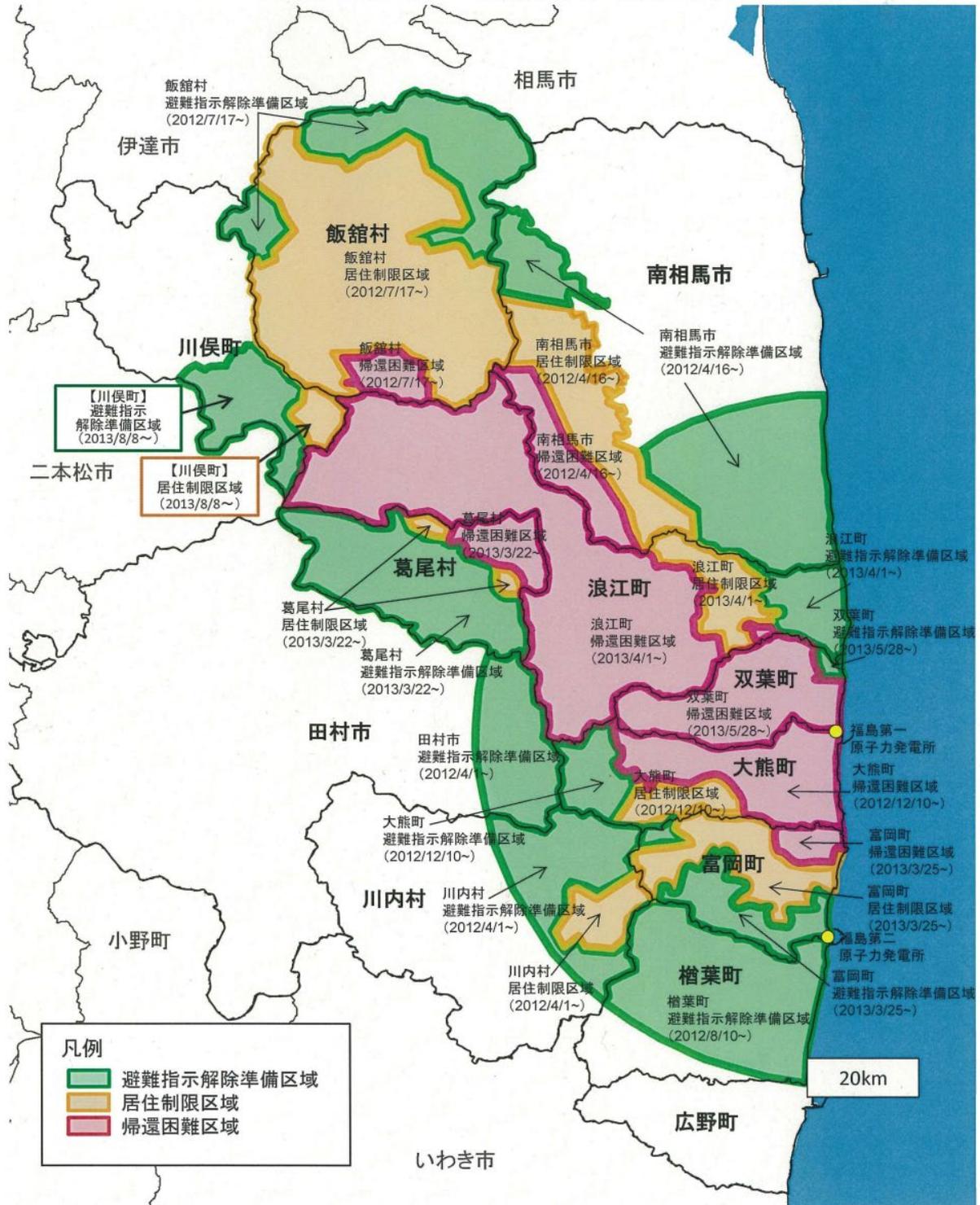


出典：福島県ウェブサイト 避難区域の変遷（平成24年3月31日以前）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/254764.pdf>

避難指示区域の概念図

平成25年8月8日～ ○川俣町 区域見直し後



出典：福島県ウェブサイト 避難区域の変遷（平成24年4月1日以降）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/portal/template02/hinansjijihensen20200310.pdf>

各自治体の避難指示等の変遷

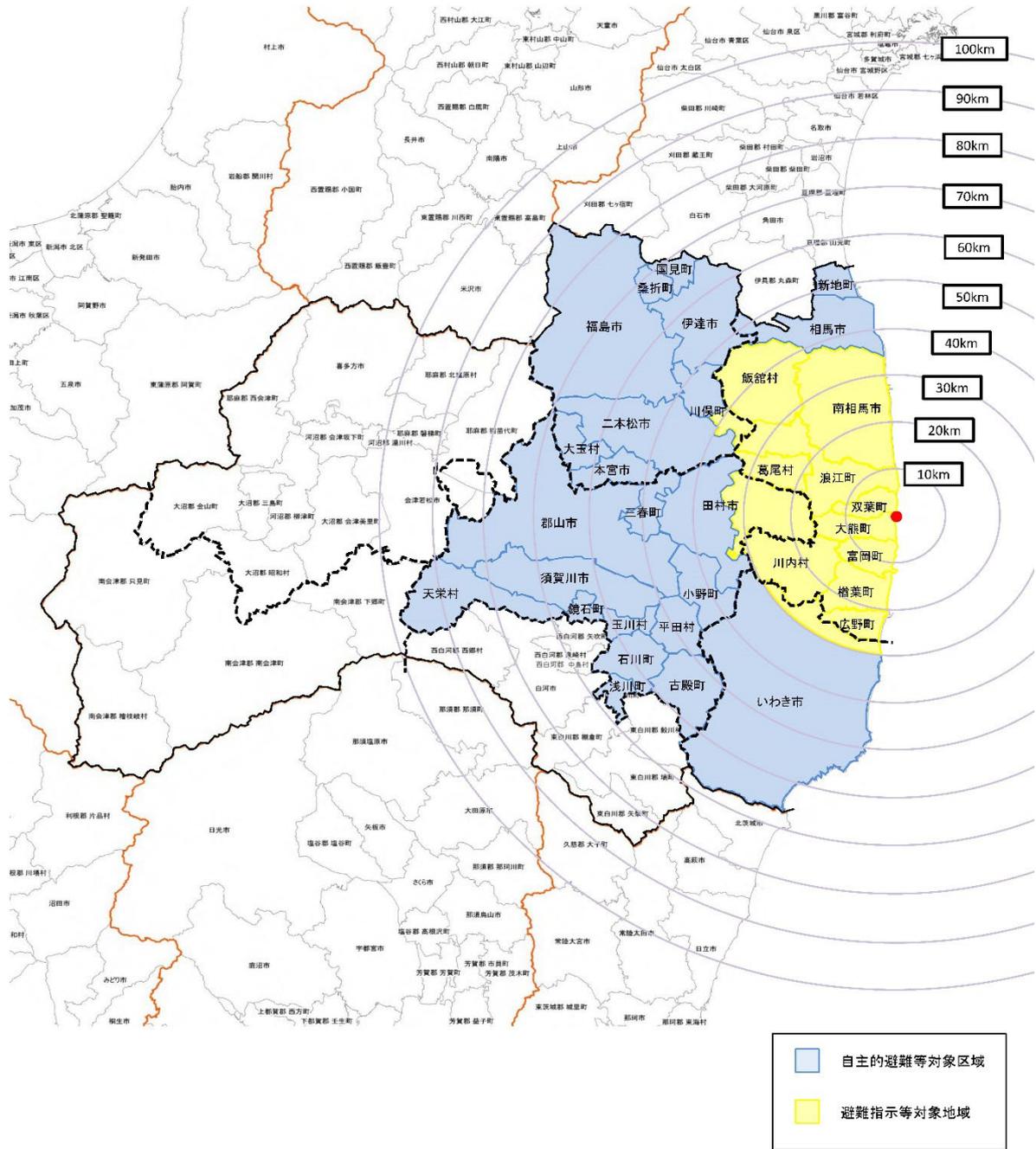
自治体	年月	H23.3	H23.4	H23.10	H23.12	H24.1	H24.4	H24.7	H24.8	H24.12	H25.3	H25.4	H25.5	H25.8
大熊町	森林	H23.3	20cm避難(町内全域避難) 10cm屋内避難 3cm避難	20cm警戒区域						避難指示解除準備(H24.12.10) 再編 原住制限(H24.12.10) 備忘録				H25.8 避難指示区域の真正し亮了
		H23.4	20cm避難(町内全域避難) 10cm屋内避難 3cm避難	20cm警戒区域										
双葉町		H23.3	20cm避難(町内全域避難) 10cm屋内避難 3cm避難	20cm警戒区域										
浪江町		H23.3	20-30cm屋内避難 20cm避難 10cm屋内避難 10cm避難	計画的避難 20cm警戒区域										
高岡町		H23.3	2F 10cm屋内避難 2F 10cm避難 2F 3cm避難 10cm屋内避難 10cm避難	20cm警戒区域										
南相馬市		H23.3	市内全域一時避難要請(帰宅待合の昇降) 20-30cm屋内避難 H23.4.22 20cm避難 10cm屋内避難	緊急時避難準備 特定避難勧奨地点指定(04地点H23.11.23) 特定避難勧奨地点指定(65地点H23.8.3) 特定避難勧奨地点指定(7地点H23.7.21) 20cm警戒区域										
楢葉町		H23.3	20-30cm屋内避難 20cm避難 2F 10cm屋内避難 2F 10cm避難 2F 3cm避難	緊急時避難準備 (解除: H23.9.30) 20cm警戒区域 2F 8cm避難縮小(以降屋内避難)										
広野町		H23.3	20-30cm屋内避難 20cm避難 2F 10cm屋内避難 2F 10cm避難	緊急時避難準備 (解除: H23.9.30) 20cm警戒区域 2F 8cm避難縮小(以降屋内避難)										
川内村		H23.3	20-30cm屋内避難 20cm避難	緊急時避難準備 特定避難勧奨地点指定(1地点H23.8.3) 20cm警戒区域										
田村市		H23.3	20-30cm屋内避難 20cm避難	緊急時避難準備 (解除: H23.9.30) 20cm警戒区域										
葛尾村		H23.3	20-30cm屋内避難 20cm避難	緊急時避難準備 20cm警戒区域 計画的避難 20cm警戒区域										
飯館村		H23.3	20-30cm屋内避難	計画的避難										
いわき市		H23.3	20-30cm屋内避難	(解除: H23.4.22)										
川俣町		H23.3		計画的避難										
伊達市		H23.3												

自治体	年月	H26.4	H26.10	H26.12	H27.9	H28.6	H28.7	H29.3	H29.4	H31.4	R2.3	R4.6	R4.8
大館町	避難指示解除準備 原住制限 帰還困難									(解除+H31.4.10) (解除+H31.4.10)	★特定復興再生 拠点区域の一部 を解除(R2.3.5)		★特定復興再生 拠点区域を解除(R4.6.30)
	避難指示解除準備 帰還困難										(解除+R2.3.4) ★特定復興再生 拠点区域の一部 を解除(R2.3.4)		★特定復興再生 拠点区域を解除(R4.8.30)
双葉町	避難指示解除準備 帰還困難												
	避難指示解除準備 帰還困難												
浜江町	避難指示解除準備 原住制限 帰還困難								(解除+R29.3.31) (解除+R29.3.31)				
	避難指示解除準備 原住制限								(解除+R29.4.1)				
富岡町	避難指示解除準備 帰還困難												
	避難指示解除準備 帰還困難												
南相馬市	避難指示解除準備 原住制限 帰還困難												
	避難指示解除準備 原住制限												
楡葉町	避難指示解除準備 帰還困難												
	避難指示解除準備 帰還困難												
広野町	避難指示解除準備 帰還困難												
	避難指示解除準備 帰還困難												
川内村	避難指示解除準備 原住制限												
	避難指示解除準備 原住制限		(解除+R28.10.1)	避難指示解除準備(H28.10.1)									
田村市	避難指示解除準備 帰還困難												
	避難指示解除準備 帰還困難												
郡属村	避難指示解除準備 原住制限 帰還困難												
	避難指示解除準備 原住制限												
飯館村	避難指示解除準備 原住制限 帰還困難												
	避難指示解除準備 原住制限												
いわき市	避難指示解除準備 原住制限												
	避難指示解除準備 原住制限												
川俣町	避難指示解除準備 原住制限												
	避難指示解除準備 原住制限												
伊達市	避難指示解除準備 原住制限												
	避難指示解除準備 原住制限												

注) 避難指示等の変更を大まかに把握するために整理したものであり、厳密でない点が含まれる。

4. 中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）における対象区域

中間指針追補における対象区域



※背景地図は国土地理院提供によるもの。

5. 中間指針についての全般的評価に関連する判決抜粋

○ 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】

第8 結論 > 5 仮執行宣言について

P. 33

被告は、原賠審が定めた中間指針に従い、賠償基準を定めて原賠法の趣旨に沿った賠償に努めている。しかし、原賠審の中間指針の法的性質は、あくまで原子力損害の賠償に関する紛争について当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針（原賠法 18 条 2 項 2 号）にとどまるものである。中間指針においても、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要であるとして、被告に対して中間指針で明記されなかった原子力損害も含め、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことが期待されている。

紛争の当事者による自主的な解決が困難で、訴訟による司法的解決が求められたときに、上記の法的性質を踏まえた上で、本件事故により放出された放射性物質による広範囲に及んだ被害について、避難を余儀なくされた住民等の被害者を迅速、公平かつ適正に救済するため、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した中間指針の趣旨や意義を尊重することが適切な紛争解決に資する側面もあると思われる。しかし、一方で中間指針が個別の紛争解決のすべての基準となるものでないことはその法的性質や趣旨から明らかであるから、中間指針の趣旨を十分考慮しつつも、自主的な紛争解決が困難な場合に用意された憲法上の手続に従ってされる司法判断を可能な限り尊重し、迅速な被害救済を図っていくこともまた、原賠法が原子力事業者の賠償責任を特に定めた趣旨であり、原賠法も、そのことを前提に中間指針の法的性質を位置づけたものと解される。

○ 東京高裁判決【東京高裁小高】

第3章 当裁判所の判断 > 第2 争点に対する判断 > 5 慰謝料額について > (1) 避難慰謝料

P. 33

ア 慰謝料算定に当たって中間指針等の内容を考慮することについて

(略) 中間指針等は、「当事者による自主的な解決に資する一般的指針」として原賠紛争審査会が策定したものであり（原賠法 18 条 2 項 2 号）、その内容が裁判所を拘束する規範となるものではなく、仮に一審被告が主張するように、実際に本件事故による原子力損害の被害者の多くとの間で中間指針等に基づき裁判外で紛争解決が図られているとしても、そのことによってその内容が法規範又はこれに準ずる規範となるものではないから、裁判所は、中間指針等の内容に拘束されることなく、

当審の口頭弁論終結時までには顕れた諸事情を斟酌し、その合理的な裁量によって一審原告らの請求の当否を判断すべきである。

ただし、中間指針等は、原賠法 18 条 1 項に基づき設置された原賠紛争審査会が、会議公開のもとで多数回にわたる審議を経て定めたものであり、審議の議事録も公開され、中間指針等自体において指針策定の理由も詳しく説明されているところであり、その内容が上記審議内容や策定理由を踏まえて本件事故による原子力損害の賠償基準として合理的なものであると認められるのであれば、中間指針等に基づく賠償額を斟酌して、本件における慰謝料額を算定することは妨げられないというべきである。

イ 中間指針等の妥当性について

そこで、中間指針等の内容の妥当性について検討するに、(略)。

※以下、各論に入るため割愛するが、ここで議論されている避難慰謝料の論点においては、いずれも不合理な点が認められない旨、判断されている。

○ 仙台高裁判決【仙台高裁生業】

第 3 章 当裁判所の判断 > 第 6 節 損害論 (各論) > 第 2 中間指針等による賠償の枠組み > 6 全中間指針の位置付け等 > (3) 全中間指針の位置付け

P. 295-296

(略) 個別具体的な事情に応じた本件事故と相当因果関係のある損害は別途あり得るので、それは全中間指針で定める基準の外で損害賠償がされるべきであるという前提で、全中間指針は、本件事故と相当因果関係のある、日常生活の阻害や故郷の喪失による精神的損害 (比較的僅少で個人差が余りないと考えられる生活費の増額分も含む。) に対する損害賠償額を、簡易迅速な損害回復を旨とするため支払う側の当事者である一審被告東電も納得し支払を拒否しないような金額として妥当な額を基準として打ち出したものであるということが出来る。そして、その額を定める議論においては、交通事故損害賠償訴訟における基準や参考となり得る判例が参照されたが、本件事故と類似の事例は見つからなかったため、最終的には、交通事故や参考裁判例の事例との違いを意識しながら、法学者及び放射線の専門家等から構成された原賠審の委員から出された意見の平均的な額を基準にするなどして、全中間指針における賠償の基準額は定められた。20mSv/y を下回る低線量の地域住民については、単なる根拠のない不安を損害とみなすものではなく、低線量被曝は健康被害があるけれどもそれがどの程度のものか分からないという知見を基にしつつ、取り分け本件事故直後には、公的に公表されたデータ以外に非公式に様々な情報が飛び交っていた状況を考慮に入れ、本件事故により住民が危険性や恐怖・不安を覚えて自主的に非難することに合理性があるかという観点から相当因果関係の有無を検討する必要があるとされた。

以上によれば、全中間指針において定められた額は、指針策定当時までの事情を基に、個別事情を捨象して当該地域に居住していた全住民に共通する損害項目を考慮に入れながら、一審被告東電側も任意の支払を拒否することのないように合理的と考えられる額として定められたものと解されるから、任意の支払を念頭に置いた和解金的な色彩があることは否定できないところである。そうすると、本訴において、口頭弁論終結時までの事情を基に、一審被告東電による任意の支払を期待するという要素を考慮に入れずに、本件事故と相当因果関係のある損害額を定める場合に、全中間指針における基準額よりも高い額となることは、ある意味では自然な結果であるともいえる。

○ 東京高裁判決【東京高裁前橋】

第4部 当裁判所の判断 > 第4章 一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく損害賠償請求（予備的請求）の当否について > 第1節 一審原告らに共通する損害総論 > 第4 中間指針等の位置づけ及び合理性について
P. 264-267

1 一審原告らは、中間指針等について、一審被告東電において少なくともこれを任意に賠償すべきであるとする指針であり、最低限の賠償額を定めた基準であるから、裁判手続等においても、中間指針等が定めた損害額を下回る損害額を認定することは許されないと主張する。

しかしながら、中間指針等は、前記認定のとおり、原陪審が、原賠法18条2項2号に基づき、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として策定したものであり、飽くまで裁判外における自主的な解決のための指針にすぎないから、裁判所は、中間指針等の内容に拘束されることなく、一審原告ら毎に、本件に現れた一切の事情を考慮してその合理的な裁量によって一審原告らの請求の当否及び慰謝料を認める場合の慰謝料額を判断できるというべきである。

したがって、一審原告らの上記主張は採用することができない。

2 (略)

3 一審原告らは、中間指針等の内容について、政府の避難指示等の有無によって賠償の対象や範囲を大きく区別していること、自賠責基準を参考としており訴訟において通常認められる慰謝料額よりも著しく低額であること、及び日常生活に不便が生じたことに対する慰謝料を基本とするもので一審原告らの受けた様々な権利利益の侵害を反映していないことを挙げて、不合理かつ不相当な部分があると主張する。

しかし、中間指針等は、本件事故により避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などを迅速、公平かつ適正に救済するために定められたものであるから、政府の避難指示等の有無、内容に応じて慰謝料額

を定めることは自然であり、不合理なものではない。また、中間指針等は、「裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置き」、「損害賠償として説明できるかということが重要」なものとして策定されているのであり（略）、訴訟において通常認められる慰謝料額よりも著しく低額なものとは認め難いし、そもそも裁判所を拘束するものでもない。また、中間指針等は、単に避難生活の不便さに対する慰謝料だけを対象とするものではなく、平穏な日常生活及びその生活基盤の喪失、自宅に帰れない苦痛、先の見通しがつかない不安、放射線被ばくへの不安や恐怖に対する慰謝料を含むものであることは中間指針等の内容に照らして明らかである（略）。

むしろ、中間指針等は、法学者及び放射線の専門家等の委員からなる原陪審が会議公開のもとで複数回にわたる審議を経て定めたもので、審議の議事録も公開され、中間指針等自体においても策定の理由が詳しく説明されているものであり、その内容においても特に不合理なものとは認められない。

したがって、一審原告らの上記主張は採用することができない。

4 一審被告東電は、中間指針等の賠償基準は民事裁判において認められるであろう賠償の内容を念頭に置いた合理的かつ相当な基準であり、現に多数の被害者に対する賠償が実施されており、賠償規範として定着している実情にあるから、原則としてそれに従った支払が命じられるべきであると主張する。

しかし、中間指針等は、飽くまで自主的な解決のための指針にすぎず、一審被告東電の主張するとおり中間指針等に基づいて現に多数の被害者に対する賠償が実施されているとしても、法規範に準ずるものとして裁判規範になるものではないから、裁判所は、中間指針等の内容に拘束されることなく、一審原告ら毎に、本件に現れた一切の事情を考慮してその合理的な裁量によって一審原告らの請求の当否及び慰謝料を認める場合の慰謝料額を判断できるというべきである。そして、中間指針等は、避難者各人の個別事情を捨象して避難者が避難を余儀なくされたことに伴い平均して被ると考えられる精神的苦痛に対する賠償額を定めたものと解するのが相当であるから、一審原告らに上記平均的な損害を超える精神的損害の発生を基礎づける個別具体的な事情が認められるのであれば、裁判所は中間指針等の定める賠償額を超えて慰謝料額を定めることもできるというべきである。

したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

○ 仙台高裁判決【仙台高裁中通り】

第5 当裁判所の判断 > 1 要旨 > (1) 判断の骨子

P. 20

(略) 判断の理由は、控訴理由に鑑みて以下のとおり補足整理し、一部補正するほかは、原判決「事実及び理由」第6部第2章ないし第4章の説示のとおりである。

※原判決である福島地裁判決（R2.2.19）に以下の記載あり。※

第6部 当裁判所の判断 > 第2章 損害総論 > 第1 基本的な考え方 > 4 中間指針等について

P.178

中間指針等は、原賠法18条2項2号に依拠し、法学者及び放射線の専門家等の委員で構成された原賠審において、多数の被害者への迅速、公平かつ適正な賠償を行うとの見地から過去の裁判例並びに慰謝料額の基準を踏まえて定めた基準であるから、これを踏まえた被告の自主賠償基準も含め、一応の合理性を有するものといえる。もともと、いずれも飽くまで当事者による自主的な解決に資する一般的な指針にすぎないから、その内容は裁判所を拘束するものでない。

○ 東京高裁判決【東京高裁千葉】

第4章 当裁判所の判断 > 第3節 一審原告らに生じた損害について > 第2 損害の総論に関する争点について > 1「原子力損害」に関する基本的な考え方等について > (2) 中間指針等について

P.195

(略) 中間指針等や賠償基準に示された考え方は、その内容をみても、その策定経緯に照らしても、基本的に不法行為による損害賠償請求において一般的に採用されている考え方に立脚するものであって、合理性を有するということができる。そこで、個別の財産的損害に対する賠償額を定めるに当たっても、中間指針等や賠償基準に示された考え方を、その合理性を確認しつつ、参酌することができる。

○ 高松高裁判決【高松高裁松山】

第4章 当裁判所の判断 > 第4節 中間指針等の位置づけ及び被侵害利益の具体的な内容並びに弁済の抗弁、各第1審原告の損害額（争点（6）及び争点（7））について > 第2 判断 > 2 損害の発生及びその損害額に関する判断のあり方について

P.591-592

(略) 以上に対し、第1審被告らは、中間指針等の合理性を基礎に、第1審原告らには、第1審被告東電が自ら賠償した金額を超える損害は発生していない旨主張する。しかしながら、前記認定のとおり、中間指針等は、原賠法18条2項2号に基づき、「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として策定されたものに過ぎず、そもそも、裁判所が損害の算定に当たって、中間指針等に拘束される法的根拠はない。また、裁判所の損害認定の参考にはなり得るとしても、中間指針等の解説等が、「損害の算定について、個別に損害の有無及び損害額の証明をもと

に相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられるとしており、また、そのため、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得ると記載していることからすると、中間指針等には、被災者の個別事情等を捨象して、簡易迅速に被災者の損害回復する(第1審被告東電も納得した上で、被災者に対する任意の支払を早期に実現する)という和解金的な色彩があることは否定できないから、中間指針等の定める賠償基準額が控えめな金額にとどまっていることも否定できない。

このような観点からすると、本件において、当審の口頭弁論終結時までの一切の事情を基に、本件事故と相当因果関係のある損害額(慰謝料額)を定める場合に、中間指針等における基準賠償額より高額になることは、ある意味では当然の結果であるといえる。

6. 避難を余儀なくされたことによる精神的損害、故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）に関連する判決抜粋

○ 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】

P. 6

(1) 原告らの主張

ア 原告らの精神的損害（慰謝料）について

本件における被侵害利益（保護法益）は、人格権に位置付けられる「包括的生活利益としての平穩生活権」、即ち「地域社会において平穩な生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穩生活権を含む。）、財産権を包摂する「包括的生活利益」を享受する権利」と定義される人格権である。本件では、特に「平穩な日常生活を送る生活利益」の侵害を中核とする損害（避難慰謝料）と「「包括的生活利益」を享受する権利」の侵害を中核とする損害（故郷喪失慰謝料）が問われている。

このうち、「故郷喪失慰謝料」は本件事故前に享受できていた利益を喪失したことによる損害であり、「避難慰謝料」は本件事故により新たに発生した損害であるから、別個の損害項目としてそれぞれに損害額を算定すべきである。また、「故郷喪失慰謝料」は、精神的苦痛（狭義の慰謝料）にとどまらず、包括的生活利益の喪失による有形・無形の財産的損害を含むものである。

そして、包括的生活利益の喪失は不可逆的で回復不能な損害であり、避難指示等の解除によって回復するものではない。

P. 7-8

第3 当裁判所の判断の要旨

1 骨子

(1) 原告らの控訴について

当裁判所は、慰謝料の算定にあたり、原子力発電所における水素爆発による大量の放射性物質の拡散という重大な事故により、〈1〉深刻な放射線被害の具体的な危険に直面し、突然住み慣れた生活を失って避難せざるを得なくなった精神的苦痛、〈2〉更に長期間の避難生活の継続を余儀なくされた精神的苦痛、〈3〉故郷が喪失又は変容してしまった結果として地域社会における共同生活の利益を失ったことによる有形、無形の損害ないし精神的苦痛をそれぞれ考慮することにより、居住制限区域又は避難指示解除準備区域から避難した原告 125 名（死亡した者を含む。）には、原審が認めた 1000 万円より 100 万円多い 1100 万円の慰謝料を認めて弁護士費用 10 万円を加えた差額 110 万円の請求を一審認容額に更に追加して認め、緊急時避難準備区域から避難した原告 21 名には、原審が認めた 250 万円より 50 万円多い 300 万円の慰謝料を認めて弁護士費用 5 万円を加えた差額 55 万円の請求を更に追加し

て認めるのが相当であると判断する。

控訴審における追加認容額の総額は、上記 146 名の原告ないし死亡した原告の承継人に対し、1 億 4905 万円となる。既払金の少ない原告 1 名の損害額の算定に誤りがあり、その追加認容額 90 万円を加えると 1 億 4995 万円となる。

帰還困難区域から避難した原告らに対する慰謝料は、上記の事情とりわけ本件事故により故郷を喪失したことを更に考慮しても、当審においても、原審が認めた 1600 万円の慰謝料がやはり相当であると判断する。

上記判断の例外となる原告らの慰謝料及び一部の原告らの財物損害についての原審の判断は相当である。

(2) 被告の控訴について

被告の控訴は、原判決後の既払金がある原告らに対し、その分の減額を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

2 慰謝料算定の内訳について

(1) 帰還困難区域 1600 万円

〈1〉 避難を余儀なくされた慰謝料 150 万円

〈2〉 避難生活の継続による慰謝料 850 万円

月額 10 万円 × 平成 23 年 3 月から平成 30 年 3 月までの 85 か月（期間中に死亡した者も同額とする。）

〈3〉 故郷の喪失による慰謝料 600 万円

(2) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 1100 万円

〈1〉 避難を余儀なくされた慰謝料 150 万円

〈2〉 避難生活の継続による慰謝料 850 万円

月額 10 万円 × 平成 23 年 3 月から平成 30 年 3 月までの 85 か月（期間中に死亡した者や帰還した者も同額とする。）

〈3〉 故郷の変容による慰謝料 100 万円

(3) 緊急時避難準備区域 300 万円

〈1〉 避難を余儀なくされた慰謝料 70 万円

〈2〉 避難生活の継続による慰謝料 180 万円

月額 10 万円 × 平成 23 年 3 月から平成 24 年 8 月までの 18 か月

〈3〉 故郷の変容による慰謝料 50 万円

P. 24-25

第 6 慰謝料について

1 慰謝料算定の方法について

(1) 原告らの主張の要旨

ア 故郷喪失・変容慰謝料について

原告らは、故郷喪失・変容慰謝料について、包括的平穩生活権の中の「地域生活

利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、将来に向かって地域における生活を奪われ（〈1〉地域生活の破壊、〈2〉職業生活の喪失、〈3〉家庭・自宅での生活の破壊）、〈4〉故郷において自然との関わりを生きがいとして享受し、〈5〉故郷を精神的なよりどころとして生活してきたことを全て奪われた精神的損害を主張する。更に、原告らは、地域社会は、〈6〉互助的な自給自足を行い（生活費代替機能）、〈7〉経済的・精神的に相互に助け合い（相互扶助・共助・福祉機能）、〈8〉行政区ごとの生活機能を維持し（行政代替・補完機能）、〈9〉集会や祭りを通じて地域社会の精神的交流を実現し（人格発達機能）、〈10〉農地や里山を維持・管理する（環境保全・維持機能）など、広範、多面的、複合的な役割と機能を果たし、原告らを含む地域住民は、それによる利益（地域生活利益）を享受してきたが、本件事故により地域生活利益を侵害され、多様な有形、無形の損害を被ったと主張する。

イ 避難慰謝料について

原告らは、避難慰謝料について、包括的平穩生活権を侵害され、「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害であり、避難先での著しい生活阻害を内容とするものであると主張し、原告らは、本件事故によって、避難生活を余儀なくされ、自宅外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され、このような著しい生活阻害によってもたらされた心身の苦痛、不便、不自由、不安等によって、重大なストレスと精神的苦痛を被ったと主張する。

(2) 検討の視点

本件における慰謝料の算定にあたっては、原告らが主張する包括的平穩生活権の侵害、とりわけ地域生活利益の侵害に関し、証拠により認められる原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害（前記第2の3の原判決引用に係る前提事実及び認定事実）を評価するにあたり、被告が前記第2の1(3)のとおり原賠審の中間指針に従った賠償義務を認めていることを踏まえ、被告の賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的であるとする。

この点、被告は、避難指示の程度に応じて相当の避難期間を定め（帰還困難区域 75 か月、居住制限区域及び避難指示解除準備区域 85 か月、緊急時避難準備区域 18 か月）、その期間について一人月額 10 万円の割合による避難生活に伴う慰謝料（帰還困難区域については更にこれとは別に避難長期化慰謝料 700 万円）を支払っている。したがって、当裁判所においても、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料として、原告らの主張や被害の実情を勘案し、避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料について検討するのが、損害の合理的な評価方法と考える。

3 避難を余儀なくされた慰謝料について

(1) 損害の内容ないし考慮事情

前記認定のとおり、原告らは、居住地の近くで設置運営されていた福島第一原発における全く予期しない突然の水素爆発により、大量の放射性物質が拡散する重大な事故に見舞われ、深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。

その結果、原告らは、放射線による生命・身体への被害の危険から、事故直後から避難指示を受けて、とるものもとあえずあわただしく避難し、あるいは緊急時避難準備区域においても、屋内退避を指示され、I市では一時避難を要請されるなどして同様の避難を實際上余儀なくされた。

このような突然の避難により、原告らは、地域の間人関係を断たれ、場合によっては、職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは、その置かれた状況は様々であるとしても、それぞれの境遇において極めて大きな精神的苦痛を被ったものと認められる。

このような事情や前記認定の原告らの避難の状況を踏まえ、原告らが慰謝料の原因として主張する包括的平穩生活権の侵害により「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害のうち、避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定するのが相当と認められる。

(2) 避難を余儀なくされた慰謝料の額について

前記(1)のとおり、原告らは、福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。そのために地域社会との結び付きを突然に奪われ、全く異なる環境での避難生活を一から始めざるを得ないなど、著しい精神的苦痛を被ったといえる。

この放射線被害の危険は、原子力発電所における水素爆発という未曾有の重大事故によるもので、その危険性の程度が的確に評価できず、将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で、避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり、その意味での精神的苦痛も極めて大きいものであったと評価できる。

しかも、原告らの避難は、前記2(3)のとおり、原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が、事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果として起こした重大事故のために余儀なくされたものであり、その観点からも、原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は、更に大きなものとなったと評価できる。

このような意味を有する避難を余儀なくされた慰謝料の算定をするには、上記のような原告らの損害ないし精神的苦痛の内容程度を的確に評価する観点から、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度、あるいはこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが相当である。

この観点から、当裁判所は、上記の損害ないし精神的苦痛を評価した避難を余儀なくされた慰謝料として、原告らについて、避難指示の区分に応じて次の金額を認めるのが相当であると判断する。

帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であった地域から避難した原告らについては、これらのどの地域をとっても、放射線被害の危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられるから、いずれの地域も1人当たり150万円とするのが相当である。

他方で、緊急時避難準備区域であった地域から避難した原告らについては、上記地域と比べ、避難生活を始めるにあたっての精神的苦痛にはそれほどの差がないとしても、放射線被害の危険や避難の切迫性等の面では、精神的苦痛の程度がやや小さいものと評価できるから、1人あたり70万円とするのが相当である。

(3) 個別事情による増額の要否について

被告は、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、ペットとの離別慰謝料として10万円を支払っている。これは、避難を余儀なくされた原告らの個別の事情を踏まえ、上記(2)の慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。

その他、本件において、避難を余儀なくされた慰謝料額の算定にあたり、個別の事情を考慮して上記と異なる金額を認定すべき事情は見当たらない。

P. 27-29

4 避難生活の継続による慰謝料について

(1) 損害の内容ないし考慮事情

前記3のとおり避難を余儀なくされた慰謝料を算定しても、避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛、不便、不自由、不安等のストレスないし精神的苦痛が慰謝されるものとはいえない。したがって、これらの損害ないし精神的苦痛を考慮し、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するのが相当である。

(2) 慰謝料の月額について

原告らは、避難慰謝料として、上記3の慰謝料と区別することなく、1人あたり月額50万円（障害者について70万円）を請求し、他方で、被告は、原賠審の定めた中間指針に従い、1人あたり月額10万円の避難生活に伴う慰謝料を支払っている。当裁判所は、前記認定の原告らの避難生活による精神的苦痛を考慮し、前記3の避難を余儀なくされた慰謝料のほかに、原告らの相当の避難期間について、1人あたり月額10万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当であると判断する。この慰謝料の月額は、避難を余儀なくされたことは同じである以上、原告らが受けた

避難指示の程度により差を設ける必要はない。

(3) 相当の避難期間について

上記のとおり 1 人あたり月額 10 万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるべき相当の避難期間としては、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の危険性や避難指示の程度に応じて、典型的に定めるのが相当である。

帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域については、平成 29 年 3 月 31 日及び 4 月 1 日に L 町と N 町の居住制限区域と避難指示解除準備区域が順次解除されたことを踏まえ、その結果として避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間(1 年)を経た平成 30 年 3 月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から 85 か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、少なからぬ原告らが避難を継続せざるを得ない実情は、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

帰還困難区域について、被告は、平成 29 年 5 月までの 75 か月分について月額 10 万円の避難生活による慰謝料を支払い、その他に 700 万円の避難長期化慰謝料を支払っている。しかし、本件事故は、前記のとおり未曾有の重大事故であって、特に大量の放射性物質が飛散した帰還困難区域においては、除染を含む地域の復旧復興が全く見通せないまま長期間経過したことも考慮すると(前記第 5 の認定事実参照)、避難生活の継続による慰謝料を認めるべき期間について、L 町や N 町の居住制限区域等と区別をすべき合理的な理由はないと考えられる。

Q 町や I 市 K 区については、L 町や N 町より早く、平成 27 年 9 月 5 日又は平成 28 年 7 月 12 日に、居住制限区域又は避難指示解除準備区域が解除されており、Q 町の原告らのうち 11 名は町内に帰還している。しかし、前記認定の原告らの避難生活の実情や避難後の地域の復旧復興の状況に照らせば、これらの地域についても、L 町や N 町と同じく 85 か月の期間を相当の避難期間と認めるのが相当である。

上記の相当の避難期間より前に帰還したか否かにより、避難生活の継続による慰謝料を認める期間に差を設けることも相当でない。これより早く帰還した原告らも、帰還したからといって通常の生活が直ちに戻るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるからである。

原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である。

緊急時避難準備区域については、平成 23 年 9 月 30 日に解除されてから避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間(1 年)を経た平成 24 年 8 月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から 18 か月の避難生活の継続による

慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

(4) 個別事情による増額の要否について

被告は、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、避難所等における避難生活による増額（月額2万円）、要介護者等への増額を認めて慰謝料を支払っている。これらは、原告らの避難生活の個別の事情を踏まえ、上記(2)の慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。なお、原告らは、障害者についての増額を主張するが、前記のとおり¹の要介護者等への増額のほかに、更に障害者についての増額を考慮する必要までは認めない。

また、被告は、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、緊急時避難準備区域であった地域における避難生活等に関連した学校生活等における精神的損害35万円（平成24年9月から平成25年3月までの7か月×月額5万円）の増額を認めて慰謝料を支払っている。これは、原告らの避難生活の個別の事情を踏まえ、慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。

P. 29-30

5 故郷の喪失又は変容による慰謝料について

(1) 損害の内容ないし考慮事情

原告らは、故郷喪失・変容慰謝料について、前記1(1)のとおり包括的平穩生活権の中の「地域生活利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、その諸要素として、当該地域の住民が、山林で自生するきのこ、たけのこ、山菜などを採取し、川や海で魚を獲り、田畑や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや、住民相互間でこれらの収穫物を「お裾分け」し合ったり、農作業、冠婚葬祭、子育て、介護などについて自発的に協力し合ったりするという協働又は共助の関係が根付いていたなどの事情を主張する。

これらの自然環境的条件と社会環境的条件は、住民が、そのような諸条件下になければ通常は無償で取得することができない財物や役務を、無償で取得することを可能にしていた（経済的側面）ということができる。また、同時に、自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じ、住民は、地域に対する強い帰属意識を有し、当該地域に居住することによる安心感を得ていた（精神的側面）ということもできる。

原告らが主張する「故郷」とは、上記のような、地域における住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を指しており、このうち自然環境的条件は、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され、社会環境的条件は、地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きの全部又は一部が解体し、侵害されたといえることができる。

そうすると、このような地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応「故郷」と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害されたことによる損害について賠償を命ずることは、前記のとおり避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価し尽くされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。

この観点から、当裁判所は、避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料として、避難を余儀なくされた慰謝料とは別に、故郷の喪失又は変容による有形、無形の損害ないし精神的苦痛を評価し、故郷の喪失又は変容による慰謝料を算定することとする。

(2) 故郷の喪失又は変容による慰謝料の額について

当裁判所は、故郷の喪失又は変容の実情について、前記第2の3の前提事実及び認定事実並びに第5の認定事実に基づき、本件事故による被害の大きさやこれによる故郷の喪失又は変容の実情に即し、本件事故時の生活の本拠における避難指示の区分に応じて次のとおり金額を算定するのが相当であると判断する。

帰還困難区域については、事故後8年以上経っても帰還の目途が立たないことから、地域共同生活の利益を将来にわたって全く失い、故郷が喪失したと評価しても差し支えない。すなわち、帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては、現時点でも帰還可能時期の目途が立たず、実際上は、将来にわたって帰還の希望が実現しないことが見込まれる。この点を考慮すれば、故郷の喪失による慰謝料として、600万円を認めるのが相当である。

居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、事故から約6年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れる

というものではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。そこで、本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、100万円を認めるのが相当である。

緊急時避難準備区域については、事故から半年で解除され、避難の制度上は、通常の生活が可能になったとしても、実際上は、多くの地域住民が避難したことにより、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない。この点を考慮し、他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮すれば、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、50万円を認めるのが相当である。

○ 東京高裁判決【東京高裁小高】

P. 23-27

2 避難慰謝料について

(1) 本訴提起時原告らは、平成 23 年 3 月 11 日当時、I 区等に生活の本拠としての住所を有していた者であるところ、本件事故の発生とその後避難指示解除に至るまでの避難指示に基づく本訴提起時原告らの避難等の状況は、引用に係る原判決（第 3 章第 1 の 3 の(2)ないし(4)）が説示するとおりである。そして、本訴提起時原告らは、本件事故とそれによる居住地及びその周辺への放射性物質の飛来、これらによる避難指示によって、十分な情報のないまま、何の準備もなく着の身着のまま避難所等へ避難した後、避難指示や原則として立入りを禁じられる警戒区域の指定を受け、生活用品の持ち出しもままならず、従前の学業、仕事、地域活動等の状況が激変する過酷な環境下で不自由な生活をせざるを得なかったこと、仮設住宅や借上げ住宅の生活もけっして快適なものではなく、不便や苦痛の多いものであったこと、I 区の避難指示が解除されたのは平成 28 年 7 月 12 日であり、実際に避難指示が解除されるまでの期間が 5 年 4 か月に及び、長期にわたる避難生活を余儀なくされたこと、しかも、避難中は避難指示解除の見通しも立たないという不安定な状況が長く続いたこと、その中で、それまで一緒に暮らしてきた家族が別々に暮らさざるを得ないという世帯分離の状態となった者も多数あること、平成 24 年 4 月に警戒区域が避難指示解除準備区域及び居住制限区域に再編された後は住居における一定の活動が許容されたもののなお制約も多かったことなどが、概ね本訴提起時原告らに共通する事情として認められることも、引用に係る原判決（上記避難等の状況に係る引用部分に加え、第 3 章第 1 の 6。ただし、前記補正後のもの。）が説示するとおりである。

(2) 以上によれば、本訴提起時原告らは、一様に、本件事故により従前の生活の本拠である住居地からの避難を余儀なくされてから避難指示が解除され帰還して日常生活を再開できるようになるまでの間、従前の住居地以外での生活を余儀なくされ、いつ帰還することができるか分からない状況のもと、従前の住居地での正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され、これにより多大の精神的苦痛を受けたものと認められる。この場合の法益侵害としては、長期間にわたり従前の住居地への帰還を禁止、制限されるという点で、憲法 22 条 1 項で保障される居住・移転の自由に対する直接的な侵害に加え、本訴提起時原告らが本件事故前の住居地において有していた平穏な日常生活を送る利益（以下「平穏生活権」ということがある。）という人格的利益（憲法 13 条）に対する侵害も認められるというべきである。

(3) 避難生活に伴う上記精神的苦痛の程度には、従前の生活状況や避難後の経過、家

族状況等により個人差があることは否定できないが、前記(1)で指摘した事情は概ね本訴提起時原告らに共通して認められる事情であり、また、精神的苦痛の程度が避難期間の長さに比例して増大するものであることも本訴提起時原告らに共通して認められる事情であることからすれば、共通損害としての避難慰謝料は、前記(1)で指摘した事情に基づき、避難期間中の月額を決定した上で、これに避難に要する期間（ただし、期間の終期については争いがある。）を乗ずることにより算出するのが相当である。

3 「Iに生きる」ことの喪失に基づく慰謝料

一審原告らは、本件事故によって本件事故前に本訴提起時原告らが有していたIの包括生活基盤（本件包括生活基盤）が喪失し、その喪失は不可逆的な性質のものであり、避難指示が解除されたからといってこれが回復されることはないから、その喪失につき、避難慰謝料とは別個の人格権侵害による共通損害として、1000万円の損害賠償が認められるべきである旨主張する。

前記2の避難慰謝料は、避難により従前の生活の本拠である住居地において平穏な日常生活を送ることができなくなったことによる精神的苦痛を人格権侵害に基づき賠償されるべき損害とするものであるが、かかる平穏生活権侵害はこれを支える従前の住居地における生活基盤の喪失を必然的に伴うものである。この場合の生活基盤の喪失は、時間の経過とともに従前の生活基盤とは別の新たな生活基盤が形成・確立され、最終的には避難指示が解除されて従前の生活の本拠地に帰還し、そこで新たな生活を形成・確立することによって回復されることが前提となっていると解される。しかし、一審原告らが主張する「Iに生きる」ことの喪失に基づく慰謝料の請求は、上記のような意味での生活基盤の喪失を問題とするものではなく、一審原告らが本件事故前にI区において享受していた生活基盤による利益（生活利益）が、避難指示が解除され帰還が可能となっても回復されていないこと、すなわちI区における生活基盤による利益（生活利益）が本件事故により崩壊ないし著しく変容したこと（生活利益が著しく害されていること）を、避難慰謝料では考慮されていない新たな損害として主張し、これによる精神的苦痛に対する慰謝料を求めているものと解される。

これに対し、一審被告は、一審原告らの主張する「Iに生きる」ことの利益は独立の被侵害利益とはいえず、その喪失・変容が独立の損害ともいえないし、一審被告が提示している1人月額10万円の慰謝料には、本訴提起時原告らが避難指示以前に享受していたコミュニティからの隔絶や生活基盤の喪失等による精神的苦痛に対する慰謝の趣旨を含んでおり、一審原告らの主張する「Iに生きる」ことの喪失による損害はこれに内包されていると主張するとともに、避難指示が解除されIに帰還することが可能となった場合には、本件事故による上記権利侵害状態は解消され

る旨主張するものである。

そこで、一審原告らが主張する「Iに生きる」ことの喪失による損害を、避難生活による損害（避難慰謝料）とは別個の損害として賠償の対象とすべきかどうかについて検討するに、地域の住民が従前属していた自らの生活の本拠である住居地を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティ等における人間関係において継続的かつ安定的に生活する利益（生活基盤に関する利益）は、人間としての生活や健全な人格形成等の基礎となるものであり、それが法的保護に値する利益であることは明らかであって、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解されるから、それが侵害されたと認められる場合には、少なくともこれによって被った精神的損害は慰謝料算定の要素として考慮すべきものというべきである。そして、その場合には、前記2の趣旨の避難慰謝料には内包されない損害が含まれることも否定し難いところであり、その意味において、上記のような生活基盤に関する利益を、「Iに生きる」ことの利益と呼ぶことも可能であると解される。

そうすると、本件において検討されるべきは、本訴提訴時原告らがI区において従前有していた生活基盤に関する利益が侵害されたといえるかどうかであり、本件事故により、I区における生活基盤に関する利益が侵害されたといえるほどに、帰還が可能となった時点以降も、I区における生活基盤が喪失あるいは変容しているといえるかどうかである。

4 I区における包括生活基盤の喪失ないし著しい変容の有無等について

本訴提起時原告らが本件事故前にI区において有していた生活基盤が侵害されたといえるかどうかを検討するに当たり、まずはI区における生活基盤が本件事故により喪失ないし変容したといえるかどうか、すなわち、避難指示が解除され帰還可能となった後にもI区における生活基盤に関する利益が失われたままであるといえるかどうか、そして、それが認められるとして、その包括生活基盤の喪失ないし変容について本訴提起時原告らが被った精神的苦痛に対して避難慰謝料とは別に慰謝料を認めるべきかどうかについて、以下検討する。

なお、一審原告らが求める上記慰謝料請求は、避難慰謝料同様、一審原告ら全員に共通する損害の賠償請求であり、本訴提起時原告らのうち一部の者にとって必要かつ重要な従前のI区における生活基盤が喪失・変容したからといって、それだけでは共通損害の発生を認めることはできず、本訴提起時原告ら全員に共通する損害として精神的苦痛をもたらす生活基盤の喪失・変容があることが必要である。その意味において、上記慰謝料請求は、本訴提起時原告らが被った精神的損害全てを賠償の対象とするものではなく、その対象は、性質上、限定的なものとならざるを得ない。

P. 30-33

(5) 共通損害としての包括生活基盤の著しい変容の有無について

本訴提起時原告らは、本件事故前から、I区等を生活の本拠として居住し、学校、家族、地域、職場等において各人が築き上げてきた生活基盤に支えられて平穏な生活を営んでいた者であるところ、平成23年3月11日に本件事故により広範囲かつ大規模に放射性物質の放出がもたらされたことから、政府等による避難指示により、何の準備もなく突然従前の生活の本拠から切り離され、I区等のほぼ全域の住民が避難生活を余儀なくされ、平成28年7月12日の避難指示解除まで5年4か月にわたって従前の生活の本拠地への帰還を許されず、その間、I区という統合されて機能していた一つの地域社会がその活動をほぼ完全に停止し、個々の住民は、平成27年6月12日に避難指示解除の見通しがつくまで不安な状態に置かれ、地域社会全体としての復興に向けた取組みが阻害される状態が相当期間継続したものであり、これらの事情は、本訴提起時原告ら全員に共通して認められる事情である。

このような長期間にわたる避難生活の後に従前の生活の本拠地への帰還が許されたとしても、地域全体の住民が避難を強いられ、その間地域における社会活動がほぼ全面的に停止していたことからすれば、前述した個人の平穏な生活を支えていた生活基盤が大きく変容する状況となることは当然想定されるところである。実際にも、前記(2)で述べたとおり、生活インフラ等が本件事故以前の水準に回復するにはなお相当の期間を要しその間通常の生活を送る上で相当の不便等が生じることに加え、前記認定に係る本件事故発生から避難生活を経て避難解除後現在に至る多くの本訴提起時原告らの生活状況をみても、本件事故前に各人が享有していた生活の基盤(3世代家族同居のもとで家族に見守られて老後生活を送っていた高齢者、大学卒業後地元への貢献を志して地元に戻り就職し結婚した女性、地元の学校に進学して卒業後も地元での就職を考えていた未成年者等、その形態は様々である。)は、本件事故に基づく長期間の避難生活等により、その程度や内容に差があるとはいえず、一様に大きく変容したことがうかがわれる。そして、避難指示が解除されて従前の住居地に帰還が可能な状況になった現時点(当審口頭弁論終結時)においても、本件事故前のI区における生活基盤は回復されておらず、回復可能かどうかも不確定であり、仮に今後も継続される復興の取組み等によって回復されるとしても相当長期間を要することが見込まれるところである。また、前記認定のとおり、平成23年3月11日時点で1万2842人であったI区の人口は、避難指示解除により帰還可能となって相当期間が経過した後の平成31年5月31日時点でも3578人とどまっており、うち高齢者の占める割合が高い比率を占めているのは、若い世代が、従前の生活基盤が大きく変容し、未だ整備されていないことにより、就労場所や子育ての環境等が整っていないなどとして、帰還を断念して避難先に新たな生活基盤を求め

又は帰還を躊躇していることに起因すると認められ、そのことは、一審原告らの各陳述書（当審において提出されたものを含む。以下同じ。）及び一審原告らの各本人尋問の結果において一審原告らが一様に述べるところである。そして、帰還者が少ないこと、特に多くの若い世代や子どもがI区に帰還しないこと自体が、生活インフラの復旧等の生活基盤の回復を阻害する大きな要因となっていると認められる。そして、これら本訴提起時原告らの生活基盤の変容は、本件事故に伴う避難指示によって地域全体の住民が避難し、一つに統合されて機能していた地域社会が長期間にわたってその活動をほぼ完全に停止したことに起因して生じたものであることは前記のとおりである。

したがって、上記のような著しい生活基盤の変容に基づく損害は、人の現実の生活や営みということ考えると、避難指示により従前の生活の本拠における生活基盤から切り離されたこと自体に基づく精神的損害とは別個の損害というべきであって、避難慰謝料とは別に慰謝料による賠償の対象となると認めるのが相当である。前記認定によれば、本訴提起時原告らの中には、避難指示解除後も、避難期間中に避難先その他別の場所で定住するなどしたことによりI区に帰還していない者も多いが、一審原告らの各陳述書及び一審原告らの各本人尋問の結果によれば、これらの者もI区における生活を望みながら、先の見えない避難生活が続く中で、子どもの養育監護や家族の介護等のためやむを得ず新しい生活基盤の中での生活を選択せざるを得ない状況等となったために帰還できなかったと認めるのが相当であり、避難指示解除後にI区等に帰還しないことがその任意かつ主体的な判断によるものとはいえないから、そのことによって、従前の生活基盤の著しい変容を原因とする精神的損害に対する賠償が不要となるものではない。

以下、避難慰謝料とは別の損害として認められる上記慰謝料につき、その根拠となる生活基盤の変容を「本件生活基盤変容」、これに基づく精神的損害を「本件生活基盤変容に基づく損害」、この精神的苦痛に基づいて認められる慰謝料を「本件生活基盤変容に基づく慰謝料」ということがある。

なお、一審原告らが請求するのは本訴提起時原告ら全員に共通する精神的損害としての慰謝料であり、同原告らがそれぞれ享有していた、本件事故前の生活基盤及びこれから得ていた利益、これに対して抱いていた愛着の程度、その喪失及び変容の程度、現在の生活基盤から得ている利益の程度等は、相応に多種多様であって、個別性の大きいものもあるから、共通損害として認められる本件生活基盤変容に基づく慰謝料金額は、本訴提起時原告ら全員につき共通して認められる前記事情に基づき、一部限定的に算定されることとなるのはやむを得ないところであって、共通損害に含まれない各人の個々の具体的事情による損害は、別途共通損害を超える個別の損害に基づく慰謝料請求（残部請求）において考慮されることになるものと解するほかはない。

また、本件生活基盤変容に基づく慰謝料と避難慰謝料とは、本件事故前に本訴提起時原告らが生活の本拠地において営んでいた平穏な日常生活を営む利益（平穏生活権）を被侵害利益として含んでいる点において共通しているものの、避難慰謝料は、避難を要する期間中従前の生活の本拠から強制的に引き離されること自体を日々発生する損害と評価されるものであるのに対し、本件生活基盤変容に基づく慰謝料は、本件事故前のI区における生活基盤に比して、避難指示解除以降のI区における生活基盤が著しく損なわれた状況にあることによる利便性、安定性及び安心性等の変化をもって、本件事故による生活基盤の変容による損害と評価するものである。

P. 33-41

5 慰謝料額について

(1) 避難慰謝料

ア慰謝料額算定に当たって中間指針等の内容を考慮することについて

一審被告は、本件事故により本訴提起時原告らが受けた精神的苦痛に対する慰謝料につき、中間指針等の考え方にに基づき、1人月額10万円とし、賠償を要する期間を、本件事故が発生した平成23年3月から避難指示が解除された平成28年7月の後更に相当期間が経過した平成30年3月まで（中間指針等では1年間を目安としているが、一審被告はこれを拡張して1年9か月間としている。）の7年1か月分（85か月分）として1人当たり850万円を支払った上、中間指針等に基づく賠償指針は、大多数の被害者の精神的苦痛を慰謝するに足りる水準として定められたものであり、ほとんどの本件事故の被害者との間で中間指針等に基づいて裁判外での紛争解決が図られていることなどからすると、法規範に準ずる規範として最大限度尊重されるべきであり、また、その内容は合理的であるから、これを超える慰謝料は認められない旨主張する。

しかしながら、中間指針等は、「当事者による自主的な解決に資する一般的指針」として原賠紛争審査会が策定したものであり（原賠法18条2項2号）、その内容が裁判所を拘束する規範となるものではなく、仮に一審被告が主張するように、実際に本件事故による原子力損害の被害者の多くとの間で中間指針等に基づき裁判外で紛争解決が図られているとしても、そのことによってその内容が法規範又はこれに準ずる規範となるものではないから、裁判所は、中間指針等の内容に拘束されることなく、当審の口頭弁論終結時までには顕れた諸事情を斟酌し、その合理的な裁量によって一審原告らの請求の可否を判断すべきである。

ただし、中間指針等は、原賠法18条1項に基づき設置された原賠紛争審査会が、会議公開のもとで多数回にわたる審議を経て定めたものであり、審議の議事録も公開され、中間指針等自体において指針策定の理由も詳しく説明されているところで

あり、その内容が上記審議内容や策定理由を踏まえて本件事故による原子力損害の賠償基準として合理的なものであると認められるのであれば、中間指針等に基づく賠償額を斟酌して、本件における慰謝料額を算定することは妨げられないというべきである。

イ 中間指針等の内容の妥当性について

そこで、中間指針等の内容の妥当性について検討するに、中間指針等における避難等対象者に対する精神的損害の賠償等の内容、金額算定の考え方及び当該内容が策定されるに当たってなされた議論の概要は、引用に係る原判決（17頁5行目冒頭から21頁18行目末尾まで及び137頁3行目冒頭から143頁2行目末尾まで）に記載のとおりであって、中間指針等が定める精神的損害の賠償額（慰謝料額）は、避難等対象者が自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害として、その損害額は、避難等による生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって算定することとし、1人月額10万円を目安とすることとされ、その額の算定に当たっては、特に、本件事故発生から6か月間（第1期）については、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる」とした上で、自動車損害賠償責任保険における入院慰謝料（日額4200円、月額換算12万6000円）を参考にしたとされる。

本訴提起時原告らが避難生活によって被った共通損害としての精神的苦痛を評価する基礎となる共通事情の概要は前記2(1)記載のとおりであるところ、中間指針等が精神的損害の賠償額（慰謝料額）の基礎とした上記算定根拠は、前記共通事情を斟酌したものと認められる。また、通常的生活費増加分を慰謝料額に加算するのが相当であることは、原判決（169頁4行目冒頭から15行目末尾まで）が説示するとおりである。そして、慰謝料額の算定に当たって、入院慰謝料を参考にした点についても、それまでの生活基盤から長期間にわたって隔絶されその間従前の平穏な日常生活が阻害されたという点で類似性が認められるから不合理であるとはいえない。ただし、前記認定に係る原賠紛争審査会第7回会議の議事録にもあるとおり、入院生活は身体傷害を伴い又行動自体が制限されているという点で避難生活の方が精神的苦痛は小さいと認められること、避難等対象者の避難生活に伴う精神的苦痛は時間の経過とともに低減するのが一般的であるにもかかわらず避難解除まで慰謝料月額が減額されていないこと等からすれば、放射線被ばくによる健康被害に対する不安がある中での避難であることのほか、避難慰謝料には通常的生活費増加分が含まれていることや、避難生活の長期化に伴い、いつ自宅に戻れるか分からないという不安が増大すること等を考慮したとしても、上記入院慰謝料月額12万6000円を若

干下回る月額 10 万円に従前の生活の本拠地に帰還するまでの月数を乗じて避難生活に伴う精神的損害に対する慰謝料額を算出するという中間指針等の考え方には合理性が認められ、本件全証拠によるも、本件における相当な避難慰謝料の月額を 10 万円を上回る金額とすべき事情があるとは認められない。

一審原告らは、本訴提起時原告らの避難生活の過酷な状況等からすれば、本訴提起時原告らの避難慰謝料が刑事補償の補償額よりも低くなることはあり得ない旨主張するが、被告人あるいは受刑者として抑留・拘禁等を受け、ほぼ完全に行動の自由が制限されて拘束状態に置かれたことを前提とする刑事補償制度と本件における避難慰謝料を同列に論じることができず、一審原告らの上記主張は採用できない。

ウ 生活費増加分の加算について

一審原告らは、当審において、避難生活に伴う精神的苦痛に対する慰謝料算定の基礎となる月額につき、10 万円に生活費増加分 5 万を加算した月額 15 万円が相当である旨主張する。

しかしながら、前述のとおり、生活費増加分を慰謝料に加算するのは、立証の困難な通常的生活費増加分の個別立証を要求することが迅速な救済という点から相当でないと考えられるからであり、ここで想定されているのは、前記認定のとおり、避難した大多数の住民に発生すると思われる通常さほど高額とならず、個人ごとの差違も少ない生活費に限られること、中間指針等においては、別途、生活費の増加分に対する賠償としての性質を含む避難費用、一時立入費用、帰宅費用、財物価値の喪失又は減少等につき損害賠償が認められていることからすれば、共通損害としての生活費増加分を避難慰謝料額に加算しても、月額 10 万円を上回るとはいえないというべきであり、一審原告らの上記主張は採用できず、生活費増加分を含めて中間指針等が月額 10 万円としたことに不合理な点は認められない。

エ 避難慰謝料の賠償対象期間の終期について

一審被告は、避難慰謝料の賠償対象期間の終期につき、平成 28 年 7 月 12 日の避難指示解除後の平成 30 年 3 月分までとするのが相当であるとして、中間指針等に基づく前記月額 10 万円に平成 23 年 3 月から平成 30 年 3 月までの 85 か月を乗じた 850 万円が相当な慰謝料額であると主張し、その支払を了している。これに対して、一審原告らは、避難生活が 5 年以上に及んでいることから、避難指示が解除されても実際に I に帰還できる状態になるには相当の期間を要するとして、賠償対象期間の終期は、避難指示解除後 3 年が経過した平成 31 年 7 月とすべきである旨主張する。

避難指示により従前の生活の本拠地で生活できないことを根拠とする避難慰謝料は、その性質上、従前の生活の本拠地への帰還が可能となった時点で賠償の終期を迎えると解されるが、前記認定のとおり、原賠紛争審査会における意見等を踏まえ、中間指針等は、避難指示の解除から相当期間経過後を賠償対象期間の終期と定め、その理由につき、避難生活が長期にわたったことから実際に帰還するには相応の準

備期間を要することを挙げ、当面の目安を1年間としたが、一審被告は、その終期を延長して平成30年3月末までとした（避難指示解除後1年9か月経過時）。避難指示解除については、その約1年前に予告がなされていること、避難指示解除前からI区内には一時立入りをして帰還の準備をすることが可能であったこと等からすれば、避難指示が解除されてから1年9か月あれば、帰還のための準備期間として通常は十分であり、帰還に更に期間を要する特段の事情があれば、個別に賠償終期を遅らせて算定される慰謝料額を追加請求することも可能であるから、共通損害としての避難慰謝料の賠償対象期間の終期を一審被告が定めた平成30年3月末とすることが不合理であるとはいえない。

オ 小括

以上検討したところによれば、本件生活基盤変容に基づく慰謝料とは区別される避難慰謝料について、一審被告が、これを中間指針等に基づき月額10万円と評価し、賠償対象期間の終期を中間指針等が目安とする1年を超える平成30年3月末とした上で、その総額を850万円と算定したことは不合理とはいえず、当審も共通損害に対する賠償としての避難慰謝料は総額850万円と評価するが相当であると判断する。そうすると、一審被告は、避難慰謝料に関しては、相当な金額を支払済みであるから、上記850万円を超える避難慰謝料の支払を求める一審原告らの主張には理由がない。

(2) 本件生活基盤変容に基づく慰謝料について

ア 慰謝料額算定に当たったの基本的な考え方

本訴提起時原告らは、本件事故によって、平穏な日常生活とその基盤を奪われ、避難指示の解除により従前の生活の本拠地への帰還が可能になっても未だ回復されていない生活基盤の変容という人格的利益の侵害を受けており、これに基づく精神的苦痛に対して、一審被告が、避難慰謝料とは別個に慰謝料（本件生活基盤変容に基づく慰謝料）による賠償義務を負うことは、前記4で述べたとおりである。ただし、上記精神的苦痛の程度は、その性質上、避難慰謝料よりも各人の感じ方や生活状況等の個別事情による差異が大きく、一審原告らが求めるものが本訴提起時原告ら全員に共通する損害に対する慰謝料である以上、慰謝料額の算定に当たっては、前記4(3)で述べた住民同士の親密な人間関係、コミュニティ、伝統の継承等の利益等の個別事情を考慮外とするほか、前記4(5)で述べた本訴提起時原告らに共通して認められる事情、すなわち、避難指示等により地域全体の住民が従前の生活の本拠を離れることを強いられた5年4か月にわたって帰還できなかったことにより、I区の住民であれば誰もが経験したであろう従前の生活基盤の変容とこれに伴う精神的苦痛を認定し、これを賠償するに足る慰謝料額を算定する必要がある。一審原告らは「Iに生きる」ことの喪失による損害として、前記のとおり上記事由以外の種々の増額事由（本訴提起時原告らが被った具体的損害）を主張した上で慰謝料額とし

ては 1000 万円が相当であるとし、原判決もその主張の多くを認めて慰謝料額総額の算定要素として考慮し、一審被告が認める 850 万円を超える慰謝料額としては 300 万円が相当である旨説示する。しかし、それらの事由は、いずれもそもそも慰謝料額増額の事由となり得ないもの、既に避難慰謝料額の算定において考慮済みであるもの、個別の慰謝料額の増額事由とはなり得ても共通損害としての慰謝料額を算定するに当たっては個別性が強く増額事由とすることができないものであり、これらの事由を慰謝料額算定に当たり考慮要素として斟酌するのは相当でないというべきである。そうすると、上記慰謝料額の算定については、自ずから従前の生活基盤の変容による影響や被った精神的損害の少ない避難等対象者を想定した水準に留まらざるを得ない面があり、これを超える精神的苦痛を被ったと主張する者は、当該個別事情に基づき別途慰謝料の追加支払を求めるほかはない。

イ 慰謝料額の算定

本件においては、避難指示解除後の期間を含む 7 年 1 月（85 月）にわたり 1 人月額 10 万円総額 850 万円の避難慰謝料が支払われているところ、その支払には、その期間中従前の平穏な生活を支える生活基盤が失われたことによる精神的苦痛を慰謝する趣旨の支払が含まれており、これにより、本件生活基盤変容に基づく精神的損害の一部が填補されていると認められる。また、引用に係る原判決の前提事実及び証拠（乙 A2, 3）によれば、平成 25 年 12 月に策定された中間指針第四次追補では、帰還困難区域に生活の本拠地を有した者については、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた苦痛等」の一括賠償として、中間指針第二次追補で示された 600 万円に、1 人 1000 万円を加算し、上記 600 万円を月額に換算した場合の将来分（平成 26 年 3 月以降）の合計額（ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を賠償することとされ、加算額の算定に当たっては、過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考とした上で、避難指示が事故後 10 年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額（生活費増加費用は含まない。）の合計額を十分に上回る金額として、旧住所地での生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等に対する慰謝料が 1000 万円と評価されていることが認められるところであり、これとの比較において（上記 1000 万円自体が低額であるとの批判は措くとして）、平成 30 年 3 月末まで避難慰謝料の支払を受けた上でなお填補されない本件提訴時原告らの本件生活基盤変容に基づく慰謝料は、帰還困難地域と異なり従前の生活の本拠地（旧住所地）への帰還自体は可能であることを考慮すべきであり、上記金額から相当程度減額されたものとなることはやむを得ないというべきである。さらに、前記認定したところによれば、中間指針等においては精神的損害以外にも種々の項目の損害賠償が別途なされているところ、その賠償は本件生活基盤変容に基づく慰謝料とは賠償対象を異にするから、直接慰謝料額算定の減額要因となるものではないが、それらの賠償

は、帰還した従前の住居地での新たな生活基盤を構築するための、あるいは帰還を選択しなかった者が別の場所で新たな生活基盤を構築するための原資等とすることもできるものであり、これにより従前の生活基盤が変容した者の精神的苦痛が一定程度緩和される面があることも否定できない。

その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、本件生活基盤変容によって本訴提起時原告らに生じた共通の損害に対する慰謝料額としては、100万円をもって相当と認める。

なお、一審被告は、本訴提起時原告らに対し、精神的損害の賠償の外に多額の財産的賠償を行っているところ、その賠償は本来損害として認められる範囲を超えて行ったものであるから、この点を慰謝料額算定に当たって考慮すべきである旨主張するが、その賠償が慰謝料とは賠償対象を異にするものであることに加え、本件記録に照らしても、上記財産的賠償がそもそも本訴提起時原告らの被った財産的損害に対する賠償として十分なものであったか否かは明らかでない。よって、一審被告の上記主張は採用できない。

また、一審被告は、過去の類似又は同種事件の裁判例による慰謝料額の認容水準や公共用地取得に伴う損失補償基準に精神的損失の補償に係る規定が置かれていないことなどと比較しても、1人当たり850万円の慰謝料額は一審原告らの精神的苦痛を十分慰謝するものである旨主張する。しかしながら、一審被告が指摘する過去の裁判例は、不法行為の対象とされた加害行為の態様や、その期間、被害者の被害態様等において、いずれも多く、点で本件と事案の性質、内容等を異にするものであるから、上記各事例において認容された慰謝料額と比較することによって本件における共通損害としての慰謝料額の多寡を判断することは相当でない。また、無過失損害賠償責任たる原賠法に基づく損害賠償と公共用地取得に伴う損失補償とでは、その法的性質等を異にするものであることは明らかであるから、後者において精神的苦痛に対する補償がなされていない又は補償額が僅少であることは、本件における慰謝料額に関する判断を左右するものではない。よって、この点に関する一審被告の上記主張も採用できない。

○ 仙台高裁判決【仙台高裁生業】

P. 235-237

(2) 「ふるさと喪失」損害の賠償請求

旧居住地が帰還困難区域、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域である提訴時一審原告らのうち40人（「ふるさと喪失」一審原告。前注参照）は、原状回復及び平穏生活権侵害に基づく損害賠償を求める訴え（第1事件及び第3ないし第5事件）と別個に「ふるさと喪失」損害に基づく損害賠償を求める訴え（第2又は第6事件）を提起している。

一審原告らは、平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求と「ふるさと喪失」損害に基づく損害賠償請求の関係について、本件事故によって「包括的生活利益としての人格権」が侵害されたことにより、①「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損（生存と人格形成の基盤の法益が破壊ないし損傷を受けたこと）による損害と、②「日常的な幸福追求による自己実現」の阻害（幸福追求・価値を選択しながら普通の日常生活を営む法益が破壊ないし損傷を受けたこと）による損害の2つの種類の被害が現れていることに基づき、これを基礎として包括慰謝料請求を2つに区分して請求しているものであるとした上で（一審原告ら控訴理由書166頁以下等）、全ての提訴時一審原告らについて、中間指針等が認める損害を除いて一律に月額5万円の平穏生活権侵害に基づく慰謝料（弁護士費用を除く。）を請求するとともに、そのうち40人（「ふるさと喪失」一審原告）は、上記①の損害の賠償を特に取り出してこれを上記①に係る損害として別に訴えを提起していたものであるから、これらの一審原告らについては、平穏生活権侵害に基づく損害賠償としては上記②に係る損害のみを請求していることになるものの、「ふるさと喪失」一審原告ら以外の帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域を旧居住地とする一審原告らは、上記①に係る損害が生じていることは同様であるにもかかわらずその損害の賠償を特に取り出して別に訴えを提起していない以上、これらの一審原告らの関係では、平穏生活権侵害に基づく損害賠償として、上記②に係る損害に加えて、上記①の損害も合わせてその中で請求する趣旨である旨主張している（一審原告ら控訴理由書205頁以下、控訴審準備書面（被害3）16頁以下）。

一審原告らの主張は、一つの「平穏生活権侵害に基づく損害」という言葉を、「ふるさと喪失」一審原告らについては上記②のみを指すものとして使い、それ以外の一審原告らについては上記①及び②の双方を指すものとして使っており、若干分かりづらい面があることは否めないものの、主張それ自体が不合理であるとか失当であるとかいうことはできない以上、当裁判所は、一審原告らの主張が上記の趣旨であるものとして判断すべきであると考えた。したがって、原判決が、この点、一審原告らの主張を合理的に意思解釈したとして、一審原告らは、本件事故により、継

続的に発生する性質の損害を「平穩生活権」侵害による損害として、継続的でなく、一回的に発生する性質の損害を「ふるさと喪失」による損害として、それぞれ他方の請求を明示的に除外して請求しているものと解した上で、「ふるさと喪失」一審原告以外の一審原告らについてはこの前者のみを請求しているものと整理している点は相当ではない。

以上の前提を踏まえ、本判決においては、一審原告らの主張する上記①の「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損（生存と人格形成の基盤の法益が破壊ないし損傷を受けたこと）による損害を「ふるさと喪失」損害と呼称することとし、これは、請求の趣旨第3項（控訴の趣旨第4項）の損害賠償請求（弁護士費用相当額部分を除く、600万円の損害賠償請求）の被侵害法益として審理の対象となる権利利益の侵害であるだけでなく、同請求に係る訴えを提起していない「ふるさと喪失」一審原告以外の一審原告らについても、請求の趣旨第2項（控訴の趣旨第3項）の損害賠償請求（弁護士費用相当額部分を除く、月額5万円の平穩生活権侵害に基づく損害賠償請求）の被侵害法益として審理の対象となる権利利益の侵害であると整理した上で、これらの侵害が認められるかを判断することとする。

P. 237-238

(3) 中間指針等の月額10万円等の慰謝料の性格

一審原告らは、原賠審による中間指針等が後掲のとおり一人月額10万円又はこれに加えて1000万円の慰謝料を認めている点（避難指示等区分によって機関や額は異なる。）について、上記(2)②の「日常的な幸福追求による自己実現」の阻害による損害のみを賠償の対象としており、①の「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損による損害はその対象としていないと主張しているところ（控訴理由書189頁以下、控訴審準備書面（被害3）18頁以下）、仮にこの主張が、中間指針等で定められた月額10万円等の慰謝料では評価されていない他の損害項目（上記①の損害等）も存在するのであるから中間指針等の慰謝料額を超える額が裁判により認められることも不合理ではない旨の主張であるならば格別、そうではなく、本判決によって認められる「ふるさと喪失」損害に基づく損害賠償の額から中間指針の慰謝料額を控除することは認められるべきではない旨の主張であるとすれば、採用することができない。なんとなれば、一審原告らの整理する上記①の損害も②の損害もいずれも本件事故という原因事実及びこれによって生じた精神的損害という被侵害利益を共通にするものであるから、これらに基づく損害賠償請求権は同一の訴訟物であると解すべきところ（最高裁昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁参照）、中間指針等では、本件事故と相当因果関係のある損害であれば「原子力損害」（原賠法3条）に該当するから生命・身体的損害を伴わない精神的損害（慰謝料）についても相当因果関係が認められる限り賠償すべき損害というべきであるとした

上で、上記の月額 10 万円等の慰謝料を目安とするとしており、精神的損害(慰謝料)の中で特に上記②のみを対象とするような趣旨や、上記①を対象から外すような趣旨は読み取れないから、中間指針等で定めた慰謝料は、本訴における訴訟物と同一の被侵害利益に係る賠償義務というべきだからである。したがって、当裁判所は、本判決において、一審原告らが主張する上記①及び②の損害いずれであっても、「中間指針等による賠償額」を超える部分に限って請求を認容することとする。

P. 241-246

第 2 損害の有無及び損害額の判断の在り方

1 一審原告らの主張の整理

上記第 1 の 3(2) で整理したとおり、一審原告らは、本件事故によって「包括的生活利益としての人格権」が侵害されたことにより、①「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損(生存と人格形成の基盤の法益が破壊ないし損傷を受けたこと)による損害と、②「日常的な幸福追求による自己実現」の阻害(幸福追求・価値を選択しながら普通の日常生活を営む法益が破壊ないし損傷を受けたこと)による損害の 2 つの類型の被害が生じているとした上で、「ふるさと喪失」一審原告らについては、上記①が「ふるさと喪失」損害に、上記②が「平穩生活権侵害に基づく損害」に当たると主張し、それ以外の一審原告らについては、上記①及び②の双方が「平穩生活権侵害に基づく損害」に含まれるものと主張している。

そして、一審原告らの主張を全体を通してみれば、上記②に係る被侵害法益の内実は、人が、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業(なりわい)を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、全人格的な生活(一審原告らのいう「日常的な幸福追求による自己実現」)が広く含まれ、上記①に係る被侵害法益の内実は、そのように、人が人格を形成し幸福を追求していくべき全人格的な生活の本拠そのもの(一審原告らのいう「生存と人格形成の基盤」)が広く含まれると主張しているものと解するのが相当であるから、当裁判所は、これらが破壊・毀損ないし阻害されたかを判断することとする。

2 損害の判断の在り方

原判決(原判決 152 頁 20 行目から 154 頁 20 行目まで)は、上記②の損害の成否の判断枠組みとして、本件事故によって拡散された放射性物質によって居住地の汚染が社会通念上受忍すべき限度を超えた平穩生活権侵害となるか否かという判断枠組みを用いているが、本訴において一審原告らが受けたと主張する被害は、福島第一原発の正常な稼働によって生じたものではなく、前示(前記第 3 節及び第 4 節)のとおり一審被告東電の義務違反及び一審被告国の違法な規制権限不行使の結果として福島第一原発が本件事故を起こしたことによるものであって、社会にとって公

共性ないし公益上の必要性がある施設等の正常な運用・供用等による侵害行為が生じているという場合ではないから、上記判断枠組みは本訴において妥当するものであるとはいえない。したがって、原判決の用いた上記判断枠組みが相当でないとの一審原告らの論旨（控訴理由書 145 頁以下）は理由があるというべきである。

当裁判所は、本件事故により一審原告らが主張する上記①及び②の損害が生じたか、生じたとして損害額をいくらと評価すべきかについては、端的に、各一審原告について、本件事故と相当因果関係のある損害の有無及び額を認定していくこととする。

3 損害の判断において考慮すべき要素

当裁判所が、本件事故と相当因果関係のある損害の有無及び額を判断するに当たり考慮に入れるべき要素としては、以下のものが考えられる。

(1) 本件事故により侵害された事柄

本件事故により、放射性物質が放出され広範に飛散したことによって、どのような事柄が侵害されたかについては、一審原告らが、旧居住地において、本件事故前に享受していた事柄全般を考慮対象に入れてその侵害の有無や程度を把握する必要がある。そのような事柄として主な要素は、以下のア～カのように分類して挙げる事が可能である。なお、以下の要素は、必ずしもそれぞれが独立しているものではなく、互いに重なり合ったり、関連したりして、有機的に一体の事柄を形成している関係にもあるものであるから、後記の損害論（各論）において必ずしも取り出して触れていない事柄であっても、考慮の対象外に置いているものではない。また、以下の要素の中には、財産的な側面を有するものも多く含まれており、これらの一部について、一審原告らの中には、別途一審被告東電から財産的損害に対する賠償として金銭の支払を受けている者もいるが、後に判示するとおり（後記第 6 節第 5 の 3）、一審被告東電による財産的損害に対する賠償は、本訴における精神的損害に対する慰謝料額には充当されないと解すべきであるから、逆に、慰謝料額の評価においても、財産的損害自体については除外して考慮することとする。もっとも、こうした要素の多くが、一口に各人の財産的損害として評価され得ないものも多い上に、一審被告東電からそうした財産的損害に対する賠償を受けていない者も多くいること、本件で一審原告らが被ったと主張する精神的損害には、①「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損（生存と人格形成の基盤の法益が破壊ないし損傷を受けたこと）による損害と、②「日常的な幸福追求による自己実現」の阻害（幸福追求・価値を選択しながら普通の日常生活を営む法益が破壊ないし損傷を受けたこと）による損害の 2 つが含まれていることは前示のとおりであるところ、以下の要素は、全体として人が生存と人格形成をする基盤であると共に、日常的な幸福追求をする上で欠かせない日常生活そのものでもあり、いずれも、財産的な価値だけでなく、それらが破壊・毀損されることによって上記①ないし②の精神的損害を受けたと評価

すべき側面も有しているというべきであるから、本訴における慰謝料額の評価においても、その限度では考慮に入れることとする。

ア 基本的な社会インフラ

(例)

電気・水道・ガス等のインフラ
医療・警察・消防等の施設
学校・教育・育児等の学習環境、成育環境
道路・鉄道等の交通インフラ
電波・電話網・光ケーブル等の通信インフラ

イ 生活の糧を取得する手段

(例)

第1次産業：農業・林業・水産業等
第2次産業：鉱工業・製造業・建設業等
第3次産業：観光業も含めた地元企業・大手企業の出先機関・自営業（美容院や自動車整備工場、商店等）等

ウ 家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素

(例)

親戚・家族や近所付き合いの拠点となるべき自宅・住まい等
職場・学校等を起点とした人的つながり
趣味・会議所・社交場・運動場・温泉・娯楽施設・公園等
冠婚葬祭施設、墓地等
祭り・イベント・風物詩等

エ 周囲の環境・自然

(例)

大気・水質・土壌・気候等
山・湖沼・川・海等
家庭菜園・山菜・キノコ採集・魚釣り等

オ 帰るべき地・心の拠り所となる地・思い出の地等としての「ふるさと」

(例)

実家・母校・行きつけの店・駅等
思い出の場所・景色等
地元の評判・観光地としての価値等

カ その他

(例)

避難・移住・生活再建等のために支出した諸々の経済的な負担
被曝者・被災者としてのレッテル・いじめ等

被曝により将来的に健康被害が生じるのではないかという恐怖ないし不安 (2) 侵害態様・程度

侵害態様としては、一審被告らの故意又は過失の有無、程度も重要であるところ、前示のとおり、一審被告らに本件事故について故意又は重大な過失までは認めることはできないものの、本件における一審被告東電の義務違反の程度は、決して軽微とはいえない程度であったというべきであるから、これを前提に損害額を算定することとする。

次に、侵害の程度としては、上記(1)に挙げた事柄が、本件事故により、どの程度放射能汚染されたか(空間線量率等が指標となる。)、又は侵害されたかが重要な要素となる。なお、後記第6節第3の3の被曝を予防するために定められたものではあるが、本件事故当時の炉規法、実用炉規則及び線量限度告示では、周辺監視区域外の線量が1mSv/y以下となるように放射線源を管理することが求められており、法令上、1mSv/yを超える公衆の被曝は許容されていなかったといえることができるため、これも考慮要素の一つとすべきである。

また、政府による避難指示等により居住及び移転の自由が法的に制約されたか否かも重要な指標の一つであるが、仮に法的に制約されなかったからといって、直ちに侵害がなかったとすべきではなく、本件事故により一審原告らの生活に影響した社会的事実や、福島第一原発からの距離等に応じて一審原告らが感じた恐怖・不安等も広く考慮に入れて、本件事故との相当因果関係を判断すべきである。

なお、避難の合理性(旧居住地から避難した場合に、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められるか)と平穩生活権侵害の成否は、考慮要素を共通にするため、結果的にほとんどの場合に結論は一致すると考えられるが、平穩生活権侵害の成否を考えるに当たっては、必ずしも後者が前者の前提となるものではなく、境界的な事例においては、旧居住地の汚染は平穩生活権侵害として賠償に値する程度に至らないが避難の合理性は認められるという場合も想定され得る。

(3) 本件事故後の経緯・現状

新たな放射性物質の放出を抑制する措置が取られたか否か(各原子炉の冷温停止状態が達成されたか否か)、社会インフラ等の復旧状況、除染の進展状況及び空間線量率の推移、それらに要した期間、居住人口・帰還率の推移等は重要な考慮要素となる。

P. 295-296

(3) 全中間指針の位置付け

上記(2)のような議論の経過によれば、個別具体的な事情に応じた本件事故と相当因果関係のある損害は別途あり得るので、それは全中間指針で定める基準の外で損害賠償がされるべきであるという前提で、全中間指針は、本件事故と相当因果関係

のある、日常生活の阻害や故郷の喪失による精神的損害（比較的僅少で個人差が余りないと考えられる生活費の増額分も含む。）に対する損害賠償額を、簡易迅速な損害回復を旨とするため支払う側の当事者である一審被告東電も納得し支払を拒否しないような金額として妥当な額を基準として打ち出したものであるということが出来る。そして、その額を定める議論においては、交通事故損害賠償訴訟における基準や参考となり得る判例が参照されたが、本件事故と類似の事例は見つからなかったため、最終的には、交通事故や参考裁判例の事例との違いを意識しながら、法学者及び放射線の専門家等から構成された原賠審の委員から出された意見の平均的な額を基準にするなどして、全中間指針における賠償の基準額は定められた。20mSv/yを下回る低線量の地域住民については、単なる根拠のない不安を損害とみなすものではなく、低線量被曝は健康被害があるけれどもそれがどの程度のものか分からないという知見を基にしつつ、取り分け本件事故直後には、公的に公表されたデータ以外に非公式に様々な情報が飛び交っていた状況を考慮に入れ、本件事故により住民が危険性や恐怖・不安を覚えて自主的に避難することに合理性があるかという観点から相当因果関係の有無を検討する必要があるとされた。

以上によれば、全中間指針において定められた額は、指針策定当時までの事情を基に、個別事情を捨象して当該地域に居住していた全住民に共通する損害項目を考慮に入れながら、一審被告東電側も任意の支払を拒否することのないように合理的と考えられる額として定められたものと解されるから、任意の支払を念頭に置いた和解金的な色彩があることは否定できないところである。そうすると、本訴において、口頭弁論終結時までの事情を基に、一審被告東電による任意の支払を期待するという要素を考慮に入れずに、本件事故と相当因果関係のある損害額を定める場合に、全中間指針における基準額よりも高い額となることは、ある意味では自然な結果であるともいえる。

P. 326-508

第4 相当因果関係（各論）

- 1 一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況等（P. 327～）
- 2 グループごとの検討（P. 360～）
- 3 旧居住地が帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）である一審原告らについて（P. 362～）
- 4 旧居住地が旧居住制限区域である一審原告ら（旧居住地が大熊町の旧居住制限区域である一審原告らを除く。以下、本項において同じ。）について（P. 374～）
- 5 旧居住地が旧避難指示解除準備区域である一審原告ら（旧居住地が大熊町、双葉町の旧避難指示解除準備区域である一審原告らを除く。以下、本項において同じ。）

について (P. 383～)

- 6 旧居住地が旧緊急時避難準備区域である一審原告らについて (P. 389～)
- 7 旧居住地が旧特定避難勧奨地点である一審原告らについて (P. 401～)
- 8 旧居住地が旧一時避難要請区域である一審原告らについて (P. 405～)
- 9 旧居住地が自主的避難等対象区域である一審原告らについて (P. 409～)
- 10 旧居住地が県南地域及び宮城県丸森町である一審原告らについて (P. 472～)
- 11 旧居住地が上記 3～10 以外の地域である一審原告らについて (P. 486～)

(以下、P. 360-361)

2 グループごとの検討

前記第 1 の 7 のとおり，原審口頭弁論終結日（平成 29 年 3 月 21 日）以降，避難指示区域のうち，平成 29 年 3 月 31 日から 4 月 1 日にかけて，飯舘村，浪江町，川俣町，富岡町の居住制限区域，避難指示解除準備区域の設定が解除され，平成 31 年 4 月 10 日，大熊町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の設定が解除された。また，当審口頭弁論終結後である令和 2 年 3 月 4 日には双葉町の避難指示解除準備区域全て及び帰還困難区域の一部が，同月 5 日には大熊町の，同月 10 日には富岡町の，いずれも帰還困難区域の一部が，それぞれ解除予定である。

以上を前提にすると，当審における一律請求についても，原審と同様に，政府による避難指示区域等に沿って分類可能な，①帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域，②旧居住制限区域（大熊町を除く。），③旧避難指示解除準備区域（大熊町，双葉町を除く。），④旧特定避難勧奨地点，⑤旧緊急時避難準備区域及び⑥旧一時避難要請区域の六つ（なお，本件訴訟には，旧居住地が旧屋内退避区域（解除後に緊急時避難準備区域に設定された地域を除く。）である一審原告はいない。），中間指針等に沿って分類可能な，⑦自主的避難等対象区域及び⑧県南地域及び宮城県丸森町の二つ，並びに⑨上記以外の地域の合計九つのグループ（このうち⑨については更に地域ごとに検討する。）に分類して判断するのが相当である。

3 旧居住地が帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）である一審原告らについて

(1) 認定事実

(以下、P. 363-367)

ウ 帰還困難区域等旧居住者の受けた被害

帰還困難区域等を旧居住地とする一審原告らについて，各一審原告の受けた被害はそれぞれの状況に応じて様々であるが，おおむね，次のような被害を被っていると認められる。

(ア) 居住・移転の自由の制限

帰還困難区域においては、区域境界に物理的な防護措置が実施され、基本的には立入りが禁止されており、一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し、個人線量管理や防護装備の着用が徹底されるなど、様々な制限がある（原判決が引用する証拠のほか、当審における現地進行協議等による弁論の全趣旨）。

帰還困難区域等の大半は旧警戒区域であり、そうでない区域も避難区域又は計画的避難区域であった区域であって、強制避難の対象であったため、この区域の一審原告らの多くは、本件事故が起きた3月11日頃に取り敢えず避難したまま自宅に帰ることができていなかったり、自宅を避難した当時のまま放置せざるを得なかったりといった状況が続いている（一審原告H-111、当審における現地進行協議等による弁論の全趣旨）。

原災法20条3項に基づいて設定された避難区域、計画的避難区域、避難指示区域への立入りには罰則はないが、原災法（平成24年法律第47号による改正前のもの）28条2項、災害対策基本法63条1項に基づいて設定された警戒区域への立入りは、10万円以下の罰金又は拘留という刑事罰をもって禁止されていた（災害対策基本法116条2号）。

このように、帰還困難区域等に生活の本拠を有していた一審原告らは、罰則の有無にかかわらず、生活の本拠において居住を継続する権利（居住及び移転の自由）を制約されたものである。

(イ) 旧居住地の汚染

帰還困難区域は、平成23年12月26日時点において空間線量率が50mSv/yを超える地域であり、社会システム工学者である沢野伸浩が平成25年11月19日第8次航空機モニタリングの結果を計算処理した結果によれば、平成25年11月19日時点においても、双葉町において最大42.23 μ Sv/h（年間追加被曝線量は222.05mSv/y相当。 μ Sv/hの数値から0.04を引いて0.19で割り、小数点以下3桁を四捨五入する簡易な換算方式（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮蔽効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定。甲B97参照）で計算したもの。以下、同様の換算方式による年間追加被曝線量相当値を括弧内に表記する。）、浪江町において最大約39.96 μ Sv/h（210.11mSv/y相当）、大熊町において最大約37.04 μ Sv/h（194.74mSv/y相当）といった、100mSv/yを超える空間線量率が現れていた。

このような放射性物質による旧居住地の汚染は、単に旧居住地の土地建物の経済的価値を毀損しているだけでなく、旧居住地への帰還を困難にさせて、帰還困難区域旧居住者に多大な精神的苦痛を与え続けているものというべきである。

(ウ) 日常生活の阻害

帰還困難区域等に居住していた一審原告らは全員が避難を強いられたところ、自

宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された。一審原告らの中には、いまだ仮設住宅等における避難生活を強いられている者もいるほか、新たに住居を構えた一審原告らにおいても、生活の糧となる生業の変更を余儀なくされるなど、避難前と同様の日常生活が回復できているとはいえず、原告らの属性にかかわらず、日常生活の阻害は長期化しているものといえる。

(エ)長期間の設定による今後の生活の見通しに対する不安、帰還困難による不安

本件事故から6か月が経過した後の平成23年10月1日時点においても、避難区域・警戒区域（飯館村及び南相馬市の一部の帰還困難区域においては計画的避難区域）が解除されず、避難指示区域の見直しまで今後の生活の見通しが立たない不安が増大する状況にあり、平成23年12月16日から平成25年8月8日までの間に避難指示区域が見直された後も、帰還困難区域等として長期間にわたり帰還が不可能な状況となったことによる不安が継続した。そして、本件事故から約9年間が経過した今なお、JR常磐線の沿線のごく一部の地域を除き帰還困難区域の避難指示の解除がいつされるか不透明な状況であり、帰還できる日を待ち望む者もいれば、もはや帰還することに期待を寄せられる状況ではなくなった者もいるなど、不安定な状況を強いられている。一審原告らの被った精神的苦痛は、時の経過によっても容易に癒やされず、将来的な見通しが立たず人生設計の建てようがない状況が長期化することによって、むしろ増大した側面もあるというべきである。

(オ)生活費の増加

また、帰還困難区域等からの避難者は、避難生活によって多かれ少なかれ生活費が増加したと推認されるどころ、個別に相当因果関係の立証が可能なものについては積極損害として別途賠償されるべきであり、現に一審被告東電により賠償がされているものの、個別に相当因果関係の立証が困難なものも多数発生していると推認される。したがって、このことは慰謝料の増額要素として考慮するのが相当である。なお、原賠審による全中間指針作成に係る議論においても、生活費の増加については精神的損害に対する賠償額を算定する際に加味することとされたことについては前示（前記第2の6）のとおりである。

(カ)ふるさとの喪失

一個人にとって、その居住地は、単にそこで生活をするというだけではなく、その地において様々な事や物を享受したり、コミュニティにおける他人との交流を深めたりしながら、人格を形成していく基盤でもあるというべきであって、第5節第2の3にも前示したとおり、基本的な社会的インフラや生活の糧を取得する手段にとどまらず、家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素、周囲の環境・自然、帰るべき地・心の拠り所となる地・思い出の地等としての「ふるさと」としての居住地の持つ意味合いなどを考慮に入れて、一審原告らの受けた精神的損害を評価

すべきである。

そうすると、帰還困難区域等の一審原告らにおいては、極めて限定された区域を除き、本件事故から9年を経ようとする今もなお帰還困難区域の指示解除の目途さえ立っていない状況であること（なお、一審原告H-65, 518は、平成25年10月31日に帰還困難区域に設定された旧居住地所在の旧自宅に測定に来た放射線測定士から「ここには100年帰れません。」と言われた旨陳述している（甲H65の1の3。）に鑑みて、「生存と人格形成の基盤」を一個人の人生のスパンで見ればほぼ不可逆的に破壊・毀損されたというべきである。

（以下、P. 368-370）

(2) 検討

ア 評価（損害額）

上記(1)のとおり、帰還困難区域等を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から強制的に転居させられ、長期にわたる不自由な避難生活の継続を余儀なくされるとともに、旧居住地の状況把握さえままならないままこれを放置せざるを得ない状況が続き、本件事故から9年間近くを経た今なお旧居住地が元どおりになることに対して期待を寄せることができない状況でいるのであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる。

以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①強制的に転居させられた点について150万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについて月額10万円、③「ふるさと喪失」について600万円と評価すべきである。

そして、上記②の避難生活の継続は、本件事故があった3月11日が属する月である平成23年3月を始期とし、終期は、後記のとおり、旧居住地が旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域であった一審原告らについては、遅くとも平成30年3月31日まで避難生活の継続が強いられていたとみるべきであることに鑑みて、同日が属する月である平成30年3月とし、その翌月以降は、さらに避難生活の継続が強いられており、ごく一部の区域を除いて指示の解除の目途さえ立っていない状況であることから、もはや帰るべき「ふるさと」を喪失したとみて「ふるさと喪失」損害に係る慰謝料において考慮することが相当である。したがって、避難生活の継続が強いられていた期間は、平成23年3月から平成30年3月までの85か月間であり、その点についての慰謝料額は85万円と評価すべきである。

上記③の「ふるさと喪失」損害については、前記（第5節第1「ふるさと喪失」一審原告らに限らず、それ以外の一審原告らにおいても、「平穩生活権侵に基づく損害」に含まれるものとして「ふるさと喪失」損害を主張しているものと整理すべきであ

るところ、「ふるさと喪失」一審原告らについてみれば、一審原告 H-6, 一審原告 H-88, 89, 一審原告 H-383~388 の旧居住地は双葉町の、一審原告 H-126 の旧居住地は大熊町の、一審原告 H-111 の旧居住地は富岡町の、一審原告 H-65, 518 の旧居住地は浪江町の、それぞれ帰還困難区域である。また、その他の一審原告らは、上記 4 町のほか、南相馬市小高区及び飯館村の各帰還困難区域（双葉町の避難指示解除準備区域である一審原告 1 人（H-122）を含む。）を旧居住地とする。

帰還困難区域では、上記（1）ウ（カ）のとおり、一個人の人生のスパンで見ればほぼ不可逆的に「生存と人格形成の基盤」を破壊・毀損されたというべきであって、その損害は非常に重大であるというべきところ、前記 1 に認定した各事実、原審に現れた関係各証拠に、当審に現れた関係各証拠（甲 C274, 285~292, 295, 296, 310, 314, 315, 323~326, 丙 C329~331, 371, 372, 374, 377~385, 390~402, 404, 450~453, 461, 479~483, 492~495, 497, 499~501, 504~508, 510~512, 514, 518, 519, 538（いずれも枝番を含む。）、甲 H65 の 1 の 3, 甲 H111 の 1 の 3, 一審原告 H-65, 518（当審）、一審原告 H-111（当審）、当審における現地進行協議等による弁論の全趣旨）も合わせて認定することができる、一審原告らの旧居住地である双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、南相馬市小高区及び飯館村の状況や、一審原告らがほぼ不可逆的に帰還ができない状態に置かれたことによる様々な被害等を考慮した上で、積極損害（避難費用など）、消極損害（営業損害など）、生命・身体的損害（本件事故に起因する疾病・自死による損害など）、財物損害（不動産の損害など）は別途賠償されること、「生存と人格形成の基盤」が破壊・毀損されたことによって平成 30 年 3 月まで避難継続を余儀なくされたことについての慰謝料は上記②で評価されていること、他方で、同年 4 月以降、「生存と人格形成の基盤」が破壊・毀損されたことによる避難生活の継続についてはこの「ふるさと喪失」損害によって評価すべきであること、一審被告東電の義務違反の程度は著しいこと（前記第 3 節第 2 の 8）、その他、一切の事情を総合的に考慮して、「ふるさと喪失」一審原告らに限られず、このグループに属する全ての一審原告らについて、「ふるさと喪失」損害としては上記のとおり 600 万円を認めるのが相当である。

4 旧居住地が旧居住制限区域である一審原告ら（旧居住地が大熊町の旧居住制限区域である一審原告らを除く。以下、本項において同じ。）について

(1) 認定事実

（以下、P. 377-379）

イ 旧居住制限区域旧居住者の受けた被害

旧居住制限区域を旧居住地とする一審原告らについて、各一審原告の受けた被害はそれぞれの状況に応じて様々であるが、帰還困難区域と同様、おおむね、次のような被害を被っていると認められる。

旧居住制限区域においては、上記アのとおり、住民の一時帰宅などは可能であったが、宿泊は禁止され、同区域内への不要不急の立入りは控え、用事が終わったら速やかに退出することが求められるなど、様々な制限があった。

前示のとおり、早い地域では平成 27 年 9 月 5 日に、遅い地域でも平成 29 年 4 月 1 日に、大熊町を除く旧居住制限区域は設定が解除されているものの、避難を余儀なくされた平成 23 年 3 月以降、設定がされていた決して短いとはいえない期間に、既に生活の本拠を別の地へ移し、もはやふるさとに戻ることは考えようがない者が多いことは、上記アに認定した各事実、取り分け、設定解除後もなかなか帰還率が上がっていないことや、実際にそこに旧居住地を有していた一審原告 H-2、同 H-18、同 H-94 らの状況を勘案すれば、推認するに難くない。

このように、旧居住制限区域に生活の本拠を有していた一審原告らは、現時点までに既に設定の全てが解除されているとしても、生活の本拠において居住を継続する権利（居住及び移転の自由）を大きく制約された。また、避難生活の継続によって正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され、本件事故以降、今後の生活の見通しが立たない不安が増大する状況にあり、避難指示区域が見直された後も、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が継続したこと、空間線量率も安心して居住できるほど低くはないこと、生活費が増加していること、「ふるさと」の少なくとも一部が破壊・毀損されたこと等については、帰還困難区域と同等又はそれに準じるものである。

なお、原判決は、旧居住制限区域に係る「ふるさと喪失」損害について、継続的賠償とは別途の確定的、不可逆的損害が発生しているとは認められないとしてこれを否定している（原判決 291 頁 11 行目から 293 頁 9 行目まで）。これは、原判決が、「ふるさと喪失」損害を、帰還が社会通念上不能となった時点において、平穏生活権侵害による継続的損害の賠償を終了させ、確定的、不可逆的な損害を定額に包括評価して賠償を終了させることが許されると解した上で、そのような確定的、不可逆的な損害を「ふるさと喪失」損害と位置付けていることから来るものでもあると解されるどころ（原判決 288 頁 7 行目から 289 頁 13 行目まで）、当裁判所は、「ふるさと喪失」損害をそのような確定的、不可逆的な損害に限る必然性はなく、あくまでも、一審原告ら主張に係る「ふるさと喪失」損害は、本件事故と相当因果関係のある「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損であると捉えるべきであると考えられるものである（前記第 5 節第 2 の 1 及び 2）。したがって、より端的に、そのような意味における「ふるさと喪失」損害が旧居住制限区域について発生しているかを判断すると、前記 1 で認定した一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況等や、上記アの認定事実等に鑑みれば、旧居住制限区域の一審原告らにおいては、既に全ての避難指示が解除されており、帰還困難区域等よりはその程度が低いとはいえるものの、本件事故から 9 年を経ようとする今もなお様々な社会インフラ等の状況は本件事故

前の状態とは程遠く、帰還率も上がっていない状況であると認められ、一個人の人生のスパンで見れば、「生存と人格形成の基盤」を相当程度破壊・毀損されたというべきである（したがって、ここで生じている「ふるさと喪失」損害は、帰還困難区域等の居住者と同一のものというわけではなく、「ふるさと変容」損害などの呼称がより適切とも考えられないではないが、本件訴訟における一審原告らの主張に鑑み、上記のような理解の下で「ふるさと喪失」損害として取り扱うこととする。この点は後記の旧避難指示解除準備区域についても同様である。）。

（以下、P. 379-382）

(2) 検討

ア 評価（損害額）

上記(1)のとおり、旧居住制限区域を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から強制的に転居させられ、長期にわたる不自由な避難生活の継続を余儀なくされるとともに、一時帰宅は可能であったとしても、空間線量率の高い地域に帰宅することは精神的に容易ではないため、事実上旧居住地の状況把握さえままならず放置せざるを得ない状況が、本件事故から短くても4年半余り、長いところでは6年余りの間継続した結果、解除から約3年ないし4年半経った現在もなお旧居住地への帰還に踏み切ることができなかつたり、既に諦めたりしている者も少なくない状況でいるのであるから、一審原告らが平穏生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる。

以上を前提に、平穏生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①強制的に転居させられた点については帰還困難区域と同額である150万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについてやはり帰還困難区域と同額である月額10万円、③「ふるさと喪失」については、150万円と評価すべきである。

そして、上記②の避難生活の継続は、本件事故があった3月11日が属する月である平成23年3月を始期とし、終期は、旧居住制限区域の多くが平成29年3月31日から4月1日になってようやく解除されていること、解除後少なくとも1年間は、住民側が帰還するための準備や、当該地域における社会インフラの整備等住民を受け入れる側の準備などが必要であるといえること、中間指針第四次追補は「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」を、避難指示区域については1年間の当面の目安としつつ、個別具体的な事情を踏まえ柔軟に判断するものとされていたこと（前記第2の4(2)イ）、一審被告東電による自主賠償基準においては居住制限区域について月額10万円を平成30年3月31日まで支払うこととしていること（前記第2の5(2)）などからすれば、平成30年3月とするのが相当である。したがって、避難生活の継続が強いられていた期間は、平成23年3月から平成30年3月までの85か月間であり、その点についての慰謝料額は850万円と評価すべきであ

る。

上記③の「ふるさと喪失」損害については、帰還困難区域等のグループと同様、前記（第5節第1の3（2））のとおり、「ふるさと喪失」一審原告らに限らず、それ以外の一審原告らにおいても、「平穏生活権侵害に基づく損害」に含まれるものとして「ふるさと喪失」損害を主張しているものと整理すべきであるところ、「ふるさと喪失」一審原告らについてみれば、一審原告H-2, 236, 237, H-82, 200, 254の旧居住地は浪江町の、一審原告H-18, 同H-346, 一審原告H-94, 433, 434, 一審原告H-442の旧居住地は富岡町の、それぞれ旧居住制限区域である。また、「ふるさと喪失」一審原告以外の一審原告らは、上記2町の他、南相馬市小高区及び飯舘村の各旧居住制限区域を旧居住地とする。旧居住制限区域では、上記（1）イのとおり、一個人の人生のスパンで見れば相当程度「生存と人格形成の基盤」を破壊・毀損されたというべきであって、その損害は重大であるというべきところ、前記1に認定した、一審原告らの旧居住地である浪江町、富岡町、南相馬市小高区及び飯舘村の各状況、一審原告らが避難指示が解除された今なお帰還することが困難な状況が続いていることなど様々な被害（甲H2の1の4, 5, 甲H94の1の3, 甲H442の1の3, 一審原告H-2（当審）、一審原告H-94（当審）、一審原告H-442（当審）、当審における現地進行協議等による弁論の全趣旨）等を考慮した上で、積極損害（避難費用など）、消極損害（営業損害など）、生命・身体的損害（本件事故に起因する疾病・自死による損害など）、財物損害（不動産の損害など）は別途賠償されること、「生存と人格形成の基盤」が破壊・毀損されたことによって平成30年3月まで避難継続を余儀なくされたことについての慰謝料は上記②で評価されていること、他方で、避難指示が解除されて最低でも1年間が経過した同年4月以降もなお「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損が残存していることによる避難生活の継続又は帰還後の生活における諸々の不便・困難さについてはこの「ふるさと喪失」損害によって評価すべきであること、一審被告東電の義務違反の程度は著しいこと（前記第3節第2の8）、その他、一切の事情を総合的に考慮して、「ふるさと喪失」一審原告らに限られず、このグループに属する全ての一審原告らについて、「ふるさと喪失」損害として上記のとおり150万円を認めるのが相当である。

5 旧居住地が旧避難指示解除準備区域である一審原告ら（旧居住地が大熊町、双葉町の旧避難指示解除準備区域である一審原告らを除く。以下、本項において同じ。）について

(1) 認定事実

（以下、P. 384-386）

イ 旧避難指示解除準備区域旧居住者の受けた被害

旧避難指示解除準備区域を旧居住地とする一審原告らについて、各一審原告の受

けた被害はそれぞれの状況に応じて様々であるが、旧居住制限区域と同様、おおむね次のような被害を被っていると認められる。

旧避難指示解除準備区域においては、上記アのとおり、住民の一時帰宅などは可能であったが、区域内での宿泊や、区域外からの集客を主とする事業、区域内での宿泊者の存在を前提に実施される事業等が禁止されるなど、様々な制限があった。

前示のとおり、早い地域では平成26年4月1日に、遅い地域でも平成29年4月1日に、大熊町及び双葉町を除く旧避難指示解除準備区域は設定が解除されているものの、避難を余儀なくされた平成23年3月以降、設定がされていた決して短くとはいえない期間に、既に生活の本拠を別の地へ移し、もはやふるさとに戻ることは考えようがない者が多いことは、上記1に認定した各事実、取り分け、最初に設定が解除された田村市の都路地区(福島第一原発から20km圏内)でも、その帰還率は、平成30年10月31日時点で79.9%と8割弱にとどまっているなど、設定解除後もなかなか帰還率が上がっていないことや、実際にそこに旧居住地を有していた一審原告らも帰還することに不安や困難を感じて帰還しない者も多く、また、帰還した者においてもとても本件事故前の状況に戻ったというにはほど遠い現状を痛感する生活を送っている(甲H25の1の2, 甲H90の1の3, 甲H95の1の3, 甲H95の2~4, 16, 24, 25, 甲H303の1の3, 甲H395の1の2, 3, 一審原告H-25(当審), 一審原告H-90(当審), 一審原告H-95(当審), 一審原告H-303(当審), 一審原告H-395(当審))。

このように、旧居住制限区域に生活の本拠を有していた一審原告らは、現時点までに既に設定の全て(双葉町を除く。)が解除されているとしても、生活の本拠において居住を継続する権利(居住及び移転の自由)を大きく制約された。また、避難生活の継続によって正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され、本件事故以降、今後の生活の見通しが立たない不安が増大する状況にあり、避難指示区域が見直された後も、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が継続したこと、生活費が増加していること、「ふるさと」の少なくとも一部が破壊・毀損されたこと等については、旧居住制限区域に準じるものである。

なお、原判決は、旧避難指示解除準備区域に係る「ふるさと喪失」損害について、継続的賠償とは別途の確定的、不可逆的損害が発生しているとは認められないとしてこれを否定している(原判決291頁11行目から293頁9行目まで)が、旧居住制限区域について前示したとおり(上記4(1)イ)、あくまでも、一審原告ら主張に係る「ふるさと喪失」損害は、本件事故と相当因果関係のある「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損であるところ、前記1で認定した一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況等に鑑みれば、旧避難指示解除準備区域の一審原告らにおいては、既に全ての避難指示が解除されており(双葉町を除く。), 帰還困難区域等よりはその程度が低いとはいえるものの、本件事故から9年を経ようとする今もなお様々な社会イン

フラ等は本件事故前の状態までには復帰しておらず、帰還率も上がっていない状況であることなどに鑑みて、「生存と人格形成の基盤」を一個人の人生のスパンで見れば相当程度破壊・毀損されたというべきである。

(以下、P. 368-389)

(2) 検討

ア 評価（損害額）

上記(1)のとおり、旧避難指示解除準備区域を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から強制的に転居させられ、長期にわたる不自由な避難生活の継続を余儀なくされるとともに、一時帰宅は可能であったとしても、空間線量率の高い地域に帰宅することは精神的に容易ではないため、事実上旧居住地の状況把握さえままならず放置せざるを得ない状況が、本件事故から短くても3年余り、長いところでは6年余りの間継続した結果、解除から約3年ないし6年経った現在もなお旧居住地への帰還に踏み切ることができなかつたり、既に諦めたりしている者も少なくない状況にいるのであるから、一審原告らが平穏生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる。

以上を前提に、平穏生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、**①強制的に転居させられた点については帰還困難区域と同額である150万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについてやはり帰還困難区域と同額である月額10万円、③「ふるさと喪失」については、100万円と評価すべきである。**

そして、上記②の避難生活の継続は、本件事故があった3月11日が属する月である平成23年3月を始期とし、終期は、旧避難指示解除準備区域の半分近くが平成29年3月31日から4月1日になってようやく解除されていること、解除後少なくとも1年間は、住民側が帰還するための準備や、当該地域における社会インフラの整備等住民を受け入れる側の準備などが必要であるといえること、全中間指針においても自主賠償基準においても、精神的損害に対する賠償額の算定において、避難指示解除準備区域を居住制限区域と全く同様の扱いとしていることなどからすれば、平成30年3月とするのが相当である。したがって、避難生活の継続が強いられていた期間は、平成23年3月から平成30年3月までの85か月間であり、その点についての慰謝料額は850万円と評価すべきである。

上記③の「ふるさと喪失」損害については、帰還困難区域等のグループと同様、前記（第5節第1の3(2)）のとおり、「ふるさと喪失」一審原告らに限らず、それ以外の一審原告らにおいても、「平穏生活権侵害に基づく損害」に含まれるものとして「ふるさと喪失」損害を主張しているものと整理すべきであるところ、「ふるさと喪失」一審原告らについてみれば、「ふるさと喪失」損害を請求している一審原告らのうち、一審原告H-90、一審原告H-202、一審原告H-220及び同H-393

の旧居住地は浪江町の、一審原告 H-95 及び同人が承継した被承継人である亡 H-376、一審原告 H-149、一審原告 H-336 の旧居住地は檜葉町の、一審原告 H-100 が承継した被承継人である亡 H-101 の旧居住地、一審原告 H-302、同 H-303、同 H-304 及び同 H-305 の旧居住地は南相馬市小高区の、一審原告 H-395 の旧居住地は葛尾村の、それぞれ旧避難指示解除準備区域である。また、他の一審原告らは、上記 4 市町村のほか、南相馬市原町区及び田村市都路町の各旧避難指示解除準備区域を旧居住地とする。

旧避難指示解除準備区域では、上記(1)イのとおり、一個人の人生のスパンで見れば相当程度「生存と人格形成の基盤」を破壊・毀損されたというべきであって、その損害は重大であるというべきところ、前記 1 に認定した、一審原告らの旧居住地である浪江町、檜葉町、南相馬市小高区及び原町区、田村市都路町並びに葛尾村の各状況、一審原告らが避難指示が解除された今なお帰還することが困難な状況が続いていることなど様々な被害(上記(1)イに掲記の各証拠、当審における現地進行協議等による弁論の全趣旨)等を考慮した上で、積極損害(避難費用など)、消極損害(営業損害など)、生命・身体的損害(本件事故に起因する疾病・自死による損害など)、財物損害(不動産の損害など)は別途賠償されること、「生存と人格形成の基盤」が破壊・毀損されたことによって平成 30 年 3 月まで避難継続を余儀なくされたことについての慰謝料は上記②で評価されていること、他方で、避難指示が解除されて最低でも 1 年間が経過した同年 4 月以降もなお「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損が残存していることによる避難生活の継続又は帰還後の生活における諸々の不便・困難さについてはこの「ふるさと喪失」損害によって評価すべきであること、一審被告東電の義務違反の程度は著しいこと(前記第 3 節第 2 の 8)、その他、一切の事情を総合的に考慮して、「ふるさと喪失」一審原告らに限られず、このグループに属する全ての一審原告らについて、「ふるさと喪失」損害として上記のとおり 100 万円を認めるのが相当である。

6 旧居住地が旧緊急時避難準備区域である一審原告らについて

(1) 認定事実

(以下、P. 390-391)

イ 旧緊急時避難準備区域旧居住者の受けた被害

旧緊急時避難準備区域においては、上記アのとおり、避難が強制されるようなものではなかったものの、自主的避難が求められ、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は同区域内に入らないようにすることが求められており、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は休所、休園又は休校とされるなどしていた区域であること、同区域は 9 月 30 日に一括して解除されたものの、その大半は福島第一原発から 20～30km 圏内のエリアであり、20km 圏内に設定された当時の警戒区域(避難指示再編

後でいえば旧避難指示解除準備区域（上記5のグループ）と接していたり、あるいは20km圏外でさらに30km圏外へも広がりを見せる当時の計画的避難区域（避難指示再編後でいえば旧居住制限区域（上記4のグループ）又は旧避難指示解除準備区域）と接していたりする位置関係にあったこと（丙C27, 28）、原子力発電所の水素爆発、炉心溶融という今まで誰も経験したことがないような本件事故が起きて半年以内という期間であったことなどに鑑みれば、実質的には、同区域内の旧居住者は、同区域からの避難を余儀なくされ、同区域が設定されていた広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部に係る、以下のような本件事故後の状況に鑑みれば、少なくとも後記(2)アの終期とすべき時点までの間、避難の継続を余儀なくされたというべきである。

（以下、P. 398-399）

(2) 検討

ア 評価（損害額）

上記(1)のとおり、旧緊急時避難準備区域を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から実質的に避難を余儀なくされ避難の継続を余儀なくされたのであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる（なお、仮に実際には避難しなかったとしても、実質的に避難を余儀なくされるような状況下に置かれたことに変わりはないから、避難した者と同額の損害を負ったというべきである。また、設定が解除される前に死亡した者についても、前示のとおり、本件は本件事故という一回的行為により全ての損害がその時点で発生している事案とみるべきであるから（前記第2章第2節第3.）、損害額は他の者と同額と評価すべきである。）。)

以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①実質的に強制的に転居させられた点については100万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては帰還困難区域と同額である月額10万円（避難の有無を問わない。）と評価すべきである。なお、旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。

7 旧居住地が旧特定避難勧奨地点である一審原告らについて

(1) 認定事実

（以下、P. 402）

イ 旧特定避難勧奨地点旧居住者の受けた被害

旧特定避難勧奨地点においては、上記アのとおり、避難が強制されたわけではなかったものの、本件事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されると

して住居単位で設定されたものである以上、当該住居に居住する世帯としては、余程の事情等がない限り避難をすることを選択せざるを得なかったものと推認され、実質的には、同地点からの避難を余儀なくされ、少なくとも後記(2)アの終期とすべき時点までの間、避難の継続を余儀なくされたというべきである。

(以下、P. 402-403)

(2) 検討

ア 評価 (損害額)

上記(1)のとおり、旧特定避難勧奨地点として設定された各住居を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から実質的に避難を余儀なくされ、避難の継続を余儀なくされたのであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる(なお、仮に実際には避難しなかったとしても、実質的に避難を余儀なくされるような状況下に置かれたことに変わりはないから、避難した者と同額の損害を負ったと解すべきである。また、解除前に死亡した者についても、本件は本件事故という一回的行為により全ての損害がその時点で発生している事案とみるべきであるから(前記3(2)イ(ウ))、損害額は他の者と同額と評価すべきである。)

以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①実質的に強制的に転居させられた点については50万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては帰還困難区域等と同額である月額10万円と評価すべきである(避難の有無を問わない。)。なお、旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。

8 旧居住地が旧一時避難要請区域である一審原告らについて

(1) 認定事実

(以下、P. 406-407)

イ 旧一時避難要請区域旧居住者の受けた被害

旧一時避難要請区域においては、政府による避難指示等の対象にはされず、南相馬市によっても避難が強制されたわけではなかったものの、上記アのとおり、南相馬市は、その過半が福島第一原発から30km圏内であり、いまだに帰還困難区域に設定されている区域もあるような立地にあつて、本件事故のような未曾有の原発事故への対応として市が全住民に対して一時避難を要請したものである以上、市内に居住する住民としては、相応の事情等がない限り避難をすることを選択せざるを得なかったものというべきであつて、実質的には、南相馬市からの避難を余儀なくされ、少なくとも後記(2)アの終期とすべき時点までの間、避難の継続を余儀なくされた

いうべきである。

(以下、P. 407)

(2) 検討

ア 評価 (損害額)

上記(1)のとおり、旧一時避難要請区域を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から実質的に避難を余儀なくされ、避難の継続を余儀なくされたのであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる(なお、仮に実際には避難しなかったとしても、実質的に避難を余儀なくされるような状況下に置かれたことによりはならないから、避難した者と同額の損害を負ったと解すべきである。)。以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①実質的に避難を余儀なくされた点については 20 万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては月額 5 万円と評価すべきである (避難の有無を問わない。)。なお、旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。

9 旧居住地が自主的避難等対象区域である一審原告らについて

(1) 認定事実

(以下、P. 462-463)

エ 自主的避難等対象区域旧居住者の受けた被害

自主的避難等対象区域においては、上記アのとおり、避難が強制ないし要請されたものではなく、いずれも福島第一原発から 30km 圏外であったことなどから、実質的に避難を余儀なくされたとまでいうことはできない。現に、上記ウのとおり、実際に自主的に避難した者は、3月15日の時点で、おおむね1%を下回っており、多い地域でも10%前後にとどまっている。しかしながら、前記第3の3の低線量被曝に関する知見等、前記1の一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況、上記イの各地域の概要等によれば、未曾有の事故である本件事故の発生当初に、福島第一原発の状況が安定しておらず、今後どのようにその被害が拡大するか不明で、自らが置かれた状況について十分な情報がない状況下において、自主的避難等対象区域旧居住者が、放射線被曝に対する恐怖や不安を感じ、これらの恐怖・不安から一時的に自主的に避難を選択することには合理性が認められるというべきである。取り分け、前記第3の1(3)に前示のとおり、胎児や子供は放射線感受性が高く、また妊婦には流産の危険があるなどの知見があり、子供・妊婦については、低線量被曝等の健康に対する不安や今後の本件事故の進展に対する不安がそれ以外の者に比して大きかったというべきであることを総合すると、この地域に居住していた子供・妊婦とし

では、自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていたということが出来る。

(以下、P. 463-464)

(2) 検討

ア 評価 (損害額)

上記(1)のとおり、自主的避難等対象区域を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚え、取り分け子供・妊婦については自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていたというべきであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる(なお、自主的に避難しなかった者についても、自主的に避難することが合理的な状況ないし自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていた点については自主的避難者と同様であるから、避難した者と同額の損害を負ったと解すべきである。)

以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、① 子供・妊婦は自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれた点について15万円、それ以外の者は自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えた点について5万円、② 避難生活の継続を余儀なくされたことについては、妊婦・子供は月額3万円、それ以外の者は月額1万円と評価すべきである(避難の有無を問わない。)。なお、旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。

(以下、P. 465-466)

そして、上記②の避難生活の継続は、本件事故があった3月11日が属する月である平成23年3月を始期とし(なお、本件事故後に子供・妊婦となった者についても同様とすることについて、後記のとおり。)、終期は、平成23年5~12月時点においても、福島市、二本松市、伊達市、桑折町といった相当の人口、面積を有する範囲において、20mSv/y相当値は下回るものの、10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、収束宣言により福島第一原発の冷温停止状態の達成が確認されたのが12月16日であること(前記第1の5)に、前記1の一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況等、取り分け、平成24年3月以降、おおむね空間線量率が5mSv/yを下回るようになったものの、なお福島市内、二本松市内、伊達市内、本宮市内、桑折町内、国見町内、大玉村内、郡山市内、須賀川市内、天栄村内、相馬市内等において5mSv/yを超える空間線量率が計測されることもあったことなどに鑑み、引き続き放射線被曝に対する恐怖・不安を抱いていた者が少なくないとうかがわれ、その恐怖・不安は合理的であるというべきであること、一審被告東電の自主賠償基準では、

平成 24 年 1～8 月分の賠償をすることとされていること（前記第 2 の 5）などを考え合わせると、本件事故から少なくとも 1 年間（平成 24 年 2 月まで）は、自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、引き続き賠償に値するものというべきであることから、終期は平成 24 年 2 月とするのが相当である。

したがって、避難生活の継続が合理的であると解される期間は、平成 23 年 3 月から平成 24 年 2 月までの 12 か月間であり、子供・妊婦についての慰謝料額は 51 万円、それ以外の者についての慰謝料額は 17 万円と評価すべきである（避難の有無、実際の避難期間を問わない。）。

10 旧居住地が県南地域及び宮城県丸森町である一審原告らについて

(1) 認定事実

（以下、P. 478-479）

エ 県南地域及び宮城県丸森町旧居住者の受けた被害

県南地域及び宮城県丸森町においては、上記アのとおり、避難が強制ないし要請されたものではなく、いずれも福島第一原発から 30km 圏外であったことなどから、実質的に避難を余儀なくされたとまでいうことはできない。

もっとも、県南地域は、福島第一原発がある福島県内の自治体であり、しかも福島第一原発からおおよそ南西方面におおむね 60～100km 圏内の奥羽山脈により隔てられていない位置に存していること、宮城県丸森町は、福島県外ではあるものの、福島県に食い込むような形で隣接した自治体であり、福島第一原発からおおよそ北北西方面におおむね 45～70km 圏内に位置し、特定避難勧奨地点が市内に存在し自主的避難等対象区域でもある伊達市や、同じく自主的避難等対象区域である新地町とおおむね隣接していることなどから、いずれも、福島第一原発との近接性という意味において自主的避難等対象区域と立地的にほぼ同等であるといえる。加えて、前記第 3 の 3 の低線量被曝に関する知見等、前記 1 の一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況、上記イの各地域の概要等によれば、未曾有の事故である本件事故の発生当初に、福島第一原発の状況が安定しておらず、今後どのようにその被害が拡大するか不明で、自らが置かれた状況について十分な情報がない状況下にあつて、県南地域及び宮城県丸森町旧居住者が、放射線被曝に対する恐怖や不安を感じ、これらの恐怖・不安から一時的に自主的に避難をすることには合理性が認められるというべきである。取り分け、胎児や子供は放射線感受性が高く、また妊婦には流産の危険があるなどの知見があり、子供・妊婦については、低線量被曝等の健康に対する不安や今後の本件事故の進展に対する不安がそれ以外の者に比して大きかったというべきであることを総合すると、自主的避難等対象区域と同様に、県南地域及び宮城県丸森町に居住していた子供・妊婦としては、自主的に避難するのも無理はない状

況に追い込まれていたということが出来る。

(以下、P. 479-482)

(2) 検討

ア 評価 (損害額)

上記(1)のとおり、県南地域又は宮城県丸森町を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚え、取り分け子供・妊婦については自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていたというべきであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる(なお、自主的に避難しなかった者についても、自主的に避難することが合理的な状況ないし自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていた点については自主的避難者と同様であるから、避難した者と同額の損害を負ったと解すべきである。)

以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①子供・妊婦は自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれた点について10万円、それ以外の者は自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えた点について3万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては、妊婦・子供は月額2万円、それ以外の者は月額1万円と評価すべきである(避難の有無を問わない。)。なお、旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。

そして、上記②の避難生活の継続は、本件事故があった3月11日が属する月である平成23年3月を始期とし(なお、本件事故後に子供・妊婦となった者についても同様とすることについて、後記のとおり。)、点で白河市において少なくとも2日間にわたり20mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたところ、本グループの中で西郷村以外の町村は福島第一原発からの距離が白河市とおおむね同等かより近い場所に位置すること、平成23年4~12月においても、5mSv/y相当値前後の空間線量率が計測される地点が数か所存在していたこと、収束宣言により福島第一原発の冷温停止状態の達成が確認されたのが12月16日であること(前記第1の5)、平成24年になってもなお5mSv/y相当を超える空間線量率が計測される地点もあったこと、他方で、原賠審は、12月6日に公表した中間指針第一次追補において、政府等による避難指示等対象区域外については、上記9の自主的避難等対象区域として23市町村を選別した上で、この区域の居住者に対する賠償基準を定め、それ以外の区域については一律の賠償基準は定めなかったことなどを総合的に考慮すると、平成23年12月までは、県南地域及び宮城県丸森町旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、引き続き賠償に値するものというべきであることから、子供・妊婦以外の者については、平成23年12月とすべ

きである。また、子供・妊婦については、前記のとおり、それ以外の者に比して低線量被曝等の健康に対する不安や今後の本件事故の進展に対する不安が大きかったというべきであるところ、県南地域及び宮城県丸森町は、平成24年1月以降、おおむね空間線量率が5mSv/yを下回るようになったものの、なお航空機モニタリングでは5mSv/yを超える空間線量率が計測されることもあったことなどに鑑み、引き続き放射線被曝に対する恐怖・不安を抱いていた子供・妊婦が少なくないとうかがわれ、その恐怖・不安は合理的であるというべきであること、一審被告東電の自主賠償基準では、平成24年1～8月分の賠償をすることとされていること（前記第2の5）などを考慮すれば、終期は平成24年2月とするのが相当である（終期以前に子供又は妊婦ではなくなった者についても、上記恐怖・不安ないしその影響は継続したものと考えられるため、同様とする。）。したがって、避難生活の継続が合理的であると解される期間は、子供・妊婦については、平成23年3月から平成24年2月までの12か月間であり、その点についての慰謝料額は24万円、それ以外の者については、平成23年3月から同年12月までの10か月間であり、その点についての慰謝料額は10万円と評価すべきである（避難の有無、実際の避難期間を問わない。）。

11 旧居住地が上記3～10以外の地域である一審原告らについて

(1) 会津地域

イ 一審原告らの損害

(以下、P. 490)

(イ) 一審原告らに対する具体的な損害額

上記(ア)のとおり、会津地域を旧居住地とする一審原告らのうち、子供・妊婦については自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えていたというべきであるから、これらの一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められ（なお、自主的に避難しなかった子供・妊婦についても、自主的に避難することが合理的な状況であった点については自主的避難者と同様であるから、避難者した者と同額の損害を負ったと解すべきである。）、その額は、①子供・妊婦が自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えた点について5万円、②避難生活1か月相当分として1万円と評価すべきである（避難の有無を問わない。）。

(4) 栃木県

イ 一審原告らの損害

(以下、P. 506-507)

他方、成人よりも放射線感受性が強いとされる子供・妊婦については、一旦でも5mSv/y相当値を上回るような放射線が観測された地域の子供・妊婦が、その後の見

通しも分からない中で恐怖・不安を覚えて自主的に避難すること自体は合理性があり、取り分け、本訴において栃木県旧居住者である子供・妊婦は本件事故当時子供（18歳以下）であった一審原告（T-2341）（平成7年7月21日出生）のみであるところ、同一審原告の旧居住地である那須町は、栃木県の自治体の中でも福島第一原発から最も近い約80km地点で福島県と接しており、同町の学校等では6月に実施された調査においても約5mSv/y相当の放射線が計測されたことなどに鑑みると、自主的に避難すること自体には合理性があり、本件事故と相当因果関係があるというべきである。

（イ）一審原告 T-2341 に対する具体的な損害額

上記（ア）のとおり、一審原告 T-2341 については自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えていたというべきであるから、同一審原告が平穏生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる（なお、自主的に避難しなかったとしても、自主的に避難することが合理的な状況であった点については自主的避難者と同様であるから、避難者した者と同額の損害を負ったと解すべきである。）。

以上を前提に、平穏生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えた点について5万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについて、本件事故があった3月11日が属する月である平成23年3月を始期とし、上記ア（イ）に認定した状況等に鑑みて、同年8月を終期として、月額1万円と評価すべきである（避難の有無を問わない。）。

○ 東京高裁判決【東京高裁前橋】

P. 256

第2 被侵害利益及び精神的損害について

何人も、自己の選択した居住地及びその立地する周辺環境において、自己の選択した仕事に従事しながら、放射線被ばくの恐怖や不安を感じることなく平穏な日常生活を送り、地域や職場のコミュニティの中で周りの人々との各種交流等を通じて、自己の人格を形成、発展させるといふ人格的利益を有すると解される。しかし、本件事故が発生したことにより政府等によって避難指示が発せられ、避難を余儀なくされた者は、平穏な日常生活を侵害され住み慣れた生活の本拠からの移転を余儀なくされ、それに伴って職を失ったり、変更したりせざるを得なくなるとともに、将来の見通しの立たないことによる不安を感じながら慣れない土地での不便な避難生活を強いられることになる。そして、このことは、政府等による避難指示等によらないで生活の本拠から退去した者についても、一般人の感覚に照らして、その避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められる場合には同様である。このような人格的利益（以下、このような利益を包括して「平穏生活権」という。）は、憲法13条、22条1項等に照らし、原賠法上においても保護されるべき利益というべきであり、その中には、一審原告らが「ふるさと喪失」と主張する避難前に有していた地域やそこで暮らす人々とのつながりの喪失も含まれるものである。

P. 266-267

第5 慰謝料の考慮要素について

1 一般的な考慮要素

本件事故による被害は、多数の者に広範に生じたものであり、被害者が等しく共通して被っていると認められる損害もあるから、訴訟の場においても、ある程度典型的に慰謝料額を算定することも許されると解される。その際の一つの基準としては、一審原告らが本件事故により避難を余儀なくされたことによる精神的損害の賠償を求めるものであることから、中間指針等が賠償額を定める際に基準としたように、一審原告らが避難前に居住していた地域が帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備地域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点又は自主的避難等対象区域のいずれに所在していたかは、慰謝料額算定に当たっての典型的な考慮要素となる。また、中間指針等と同様に、避難者が放射線への感受性が高いとされている子供又は妊婦であるか否かも、慰謝料額算定に当たって典型的な考慮要素となる。その上で、本件における被侵害利益が多様な利益が結びついた包括的な平穏生活権の侵害であることを前提に、個々の一審原告らについて従前の生活状況、避難の状

況及び避難生活の状況等の具体的事情を考慮して各人毎の慰謝料額を算定するのが相当である。

第2節 一審原告らの個別の相当因果関係及び損害額について

第26 原告番号79及び80（家族番号30）について

2 相当因果関係及び慰謝料額の判断

P. 479-480【帰還困難区域からの避難者の例】

(2) 家族番号30に属する一審原告らは、一審被告国の避難指示により避難を余儀なくされ、自宅のある地域が帰還困難区域に指定されたことから現在も帰還できない状態にあること、同一審原告らは、避難により平日は原告番号79の仕事の関係で別居して生活し、週末しか同居できない二重生活を強いられていること、本件事故から相当期間が経過し、地域のコミュニティや交友関係の変容が不可避であること、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は、原告番号79及び80につき各1500万円と認めるのが相当である。

○ 東京高裁判決【東京高裁千葉】

P. 198-199

3 精神的損害に対する賠償について

(1) 避難生活に伴う精神的苦痛に対する賠償

ア 一審原告らのうち、本件事故発生後、避難指示等があったことなどにより避難生活を余儀なくされた者は、それまで慣れ親しんだ生活の本拠を離れて不慣れな場所での生活をせざるを得なくなり、それによる不便や困難を甘受しなければならなかった上、生活の場所が暫定的であるため、本来の生活の本拠での生活に戻れるのかどうか、戻れるとしてもそれがいつになるのかが不透明であることによる不安感や焦燥感を抱いたものと認められ、これらによる精神的苦痛を被ったと認められるから、これに対する賠償として慰謝料を請求することができる。

イ 賠償額の算定方法

(ア) 上記のような避難生活に伴う精神的苦痛は、避難生活を送るのに従って日々発生するものと考えられるから、これに対する賠償額は、避難生活が継続するのに従って増加すると考えることができる。そうすると、賠償額としては、1か月当たりの額を定め、この額に避難生活が継続した月数を乗じて算定することが相当である。

(イ) その金額は、避難生活に伴う不便や困難、避難生活を送らざるを得ないことによる不安感や焦燥感を考慮すると、基本的に月額10万円とするのが相当である。

なお、避難生活に伴う精神的苦痛は、避難生活を継続すること自体により生ずるものであるから、避難生活を余儀なくされたと認められれば、避難前の居住地についてどのような避難指示等がされていたかによって異なるものではなく、1か月当たりの賠償額は、本件事故当時に避難指示等に係る区域に居住していた者については、その区域によって差を設けないのが相当である。

P. 204-208

(2) 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

ア 一審原告らのうち本件事故により居住地からの避難を余儀なくされた者は、居住地周辺の多くの住民が相当長期にわたって避難すること等により、生活物資の調達から、周辺住民との交流、伝統文化等の享受に至るまでの、様々な生活上の活動を支える経済的、社会的、文化的環境等の生活環境がその基盤から失われた場合、あるいは、居住地周辺の地域がある程度の復興を遂げたとしても、生活環境がその基盤から大きく変容した場合には、それまで慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなり、それにより精神的損害を被ったということが出来る。

また、前記(1)ウに説示したとおり、避難生活による慰謝料の発生には終期があるというべきであり、その終期までには、本件事故前の居住地への帰還を果たすべく、

暫定的な生活の本拠における生活を継続するか、帰還を断念して元の居住地以外の地に永住の場所として新たな生活の本拠を定めるかの意思決定をすることが可能となり、又はこの意思決定をするのが自然であり、合理的でもあると考えられるところ、このような意思決定をしなければならぬ状況に置かれること自体や、暫定的な生活の本拠における生活を将来にわたって継続すること又は帰還を断念することによる精神的損害を観念することもできるというべきである。

これらの精神的損害は、避難生活に伴う精神的損害として避難生活による慰謝料の対象となっているものではないから、これとは別に賠償されるべきである。そして、その賠償額は、次のとおり、避難を余儀なくされた一審原告らの置かれた状況によって異なることとなる。

イ 帰還困難区域からの避難者について

一審原告らのうち帰還困難区域から避難した者については、未だ避難指示等が解除されておらず、今後の解除の見込みも立っていないのであるから、上記アのような元の居住地における慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなっていることはもとより、新たな生活環境が整備される目処も立たない状況であると認められる。そうすると、これらの者は、元の住居地への帰還を断念せざるを得ない状況になっており、将来の生活について自由に選択して意思決定をする余地は著しく狭まっているということができるのであって、その精神的損害は大きいと認められる。もっとも、慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなることによる精神的損害は、本件事故前の居住地での居住期間、地域社会との関わり合い等の個別の事情によって、その大きさが異なるといえるから、具体的な賠償額を定めるに当たってはそのような個別の事情を考慮することとなる。

ウ 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの避難者について

一審原告らのうち旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域から避難した者については、既に避難指示等は解除されており、元の居住地への帰還には行政上の制約はなくなっているが、帰還した者はいない。現実には、これらの区域からの避難者には、既に帰還した者もいれば、帰還せずに他の地域で生活していくことを選択した者もいるのであるが、避難指示等によりこれらの区域から多数の住民が相当長期にわたって避難した結果、その後、ある程度の数の住民が帰還するなどして一定の復興を遂げてはいる地域はあるものの、そのような地域であっても上記アのような生活環境が基盤から大きく変容したと認められ、仮に帰還したとしても、慣れ親しんだ生活環境を享受することはできなくなっていると認められる。また、そのことによって、帰還に向けての意欲が自ずから減じることともなり、将来の生活についての選択の余地が狭まっているということができる。これらの事情を考慮すると、これらの区域からの避難者についても、相応の精神的損害を認めることができる。

エ その余の避難者等について

一審原告らのうち上記イ及びウ以外の避難者は、本件事故前の居住地が避難指示等の対象となっていた期間が短く、あるいは避難指示等の対象となっていなかったことから、上記イ及びウの区域に比較すると、元の居住地周辺の地域から多数の住民が相当長期にわたって避難したという実態が必ずしも認められず、元の居住地の生活環境の変容の度合いは小さいと考えられる。したがって、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償が認められるか否か、また、これが認められるとした場合の賠償額は、各避難者に係る個別の事情を勘案して決すべきである。

このような観点からみると、一審原告らのうち、旧屋内退避区域からの避難者（原告番号 11-1 から 11-3 まで）、南相馬市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に属していない区域からの避難者（承継前原告番号 13-1、原告番号 13-2）及び自主的避難者（原告番号 8-1 から 8-4 まで）については、それぞれの元の居住地周辺の地域に係る事情を勘案すると、上記の賠償を認めることはできない。また、上記イ及びウ以外の避難者であっても、これらの一審原告以外の一審原告については、それぞれについての個別の事情に鑑みると、上記賠償を認めることができ、その額は個別の事情を勘案して定めることとなる。

さらに、原告番号 6-1 及び 6-2 については、本件事故当時は千葉県四街道市に居住していたため避難はしていないものの、個別の事情を考慮して、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償を認めるのが相当である。

(3) 一審原告らの「ふるさと喪失慰謝料」に関する主張について

一審原告らはそれぞれ、避難生活による慰謝料として月額 50 万円、これに含まれない損失に対する賠償を「ふるさと喪失慰謝料」と呼称して一律に 2000 万円ずつを請求する（ただし、原告番号 8-1 から 8-4 までは、500 万円の限度で請求している。）。

しかし、避難生活に伴う精神的損害に対する賠償については、基本的に 1 か月当たり 10 万円とし、特段の事情がある場合にはこれを増額するのが相当であることは上記(1)に説示したとおりであり、一審原告らの上記主張は採用することができない。

また、一審原告らの上記主張に係る「ふるさと喪失慰謝料」と呼称する慰謝料については、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償が認められる場合もあることは上記(2)に説示したとおりである。一審原告らは、「平穏生活権」と称する権利ないし利益とその内包を主張するが、本件においては、上記(2)に説示したように精神的損害の要素を捉えることにより、一審原告らの有する生活環境に関する法的利益の保護は必要かつ十分に実現することができると考えられる。また、一審原告らの上記主張は、個別具体的事情を捨象し、一律の金額の慰謝料を認めるべきであるとする点において失当である。したがって、一審原告らの「ふるさと喪失慰謝料」に関する上記主張を採用することもできない。

なお、一審原告らは、低線量被ばくについて、種々の知見を参照しつつ、「平穩生活権」の侵害態様の一つである旨主張する。しかし、低線量被ばくによる健康への影響については科学的定見がないのであって、人によっては健康への影響について不安を抱くことがあるとしても、それ自体を一般的に精神的損害の要素として捉えることは相当でない。

○ 高松高裁判決【高松高裁松山】

P. 588-592

第2 判断

1 損害の判断のあり方について

(1) 第1 審原告らの主張要旨

第1 審原告らは、本件事故による被侵害利益は、「包括的生活利益としての平穩生活権」であり、居住移転の自由や職業選択の自由、自己決定権など個別の権利が侵害されたにとどまらず、自ら選択した場所で自ら築きあげてきた人間関係・共同体における平穩な生活を破壊され、日常生活における行動の自由を制約されるとともに、コミュニティそのものを失い、将来の見通しが立たなくなった状況で、自己の未来を自由に選択することができなくなり、自己の人格を形成、発達させることも困難な状況に追いやられている旨主張する。

そして、第1 審原告らは、上記被侵害利益が侵害された結果、本件では、精神的損害として、①避難慰謝料（避難生活をもたらす日常生活阻害）と、②故郷喪失慰謝料（地域社会を破壊されたことによる損失を内容とする損害であり、精神的苦痛のほかに有形無形の財産的損害をも包摂する「包括慰謝料」としての性質を持つ。）の賠償を求めている。

(2) いわゆる受忍限度論の主張について

この点、第1 審被告らは、第1 審原告らのうち、本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた者らを念頭に置いて、本件事故によって放射性物質が大気中に放出されたとしても、同区域においては健康影響が懸念される程度の放射性物質の飛来はなく、放射線量の状況や福島第一原発との地理的關係等から、避難指示の対象ともならなかったこと、客観的・具体的な根拠のない「不安」が直ちに法的保護の対象となるものではないところ、仮に不安感等が法的保護の対象になる場合でも、本件のような身体的被害に至らない生活妨害の事案においては、いわゆる受忍限度論が妥当し、違法な侵害と評価されるためには、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様を総合的に考慮し、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものといえなければならない旨主張する。

しかしながら、本件において第1 審原告らが受けたと主張する被害は、福島第一原発の正常な稼働によって生じたものではなく、第1 審被告国の違法な規制権限不行使も相まって、第1 審被告東電が重大な本件事故を引き起こしたことによるものであり、第1 審被告東電の本件事故の発生に対する責任も相当に重いこと及び自主的避難等対象区域に居住していた第1 審原告らの精神的損害も、客観的・具体的な根拠のない「不安」にすぎないとはいえないことは既に検討したとおりであるから、本件に受忍限度論が妥当するとは到底いえない。

したがって、当裁判所は、第1審原告らが自主的避難等対象区域に居住していたか否かによって判断枠組みを変えないことと、本件事故によって第1審原告らが主張する損害（上記避難慰謝料ないし故郷喪失慰謝料）が発生したか、また、発生した場合の慰謝料額はいくらが相当であるかについて、端的に、第1審原告らそれぞれについて、上記避難の相当性が認められる範囲を基礎として判断することとする。

2 損害の発生及びその損害額に関する判断のあり方について

前記認定のとおり、第1審原告らは、いずれも福島県内の各自の生活の本拠である住居を中心として、家庭、学校、職場をはじめとする地域社会において各種活動に関わり、また、地域における自然環境を利用して農業等の生業を営み、地域とのかかわりにおいて生活の糧を取得するなど、それぞれの人間関係・共同体、自然環境等の中で生活を営んできたものであって、こうした人間関係や共同体、自然環境等を含む人的、物的基盤である包括的生活利益を基礎とし、これらとつながりを持ちつつ、日常生活を営んできたものである。

そのような状況下において、本件事故の発生によって放射性物質が大気中に放出されたことによって、第1審原告らのどのような利益が侵害されたと認めるべきかどうかについては、第1審原告らが本件事故当時に居住していた地域において、本件事故前に享受していた上記状況全般を考慮に入れて、その侵害の有無ないし程度を把握する必要がある。

この点、UNSCEAR2013年報告書では、精神的な健康の問題と平穏な生活が破壊されたことが、本件事故後に観察された主要な健康影響を引き起こしており、これは、本件地震、本件津波、本件事故の多大な影響、及び放射線被ばくに対する恐怖や屈辱感への当然の反応の結果であったこと、公衆においては、うつ症状や心的外傷後ストレス障害に伴う症状などの心理的な影響が観察されており、今後健康に深刻な影響を及ぼす可能性があることが指摘されており、医学的な証明は困難であるとしても、こうした点も慰謝料の算定においては安易に捨象できないというべきである。

また、本件では、前記認定のとおり、いずれも本件事故によって避難したこと自体に相当性が認められ、これによって、上記日常生活を送ることが妨げられたものであり、結果が重大であることや、本件事故発生以前においては、原子力発電所は、その性質上、原子炉内で放射性物質を取り扱っており、それがひとたび外部に漏れれば人体に深刻な危害を及ぼしかねないにもかかわらず、原子力発電所は安全であるとして、国のエネルギー政策として、原子力発電所の稼働が積極的に推進されてきたこと、ところが、放射性物質が空気中に大量に飛散するという我が国では誰も経験したことがない未曾有かつ悲惨な本件事故が突然に発生したこと、第1審被告国については、規制権限の不行使について過失があり、第1審被告東電についても、本件事故の発生についての責任が相当に重いことなどの事実が認められるから、これらの事情も十分に斟酌して、第1審原告らの慰謝料額を算定するのが相当である。

以上に対し、第1審被告らは、中間指針等の合理性を基礎に、第1審原告らには、第1審被告東電が自ら賠償した金額を超える損害は発生していない旨主張する。しかしながら、前記認定のとおり、中間指針等は、原賠法18条2項2号に基づき、「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として策定されたものに過ぎず、そもそも、裁判所が損害の算定に当たって、中間指針等に拘束される法的根拠はない。また、裁判所の損害認定の参考にはなり得るとしても、中間指針等の解説等が、「損害の算定について、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられるとしており、また、そのため、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る」と記載していることからすると、中間指針等には、被災者の個別事情等を捨象して、簡易迅速に被災者の損害回復する（第1審被告東電も納得した上で、被災者に対する任意の支払を早期に実現する）という和解金的な色彩があることは否定できないから、中間指針等の定める賠償基準額が控えめな金額にとどまっていることも否定できない。

このような観点からすると、本件において、当審の口頭弁論終結時までの一切の事情を基に、本件事故と相当因果関係のある損害額（慰謝料額）を定める場合に、中間指針等における基準賠償額より高額になることは、ある意味では当然の結果であるといえる。

P. 595-612

4 第1審原告らの損害の有無及びその額について

P. 596-598

イ 旧避難指示解除準備区域の居住者が受けた被害について

(ア) 類型的な検討について

上記アのとおり、旧避難指示解除準備区域は、区域内での宿泊が禁止されるなど、様々な制限があり、（本件事故当時に第1審原告1～3が居住していた）南相馬市a区は、平成28年7月12日に同区域の指定が解除されたものの、避難指示があった期間は5年4か月という長期間に及んでおり、同区域に居住していた住民にとっては、本件事故前に享受していた包括的生活利益を享受できなくなったといわざるを得ない状況にある。

このように、旧避難指示解除準備区域に居住していた住民は、その生活の本拠であった住居において居住を継続する権利（居住の自由）を大きく侵害されただけでなく、慣れない避難先で避難生活を継続することによって、これまでのように平穩

な日常生活を営むことができなくなり、いつ避難指示が解除されるか分からない中、長期間の避難生活を余儀なくされることで、将来に対する様々な不安が継続したものと認められるから、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害があったことは明らかである。

また、旧避難指示解除準備区域の現状は、避難指示自体は解除されたものの、前記認定のとおり、現時点でもなお社会インフラが本件事故前の状態までは復帰しておらず、復帰率も上がっていない状況にある。

そうすると、上記住民にとっては、避難の開始を余儀なくされたこと、また、その避難を上記のとおり長期間にわたって続けざるを得なくなったことによる精神的苦痛・損害（第1審原告1～4が主張する避難慰謝料）の発生にとどまらず、さらに、第1審原告らが主張する「故郷」（その地域にある生活の本拠（住居）を中心として、家庭、学校、職場をはじめとする地域社会との関わり、地域における自然環境を利用して農業等の生業を営み、地域とのかかわりにおいて生活の糧を取得するなどのために存在する人的、物的基盤）も相当程度に喪失したものとといえるのであり、このような包括的生活利益の侵害は上記住民にとって極めて深刻な事態であって、人格的利益そのものに対する極めて深刻な侵害に当たると認めるのが相当である。

したがって、**旧避難指示解除準備区域**に居住していた住民に対する包括的生活利益としての平穩生活権の侵害に基づく慰謝料額としては、避難慰謝料として、**①強制的な避難を余儀なくされた点（以下「強制避難慰謝料」という。）については、各200万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては（以下「避難継続慰謝料」という。）、月額12万円、さらに、③実質的に故郷を喪失したのと同視できることから、そのことによる慰謝料（以下「故郷喪失慰謝料」という。）として100万円を認めるのが相当である。**

そして、避難慰謝料のうち、上記②（避難生活の継続）については、既に検討したとおり、本件事故があった日が属する月である平成23年3月を始期とし、終期は、旧避難指示解除準備区域の指定が解除（平成28年7月12日）されてから相当期間が経過した時期であり、また、第1審被告東電が自主賠償基準として支払った期間の終期である平成30年3月と認めるのが相当である。

P. 600-602

イ 旧緊急時避難準備区域の居住者が受けた被害について

(ア) 類型的な検討について

旧緊急時避難準備区域においては、避難が強制されることはなかったものの、引き続き自主避難が求められ、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められており、南相馬市c区にあっては少なくとも平成23年9月まで、b村にあっては平成24年3月まで、公立の小中学校が休校するなどしている。

旧緊急時避難準備区域においては、福島第一原発から半径 20km 圏内に設定された避難区域・警戒区域ないし旧避難指示解除準備区域や、計画的避難区域ないし旧避難指示解除準備区域とも接する位置関係にあり、本件事故は、放射性物質の大気中への放出、建屋の水素爆発といった、これまで我が国で経験がない未曾有の重大事故であったことにも照らせば、上記区域に居住していた住民らが実質的に避難を余儀なくされた状況にあったことは前記のとおりであり、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害が存在することは明らかである。そうすると、避難の開始を余儀なくされたこと、また、その避難を続けざるを得なくなったことによる精神的苦痛・損害（避難慰謝料）の発生が認められる。

もともと、本件事故から半年程度後に緊急時避難準備区域の指定は解除されており、旧避難指示解除準備区域のように長期間にわたって避難指示が解除されなかった状況はない。加えて、旧緊急時避難準備区域の住民に対しては、政府から自主避難が推奨されていたものの、同区域への立入りに制限はなく、居住も許されており、避難しなかった住民も少なくなかったものである。現に、南相馬市 c 区については、本件事故当時との比較で、平成 24 年 11 月 22 日時点の居住者数が約 26%の減少にとどまっており、b 村についても平成 27 年 7 月 1 日時点で避難者数が約 36%であることなどに照らすと、旧緊急時避難準備区域について、「故郷」に不可欠な人的、物的基盤が喪失し、人々の生活を成立させている共同性が失われているといった状況にあるとまではいえないから、同区域に居住していた住民について、故郷喪失慰謝料の発生は認められないというべきである。

以上によれば、旧緊急時避難準備区域に居住していた住民に対する包括的生活利益としての平穩生活権の侵害に基づく慰謝料額としては、避難慰謝料として、①実質的に強制的に転居させられた慰謝料については、各 150 万円とし、②避難継続慰謝料については、月額 12 万円と認めるのが相当である。

そして、避難継続慰謝料については、既に検討したとおり、本件事故があった日が属する月である平成 23 年 3 月を始期とし、終期は、旧緊急時避難準備区域の指定が解除された 1 年後である平成 24 年 8 月と認めるのが相当であり、合計 18 か月間と認める。

P. 605-606

イ 自主的避難等対象区域の居住者が受けた被害について

(ア) 類型的な検討について

自主的避難等対象区域においては、上記アのとおり、避難が強制されたものではなく、いずれも福島第一原発から半径 30km 圏外であったことからすれば、実質的に避難を余儀なくされたとまでいうことはできないが、低線量とはいえ、放射線に対する恐怖や不安を抱き、被ばくの影響を避けるために避難することは、一般人から

見てもやむを得ないものであって、避難を開始したことについて社会通念上の相当性があるとみることができ、平成24年2月までについて避難の相当性を認めるのが相当であることは、前記説示のとおりである。そうすると、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害があると認めるのが相当である。

もつとも、前記認定のとおり、胎児や子どもは放射線に対する感受性が高く、妊婦については流産の危険があるなどの知見が存在するから、子ども及び妊婦については、低線量被ばくによる健康不安が他の者と比較して大きかったであろうこと、第1審被告東電がこの者らに対して平成24年8月まで自主賠償したことを考慮すると、妊婦及び子どもらについては、同月までの避難の相当性を認めるべきである。

他方、前記認定のとおり、自主的避難等対象区域における本件事故後の空間放射線量はいずれも低線量にとどまっており、ライフラインの障害は発生したものの、長期にわたったものでも本件事故から1か月半程度でほぼ復旧したこと、市立小中学校が本件事故の翌月である平成23年4月から開始しており、同年8月頃には各地で祭りが催されたりするなど、各地域で本件事故の直後から社会的活動が行われてきたこと、本件事故直後の自主避難者が必ずしも多数でなかったことからすれば、「故郷」に不可欠な人的、物的基盤が喪失し、人々の生活を成立させている共同性が失われているといった状況にはないというべきであり、故郷喪失慰謝料は認められない。

以上によれば、自主的避難等対象区域に居住していた住民に対する包括的生活利益としての平穩生活権の侵害に基づく慰謝料としては、①子ども及び妊婦については、自主避難慰謝料として各20万円、また、それ以外の者は、自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えたと認めるべきところ、自主避難の慰謝料として、原則として、各10万円、②避難継続慰謝料については、本件事故があった日が属する月である平成23年3月を始期とし、終期は、その1年後である平成24年2月（合計12か月間）までの間、原則として月額5万円と認めるのが相当である。ただし、妊婦及び子どもらについては、第1審被告東電がこの者らに対して平成24年8月まで自主賠償したことも踏まえ、平成23年3月～平成24年8月（合計18か月間）までの間、月額7万円と認めるのが相当である。

7. 避難を余儀なくされたことによる精神的損害、故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）に関連する中間指針抜粋

○ 中間指針本体

P. 17-23

6 精神的損害

(指針)

I) 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項において同じ。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

II) I) の①及び②に係る「精神的損害」の損害額については、前記2の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。

そして、I) の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

III) I) の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

① 本件事故発生から6ヶ月間（第1期）

第1期については、一人月額10万円を目安とする。

但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

② 第1期終了から6ヶ月間（第2期）

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

第2期については、一人月額5万円を目安とする。

③ 第2期終了から終期までの期間（第3期）

第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

IV) I) の①の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。

① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

V) I) の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする。

（備考）

1) I) については、前述したように、本件事故と相当因果関係のある損害であれば「原子力損害」に該当するから、「生命・身体的損害」を伴わない精神的損害（慰謝料）についても、相当因果関係等が認められる限り、賠償すべき損害といえる。

但し、生命・身体的損害を伴わない精神的苦痛の有無、態様及び程度等は、当該被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素によって著しい差異を示すものである点からも、損害の有無及びその範囲を客観化することには自ずと限度がある。

しかしながら、本件事故においては、実際に周辺に広範囲にわたり放射性物質が放出され、これに対応した避難指示等があったのであるから、対象区域内の住民が、住居から避難し、あるいは、屋内退避をすることを余儀なくされるなど、日常の平穏な生活が現実には妨害されたことは明らかであり、また、その避難等の期間も総じて長く、また、その生活も過酷な状況にある者が多数であると認められる。

このように、本件事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、①避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは②本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、③屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間余儀なくされるなど、避難等による長期間の精神的苦痛を被

っており、少なくともこれについては賠償すべき損害と観念することが可能である。

したがって、この精神的損害については、合理的な範囲において、賠償すべき損害と認められる。

- 2) II) については、I) の①及び②の損害額算定に当たっては、前記2のII) の②で述べたとおり、原則として、避難費用のうち「生活費の増加費用」を加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した。

また、損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべきである。そして、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難等対象者が現実に被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されること、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした。

- 3) 長期間の避難等を余儀なくされた者は、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば一概には生活条件に明らかな差があるとはいえないとも考えられることから、主として宿泊場所等によって分類するのではなく、一律の算定を行い、相対的に過酷な避難生活が認められる避難所等についてのみ、本件事故後一定期間は滞在期間に応じて一定金額を加算することとし、むしろ、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが適当である。

- 4) III) の①については、本件事故後、避難等対象者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間（第1期）は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる。

したがって、本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4,200円。月額換算12万6,000円）を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。

但し、特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定し難いため、この点を損害額の加算要素として考慮し、避難所等において避難生活をしてきた期間についてのみ、一人月額12万円を目安とす

ることが考えられる。

- 5) Ⅲ) の②については、第1期終了後6ヶ月間(第2期)は、引き続き自宅以外での不便な生活を余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある。その一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする。

本期間の損害額の算定に当たっては、上記のような事情にかんがみ、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることを考慮し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部)による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる。

- 6) Ⅲ) の③については、第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間(第3期)は、いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。但し、既に終期が到来している区域については、この限りではない。

- 7) Ⅳ) の①について、Ⅰ) の①の損害発生の始期につき、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられる。

しかしながら、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生の始期は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した。

但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって平成23年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

- 8) Ⅳ) の②については、前記2の(備考)の4)及び5)に同じである。

- 9) Ⅴ) については、Ⅰ) の②に該当する者、すなわち屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者は、自宅で生活しているとい

う点ではⅠ)の①に該当する者、すなわち避難及び対象区域外滞在をした者のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等行動の自由を制限されていたことなどを考慮し、Ⅰ)の①の損害額を超えない範囲で損害額を算定することとし、その損害額は一人10万円を目安とするのが妥当である。

10) 損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、Ⅲ)の①及び②並びにⅤ)の金額はあくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない。

11) その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。

○ 中間指針第一次追補

P. 5-8

第2 自主的避難等に係る損害について

[損害項目]

(指針)

Ⅰ) 自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

① 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。

i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用

ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

iii) 避難及び帰宅に要した移動費用

② 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

Ⅱ) Ⅰ)の①のi)ないしiii)に係る損害額並びに②のi)及びii)に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

Ⅲ) Ⅱ)の具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人

40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。

IV) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとする。

- ① 中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、Ⅲ)に定める金額がⅢ)の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。
- ② 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

(備考)

- 1) 本件事故に起因して自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った者は、主として自宅以外での生活による生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用が生じ、併せてこうした避難生活によって一定の精神的苦痛を被っていると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である。また、滞在者は、主として放射線被曝への恐怖や不安やこれに伴う行動の自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛を被っており、併せてこうした不安等によって生活費の増加費用も生じている場合があると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である。
- 2) 賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない。

一方、自主的避難者と滞在者とは、現実に被った精神的苦痛の内容及び程度並びに現実に負担した費用の内容及び額に差があることは否定できないものの、いずれも自主的避難等対象区域内の住居に滞在することに伴う放射線被曝への恐怖や不安に起因して発生したものであること、当該滞在に伴う精神的苦痛等は自主的避難によって解消されるのに対し、新たに避難生活に伴う生活費増加等が生じるという相関関係があること、自主的避難等対象区域内の住民の中には諸般の事情により滞在を余儀なくされた者もいるであろうこと、広範囲に居住する多数の自主的避難等対象者につき、自主的避難者と滞在者を区別し、個別に自主的避難の有無及び期間等を認定することは實際上極めて困難であり、早期の救済が妨げられるおそれがあること等を考慮すれば、自主的避難者か滞在者かの違いにより金額に差を設けることは公平かつ合理的とはいえない。

こうした事情を考慮して、精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した。

- 3) 自主的避難等対象者の属性との関係については、特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的¹低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができる。

このため、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までを、また、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期を、それぞれ賠償の対象期間として算定することが妥当と判断した。なお、平成24年1月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとする。

- 4) 3) の期間の損害額の算定に当たっては、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にした上で、精神的苦痛並びに子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等について、一定程度勘案することとした。
- 5) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者のうち、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の損害額の算定に当たっては、これらの者は、避難している期間について既に中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされており、両者の損害の内容に一部重複すると考えられる部分があることを勘案することとした。
- 6) I) ないしIV) については、個別具体的な事情に応じて、これら以外の損害項目が賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合が認められ得る。

○ 中間指針第二次追補

P. 2-8

第2 政府による避難指示等に係る損害について

1 避難費用及び精神的損害

中間指針第3の〔損害項目〕の2の避難費用及び6の精神的損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(1) 避難指示区域

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(1)避難区域」の①東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内（平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）及び「(3)計画的避難区域」については、平成24年3月末を一つの目途に、

- ① 避難指示解除準備区域（年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域）
- ② 居住制限区域（年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）
- ③ 帰還困難区域（長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域）

という新たな避難指示区域（上記①～③の括弧内は各区域の基本的考え方が設定されること（以下「避難指示区域見直し」という。）等を踏まえ、これらの避難指示区域が設定された地域（以下単に「避難指示区域」という。）内に本件事故発生時における生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

（指針）

- I) 避難指示区域内に住居があった者については、中間指針第3の〔損害項目〕の6の「第2期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とする。
- II) I)の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。但し、宿泊費等（中間指針第3の〔損害項目〕の2の（指針）I)の②の「宿泊費等」をいう。以下同じ。）が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。
- III) I)の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。
 - ① 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とする。
 - ② 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とした上、概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

③ 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円を目安とする。

IV) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

(備考)

- 1) I) について、中間指針第3の〔損害項目〕の6において、精神的損害の具体的な損害額の算定期間の第2期は、「第1期(本件事故発生から6ヶ月間)終了から6ヶ月間」としつつ、「警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。」としていたことから、避難指示区域については避難指示区域見直しに伴い、当該見直しの時点までを「第2期」とし、当該時点から終期までの期間を新たに「第3期」とすることとした。
- 2) II) について、中間指針第3の〔損害項目〕の2では、「①対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用」、「②対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用」及び「③避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用」について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき避難費用と認めている。また、中間指針第3の〔損害項目〕の6では、避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち、少なくとも「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」及び「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」は賠償すべき損害と認めている。この場合、上記①及び②は実費を損害額とし、上記③は原則として上記の精神的損害と合算した一定の金額をもって両者の損害額とすることが、それぞれ合理的な算定方法であるとされている。
- 3) II) について、宿泊費等は必要かつ合理的な範囲で賠償されるものであり、その額は、例えば従前の住居が借家であった者については、当面は宿泊費等の全額とし、一定期間経過後は従前の家賃より増額の負担を余儀なくされた場合の当該増額部分とすることが考えられる。また、宿泊費等が賠償の対象となる期間は、避難指示の解除後相当期間経過までとするのが原則であるが、例えば従前の住居が持ち家であった者の居住していた不動産の価値が全損となった場合については、その全額賠償を受けることが可能となった時期までを目安とすることが考えられる。
- 4) II) について、帰還困難区域等に住居があった者が当該住居への帰還を断念し移住しようとする場合には、これに伴う移動費用、生活費の増加費用等は、中間指

針第3の〔損害項目〕の2及び4で示した避難費用及び帰宅費用に準じて賠償すべき損害と認められる。また、帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ、その他の避難指示区域にあっては、中間指針第3の〔損害項目〕の6で示された精神的苦痛に準じて精神的損害が認められる。なお、避難を継続する者と移住しようとする者との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないことが適当である。

- 5) Ⅲ) について、具体的な損害額の算定に当たっては、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮した。この場合、避難指示解除準備区域は、比較的近い将来に避難指示の解除が見込まれることから、これまでと同様に月単位で算定することとした。一方、帰還困難区域は、今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定することとしたが、この額はあくまでも目安であり、帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められ得る。また、居住制限区域は、現時点で解除までの具体的な期間が不明であるものの、ある程度長期化すると見込まれることを踏まえ、基本的には月単位で算定することとしつつ、被害者救済の観点から、当面の損害額として一定期間分を想定した一括の支払いを受けることができるものとするのが適当である。なお、同区域における損害額は、避難指示解除までの期間が長期化した場合には、賠償の対象となる期間に応じて増加するが、その場合、最大でも帰還困難区域における損害額までを概ねの目安とすることが考えられる。
- 6) Ⅳ) について、避難指示区域は、現時点で実際に解除された区域がないことから、少なくとも現時点で具体的な相当期間を示すことは困難と判断した。
- 7) Ⅳ) の相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。さらに、多数の避難者に対して速やかかつ公平に賠償するため、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である。

(2) 旧緊急時避難準備区域

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(4) 緊急時避難準備区域」については、平成23年9月30日に解除されていること等を踏まえ、当該区域（以下「旧緊急時避難準備区域」という。）内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。
- II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。
- III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。但し、同区域のうち檜葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」（前記(1)の(指針)IV)）が経過した時点までとする。

(備考)

- 1) I) について、旧緊急時避難準備区域の第2期は、中間指針第3の〔損害項目〕の6で示したとおり、第1期（本件事故発生から6ヶ月間）終了から6ヶ月間とし、平成24年3月11日から終期までの期間を第3期とする。
- 2) II) については、避難指示区域の場合に準じて算定した。
- 3) III) については、①この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成24年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点でこれらの事情を前提に目安として示すものであり、今後、当該事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当である。また、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記(1)の(備考)の7)に同じである。
- 4) 檜葉町については、同町の区域のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情があることを考慮した。
- 5) III) について、避難指示区域と同様、中間指針の第3期においては、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である。なお、第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る。

(3) 特定避難勧奨地点

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(5) 特定避難勧奨地点」については、解除に向けた検討が開始されていること等を踏まえ、当該地点に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(指針)

- I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の〔損害項目〕の2及び6で示したとおりとする。
- II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常的生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。
- III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3ヶ月間を当面の目安とする。

(備考)

- 1) I) について、特定避難勧奨地点の第2期は、中間指針第3の〔損害項目〕の6で示したとおり、第1期（本件事故発生から6ヶ月間）終了から6ヶ月間とし、平成24年3月11日から終期までの期間を第3期とする。
- 2) II) については、避難指示区域の場合に準じて算定した。
- 3) III) については、①特定避難勧奨地点の解除に当たっては地方公共団体と十分な協議が行われる予定であること、②当該地点が住居単位で設定され、比較的狭い地区が対象となるため、広範囲に公共施設等の支障が生じているわけではないこと、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点で実際に解除された地点はないことから、当面の目安として示すものである。また、当該期間経過後の「特段の事情がある場合」については、前記(1)の(備考)の7)に同じである。
- 4) III) について、中間指針の第3期において特定避難勧奨地点の解除後相当期間経過前に当該地点の住居に帰還した場合、第1期又は第2期において帰還した場合及び本件事故発生当初から避難せずに同地点に滞在し続けた場合は、前記(2)の(備考)の5)に同じである。

P. 13-14

第3 自主的避難等に係る損害について

第一次追補において示した自主的避難等に係る損害について、平成24年1月以降に関しては、次のとおりとする。

(指針)

- I) 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。
- II) I) によって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第2の[損害項目]で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

(備考)

- 1) 第一次追補は、自主的避難等に係る損害について、一定の区域を設定した上で、同区域に居住していた者に少なくとも共通に認められる損害を示した。これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況が安定していない等の状況下で、本件事故発生時から平成23年12月末までを対象期間として算定したものである。その際、平成24年1月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとした。
- 2) これを受けて第二次追補では、平成24年1月以降に関しては、①第一次追補とは、対象期間における状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、第一次追補の内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によって、これらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とすることとする。

○ 中間指針第四次追補

P. 4-8

第2 政府による避難指示等に係る損害について

1 避難費用及び精神的損害

中間指針第3の[損害項目]の2の避難費用及び6の精神的損害は、中間指針及び第二次追補で示したもののほか、次のとおりとする。

(指針)

I) 避難指示区域の第 3 期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人 600 万円に一人 1,000 万円を加算し、右 600 万円を月額に換算した場合の将来分（平成 26 年 3 月以降）の合計額（ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第 3 期の始期が平成 24 年 6 月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は 700 万円とする。

② ①以外の地域については、引き続き一人月額 10 万円を目安とする。

II) 後記 2 の I) 及び II) で示す住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間は、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする。ただし、合理的な時期までに他所で住居を取得又は賃借し、転居しない者については、合理的な時期までとする。

III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1 年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

(備考)

1) I) について、帰還困難区域は、避難区域見直し時、将来にわたって居住を制限することを原則とし、依然として住民等の立入りが制限されており、かつ、本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画すら策定されていない。このため、現在においても避難指示解除及び帰還の見通しすら立たず、避難指示が事故後 6 年後を大きく超えて長期化することが見込まれる。また、大熊町及び双葉町は、町の大半（人口の 96%）が帰還困難区域であって、人口、主要インフラ及び生活関連サービスの拠点が帰還困難区域に集中しており、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であっても、帰還困難区域の地域の避難指示が解除されない限り住民の帰還は困難であるため、帰還困難区域と同様に避難指示解除及び帰還の見通しすら立っていないと認められる。

これらの地域に居住していた住民の精神的損害の内容は、理論的には最終的に帰還が可能となるか否かによって異なると考えられるが、①長期間の避難の後、最終的に帰還が可能か否か、また、帰還可能な場合でもいつその見通しが立つかを判断することが困難であること、②現在も自由に立入りができず、また、除染計画やインフラ復旧計画等がなく帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間経過後に帰還が可能となったとしても、帰還が不能なために移住を余儀なくされたとして扱うことも合理的と考えられること、③これらの被害者が早期に生活再建を図るためには、見通しのつかない

避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要と考えられること等から、最終的に帰還するか否かを問わず、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとした。

- 2) I) ①の対象地域については、本指針決定後、被害者の東京電力株式会社に対する I) ①に基づく損害賠償請求が可能になると見込まれる、平成 26 年 3 月時点における状況を踏まえて判断することとし、仮に、それまでの間に区域が見直されたり、帰還困難区域であっても除染計画やインフラ復旧計画等が整い帰還の見通しが明らかになったりするなど、上記 1) で述べた状況に変更があった場合には、その変更された状況に応じて判断するものとする。なお、大熊町又は双葉町に隣接し、帰還困難区域の境界が人口密度の比較的高い町内の地域を横切っている富岡町及び浪江町においては、帰還困難区域に隣接する高線量地域（区域見直し時、年間積算線量が 50 ミリシーベルト超とされた地域）の取扱いについて、警戒区域解除後の区域見直しの経緯、除染等による線量低減の見通し等個別の事情を踏まえ、柔軟に判断することが考えられる。
- 3) I) ①の加算額の算定に当たっては、過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後 10 年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額（生活費増加費用は含まない。）の合計額を十分に上回る金額とした。また、第二次追補において、長期にわたって帰還できないことによる損害額を 5 年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち、平成 26 年 3 月以降に相当する部分は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした。なお、本金額は、被害者の被災地での居住年数等を問わず I) ①の対象者全員に一律に支払う損害額を目安として示すものであり、個別具体的な事情によりこれを上回る金額が認められ得る。
- 4) I) ②の対象者について、精神的損害の具体的な損害額の合計額は、避難指示解除までの期間が長期化した場合には、賠償の対象となる期間に応じて増加するが、その場合、最大でも I) ①の対象者の損害額の合計額までを概ねの目安とし、仮に合計額が当該目安に達する蓋然性が高まった場合には、後記 2 の I) で示す住居確保に係る損害の賠償を受けることが考えられる。
- 5) II) について、「合理的な時期」とは、例えば、I) ①の対象者については、原発避難者向け災害公営住宅の整備が進捗し、希望者が当該住宅に転居することが可能になると想定される事故後 6 年後までを目安とすることが考えられる。
- 6) III) について、既に除染やインフラ復旧等が進捗し、避難指示解除が検討されている区域の現状を踏まえ、①避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要であること、②例えば学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること、③避難指示の解除は、平成 23 年 12 月の原子力災害対策本部決定に基づき、日常生活に必須なインフラや生活

関連サービスが概ね復旧した段階において、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮して、県、市町村及び住民と十分な協議を行うこととなっていること、④こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度の帰還のための準備を行うことが可能であること等を考慮した上で、当面の目安を1年間とした。ただし、この「1年間」という期間は、避難指示解除が検討されている区域の現状を踏まえて当面の目安として示すものであり、今後、避難指示解除の状況が異なるなど、状況に変更が生じた場合は、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当である。また、相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、第二次追補で示したもののほか、帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。その際、避難費用については、個別の事情に応じたより柔軟な対応を行うことが適当である。

- 7) Ⅲ) について、精神的損害については、第二次追補で示したとおり、多数の避難者に対して速やかかつ公平に賠償するため、避難指示の解除後相当期間経過前に帰還した場合であっても、原則として、個々の避難者が実際にどの時点で帰還したかを問わず、当該相当期間経過の時点を一律の終期として損害額を算定することが合理的である。
- 8) Ⅲ) について、営業損害及び就労不能損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。

8. 自主的避難等による精神的損害に関連する判決抜粋

○ 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】

P. 30

6 個別原告についての判断の例外

(1) 原告● (20-3)

原判決別紙8の2(1)の説示のとおり、同原告は、ab市の入院先を生活の本拠としていたと認められることから、本件事故により転院を余儀なくされた事情を考慮し、原審同様、8万円の限度で慰謝料を認めるのが相当である。

○ 仙台高裁判決【仙台高裁生業】

P. 462-468

9 旧居住地が自主的避難等対象区域である一審原告らについて

(1) エ 自主的避難等対象区域旧居住者の受けた被害

自主的避難等対象区域においては、上記アのとおり、避難が強制ないし要請されたものではなく、いずれも福島第一原発から30km圏外であったことなどから、実質的に避難を余儀なくされたとまでいうことはできない。現に、上記ウのとおり、実際に自主的に避難した者は、3月15日の時点で、おおむね1%を下回っており、多い地域でも10%前後にとどまっている。しかしながら、前記第3の3の低線量被曝に関する知見等、前記1の一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況、上記イの各地域の概要等によれば、未曾有の事故である本件事故の発生当初に、福島第一原発の状況が安定しておらず、今後どのようにその被害が拡大するか不明で、自らが置かれた状況について十分な情報がない状況下において、自主的避難等対象区域旧居住者が、放射線被曝に対する恐怖や不安を感じ、これらの恐怖・不安から一時的に自主的に避難を選択することには合理性が認められるというべきである。取り分け、前記第3の1(3)に前示のとおり、胎児や子供は放射線感受性が高く、また妊婦には流産の危険があるなどの知見があり、子供・妊婦については、低線量被曝等の健康に対する不安や今後の本件事故の進展に対する不安がそれ以外の者に比して大きかったというべきであることを総合すると、この地域に居住していた子供・妊婦としては、自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていたといえることができる。

(2) ア 評価（損害額）

自主的避難等対象区域を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚え、

取り分け子供・妊婦については自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていたというべきであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる（なお、自主的に避難しなかった者についても、自主的に避難することが合理的な状況ないし自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていた点については自主的避難者と同様であるから、避難した者と同額の損害を負ったと解すべきである。）。

以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①子供・妊婦は自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれた点について 15 万円、それ以外の者は自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えた点について 5 万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては、妊婦・子供は月額 3 万円、それ以外の者は月額 1 万円と評価すべきである（避難の有無を問わない。）。なお、旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。

なお、上記②の月額については、上記(1)イのとおり、平成 23 年 3 月時点で、福島市、桑折町、川俣町、郡山市、いわき市といった地域の放射線モニタリング地点で 20mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、平成 23 年 4 月時点においても、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、郡山市といった地域において、20mSv/y 相当値は下回るものの 10mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたことなどからすると、本件事故発生当初の時期（平成 23 年 3～4 月）における自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、一律に当該地域からの避難や屋内退避を必要とするほどのものではなかったとしても、旧緊急時避難準備区域（前記 6）、旧特定避難勧奨地点（前記 7）といった必ずしも避難が強制されるものでない区域の旧居住者の抱いた不安と本質的に異なるものではなく、避難の必要性や可能性を検討し、自主的に避難する状況に追い込まれていたというべきであり、様々な事情により避難を選択しなかった旧居住者についても、そのような選択をすること自体に困難を強いられ、避難せずにそのまま居住することに対して恐怖・不安等を覚えたといえるのであって、これらの事情に鑑みれば、平成 23 年 3 月、4 月の 2 か月については、より高額の慰謝料が認められるべきであるとも解されないではないが、当裁判所は、上記のような諸事情も考慮に入れた上で、以下の終期を定め、その期間中の額を均等にならして全体の損害額を算定するのを相当と認め、一律に、子供・妊婦については月額 3 万円、それ以外の者については月額 1 万円と評価すべきであると考える。

そして、上記②の避難生活の継続は、本件事故があった 3 月 11 日が属する月

である平成23年3月を始期とし（なお、本件事故後に子供・妊婦となった者についても同様とすることについて、後記のとおり。）、終期は、平成23年5～12月時点においても、福島市、二本松市、伊達市、桑折町といった相当の人口、面積を有する範囲において、20mSv/y相当値は下回るものの、10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、収束宣言により福島第一原発の冷温停止状態の達成が確認されたのが12月16日であること（前記第1の5）に、前記1の一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況等、取り分け、平成24年3月以降、おおむね空間線量率が5mSv/yを下回るようになったものの、なお福島市内、二本松市内、伊達市内、本宮市内、桑折町内、国見町内、大玉村内、郡山市内、須賀川市内、天栄村内、相馬市内等において5mSv/yを超える空間線量率が計測されることもあったことなどに鑑み、引き続き放射線被曝に対する恐怖・不安を抱いていた者が少なくないとうかがわれ、その恐怖・不安は合理的であるというべきであること、一審被告東電の自主賠償基準では、平成24年1～8月分の賠償をすることとされていること（前記第2の5(7)）などを考え合わせると、本件事故から少なくとも1年間（平成24年2月まで）は、自主的避難等対象区域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、引き続き賠償に値するものというべきであることから、終期は平成24年2月とするのが相当である。したがって、避難生活の継続が合理的であると解される期間は、平成23年3月から平成24年2月までの12か月間であり、子供・妊婦についての慰謝料額は51万円、それ以外の者についての慰謝料額は17万円と評価すべきである（避難の有無、実際の避難期間を問わない。）。

ここで、本判決において、本グループの子供・妊婦とは、本件事故日から約1年後の平成24年2月29日までの間に18歳以下の子供であった者（誕生日が平成4年3月12日～平成23年3月11日の者及び本件事故発生時に自主的避難等対象区域旧居住者であった者から平成23年3月12日～平成24年2月29日の間に出生した者）及び妊婦であった者（平成23年3月11日～平成24年2月29日の間に妊娠していた期間がある者）を指すものとする（本件事故後である平成23年3月12日～平成24年2月29日の間に出生して子供となった者又は妊娠して妊婦となった者も含まれるところ、これらの者ないしその世帯についても、出産又は妊娠以前から本件事故による影響が他の者や世帯に比して大きかったといえるため、損害額算定上の始期は一律に平成23年3月11日とする。）。

なお、一審被告東電は、科学的知見に基づけば、空間線量率が20mSv/yの被曝の健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分低い水準にあるのであるから、20mSv/yを大きく下回る地域の旧居住者には、放射線被曝による健康被害の現実の危険性が生じていたということはできない以上、低線量被曝の健康リスクの有無が広く周知され、自主的避難等対象区域旧居住者らが自ら

が置かれている状況が認識し得る状況に至った後は、もはや一審原告らの法的に保護された権利利益が本件事故によって侵害されていると評価することはできず、それ以降は本件事故を根拠とする慰謝料を認めることは相当ではないと主張する。

しかしながら、一審被告東電の指摘する低線量被曝の健康リスクに係る知見は、原子力発電所を設置・運営する一審被告東電や、それに関わる周辺業務従事者であればいざしらず、たまたま原子力発電所の事故の影響を受ける周辺地域に住んでいる一住民が本件事故前に知っていてしかるべき知見ではなく、さりとて、本件事故後に、様々なバイアスがかかった情報が飛び交う状況で、原子力発電所は安全であると喧伝してきた一審被告東電や電力会社側の情報や、同じく原子力発電所の安全性を担保し適切に監督してきたはずの一審被告国が主導した情報等が公表されたとしても、未曾有の事故に巻き込まれた状況で何を信用して良いか分からない心境にあったと推認される大多数の一審原告らにおいて、それらの情報の中から冷静に低線量被曝に係る正確な情報を取捨選択してこれを的確に把握することは、少なくとも本件事故後の相当の期間は困難を極める状況であったと優に認めることができる。福島県内の自主的避難者の数が、本件事故後一旦減少したものの、4月末以降は再び増加に転じ、9月22日の時点で3月15日時点の自主的避難者数を約1万人も上回っているという現象（前記(1)ウ）からも、本件事故後の情報が錯綜し、本グループの一審原告らを含む避難指示等を受けなかった地域の住民の避難行動に混乱を来たしていたことが見て取れるというべきである。

以上を踏まえると、一審被告東電のいう、低線量被曝の健康リスクの有無が広く周知され、自主的避難等対象区域旧居住者らが自らが置かれている状況が認識し得る状況に至るには、本件事故から最低でも1年は必要であったというべきであるから、上記判示に係る平成24年2月という終期の判断を覆さない。一審被告東電らの上記主張は失当である。

P. 478-484

10 旧居住地が県南地域及び宮城県丸森町である一審原告らについて

(1) エ 県南地域及び宮城県丸森町旧居住者の受けた被害

県南地域及び宮城県丸森町においては、上記アのとおり、避難が強制ないし要請されたものではなく、いずれも福島第一原発から30km圏外であったことから、実質的に避難を余儀なくされたとまでいうことはできない。

もっとも、県南地域は、福島第一原発がある福島県内の自治体であり、しかも福島第一原発からおおよそ南西方面におおむね60～100km圏内の奥羽山脈により隔てられていない位置に存していること、宮城県丸森町は、福島県外ではあるも

の、福島県に食い込むような形で隣接した自治体であり、福島第一原発からおよそ北北西方面におおむね45～70km圏内に位置し、特定避難勧奨地点が市内に存在し自主的避難等対象区域でもある伊達市や、同じく自主的避難等対象区域である新地町とおおむね隣接していることなどから、いずれも、福島第一原発との近接性という意味において自主的避難等対象区域と立地的にほぼ同等であるといえる。加えて、前記第3の3の低線量被曝に関する知見等、前記1の一審原告らの旧居住地ないし居住地の状況、上記イの各地域の概要等によれば、未曾有の事故である本件事故の発生当初に、福島第一原発の状況が安定しておらず、今後どのようにその被害が拡大するか不明で、自らが置かれた状況について十分な情報がない状況下にあつて、県南地域及び宮城県丸森町旧居住者が、放射線被曝に対する恐怖や不安を感じ、これらの恐怖・不安から一時的に自主的に避難をすることには合理性が認められるというべきである。取り分け、胎児や子供は放射線感受性が高く、また妊婦には流産の危険があるなどの知見があり、子供・妊婦については、低線量被曝等の健康に対する不安や今後の本件事故の進展に対する不安がそれ以外の者に比して大きかったというべきであることを総合すると、自主的避難等対象区域と同様に、県南地域及び宮城県丸森町に居住していた子供・妊婦としては、自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていたといえることができる。

(2) ア評価（損害額）

上記(1)のとおり、県南地域又は宮城県丸森町を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚え、取り分け子供・妊婦については自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていたといえるべきであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる（なお、自主的に避難しなかった者についても、自主的に避難することが合理的な状況ないし自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれていた点については自主的避難者と同様であるから、避難した者と同額の損害を負ったと解すべきである。）。

以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①子供・妊婦は自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれた点について10万円、それ以外の者は自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えた点について3万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては、妊婦・子供は月額2万円、それ以外の者は月額1万円と評価すべきである（避難の有無を問わない。）。なお、旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。

そして、上記②の避難生活の継続は、本件事故があった3月11日が属する月である平成23年3月を始期とし（なお、本件事故後に子供・妊婦となった者についても同様とすることについて、後記のとおり。）、終期は、上記(1)イのとおり、平成23年3月時点で白河市において少なくとも2日間にわたり20mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていたところ、本グループの中で西郷村以外の町村は福島第一原発からの距離が白河市とおおむね同等かより近い場所に位置すること、平成23年4～12月においても、5mSv/y相当値前後の空間線量率が計測される地点が数か所存在していたこと、収束宣言により福島第一原発の冷温停止状態の達成が確認されたのが12月16日であること（前記第1の5）、平成24年になってもなお5mSv/y相当を超える空間線量率が計測される地点もあったこと、他方で、原賠審は、12月6日に公表した中間指針第一次追補において、政府等による避難指示等対象区域外については、上記9の自主的避難等対象区域として23市町村を選別した上で、この区域の居住者に対する賠償基準を定め、それ以外の区域については一律の賠償基準は定めなかったことなどを総合的に考慮すると、平成23年12月までは、県南地域及び宮城県丸森町旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、引き続き賠償に値するものというべきであることから、子供・妊婦以外の者については、平成23年12月とすべきである。また、子供・妊婦については、前記のとおり、それ以外の者に比して低線量被曝等の健康に対する不安や今後の本件事故の進展に対する不安が大きかったというべきであるところ、県南地域及び宮城県丸森町は、平成24年1月以降、おおむね空間線量率が5mSv/yを下回るようになったものの、なお航空機モニタリングでは5mSv/yを超える空間線量率が計測されることもあったことなどに鑑み、引き続き放射線被曝に対する恐怖・不安を抱いていた子供・妊婦が少なくないとうかがわれ、その恐怖・不安は合理的であるというべきであること、一審被告東電の自主賠償基準では、平成24年1～8月分の賠償をすることとされていること（前記第2の5(8)）などを考慮すれば、終期は平成24年2月とするのが相当である（終期以前に子供又は妊婦ではなくなった者についても、上記恐怖・不安ないしその影響は継続したものと考えられるため、同様とする。）。したがって、避難生活の継続が合理的であると解される期間は、子供・妊婦については、平成23年3月から平成24年2月までの12か月間であり、その点についての慰謝料額は24万円、それ以外の者については、平成23年3月から同年12月までの10か月間であり、その点についての慰謝料額は10万円と評価すべきである（避難の有無、実際の避難期間を問わない。）。

ここで、本判決において、本グループの子供・妊婦とは、自主的避難等対象区域のグループと同様、本件事故日から約1年後の平成24年2月29日までの間

に18歳以下の子供であった者（誕生日が平成4年3月12日～平成23年3月11日の者及び本件事故発生時に県南地域又は宮城県丸森町旧居住者であった者から平成23年3月12日～平成24年2月29日の間に出生した者）及び妊婦であった者（平成23年3月11日～平成24年2月29日の間に妊娠していた期間がある者）を指すものとする（本件事故後である平成23年3月12日～平成24年2月29日の間に出生して子供となった者又は妊娠して妊婦となった者も含まれるところ、これらの者ないしその世帯についても、出産又は妊娠以前から本件事故による影響が他の者や世帯に比して大きかったといえるため、損害額算定上の始期は一律に平成23年3月11日とすることとする。）。

なお、一審被告東電は、県南地域及び宮城県丸森町が福島第一原発から離れており、基本的に避難指示等対象区域に近接していないという立地的な観点や、科学的知見に基づけば、空間線量率が20mSv/yの被曝の健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分低い水準にあるところ、県南地域及び宮城県丸森町では、一時的にも20mSv/y相当値を観測した地点はなく、遅くとも4月3日以降は1 μ Sv/hを下回っていたこと、この地域の大部分の住民が避難をせずに滞在していたこと（上記(1)ウ）、この地域の公共サービス、生活関連サービスは、本件事故直後からおおむね復旧していたこと（上記(1)イ(ア)）、放射線やその健康被害に関する情報提供は本件事故直後から新聞等により連日報道され、生活には支障がなく、冷静に対応すべきであることなどが広く情報提供されていたことなどからすれば、県南地域及び宮城県丸森町に居住していた住民については、本件事故の放射線の影響によって法律上保護された利益が侵害されたという状況にはないと主張する。

しかしながら、県南地域は福島第一原発からの距離がおおむね60～100km圏内に位置しているところ、これは、やはり同様に100km圏内に位置する自主的避難等対象区域の23市町村と立地的には同等といえるし、宮城県丸森町に至っては、隣接県ではあるものの、福島第一原発からおおむね45～70km圏内と、より福島第一原発に近接しているのであるから、本グループの区域に居住する住民の心理的には、自主的避難等対象区域と同等程度に福島第一原発による影響を考えざるを得なかったといえる。また、一審被告東電の指摘する低線量被曝の健康リスクに係る知見に関しては、一審原告らにおいて、数ある情報の中から冷静に低線量被曝に係る正確な情報を取捨選択してこれを的確に把握することができる点は、自主的避難等対象区域グループの項（前記9）で説示したところと同様であって、福島県内の自主的避難者の数が、本件事故後一旦減少したものの、4月末以降は再び増加に転じ、9月22日の時点で3月15日時点の自主的避難者数を約1万人も上回っているという現象（上記(1)ウ）からも、本件事故後の情

報が錯綜し、本グループの一審原告らを含む避難指示等を受けなかった地域の住民の避難行動に混乱を来たしていたことが見て取れるというべきである。もっとも、本グループの空間線量率は、自主的避難等対象区域よりは低かったことも事実である。

以上によれば、一審被告東電らの上記主張を踏まえても、自主的避難等対象区域より終期を早くしつつ、避難中の損害額についても若干低廉なものとした上で、県南地域及び宮城県丸森町について賠償すべき損害を認めた前記判断を覆さない。

11 旧居住地が上記 3～10 以外の地域である一審原告らについて

P. 488-490

(1) 会津地域

イ(ア) 会津地域旧居住者の損害

会津地域の空間線量率が、3月15日の最も高かったときでも5mSv/y相当値をわずかに上回る程度であり、その後はおおむね5mSv/y相当値を下回っていたことなどからすると、会津地域旧居住者が被曝による健康影響に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安、被曝回避措置による生活上の支障などを感じていたとしても、賠償すべき損害があるとは認められない。

他方、成人よりも放射線感受性が強いとされる子供・妊婦については、会津地域が福島第一原発と同一の福島県の一地域であること、一旦でも5mSv/y相当値を上回るような放射線が観測された地域の子供・妊婦が、その後の見通しも分からない中で恐怖・不安を覚えて自主的に避難すること自体は合理性があり、本件事故と相当因果関係があるというべきである。もっとも、会津地域は立地的に福島第一原発とは相当離れていること（奥羽山脈で隔てられてもいる。上記ア(ア)）、その後の放射線値は低く推移していること（上記ア(イ)）、自主的避難者はごくわずかであり、他方で避難者の受入人数は相当数に上っていること（上記ア(ウ)）などに鑑みると、子供・妊婦であっても、2か月以上にわたる避難継続は本件事故と相当因果関係があるということとはできない。

ここで、本判決において、本グループの子供・妊婦とは、自主的避難等対象区域等のグループと同様、本件事故日から約1年後の平成24年2月29日までの間に18歳以下の子供であった者（誕生日が平成4年3月12日～平成23年3月11日の者及び本件事故発生時に会津地域旧居住者であった者から平成23年3月12日～平成24年2月29日の間に出生した者）及び妊婦であった者（平成23年3月11日～平成24年2月29日の間に妊娠していた期間がある者）を指すものとする（本件事故後である平成23年3月12日～平成24年2月29日の間に出生して子供となった者又は妊娠して妊婦となった者も含まれるところ、これら

の者ないしその世帯についても、出産又は妊娠以前から本件事故による影響が他の者や世帯に比して大きかったといえるため、損害額算定上の始期は一律に平成23年3月11日とすることとする。)

(イ)一審原告らに対する具体的な損害額

上記(ア)のとおり、会津地域を旧居住地とする一審原告らのうち、子供・妊婦については自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えていたというべきであるから、これらの一審原告らが平穏生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められ(なお、自主的に避難しなかった子供・妊婦についても、自主的に避難することが合理的な状況であった点については自主的避難者と同様であるから、避難者した者と同額の損害を負ったと解すべきである。)、その額は、①子供・妊婦が自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えた点について5万円、②避難生活1か月相当分として1万円と評価すべきである(避難の有無を問わない。)

以上によれば旧居住地が会津地域である一審原告らに対しては、精神的損害に係る賠償として、子供・妊婦について、合計6万円の支払がなされるべきであるところ、これらの方に対する「中間指針等による賠償額」は0円であるため、上記6万円が、本訴において認容すべき額となる。

会津地域を旧居住地とするその他の一審原告らには、賠償すべき損害は生じておらず、請求は認められない。

P. 497-498

(2)宮城県(丸森町を除く。)

イ(ア)宮城県旧居住者の損害

宮城県内の空間線量率はおおむね5mSv/y相当値を下回っていたこと、福島第一原発とは異なる県で同原発からおおむね60km以上離れており、物理的かつ心理的な距離という観点では県南地域及び宮城県丸森町グループ(前記10)よりもさらに離れていると認められることなどを考慮すると、宮城県(丸森町を除く。)旧居住者が被曝による健康影響に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安、被曝回避措置による生活上の支障などを感じていたとしても、賠償すべき損害があるとは認められない。

なお、宮城県内における本件事故後1か月間の報道の概要は上記ア(ウ)のとおりであり、報道の中には、本件事故当時に吹いていた南東の風に放射性物質が乗ったため、福島第一原発の北西方向に高い空間線量率の地域が拡がっていることや、宮城県よりも遠方の岩手県や秋田県でも放射性物質が検出されたり首都圏の放射線量がやや上昇したりしたことなど、宮城県民にとっても少なから

ず本件事故による影響が及ぶ危険に対する恐怖・不安を覚えるような内容もあったものの、他方で、宮城県内の空間線量率は毎日のように報道され、その値も福島県内と比べて一貫して低く、日を迫うにつれて漸減していることや、県内の飲料水が安全であることなど、宮城県民に対しては本件事故による影響はほぼないことも合わせて報道されていたといえるのであって、上記のような福島第一原発からの物理的・心理的距離等も総合的に考慮すれば、宮城県旧居住者には、本件事故の放射線の影響によって法律上保護された利益が侵害されたということとはできない。

そして、成人よりも放射線感受性が強いとされる子供・妊婦については、上記のような報道に敏感であり、本件事故による放射線の影響に対して抱いた恐怖・不安はより具体的であったというべきではあるものの、なお、本訴における宮城県仙台市の子供として提訴した一審原告ら 3 人については、本件事故の放射線の影響によって法律上保護された利益が侵害されたとまではいえない。

(イ)一審原告らに対する具体的な損害額

上記(ア)のとおり、宮城県を旧居住者とする一審原告らには、賠償すべき損害は生じておらず、請求は認められない。

P. 502-503

(3)茨城県

イ(ア)茨城県水戸市及び日立市旧居住者の損害

上記アのとおり、茨城県では、本件事故直後に、福島第一原発に最も近い北茨城市（福島第一原発からの最短距離はおよそ 70km）で 20mSv/y 相当値を大きく超える空間線量率が計測されたり、高萩市や東海村において 20mSv/y 相当値を超える空間線量率が、水戸市において 20mSv/y 相当値に近い空間線量率が、それぞれ計測されたりした事実は認められるものの、これらの空間線量率はごく一時的なものであり、その後はすぐに低減していること、福島第一原発からの物理的・心理的な距離は県南地域及び宮城県丸森町のグループ（前記 10）と比較しても遠いと認められることなどからすると、茨城県における農林水産物の出荷自粛等本件事故による様々な影響（上記ア(イ)）を最大限考慮してもなお、日立市及び水戸市を旧居住地とする一審原告らについては、成人よりも放射線感受性が強いとされる子供・妊婦であれば格別、それ以外の者が被曝により健康影響に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安、被曝回避措置による生活上の支障などを感じていたとしても、賠償すべき損害があるとまでは認められない（なお、上記のとおり、本訴においては、日立市又は水戸市を旧居住地とする子供・妊婦としての提訴者は一審原告らの中にいない。）。

(イ)茨城県つくば市及び牛久市旧居住者の損害

茨城県牛久市及びつくば市については、本件事故直後の時期の空間線量率を認めるに足る証拠はなく、立地的に、上記(ア)よりも福島第一原発からさらに遠く 150km 以上離れていることなどによれば、上記ア(イ)に認定した各事実を最大限考慮してもなお、子供・妊婦も含め、賠償すべき損害があるとは認められない。

P. 506-508

(4) 栃木県

イ(ア) 栃木県旧居住者の損害

栃木県の空間線量率は、比較的高かった那須町でも最大測定値が 9mSv/y 相当と、10mSv/y 相当にも届かない値であり、その翌日にはすぐに大きく低減していること、立地的にも、福島第一原発から一番近くてもおよそ 80km 離れていることなどを考慮すると、栃木県旧居住者が被曝による健康影響に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安、被曝回避措置による生活上の支障などを感じていたとしても、賠償すべき損害があるとは認められない。

他方、成人よりも放射線感受性が強いとされる子供・妊婦については、一旦でも 5mSv/y 相当値を上回るような放射線が観測された地域の子供・妊婦が、その後の見通しも分からない中で恐怖・不安を覚えて自主的に避難すること自体は合理性があり、取り分け、本訴において栃木県旧居住者である子供・妊婦は本件事故当時子供（18 歳以下）であった一審原告（T-2341）（平成 7 年 7 月 21 日出生）のみであるところ、同一審原告の旧居住地である那須町は、栃木県の自治体の中でも福島第一原発から最も近い約 80km 地点で福島県と接しており、同町の学校等では 6 月に実施された調査においても約 5mSv/y 相当の放射線が計測されたことなどに鑑みると、自主的に避難すること自体には合理性があり、本件事故と相当因果関係があるというべきである。

(イ) 一審原告 T-2341 に対する具体的な損害額

上記(ア)のとおり、一審原告 T-2341 については自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えていたというべきであるから、同一審原告が平穏生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる（なお、自主的に避難しなかったとしても、自主的に避難することが合理的な状況であった点については自主的避難者と同様であるから、避難者した者と同額の損害を負ったと解すべきである。）。

以上を前提に、平穏生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えた点について 5 万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについて、本件事故があった 3 月 11 日が属する月である平成 23 年 3 月を始期とし、上記ア(イ)に認定し

た状況等に鑑みて、同年8月を終期として、月額1万円と評価すべきである（避難の有無を問わない。）。

以上によれば、那須町を旧居住地とする子供であった一審原告 T-2341 について、精神的損害に係る賠償として、合計11万円の支払がなされるべきであるところ、この者に対する「中間指針等による賠償額」は0円であるため、上記11万円が、本訴において認容すべき額となる。

栃木県を旧居住地とするその他の一審原告らには、賠償すべき損害は生じておらず、請求は認められない。

○ 東京高裁判決【東京高裁前橋】

P. 256

第2 被侵害利益及び精神的損害について

何人も、自己の選択した居住地及びその立地する周辺環境において、自己の選択した仕事に従事しながら、放射線被ばくの恐怖や不安を感じることなく平穏な日常生活を送り、地域や職場のコミュニティの中で周りの人々との各種交流等を通じて、自己の人格を形成、発展させるという人格的利益を有すると解される。しかし、本件事故が発生したことにより政府等によって避難指示が発せられ、避難を余儀なくされた者は、平穏な日常生活を侵害され住み慣れた生活の本拠からの移転を余儀なくされ、それに伴って職を失ったり、変更したりせざるを得なくなるとともに、将来の見通しの立たないことによる不安を感じながら慣れない土地での不便な避難生活を強いられることになる。そして、このことは、政府等による避難指示等によらないで生活の本拠から退去した者についても、一般人の感覚に照らして、その避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められる場合には同様である。このような人格的利益（以下、このような利益を包括して「平穏生活権」という。）は、憲法13条、22条1項等に照らし、原賠法上においても保護されるべき利益というべきであり、その中には、一審原告らが「ふるさと喪失」と主張する避難前に有していた地域やそこで暮らす人々とのつながりの喪失も含まれるものである。

P. 261-263

4 自主的避難等対象区域からの避難について

自主的避難等対象区域は、年間積算線量が20mSvを超えないため、一審被告国の避難指示等の対象とされなかった地域であるから、同区域内の住民は、避難元住居からの避難を強制されるものではない。しかし、前記のとおり、ICRPは、低線量域においても放射線量に比例して発がんや遺伝性影響の確率が増加するという直線しきい値なしモデルを採用し、1mSvないし20mSvの放射線量の値域を現存被ばく状況と位置づけ、関係する個人に対し、自助努力による防護対策として、自分や自分が責任を負う人々のモニタリングや被ばくを低減するための生活様式を求めているのであるから、避難元住居が少なくとも年間1mSv（毎時0.23 μ Sv）を超える地域にある場合には、本件原発からの距離、避難の時期、避難者又は家族の属性（放射線に対して感受性が高いとされている年少者や妊婦であるか否かなど）等を総合的に考慮し、避難の選択が一般人の感覚に照らして合理的であると評価できる場合には、避難の合理性が認められ、本件事故と避難との間に相当因果関係があると認めるのが相当である。そして、中間指針追補は、

本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自主的避難者の多寡などを考慮の上、自主的避難等対象区域を定めているのであるから、当該避難者の避難元住居が自主的避難等対象区域内にあるという点は、避難の合理性を検討する上で重要な事情となるものである。

一審被告らは、自主的避難等対象区域の住民のほとんどは避難をしていないと主張するところ、証拠（乙 G114、丙 B15）によれば、自主的避難等対象区域に係る平成23年3月15日時点における自主的避難者数及び人口に占める割合は、地震・津波による自主的避難者も含め、相馬市11.8パーセント（4457人）、いわき市4.5パーセント（1万5377人）、郡山市1.5パーセント（5068人）、二本松市1.1パーセント（647人）、福島市1.1パーセント（3234人）、田村市0.1パーセント（39人）、小野町0.1パーセント（9人）であること、本件事故発生当時の自主的避難等対象区域の人口は、約150万人とされているところ、自主的避難者数（推計）は、平成23年3月15日時点で4万0256人であったところ、同年4月22日時点までに2万2315人に減少し、その後、増加傾向となって同年9月22日時点で5万人を超え、これ以上に大幅に増加することがなかったことが認められる。これらの数字に照らすと、確かに自主的避難等対象区域の住民の多くは避難をしなかったということはできるものの、住民はそれぞれが抱える事情の制約に照らして避難の有無を決めているのであり、また、放射線被ばくへの不安や恐怖には個人差があることは否定できないから、避難した住民について、上記のように放射線量、避難の時期、避難者又は家族の属性等を総合的に考慮して避難の合理性が認められるのであれば、当該地域からの避難者が少ないからといって避難と本件事故との相当因果関係が否定されることにはならないというべきである。

また、一審被告らは、本件事故発生直後から、本件事故の状況や福島県内の空間放射線量の状況は日々報道されており、避難指示等対象区域外での放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見についても繰り返し報じられていると主張するところ、本件事故発生以降、被ばくの人体への影響の有無については、福島県内で測定されている放射線量程度では人体への影響はないこと、発がんリスクは一度に高い放射線被ばくを受けない限りは高まらないと考えられていること、胎児に対する悪影響を懸念する必要性はないことなどが報道されるとともに、一審被告国も、ウェブサイトやニュースレター等を通じて、本件原発から30km以遠に居住する住民に対して、放射線の人体への影響に関する情報を提供していることは前記認定のとおりであり、このことは自主的避難等対象区域の住民の多くが避難していないことにも裏付けられている。しかし、放射線被ばくが身体に与える影響について完全に解明されているわけではない中で、放射線

被ばくへの不安や恐怖には個人差があることは否定できず、緊急事態下でやむを得なかったとしても、一審被告国の避難指示の対象区域も徐々に拡大したことに照らすと、上記報道等による情報提供の事実があったことを理由に自主的避難等対象区域の住民の避難について本件事故と相当因果関係がないとまで言うことはできない。

さらに、一審被告東電は、大人については平成 23 年 4 月 22 日頃まで、子供及び妊婦については平成 24 年 8 月末日までの期間を超えて避難したことに避難の合理性や避難継続の合理性がないなどと主張する。しかし、上記各期間は、一審被告東電が中間指針等に基づいて賠償対象期間として定めたものにすぎないところ、自主的避難等対象区域からの避難の合理性は、上記のとおり、当該地域の放射線量、本件原発からの距離、避難の時期、避難者又は家族の属性等を総合的に考慮して決めるべきものであるから、上記各期間を超えていることから当然に避難の合理性が認められないものではないし、一度避難した者の精神的損害が上記各期間の経過により当然に回復され、損害賠償請求できなくなるものでもない。

P. 271-272

4 財産的侵害等に対する賠償

一審被告東電は、慰謝料の補完的作用からして、財産権侵害等に対する支払は、慰謝料減額の考慮要素となると主張する。確かに、財産的損害等の精神的損害以外の損害がてん補されることにより、精神的苦痛が事実上緩和される面があることは否定できないところである。しかし、本件においては、一審原告らは、各一審原告らに生じた損害を一括して慰謝料として請求するものではなく、**財産的損害等とは別に、平穩生活権の侵害による精神的損害についてのみ損害賠償を請求する**ものであるから、財産的損害等に対する賠償の事実を慰謝料減額の考慮要素とすることは相当でない。

したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

第 2 節 一審原告らの個別の相当因果関係及び損害額について

P. 293-295

第 1 原告番号 1 ないし 3 (家族番号 1) について

3 相当因果関係及び慰謝料額の判断

(1) 家族番号 1 に属する一審原告らは、本件事故発生から約 1 年後に居住していた郡山市から避難しているところ、郡山市は、放射性物質の地表での沈着密度の高い地域であり、同市の空間放射線量は、平成 24 年 2 月 22 日時点でも線量上位 10 地点について見れば、毎時 1.0 ないし 1.4 μ Sv であり (乙 G113)、同年 5

月 2 日までの最新の測定値でも毎時 0.7 ないし 1.1 μ Sv であって（乙 G126 の 7 の 1），ICRP 勧告が種々の自助努力による防護対策を求めている毎時 0.23 μ Sv を上回っている。郡山市は，中間指針等が一定の限度で賠償の対象としている自主的避難等対象区域である。また，原告番号 3 は，放射線に対して一般に感受性が高いとされている年少者であるとともに，ダウン症候群であるところ，ダウン症候群である者は，白血病発病リスクが，ダウン症候群でない者と比較して 10 倍から 20 倍とされており，放射線被ばくによる健康被害を懸念しても直ちに不合理とはいえない。そして，原告番号 2 及び 3 については，一審被告東電が精神的損害の賠償対象期間としている平成 24 年 8 月 31 日までに避難しており，家族関係に照らせば，原告番号 1 の避難が同時期になったとしてもやむを得ないものである。以上の点に照らすと，家族番号 1 に属する一審原告らについては避難の合理性が認められ，同一審原告らの避難と本件事故との間には相当因果関係があり，同一審原告らは，平穩生活権を侵害されたことにより精神的苦痛を被ったものと認められる。

一審被告東電は，本件事故発生以降の郡山市における空間放射線量の測定結果は避難基準である年間 20mSv を大きく下回り，本件事故発生以降も 18 歳未満の子供を含むほとんどの住民が郡山市において生活を送っており，郡山市における社会的活動の状況からすれば，避難の合理性はないと主張する。しかし，郡山市の空間放射線量が一審被告国の避難指示の基準である年間 20mSv を下回っていることや郡山市の住民の多くが避難していないことから，避難の合理性が直ちに否定されるものでないことは前記第 1 節，第 3 の 1 及び 4 のとおりであり，家族番号 1 に属する一審原告らに認められる上記の点に照らすと，同一審原告らの避難に合理性がないということとはできない。

また，一審被告東電は，自動車を傷つけられたり，「福島に帰れ」と貼り紙をされたりした事実は，第三者の故意による不法かつ不当な行為であって，当該第三者に帰責すべきものであると主張する。しかし，避難先の付近の住民や職場において一審被告国の避難指示等に基づかず自主的に避難したことについて心無い言動をされる可能性があることは，一般的に予見できないことではないから，本件事故と相当因果関係がないということとはできない。

(2)原告番号 1 は，避難により長年勤務した警備会社の正社員の職を失ったこと，原告番号 2 は，平成 24 年 5 月に第 2 子の妊娠が判明したが，自身に対する放射線被ばくの不安もあって妊娠中絶したこと，原告番号 3 は，放射線に対して一般に感受性が高いとされている年少者であること，原告番号 3 は，ダウン症候群を有しているが，避難により施設に単身入所して両親と別居することとなり，ストレスから頭髪の約 2 分の 1 が抜け落ちる円形脱毛症になったこと，その他本件に現れた一切の事情を考慮すると，慰謝料額は，原告番号 1 につき 30 万円，

同 2 につき 40 万円，同 3 につき 70 万円と認めるのが相当である。

なお，一審被告東電は，原告番号 1 について就労不能損害が支払われている点を指摘するが，就労不能損害は経済的な損害のてん補を目的とするものであるから，その支払により失職に伴う精神的損害の賠償が一切認められなくなるものではなく，賠償額の算定に当たり失職の事実を考慮することはできるといふべきである

(3) 以上によれば，既払額を控除した慰謝料額及び弁護士費用相当額は，次のとおりとなる。一審原告 1 ないし 3 の請求は，一審被告東電に対し，当該額及びこれに対する平成 23 年 3 月 12 日から支払済みまで民法（平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

原告番号 1 30 万円－既払金 8 万円＋弁護士費用 3 万円＝25 万円

原告番号 2 40 万円－既払金 16 万円＋弁護士費用 3 万円＝27 万円

原告番号 3 70 万円－既払金 48 万円＋弁護士費用 3 万円＝25 万円

※以下同様に個別事例あり。

※滞在者（家族番号 11 原告番号 31）の事例は以下のとおり。

P. 358-361

3 相当因果関係及び慰謝料額の判断

(1) 家族番号 11 に属する一審原告らは，本件事故発生直後の平成 23 年 3 月 14 日に白河市に避難した後，同年 4 月上旬にいわき市の自宅に戻り，改めて同年 5 月 8 日に病気治療や仕事の関係でいわき市に残った原告番号 31 及び三男を除いて，群馬県に避難している。いわき市の空間放射線量は，同年 3 月末日時点で 0.39 ないし 1.46 μ Sv，同年 4 月末日時点で 0.11 ないし 0.62 μ Sv であり（乙 G113），ICRP 勧告が種々の自助努力による防護対策を求めている毎時 0.23 μ Sv を上回っている地点も認められる。いわき市は，中間指針等が一定の限度で賠償の対象としている自主的避難等対象区域である。また，原告番号 30 は，一般に放射線に対して感受性が高いとされている年少者であり，一審被告東電が精神的損害の賠償対象期間としている平成 24 年 8 月 31 日までに避難しているところ，原告番号 30 の年齢その他家族関係を考慮すれば，原告番号 27 ないし 29 の避難が原告番号 30 と同時期となったとしてもやむを得ないものである。以上の点に照らすと，家族番号 11 に属する一審原告らについては避難の合理性が認められ，同一審原告らは，平穩生活権を侵害されたことにより精神的苦痛を被ったものと認められる。なお，原告番号 27，28 及び 30 は，本件事故発生から 3 年以上経過した平成 26 年 5 月 5 日にいわき市に戻り，同年 8 月 27 日に再び群馬県

に避難しているが、原告番号 30 の学校での立場を慮ったものであり、また、いわき市の平成 26 年 4 月 30 日までの最新の測定値が多く地点で毎時 0.1 又は 0.2 μ Sv であること（乙 G126 の 4 の 5）に照らして、放射線の作用を回避するための避難であったと評価することはできない。

一審被告東電は、本件事故発生以降のいわき市における空間放射線量の測定結果は避難基準である年間 20mSv を大きく下回り、本件事故発生以降も 18 歳未満の子供を含むほとんどの住民がいわき市において生活を送っており、いわき市における社会的活動の状況からすれば、避難の合理性はないと主張する。しかし、いわき市の空間放射線量が一審被告国の避難指示の基準である年間 20mSv を下回っていることやいわき市の住民の多くが避難していないことから、避難の合理性が直ちに否定されるものでないことは前記第 1 節、第 3 の 1 及び 4 のとおりであり、家族番号 11 に属する一審原告らに認められる上記の点に照らすと、同一審原告らの避難に合理性がないということとはできない。

一審被告東電は、原告番号 30 以外の一審原告らについて平成 23 年 4 月 22 日頃を超えて、原告番号 30 については平成 24 年 8 月末を超えて避難を継続することに合理性があるとはいえないと主張するが、原告番号 27 ないし 29 の二度目の避難が原告番号 30 と同時期となったとしてもやむを得ないことは上記のとおりであるし、一審被告東電の主張する時期を超えることによって家族番号 11 に属する一審原告らが避難によって被った精神的損害が当然に回復されるものでもないから、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

また、一審被告東電は、原告番号 30 がいわき市へ帰還した際に学校で他の生徒から受けた言動について、第三者の故意による不法かつ不当な行為であって、当該第三者に帰責すべきものであると主張する。しかし、避難先から帰還後に、避難しなかった者との間で一定の葛藤が生じ得ることは予見できないことではないから、他の生徒の言動によって原告番号 30 が受けた精神的損害も本件事故と相当因果関係があるものと認められる。

(2) 家族番号 11 に属する一審原告らは、本件事故による避難により家族が離ればなれに生活する状況になったこと、原告番号 27 は、当初の避難により、約 20 年間にわたって地元で従事していた測量士としての仕事を断念せざるを得なくなったこと、原告番号 30 は、一般に放射線に対する感受性が高いとされている年少者であること、原告番号 30 は、帰還したいわき市内の中学校で嫌がらせを受け、つらい思いをしたこと、原告番号 31 は、クローン病であり食事制限が必要であったが、原告番号 28 のサポートを十分に受けられなくなったこと、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は、原告番号 27 につき 40 万円、原告番号 28, 29, 31 につき各 30 万円、同 30 につき 60 万円と認めるのが相当である。

(3) 以上によれば、既払額を控除した慰謝料額及び弁護士費用相当額は、次のとおりとなる。一審原告 27 ないし 31 の請求は、一審被告東電に対し、当該額及びこれに対する平成 23 年 3 月 12 日から支払済みまで民法所定の年分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

原告番号 27 40 万円－既払金 8 万円＋弁護士費用 4 万円＝36 万円

原告番号 28 30 万円－既払金 8 万円＋弁護士費用 3 万＝25 万円

原告番号 29 30 万円－既払金 8 万円＋弁護士費用 3 万＝25 万円

原告番号 30 60 万円－既払金 48 万円＋弁護士費用 2 万円＝14 万円

原告番号 31 30 万円－既払金 8 万円＋弁護士費用 3 万＝25 万円

○ 仙台高裁判決【仙台高裁中通り】

【中通り地域（自主的避難対象区域）】

P. 18-19

第 5 1 (1) 判断の骨子

東京電力福島第一原子力発電所からほど近い福島県中通りの自主的避難等対象区域に居住していた原告らが、安全であるはずの原子炉が炉心溶融を起こして原子力発電所が爆発し、突然大量の放射性物質が放出され、居住地域の環境放射能が急激に上昇するという未曾有の大事故に直面したことからすれば、事故当初の十分な情報がない中で、放射線被曝に対する強い恐怖や不安を抱くことはやむを得ないものと考えられ、本件事故によって原告らがこのような強い恐怖や不安という精神的苦痛を受けたことは、民法 709 条にいう法律上保護される利益の侵害にあたり、原子炉を運転していた原子力事業者である控訴人が原賠法 3 条 1 項に基づき損害賠償すべき原子力損害（原賠法 2 条 2 項）にあたるものと判断する。

原審同様、本件事故の日である平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までの期間に被った精神的苦痛について、社会生活上の受忍限度を超えて法律上保護される利益が侵害されたものと評価し、上記期間中の生活費の増加費用が生じたことを斟酌した上で、30 万円の慰謝料の損害を認めるのが相当である。各原告の個別の事情を検討しても、これと異なる慰謝料を認めるべき事情はない。

P. 20-24

(2) 自主的避難者等に係る精神的損害の認定について

（以下、P. 23 からの抜粋）

本件事故によって急激に上昇した環境放射能により、自主的避難等対象区域の住民であった原告らが被った放射線被曝の被害は、本件事故当時の我が国の放射線防護体制を始めとする社会通念に照らせば、それ自体、極めて重大かつ深刻なものであり、しかも安全性を立地の前提としていた原子力発電所における未曾有の大事故によって突然生じたという被害の態様も併せて考慮すれば、この放射線被曝そのものをみても、それが一般社会生活上の受忍限度の範囲内のものであったとは到底評価できず、法律上保護される利益の侵害にあたるといえる。

原告らは、このような実際の放射線被曝の経験の下に、本件事故による放射線被害の実情や危険についての十分な情報が提供されないまま、また、低線量被曝の危険性については多様な見解がある中で、本件事故によって放出された大量の放射性物質による放射線被曝による生命や身体の安全への影響について、具

体的な恐怖や不安を持つに至ったと認められるのであり、このような放射線被曝の恐怖や不安は、一般人を基準として考えても合理的な根拠に基づくものと評価することができる。

このように侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容を考慮すると、このような原告らの恐怖や不安が、一般社会通念上の受忍限度の範囲内のものとして、法律上保護される利益の侵害にあたらぬ程度にまで軽減されたと判断するには、原判決説示のとおり、一旦生じた恐怖や不安を解消するのに相応しい社会的情勢の変化と時間の経過が必要であるというべきであり、放射線被曝の限度について年間 20mSv の基準を採用して避難区域の再編がされた平成 23 年 4 月 22 日をもって十分であるという控訴人の主張は相当でない。

低線量被曝の健康への影響について、政府に置かれた専門家による「低線量被曝のリスク管理に関するワーキンググループ」が平成 23 年 12 月 22 日に公表した報告書において、年間 20mSv の基準を用いることが適当であるとの結論が示され、この検討結果を踏まえて、同月 26 日の原子力災害対策本部において、政府が、年間積算線量 20mSv 以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定することなどを内容とする新たな避難指示区域に関する基本的考え方を示したことも考慮すれば、少なくとも、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ 2 の目標達成と完了が確認され、本件事故そのものは終息に至ったと判断されたことが公表された上で、低線量被曝の健康影響についての専門家の議論を経て、年間 20mSv の基準を参考にして避難区域の見直しの方針も公表された平成 23 年 12 月までは、十分な社会的情勢の変化と時間の経過があったとはいえないと考えるのが相当である。したがって、本件事故によって原告らがこのような放射線被曝に対する強い恐怖や不安により、本件事故の日である平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までの期間に被った精神的苦痛について、社会生活上の受忍限度を超えて法律上保護される利益が侵害されたものと評価するのが相当であり、上記期間中の生活費の増加費用が生じたことを斟酌した上で、30 万円の慰謝料の損害を認めるのが相当である。

P. 32-34

3 慰謝料額の算定及び原賠審の中間指針の位置付けについて

(1) 慰謝料額の基準を 30 万円とすることについて

前記 2 の認定判断によれば、本件事故により自主的避難等対象区域に居住していた原告らが放射線被曝に対する強い恐怖や不安という精神的苦痛を受けたことは、実際に自主避難をしたか否か、あるいは原告らの生活状況等の個別の事情の如何にかかわらず、基本的に原告らが自主的避難等対象区域に居住してい

ること自体によって、そもそも深刻な損害を被ったものといえる。各自の生活状況等により、精神的苦痛や生活費の増大などの損害の生じる態様に差異があるとしても、放射能への恐怖や不安、更には、これにより行動の自由が制限され、正常な日常生活の維持・継続が阻害されるという原告らに生じた精神的損害の根幹部分は共通するものであって、生活状況等の違いにより大きな差が生ずるものとは評価できない。

上記のような不安から生じた現実的な生活の支障の内容は、原告ごとに様々であるとしても、その支障は、いずれも低線量被曝の環境下での生活が強いられることにより生じるものであって、性質上、自主避難をし、あるいは、自主的避難等対象区域にとどまったことによって、等しく住民に生じるものといえるからである。

このような前提に立てば、損害が基本的に共通するという性質を考慮した上でもなお異なる損害を算定すべきであるといえるような特別の事情が、各原告の被害状況において認められない限り、本件事故の日である平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までの期間に被った精神的苦痛による慰謝料について、上記期間中の生活費の増加費用が生じたことを斟酌した上で、原告一人あたり 30 万円の慰謝料の損害を認めるのが相当である。

ちなみに、中間指針追補（別紙 2、前記第 2 の 3(1)）は、放射能への恐怖や不安から、正常な日常生活が阻害されたことに対する精神的損害それ自体に加え、行動の自由に対する制限等から生じた生活費増加分を慰謝料の補完要素として考慮することを原則とし、本件事故発生当初（平成 23 年 4 月 22 日迄）の包括慰謝料として、合算して一律 8 万円の賠償金を基準として定めている。中間指針追補が、このような一律の賠償基準を定めた理由としては、本件事故による影響が広範な地域に及ぶ深刻なものであり、被害の性質上、精神的苦痛は、自主的避難等対象区域に居住していたこと自体によって地域住民に等しく発生するといえること、行動の自由に対する制限等から生じた生活費増加分は、自主的避難等対象者ごとに様々であるが、特別の出費以外の出費については、一律に慰謝料の補完要素として算定することがかえって公平かつ合理的であるといえることなどの諸事情を考慮したと考えられ、金額はともかく、中間指針追補と同様に、生活費の増加費用も考慮した上で、基本的に一律の慰謝料を算定することは、公平な損害賠償に資すると考えられる。

P. 34-35

(2) 各原告の慰謝料額について

控訴人は、原告らは、一時避難を除き、1 名を除き、実際には避難をしておらず、原判決が、原告らの全員について、漫然と、一般論として避難の相当性を認

めた平成23年12月31日までの慰謝料額の目安である30万円を慰謝料として認めたとし、原判決が認定した慰謝料額は過大であると主張する。

しかし、前記(1)に説示したとおり、損害が基本的に共通するという性質を考慮してもなお異なる損害を算定すべき特別の事情が、各原告の被害状況に認められない限り、事故の日である平成23年3月11日から同年12月31日までの期間に被った精神的苦痛による慰謝料について期間中の生活費の増加費用が生じたことを斟酌した上で原告一人あたり30万円の慰謝料の損害を認めるのが相当であって、原判決「事実及び理由」第6部第3章の各認定事実によっても（ただし、原告番号1につき、原判決199頁14行目「除去土壌は敷地で地上保管された。」を「除去土壌は庭の隅に埋められた。」に改める。）、その他本件の一切の主張立証を勘案しても、各原告の被害状況について、損害が基本的に共通するという性質を考慮してもなお異なる損害を算定すべき特別の事情は認められない。

したがって、各原告につき、上記のとおり事故の日である平成23年3月11日から同年12月31日までの期間に被った精神的苦痛による慰謝料について、上記期間中の生活費の増加費用が生じたことを斟酌した上で、一律30万円の慰謝料を認めるのが相当である。

(3) 中間指針追補に基づく自主賠償基準及びADR和解の水準について

控訴人は、中間指針追補を踏まえた自主賠償基準（別紙3、4の各プレスリリースのとおり。）による控訴人への直接請求に基づく賠償や、ADR和解において、多数の紛争解決が行われている実情にあり、中間指針等は、紛争解決規範として実際に機能していることから、指針に定める賠償基準及び指針を踏まえた自主賠償基準は、妥当な賠償水準として尊重されるべきであると主張する。

しかし、中間指針等は、あくまで原子力損害の賠償に関する紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的指針（原賠法18条2項2号）を定めたものであり、あくまでその趣旨にとどまるものである。本件訴訟における個別具体的な紛争解決において、前記1(2)、2のとおり、被害の実情についての当事者の主張立証を踏まえた司法判断に基づき、損害の範囲や慰謝料額について、中間指針追補やこれに基づく控訴人の自主賠償基準あるいはADR和解の賠償水準と異なる損害や慰謝料額を認めることは、憲法76条1項に定める司法制度の役割として当然のことであり、そのことが原賠法の立法趣旨に反するものでもなく、中間指針等を定めた趣旨、あるいは自主賠償基準に基づく賠償やADR和解において多数の紛争が解決されてきた意義を失わせるものではない。控訴人の主張は、司法制度や原賠法及びこれに基づく中間指針の趣旨を正しく理解しないものであり、採用できない。

○ 東京高裁判決【東京高裁千葉】

【矢吹町（県南地域）原告番号 8-1～8-4】

P. 358-370

（以下、P. 363-364）

(2) 損害の検討

ア 原告番号 8 らの避難と本件事故との因果関係

原告番号 8 らが居住していた矢吹町は、避難指示等の対象とはされておらず、原告番号 8 らは、いわゆる自主的避難をしたことになるから、当該避難と本件事故との因果関係の有無を検討すべきこととなる。

上記認定事実のとおり、原告番号 8-3 及び 8-4 の尿からセシウムが検出されているところ、検出されたセシウム量からすると、本件事故の影響によりどの程度の増加があったのかは明らかではないと言わざるを得ない(乙二共 69, 359 参照)が、本件事故の影響があることも否定し去ることはできないと解される。また、上記認定事実のとおり、原告番号 8-1 及び 8-2 は、原告番号 8-3 が通う●小学校、原告番号 8-4 が通う●幼稚園及び両名の通学路上の空間放射線量を知り、子らへの放射線の影響を心配して避難を決意したものである。このように未成年の子を持つ親として、原告番号 8-1 及び 8-2 が本件事故の子の健康に対する影響を不安に思うことは、自然な心情といえ、子の健康のため、放射線の影響がより少ない地域で生活したいと考えるのも無理からぬところである。原告番号 8 らが実際に避難をしたのは、本件事故から 1 年近くが経過した後ではあるが、平成 23 年 9 月頃から避難先を探し始めて、同年 11 月頃には避難先の借上契約を締結しているのであって、直ちに避難の合理性が否定されるような時期に避難を開始したともいえない。

そうすると、上記認定事実のとおり矢吹町の避難者数や空間放射線量等を踏まえても、原告番号 8 らが矢吹町に滞在して生活を継続することに不安を感じ、避難することを選択したこと自体には合理性が認められる。

したがって、原告番号 8 らが避難したこと自体が本件事故と因果関係がないものと直ちにいうことはできない。もっとも、避難したことによって生じた財産的・精神的負担と本件事故との相当因果関係の有無については、具体的事情の下で、個別に判断されるべきものである。

（以下、P. 367-368）

キ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号 8 ら）

一審被告東電は、自主的避難に係る賠償として、原告番号 8-3 及び 8-4 に対し、各 20 万円を支払っている。一審被告東電は、さらに、原告番号 8-3 及び

8-4の損害として、各4万円を認める。

前記認定事実のとおり、原告番号8らは、本事件後、矢吹町から避難するまでに、矢吹町の放射線量に関する情報や、原告番号8-3及び8-4の尿からセシウムが検出されたことにより、放射線による健康被害の不安を感じながらの生活を送ることになった。そして、慣れ親しんだ矢吹町から千葉県に避難したことにより、矢吹町での平穏な生活を失い、精神的苦痛を受けたと認められる。特に、本事件当時、小学生及び幼稚園児であった原告番号8-3及び8-4は、放射線感受性が高い可能性があるといわれる年齢であって、不安は大きかったものと推測される。他方で、原告番号8らは、平成26年3月20日に矢吹町の自宅に帰還し、避難生活を終えている。そのほか本件に現れた一切の事情を考慮し、原告番号8らの慰謝料は、次のとおり認める。

- ① 原告番号8-1, 8-2 各30万円
- ② 原告番号8-3, 8-4 各50万円

【いわき市（自主的避難等対象区域）原告番号11-1~11-3】

P. 370-381

（以下、P. 377-379）

カ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号11ら）

（ア）一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

- ① 原告番号11-1 76万円
72万円（平成23年3月11日～同年9月30日分）+4万円
- ② 原告番号11-2, 11-3 各124万円
72万円（平成23年3月11日～同年9月30日分）+52万円

（イ）原告番号11らは、本件事故後、いわき市の自宅から千葉県に避難し、以降千葉県で生活している。原告番号11らの自宅があった地域は、本件事故直後に屋内退避区域とされ、物流が止まったり、自主避難する者が多くいたりしたこと、原告番号11らの世帯には、未成年の子である原告番号11-2及び11-3がいたこと等からすると、原告番号11らがいわき市から避難したことは、通常人の行動として合理的であると考えられ、本件事故によって避難生活に伴う精神的苦痛を被ったといえることができる。他方で、屋内退避支持は、平成23年4月22日には解除され、いわき市では本件事故前と同様の日常が取り戻されつつあったことや、原告番号11-1は、同月14日には自ら船橋市内のアパートを賃借したことなどからすると、避難から半年が経過した同年9月頃には、避難前と同等の生活基盤を確保したといえることができる。そうすると、本件事故と相当因果関係のある避難生活に伴う慰謝料は同時点までの期間について認めるのが相当である。

もっとも、原告番号 11-2 及び 11-3 は、本件事故当時小学生であって、避難先での学校生活に順応するには、相当の時間を要したものと考えられ、その間、本件事故前と同様の友人等のいる環境の下で学校生活を送ることができなかつたものであり、これによる精神的苦痛は相応に大きかったものと認められる。そして、新学年に進級する平成 24 年 4 月ころには、新しい環境に順応して、安定した学校生活を送ることができるようになったと考えられるから、原告番号 11-2 及び 11-3 については、本件事故と相当因果関係のある避難生活に伴う慰謝料は、同年 3 月末までの期間について認めるのが相当である。

これらの事情に、原告番号 11 らが避難当初は避難所に避難していたことも考慮し、原告番号 11 らの避難生活に伴う慰謝料を次のとおり認める。

- ① 原告番号 11-1 72 万円
月額 10 万円×7 か月+2 万円（避難所生活による増額分）
- ② 原告番号 11-2, 11-3 各 132 万円
月額 10 万円×13 か月+2 万円（避難所生活による増額分）

○ 高松高裁判決【高松高裁松山】

P. 604-606

【自主的避難対象区域】

(3) 自主的避難等対象区域に居住していた第1審原告ら（世帯番号3～8及び10（第1審原告8～20, 25）について

ア 自主的避難等対象区域の客観的な状況

自主的避難等対象区域は、政府による避難等の指示がなく、いずれも福島第一原発から半径30kmを超える地域にあり、特段の行動等の制限はなかった地域であるものの、中間指針等において、自主的避難等対象区域内の住居に滞在することに伴う放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面があることなどが指摘され、同区域として指定した地域に生活の本拠がある者に対しても、迅速な被害回復をするために定められた地域である。

イ 自主的避難等対象区域の居住者が受けた被害について

(ア) 類型的な検討について

自主的避難等対象区域においては、上記アのとおり、避難が強制されたものではなく、いずれも福島第一原発から半径30km圏外であったことからすれば、実質的に避難を余儀なくされたとまでいうことはできないが、低線量とはいえ、放射線に対する恐怖や不安を抱き、被ばくの影響を避けるために避難することは、一般人から見てもやむを得ないものであって、避難を開始したことについて社会通念上の相当性があるとみることができ、平成24年2月までについて避難の相当性を認めるのが相当であることは、前記説示のとおりである。そうすると、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害があると認めるのが相当である。

もっとも、前記認定のとおり、胎児や子どもは放射線に対する感受性が高く、妊婦については流産の危険があるなどの知見が存在するから、子ども及び妊婦については、低線量被ばくによる健康不安が他の者と比較して大きかったであろうこと、第1審被告東電がこの者らに対して平成24年8月まで自主賠償したことを考慮すると、妊婦及び子どもらについては、同月までの避難の相当性を認めるべきである。

他方、前記認定のとおり、自主的避難等対象区域における本件事故後の空間放射線量はいずれも低線量にとどまっており、ライフラインの障害は発生したものの、長期にわたったものでも本件事故から1か月半程度でほぼ復旧したこと、市立小中学校が本件事故の翌月である平成23年4月から開始しており、同年8月頃には各地で祭りが催されたりするなど、各地域で本件事故の直後から社会

的活動が行われてきたこと、本件事故直後の自主避難者が必ずしも多数でなかったことからすれば、「故郷」に不可欠な人的、物的基盤が喪失し、人々の生活を成立させている共同性が失われているといった状況にはないというべきであり、故郷喪失慰謝料は認められない。

以上によれば、自主的避難等対象区域に居住していた住民に対する包括的生活利益としての平穩生活権の侵害に基づく慰謝料としては、①子ども及び妊婦については、自主避難慰謝料として各 20 万円、また、それ以外の者は、自主的に避難することが合理的といえる程度の恐怖・不安を覚えたと認めるべきところ、自主避難の慰謝料として、原則として、各 10 万円、②避難継続慰謝料については、本件事故があった日が属する月である平成 23 年 3 月を始期とし、終期は、その 1 年後である平成 24 年 2 月（合計 12 か月間）までの間、原則として月額 5 万円と認めるのが相当である。ただし、妊婦及び子どもらについては、第 1 審被告東電がこの者らに対して平成 24 年 8 月まで自主賠償したことも踏まえ、平成 23 年 3 月～平成 24 年 8 月（合計 18 か月間）までの間、月額 7 万円と認めるのが相当である。

9. 自主的避難等による精神的損害に関連する中間指針抜粋

○ 中間指針第一次追補

P. 2-8

第2 自主的避難等に係る損害について

[自主的避難等対象区域]

下記の福島県内の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域（以下「自主的避難等対象区域」という。）とする。

（県北地域）

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

（県中地域）

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

（相双地域）

相馬市、新地町

（いわき地域）

いわき市

（備考）

- 1) 前記第1（はじめに）の1で示したように、本件事故を受けて自主的避難に至った主な類型は2種類考えられるが、いずれの場合もこのような恐怖や不安は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況が安定していない等の状況下で、同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）等の要素が複合的に関連して生じたと考えられる。以上の要素を総合的に勘案すると、少なくとも中間指針追補の対象となる自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある。
- 2) 自主的避難等の事情は個別に異なり、損害の内容も多様であると考えられるが、中間指針追補では、下記の[対象者]に対し公平に賠償すること、及び可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同対象区域に居住していた者に少なくとも共通に生じた損害を示すこととする。

- 3) 上記自主的避難等対象区域以外の地域についても、下記の〔対象者〕に掲げる場合には賠償の対象と認められ、さらに、それ以外の場合においても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る。

〔対象者〕

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。以下「自主的避難等対象者」という。）とする。また、本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間並びに子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とする。

（備考）

- 1) 損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、個々人に対してなされるべきである。
- 2) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、自主的避難等対象者と同様の損害を被っていると認められる場合には、同様に賠償の対象とすべきと考えられる。この場合、中間指針による賠償と重複しない限りにおいて中間指針追補による賠償の対象とすべきであるから、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間（例えば、平成23年4月22日の緊急時避難準備区域の指定以降、同区域から避難せずに滞在した期間や、同区域の指定解除後に帰還した後の期間）が対象となる。一方、避難指示等対象区域内に居住していた者が、本件事故に起因して自主的避難等対象区域内に避難し、同区域内に引き続き長期間滞在した場合、当該避難期間については中間指針で精神的損害の賠償対象とされているが、これは避難生活等を長期間余儀なくされたことによる精神的損害であり、自主的避難等対象区域内の住居に滞在し続ける者（以下「滞在者」という。）としての精神的損害とは質的に異なる面があるから、中間指針追補の対象ともすべきである（具体的には、自主的避難等対象区域内に避難して滞在した子供及び妊婦が該当する。後記〔損害項目〕の（指針）Ⅲ）及び（備考）3）参照。）。
- 3) 上記の〔対象者〕以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得る。

[損害項目]

(指針)

I) 自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

① 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。

i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用

ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

iii) 避難及び帰宅に要した移動費用

② 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

II) I) の①の i) ないし iii) に係る損害額並びに②の i) 及び ii) に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

III) II) の具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成 23 年 12 月末までの損害として一人 40 万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人 8 万円を目安とする。

IV) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとする。

① 中間指針第 3 の [損害項目] の 6 の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、III) に定める金額が III) の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。

② 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成 23 年 12 月末までの損害として一

人 20 万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

(備考)

- 1) 本件事故に起因して自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った者は、主として自宅以外での生活による生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用が生じ、併せてこうした避難生活によって一定の精神的苦痛を被っていると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である。また、滞在者は、主として放射線被曝への恐怖や不安やこれに伴う行動の自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛を被っており、併せてこうした不安等によって生活費の増加費用も生じている場合があると考えられることから、少なくともこれらについては賠償すべき損害と観念することが可能である。
- 2) 賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない。

一方、自主的避難者と滞在者とは、現実に被った精神的苦痛の内容及び程度並びに現実に負担した費用の内容及び額に差があることは否定できないものの、いずれも自主的避難等対象区域内の住居に滞在することに伴う放射線被曝への恐怖や不安に起因して発生したものであること、当該滞在に伴う精神的苦痛等は自主的避難によって解消されるのに対し、新たに避難生活に伴う生活費増加等が生じるという相関関係があること、自主的避難等対象区域内の住民の中には諸般の事情により滞在を余儀なくされた者もいるであろうこと、広範囲に居住する多数の自主的避難等対象者につき、自主的避難者と滞在者を区別し、個別に自主的避難の有無及び期間等を認定することは實際上極めて困難であり、早期の救済が妨げられるおそれがあること等を考慮すれば、自主的避難者か滞在者かの違いにより金額に差を設けることは公平かつ合理的とはいえない。

こうした事情を考慮して、精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した。

- 3) 自主的避難等対象者の属性との関係については、特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相

当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができる。

このため、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成 23 年 12 月末までを、また、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期を、それぞれ賠償の対象期間として算定することが妥当と判断した。なお、平成 24 年 1 月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとする。

- 4) 3) の期間の損害額の算定に当たっては、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にした上で、精神的苦痛並びに子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者も含めた生活費の増加費用等について、一定程度勘案することとした。
- 5) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者のうち、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の損害額の算定に当たっては、これらの者は、避難している期間について既に中間指針第 3 の〔損害項目〕の 6 の精神的損害の賠償対象とされており、両者の損害の内容に一部重複すると考えられる部分があることを勘案することとした。
- 6) I) ないし IV) については、個別具体的な事情に応じて、これら以外の損害項目が賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合が認められる。

○ 中間指針第二次追補

P. 13-14

第 3 自主的避難等に係る損害について

第一次追補において示した自主的避難等に係る損害について、平成 24 年 1 月以降に関しては、次のとおりとする。

(指針)

- I) 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。
- II) I) によって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第 2 の〔損害項目〕で示したとおり

とする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

(備考)

- 1) 第一次追補は、自主的避難等に係る損害について、一定の区域を設定した上で、同区域に居住していた者に少なくとも共通に認められる損害を示した。これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状況が安定していない等の状況下で、本件事故発生時から平成 23 年 12 月末までを対象期間として算定したものである。その際、平成 24 年 1 月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとした。
- 2) これを受けて第二次追補では、平成 24 年 1 月以降に関しては、①第一次追補とは、対象期間における状況が全般的に異なること、②他方、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられること等から、第一次追補の内容はそのまま適用しないが、個別の事例又は類型によって、これらの者が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とすることとする。

10. 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害に関連する後続訴訟判決抜粋

○ 令和3年7月30日 福島地裁郡山支部判決（平成27年(ワ)第255号、平成28年(ワ)第11号、同第138号、同第253号、平成29年(ワ)第18号、同129号、平成30年(ワ)第319号

P. 53-54

(オ) 被ばく不安を慰謝料の考慮事由とすべきであること

この点、前記(ウ)記載のとおり、100mSv以下では発がんリスクを検出することは難しいなどと、低線量被ばくの危険性は証明されていない旨の指摘が多くなされているのであって、LNTモデルもあくまで予防の観点から採用されているにすぎない(上記(エ))ことにも鑑みると、低線量被ばくの危険性が科学的に証明されているとまで認めることはできない。また、Q居住原告が浴びた放射線量の具体的な数値は不明であるところ、本件事故後に行われたホールボディ・カウンタ測定結果では放射線による健康被害があるとは考えにくいと結論付けられ、甲状腺がんについても、本件事故の影響により増加したことまでを認めるに足りる証拠はなく、Q居住原告に、放射線の影響による具体的に健康被害が発生したと認める証拠はない。

しかしながら、そもそも放射線が、がんなどの生死にかかわる病のリスクを高める危険性を有していることは明らかである。低線量被ばくをしても安全であることまで証明されているわけでもなく、100mSvを下回る低線量被ばくによって人体にどのような影響があるかについて、見解の一致までには至っていないため、現在においてもなお、放射線防護の観点からLNTモデルが採用されている(上記(エ))。このような放射線の性質や、これが及ぼす人体への影響についての知見からすると、低線量被ばくについて不安を抱くことは理解できるところである。

このことに加え、本件事故は、原子炉から突然大量の放射性物質が放出され、風の影響により、3月12日以降Q地区に飛来したというものであり、同月16日に行われた日本原子力研究開発機構によるQ地区での空間線量率の測定では日常生活では経験することのない高い放射線量が計測され、本件事故から約10年が経過しようとしている現在もなお、放射線量が高いとしてQ地区が帰還困難区域に指定されているのであるから、本件事故によるQ地区の放射線汚染状況は高かったのであり、本件事故後避難までの間にQ地区に滞在したQ居住原告は、その間に屋内外でどのような行動をし、また、どのような飲食をしていたとしても、日常生活では経験することのないような高い数値での被ばくをしたこ

とが優に推認される場所である。また、Q 居住原告が浴びた放射線量の具体的な数値が不明であることは、かえって、被ばくした者の不安を増幅させる要因となるというべきである。

以上の Q 居住原告が置かれた状況からすると、同人らが、本件事故により被ばくしたことにより、将来自らの健康に影響が及ぶのではないかとの不安を抱くのはやむを得ないものと考えられるのであり、社会通念上、そうした状況に置かれたのであれば誰もが抱くと考えられる不安であるというべきである。そうすると、こうした不安感を、抽象的な危険性に対する漠然としたもので、法律上の保護に値しないものとして取り扱うことは相当ではなく、Q 居住原告が抱く被ばく不安を、慰謝料の考慮事由とすべきである。

○ 平成 31 年 3 月 27 日 東京地裁判決（平成 24 年（ワ）第 9383 号、同第 14101 号、同第 27639 号、平成 25 年（ワ）第 32443 号、平成 26 年（ワ）第 7769 号）

P. 35

エ 本件事故発生後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安による精神的損害について

（エ）前記認定事実によれば、原告らが本件事故前居住地を去るまでの外部被ばく線量の推計値は、cs 助教が行った推定計算によるとしても、最大 11.2mSv であると推定されることが認められる。また、内部被ばくの預託実行線量の推計値は、平成 25 年 12 月 31 日の時点において、D 町の住民において、検査を受けた 2527 名全員が 1mSv 未満であり、G 町の住民において、検査を受けた 6179 人のうち 6172 人が 1mSv 未満であり、B 村の住民において、検査を受けた 1800 人のうち 1799 人が 1mSv 未満であったというのであり、原告らが、上記のホールボディカウンター検査を受検した者らと異なり、特に高い内部被ばくを受けたことをうかがわせる事情もない。

そうすると、原告らが当該放射線被ばくを理由に健康不安を感じているとしても、原告らのうちに実際に年間 20mSv を超える線量の被ばくをした者は存在しないというべきであり、原告らの当該不安感は、客観的・科学的な根拠があるものとは認められず、原告らが当該不安感を感じていることをもって、直ちに原告らに平穩生活利益の侵害が生じているものとは認められない。

もっとも、前記認定事実によれば、原告らのうち、本件事故後、本件事故前居住地や、後に同様に居住制限区域や避難解除準備区域に設定される地域での生活を一定期間継続した原告らについては、特に、次の事実を指摘することができる。すなわち、〈1〉cs 助教を代表とする B 村汚染調査チームの推定計算によれば、少なくとも B 村内においては、平成 23 年 3 月 15 日以降 90 日間の積算被ばく線量が 95mSv と推計された地点が存在したこと、〈2〉B 村汚染調査チームの推計計

算によれば、本件事故後、平成 23 年 7 月末まで B 村で生活を継続した者は、外部被ばくのみで、平均して 7mSv 程度の被ばくをしたとされ、60 歳代以上に限れば、平均 8.5mSv とされていること、〈3〉本件事故後、本件原発が冷温停止に至ったのは、同年 12 月 16 日のことであり、それまでは、ステップ 1 の達成など、時間の経過によりその危険性は低下しつつも、事故の進展による再度の放射性物質の大量放出及びこれによる被ばくの危険性が不合理といえない程度の残存していたことが認められる。そうすると、上記の条件に当てはまる原告らについては、事故の更なる進展の結果、本件事故直後の被ばくと併せて、健康被害が生じる可能性が科学的・客観的に認められるだけの被ばくを受けた可能性が認められるのであり、そのような深刻な状況に置かれていた原告らについては、社会通念上受忍限度を超えて、放射線被ばくによる健康被害が発生する危険にさらされていたといえることができるから、平穩生活利益に対する侵害を認めることができ、そのような危険にさらされていた期間及び危険の程度に応じて、金銭をもって賠償すべき精神的損害を受けたものと認めるのが相当である。

○ 令和 3 年 2 月 9 日 福島地裁いわき支部判決（平成 25 年(ワ)第 252 号、平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号、平成 29 年(ワ)第 85 号、令和 1 年(ワ)第 274 号)

P. 126

イ 放射線被ばくの不安に関する主張について

(ウ)小括

現時点において、年間 100mSv 以下の被ばくについて健康影響が全くないと言いつけるほどに放射線被ばくの影響は科学的に解明されているとはいえず、原告らが、将来、放射線被ばくによる影響が何らかの形で発現しないか不安を覚える心情自体は理解でき、その心情・不安それ自体が本件事故による避難生活等に関する精神的苦痛を構成する一要素とみることまでは否定しないものの、以上述べてきた放射線被ばくに関する現在の科学的知見や原告らを含む ab 町民に対する放射線被ばくに関する検査結果、N 地区の除染の状況、放射性物質に関する各種検査結果等の諸事情に鑑みると、原告らに客観的な健康被害のおそれがあるとまでは認め難く、原告らが抱く放射線被ばくへの不安それ自体を孤立した利益の侵害と捉えたり、それを踏まえて慰謝料の額を増額したりする要素として考慮することはできない。

他方で、前記のとおり、N 地区に居住していた原告らの多くは、本件事故後、放射線量やその影響等について十分な情報もない中で、空間放射線量率の比較的高い N 地区での生活を継続しており、そのような原告らについては、本件事故直後に着の身着のままの避難を求められた者に生じた避難生活に伴う精神的

苦痛は生じていないものの、避難をせずに自宅に留まったことにより比較的高い放射線量下での生活をしたことによる放射線被ばくの影響への不安が生じており、避難をした場合と同程度の精神的苦痛が生じているとみることができる。その限度で、放射線被ばくの影響への不安を精神的苦痛の要素として考慮することが相当である(後記エ(イ)参照)。

11. 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

平成 24 年 2 月 14 日 原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

（総括基準）

- 1 中間指針第 3 の 6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）については、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる。
 - ・ 要介護状態にあること
 - ・ 身体または精神の障害があること
 - ・ 重度または中程度の持病があること
 - ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
 - ・ 懐妊中であること
 - ・ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
 - ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
 - ・ 避難所の移動回数が多かったこと
 - ・ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと
- 2 日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、1 の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられる。具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。
- 3 日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第 3 の 6 の備考 11) を適用して、別途賠償の対象とすることができる。

（理由）

- 1 中間指針第 3 の 6 の備考 10) には、日常生活阻害慰謝料の額（中間指針第 3 の 6（指針）のⅢ）及びⅤ）に規定する金額）について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」と記載されていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要がある。
- 2 避難等対象者が受けた精神的苦痛には、いずれの者についても想像を絶するほどの甚だしいものがあつたというべきであるが、その中でも、避難生活への適応が困難な客観的事情と認められる事情があり、かつ、通常の避難者と比べ

てその精神的苦痛が大きいと認定できる者について、日常生活阻害慰謝料の増額をすることができる標準的な場合と定めるのが適当である。

- 3 増額の方法については、個別の事案に応じた適切なものであれば、その方法を問わないが、標準的な方法として、増額事由がある月の月額を目安とされた額よりも増額すること、一時金として適切な金額を定めることを例示した。増額の程度については、個別の事案に応じた適切なものであれば足り、特に上限などを定めることを要しないと考えられる。
- 4 中間指針第3の6の備考11)には、「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。」と記載されていることから、日常生活阻害慰謝料以外の本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には、これによる慰謝料が賠償の対象となる。賠償額の算定については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。

以上

12. 総括基準で類型化されている精神的損害の増額要因に関連する判決抜粋

○ 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】

P. 27-29

4 避難生活の継続による慰謝料について

(1) 損害の内容ないし考慮事情

前記 3 のとおり避難を余儀なくされた慰謝料を算定しても、避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛、不便、不自由、不安等のストレスないし精神的苦痛が慰謝されるものとはいえない。したがって、これらの損害ないし精神的苦痛を考慮し、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するのが相当である。

(2) 慰謝料の月額について

原告らは、避難慰謝料として、上記 3 の慰謝料と区別することなく、1 人あたり月額 50 万円（障害者について 70 万円）を請求し、他方で、被告は、原賠審の定めた中間指針に従い、1 人あたり月額 10 万円の避難生活に伴う慰謝料を支払っている。当裁判所は、前記認定の原告らの避難生活による精神的苦痛を考慮し、前記 3 の避難を余儀なくされた慰謝料のほかに、原告らの相当の避難期間について、1 人あたり月額 10 万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当であると判断する。この慰謝料の月額は、避難を余儀なくされたことは同じである以上、原告らが受けた避難指示の程度により差を設ける必要はない。

(3) 相当の避難期間について

上記のとおり 1 人あたり月額 10 万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるべき相当の避難期間としては、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の危険性や避難指示の程度に応じて、典型的に定めるのが相当である。

帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域については、平成 29 年 3 月 31 日及び 4 月 1 日に L 町と N 町の居住制限区域と避難指示解除準備区域が順次解除されたことを踏まえ、その結果として避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間（1 年）を経た平成 30 年 3 月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から 85 か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、少なからぬ原告らが避難を継続せざるを得ない実情は、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

帰還困難区域について、被告は、平成 29 年 5 月までの 75 か月分について月額 10 万円の避難生活による慰謝料を支払い、その他に 700 万円の避難長期化慰謝料を支払っている。しかし、本件事故は、前記のとおり未曾有の大事故であって、特に大量の放射性物質が飛散した帰還困難区域においては、除染を含む地域の復旧復興が全く見通せないまま長期間経過したことも考慮すると（前記第 5 の認定事実参照）、避難生活の継続による慰謝料を認めるべき期間について、L 町や N 町の居住制限区域等と区別をすべき合理的な理由はないと考えられる。

Q 町や I 市 K 区については、L 町や N 町より早く、平成 27 年 9 月 5 日又は平成 28 年 7 月 12 日に、居住制限区域又は避難指示解除準備区域が解除されており、Q 町の原告らのうち 11 名は町内に帰還している。しかし、前記認定の原告らの避難生活の実情や避難後の地域の復旧復興の状況に照らせば、これらの地域についても、L 町や N 町と同じく 85 か月の期間を相当の避難期間と認めるのが相当である。

上記の相当の避難期間より前に帰還したか否かにより、避難生活の継続による慰謝料を認める期間に差を設けることも相当でない。これより早く帰還した原告らも、帰還したからといって通常の生活が直ちに戻るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるからである。

原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である。

緊急時避難準備区域については、平成 23 年 9 月 30 日に解除されてから避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間（1 年）を経た平成 24 年 8 月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から 18 か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

(4) 個別事情による増額の要否について

被告は、別紙 4 原告基本情報等の第 2 表及び第 3 表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、避難所等における避難生活による増額（月額 2 万円）、要介護者等への増額を認めて慰謝料を支払っている。これらは、原告らの避難生活の個別の事情を踏まえ、上記(2)の慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみな

い。なお、原告らは、障害者についての増額を主張するが、前記のとおり、要介護者等への増額のほかに、更に障害者についての増額を考慮する必要までは認めない。

また、被告は、別紙 4 原告基本情報等の第 2 表及び第 3 表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、緊急時避難準備区域であった地域における避難生活等に関連した学校生活等における精神的損害 35 万円（平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までの 7 か月 x 月額 5 万円）の増額を認めて慰謝料を支払っている。これは、原告らの避難生活の個別の事情を踏まえ、慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。

○ 東京高裁【東京高裁小高】

P. 22-25

1 一審原告らの請求について

一審原告らの請求は、本件震災に伴い、本件原発に発生した放射性物質放出等の事故（本件事故）により、本訴提起時原告らが、①避難を強いられ長期間の避難生活を送らざるを得ず、その間継続的に精神的苦痛を被ったことによる慰謝料（避難慰謝料。避難生活に伴う生活費の増加分又はこれを原因とする精神的苦痛に対する慰謝料を含む。）とともに、これとは別に、②本件包括生活基盤が崩壊ないし著しく変容したことによって精神的苦痛を被ったことによる慰謝料「I に生きる」ことの喪失による慰謝料）を、原賠法 3 条 1 項に基づき、本件原発の運転等に係る原子力事業者である一審被告に対し、原子力損害の賠償として求めるものである。一審原告らは、原審においては、①については、本訴提起時原告ら 1 人に月額 28 万円の 101 か月分から中間指針等に基づき一審被告が支払った 850 万円を控除した 1978 万円を、②については、本訴提起時原告ら 1 人につき 1000 万円を、一律に請求したが、控訴人である一審原告らは、控訴に伴い、不服申立ての範囲を、①につき月額 15 万円の 101 か月分から上記 850 万円を控除した 665 万円に減額した（②については 1000 万円の請求を維持している。）なお、一審原告らが本件において請求するのは、全ての本訴提起時原告らに共通する損害の賠償としての慰謝料であるところ、このような慰謝料は、本訴提起時原告らの生活状況や避難生活の状況等の個々の具体的な事情を考慮した上で個別に算定されるのが原則であるが、一審原告らが主張する被害が、本訴提起時原告ら全員が本件事故によって等しく被っていると認められる損害であり、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度においても差異がないと認められるものであれば、これを本訴提起時原告らに共通する損害（共通損害）と捉えて、各自について

一律の慰謝料を算定することも許されるものと解され、その場合には、一審原告らの請求は、上記共通の損害を超える個別の損害につき後に請求することを留保した一部請求ということになる。

また、一審原告らは、①の避難生活による損害と②の「Iに生きる」ことの喪失による損害とは別個の損害であるとして、両者について個別に判断せず、一括して総額で慰謝料を算定した原判決は相当でない旨主張するが、一審原告らが主張するところによっても、両者は一個の訴訟物である損害賠償（慰謝料）請求権を基礎付ける損害項目にすぎず、慰謝料額の算定に当たり、各損害について個別に算定するか、一括して算定するかは、当事者の主張に拘束されるものではなく、裁判所がその合理的裁量により事案の内容等に即して判断すべきものと解される。

さらに、一審原告 [45] -3, 一審原告 [67] -6 及び一審原告 [95] -3 の請求については、他の本訴提起時原告らと同列に論ずることができるかが前記のとおり争われていることから、まずは同一審原告らを除く本訴提起時原告らについて上記請求の当否を検討した上で、その検討結果が一審原告 [45] -3, 一審原告 [67] -6 及び一審原告 [95] -3 にも同様に妥当するかどうかを論ずることとする。したがって、以下において本訴提起時原告らとの用語を用いる場合には、特に断らない限り、一審原告 [45] -3, 一審原告 [67] -6 及び一審原告 [95] -3 は含まれない。

なお、一審原告 [78] -1・2 について、その居住地は I 区に隣接する行政区である II 区Ⅷであるが、その生活の本拠としての住宅地の位置及び避難指示に対する対応等の経緯からして、生活の本拠を I 区内に置いていた本訴提起時原告らと同視するのが相当であり、同一審原告らの居住地を含む概念として I 区等ということがある。

2 避難慰謝料について

(1) 本訴提起時原告らは、平成 23 年 3 月 11 日当時、I 区等に生活の本拠としての住所を有していた者であるところ、本件事故の発生とその後避難指示解除に至るまでの避難指示に基づく本訴提起時原告らの避難等の状況は、引用に係る原判決（第 3 章第 1 の 3 の (2) ないし (4)）が説示するとおりである。そして、本訴提起時原告らは、本件事故とそれによる居住地及びその周辺への放射性物質の飛来、これらによる避難指示によって、十分な情報のないまま、何の準備もなく着の身着のまま避難所等へ避難した後、避難指示や原則として立入りを禁じられる警戒区域の指定を受け、生活用品の持ち出しもままならず、従前の学業、仕事、地域活動等の状況が激変する過酷な環境下で不自由な生活をせざるを得なかったこと、仮設住宅や借上げ住宅の生活もけっして快適なものではなく、不便や苦痛の多いものであったこと、I 区の避難指示が解除されたのは平成 28 年

7月12日であり、実際に避難指示が解除されるまでの期間が5年4か月に及び、長期にわたる避難生活を余儀なくされたこと、しかも、避難中は避難指示解除の見通しも立たないという不安定な状況が長く続いたこと、その中で、それまで一緒に暮らしてきた家族が別々に暮らさざるを得ないという世帯分離の状態となった者も多数あること、平成24年4月に警戒区域が避難指示解除準備区域及び居住制限区域に再編された後は住居における一定の活動が許容されたもののなお制約も多かったことなどが、概ね本訴提起時原告らに共通する事情として認められることも、引用に係る原判決（上記避難等の状況に係る引用部分に加え、第3章第1の6。ただし、前記補正後のもの。）が説示するとおりである。

(2) 以上によれば、本訴提起時原告らは、一様に、本件事故により従前の生活の本拠である住居地からの避難を余儀なくされてから避難指示が解除され帰還して日常生活を再開できるようになるまでの間、従前の住居地以外での生活を余儀なくされ、いつ帰還することができるか分からない状況のもと、従前の住居地での正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され、これにより多大の精神的苦痛を受けたものと認められる。この場合の法益侵害としては、長期間にわたり従前の住居地への帰還を禁止、制限されるという点で、憲法22条1項で保障される居住・移転の自由に対する直接的な侵害に加え、本訴提起時原告らが本件事故前の住居地において有していた平穏な日常生活を送る利益（以下「平穏生活権」ということがある。）という人格的利益（憲法13条）に対する侵害も認められるというべきである。

(3) 避難生活に伴う上記精神的苦痛の程度には、従前の生活状況や避難後の経過、家族状況等により個人差があることは否定できないが、前記(1)で指摘した事情は概ね本訴提起時原告らに共通して認められる事情であり、また、精神的苦痛の程度が避難期間の長さに比例して増大するものであることも本訴提起時原告らに共通して認められる事情であることからすれば、共通損害としての避難慰謝料は、前記(1)で指摘した事情に基づき、避難期間中の月額を決定した上で、これに避難に要する期間（ただし、期間の終期については争いがある。）を乗ずることにより算出するのが相当である。

P. 33-41

5 慰謝料額について

(1) 避難慰謝料

ア 慰謝料額算定に当たって中間指針等の内容を考慮することについて

一審被告は、本件事故により本訴提起時原告らが受けた精神的苦痛に対する慰謝料につき、中間指針等の考え方に基づき、1人月額10万円とし、賠償を要する期間を、本件事故が発生した平成23年3月から避難指示が解除された平成

28年7月の後更に相当期間が経過した平成30年3月まで（中間指針等では1年間を目安としているが、一審被告はこれを拡張して1年9か月間としている。）の7年1か月分（85か月分）として1人当たり850万円を支払った上、中間指針等に基づく賠償指針は、大多数の被害者の精神的苦痛を慰謝するに足りる水準として定められたものであり、ほとんどの本件事故の被害者との間で中間指針等に基づいて裁判外での紛争解決が図られていることなどからすると、法規範に準ずる規範として最大限度尊重されるべきであり、また、その内容は合理的であるから、これを超える慰謝料は認められない旨主張する。

しかしながら、中間指針等は、「当事者による自主的な解決に資する一般的指針」として原賠紛争審査会が策定したものであり（原賠法18条2項2号）、その内容が裁判所を拘束する規範となるものではなく、仮に一審被告が主張するように、実際に本件事故による原子力損害の被害者の多くとの間で中間指針等に基づき裁判外で紛争解決が図られているとしても、そのことによってその内容が法規範又はこれに準ずる規範となるものではないから、裁判所は、中間指針等の内容に拘束されることなく、当審の口頭弁論終結時までに顕れた諸事情を斟酌し、その合理的な裁量によって一審原告らの請求の当否を判断すべきである。

ただし、中間指針等は、原賠法18条1項に基づき設置された原賠紛争審査会が、会議公開のもとで多数回にわたる審議を経て定めたものであり、審議の議事録も公開され、中間指針等自体において指針策定の理由も詳しく説明されているところであり、その内容が上記審議内容や策定理由を踏まえて本件事故による原子力損害の賠償基準として合理的なものであると認められるのであれば、中間指針等に基づく賠償額を斟酌して、本件における慰謝料額を算定することは妨げられないというべきである。

イ 中間指針等の内容の妥当性について

そこで、中間指針等の内容の妥当性について検討するに、中間指針等における避難等対象者に対する精神的損害の賠償等の内容、金額算定の考え方及び当該内容が策定されるに当たってなされた議論の概要は、引用に係る原判決（17頁5行目冒頭から21頁18行目末尾まで及び137頁3行目冒頭から143頁2行目末尾まで）に記載のとおりであって、中間指針等が定める精神的損害の賠償額（慰謝料額）は、避難等対象者が自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害として、その損害額は、避難等による生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって算定することとし、1人月額10万円を目安とすることとされ、その額の算定に当たっては、特に、本件事故発生から6か月間（第1期）については、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、

これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる」とした上で、自動車損害賠償責任保険における入院慰謝料（日額 4200 円、月額換算 12 万 6000 円）を参考にしたとされる。

本訴提起時原告らが避難生活によって被った共通損害としての精神的苦痛を評価する基礎となる共通事情の概要は前記 2(1)記載のとおりであるところ、中間指針等が精神的損害の賠償額（慰謝料額）の基礎とした上記算定根拠は、前記共通事情を斟酌したものと認められる。また、通常的生活費増加分を慰謝料額に加算するのが相当であることは、原判決（169 頁 4 行目冒頭から 15 行目末尾まで）が説示するとおりである。そして、慰謝料額の算定に当たって、入院慰謝料を参考にした点についても、それまでの生活基盤から長期間にわたって隔絶されその間従前の平穏な日常生活が阻害されたという点で類似性が認められるから不合理であるとはいえない。ただし、前記認定に係る原賠紛争審査会第 7 回会議の議事録にもあるとおり、入院生活は身体傷害を伴い又行動自体が制限されているという点で避難生活の方が精神的苦痛は小さいと認められること、避難等対象者の避難生活に伴う精神的苦痛は時間の経過とともに低減するのが一般的であるにもかかわらず避難解除まで慰謝料月額が減額されていないこと等からすれば、放射線被ばくによる健康被害に対する不安がある中での避難であることのほか、避難慰謝料には通常的生活費増加分が含まれていることや、避難生活の長期化に伴い、いつ自宅に戻れるか分からないという不安が増大すること等を考慮したとしても、上記入院慰謝料月額 12 万 6000 円を若干下回る月額 10 万円に従前の生活の本拠地に帰還するまでの月数を乗じて避難生活に伴う精神的損害に対する慰謝料額を算出するという中間指針等の考え方には合理性が認められ、本件全証拠によるも、本件における相当な避難慰謝料の月額を 10 万円を上回る金額とすべき事情があるとは認められない。

一審原告らは、本訴提起時原告らの避難生活の過酷な状況等からすれば、本訴提起時原告らの避難慰謝料が刑事補償の補償額よりも低くなることはあり得ない旨主張するが、被告人あるいは受刑者として抑留・拘禁等を受け、ほぼ完全に行動の自由が制限されて拘束状態に置かれたことを前提とする刑事補償制度と本件における避難慰謝料を同列に論じることはできず、一審原告らの上記主張は採用できない。

ウ 生活費増加分の加算について

一審原告らは、当審において、避難生活に伴う精神的苦痛に対する慰謝料算定の基礎となる月額につき、10 万円に生活費増加分 5 万を加算した月額 15 万円が相当である旨主張する。

しかしながら、前述のとおり、生活費増加分を慰謝料に加算するのは、立証の

困難な通常的生活費増加分の個別立証を要求することが迅速な救済という点から相当でないと考えられるからであり、ここで想定されているのは、前記認定のとおり、避難した大多数の住民に発生すると思われる通常さほど高額とならず、個人ごとの差違も少ない生活費に限られること、中間指針等においては、別途、生活費の増加分に対する賠償としての性質を含む避難費用、一時立入費用、帰宅費用、財物価値の喪失又は減少等につき損害賠償が認められていることからすれば、共通損害としての生活費増加分を避難慰謝料額に加算しても、月額10万円を上回るとはいえないというべきであり、一審原告らの上記主張は採用できず、生活費増加分を含めて中間指針等が月額10万円としたことに不合理な点は認められない。

エ 避難慰謝料の賠償対象期間の終期について

一審被告は、避難慰謝料の賠償対象期間の終期につき、平成28年7月12日の避難指示解除後の平成30年3月分までとするのが相当であるとして、中間指針等に基づく前記月額10万円に平成23年3月から平成30年3月までの85か月を乗じた850万円が相当な慰謝料額であると主張し、その支払を了している。これに対して、一審原告らは、避難生活が5年以上に及んでいることから、避難指示が解除されても実際にIに帰還できる状態になるには相当の期間を要するとして、賠償対象期間の終期は、避難指示解除後3年が経過した平成31年7月とすべきである旨主張する。

避難指示により従前の生活の本拠地で生活できないことを根拠とする避難慰謝料は、その性質上、従前の生活の本拠地への帰還が可能となった時点で賠償の終期を迎えると解されるが、前記認定のとおり、原賠紛争審査会における意見等を踏まえ、中間指針等は、避難指示の解除から相当期間経過後を賠償対象期間の終期と定め、その理由につき、避難生活が長期にわたったことから実際に帰還するには相応の準備期間を要することを挙げ、当面の目安を1年間としたが、一審被告は、その終期を延長して平成30年3月末までとした（避難指示解除後1年9か月経過時）。避難指示解除については、その約1年前に予告がなされていること、避難指示解除前からI区内には一時立入りをして帰還の準備をすることが可能であったこと等からすれば、避難指示が解除されてから1年9か月あれば、帰還のための準備期間として通常は十分であり、帰還に更に期間を要する特段の事情があれば、個別に賠償終期を遅らせて算定される慰謝料額を追加請求することも可能であるから、共通損害としての避難慰謝料の賠償対象期間の終期を一審被告が定めた平成30年3月末とすることが不合理であるとはいえない。

オ 小括

以上検討したところによれば、本件生活基盤変容に基づく慰謝料とは区別され

る避難慰謝料について、一審被告が、これを中間指針等に基づき月額10万円と評価し、賠償対象期間の終期を中間指針等が目安とする1年を超える平成30年3月末とした上で、その総額を850万円と算定したことは不合理とはいえず、当審も共通損害に対する賠償としての避難慰謝料は総額850万円と評価するが相当であると判断する。そうすると、一審被告は、避難慰謝料に関しては、相当な金額を支払済みであるから、上記850万円を超える避難慰謝料の支払を求める一審原告らの主張には理由がない。

(2) 本件生活基盤変容に基づく慰謝料について

ア 慰謝料額算定に当たっての基本的な考え方

本訴提起時原告らは、本件事故によって、平穏な日常生活とその基盤を奪われ、避難指示の解除により従前の生活の本拠地への帰還が可能になっても未だ回復されていない生活基盤の変容という人格的利益の侵害を受けており、これに基づく精神的苦痛に対して、一審被告が、避難慰謝料とは別個に慰謝料（本件生活基盤変容に基づく慰謝料）による賠償義務を負うことは、前記4で述べたとおりである。ただし、上記精神的苦痛の程度は、その性質上、避難慰謝料よりも各人の感じ方や生活状況等の個別事情による差異が大きく、一審原告らが求めるものが本訴提起時原告ら全員に共通する損害に対する慰謝料である以上、慰謝料額の算定に当たっては、前記4(3)で述べた住民同士の親密な人間関係、コミュニティ、伝統の継承等の利益等の個別事情を考慮外とするほか、前記4(5)で述べた本訴提起時原告らに共通して認められる事情、すなわち、避難指示等により地域全体の住民が従前の生活の本拠を離れることを強いられ5年4か月にわたって帰還できなかったことにより、I区の住民であれば誰もが経験したであろう従前の生活基盤の変容とこれに伴う精神的苦痛を認定し、これを賠償するに足りる慰謝料額を算定する必要がある。一審原告らは「Iに生きる」ことの喪失による損害として、前記のとおり上記事由以外の種々の増額事由（本訴提起時原告らが被った具体的損害）を主張した上で慰謝料額としては1000万円が相当であるとし、原判決もその主張の多くを認めて慰謝料額総額の算定要素として考慮し、一審被告が認める850万円を超える慰謝料額としては300万円が相当である旨説示する。しかし、それらの事由は、いずれもそもそも慰謝料額増額の事由となり得ないもの、既に避難慰謝料額の算定において考慮済みであるもの、個別の慰謝料額の増額事由とはなり得ても共通損害としての慰謝料額を算定するに当たっては個別性が強く増額事由とすることができないものであり、これらの事由を慰謝料額算定に当たり考慮要素として斟酌するのは相当でないというべきである。そうすると、上記慰謝料額の算定については、自ずから従前の生活基盤の変容による影響や被った精神的損害の少ない避難等対象者を想定した水準に留まらざるを得ない面があり、これを超える精神的苦痛を被ったと

主張する者は、当該個別事情に基づき別途慰謝料の追加支払を求めるほかはない。

イ 慰謝料額の算定

本件においては、避難指示解除後の期間を含む7年1月（85月）にわたり1人月額10万円総額850万円の避難慰謝料が支払われているところ、その支払には、その期間中従前の平穏な生活を支える生活基盤が失われたことによる精神的苦痛を慰謝する趣旨の支払が含まれており、これにより、本件生活基盤変容に基づく精神的損害の一部が填補されていると認められる。また、引用に係る原判決の前提事実及び証拠（乙A2, 3）によれば、平成25年12月に策定された中間指針第四次追補では、帰還困難区域に生活の本拠地を有した者については、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた苦痛等」の一括賠償として、中間指針第二次追補で示された600万円に、1人1000万円を加算し、上記600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を賠償することとされ、加算額の算定に当たっては、過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考とした上で、避難指示が事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額（生活費増加費用は含まない。）の合計額を十分に上回る金額として、旧住所地での生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等に対する慰謝料が1000万円と評価されていることが認められるところであり、これとの比較において（上記1000万円自体が低額であるとの批判は措くとして）、平成30年3月末まで避難慰謝料の支払を受けた上でなお填補されない本件提訴時原告らの本件生活基盤変容に基づく慰謝料は、帰還困難地域と異なり従前の生活の本拠地（旧住所地）への帰還自体は可能であることを考慮すべきであり、上記金額から相当程度減額されたものとなることはやむを得ないというべきである。さらに、前記認定したところによれば、中間指針等においては精神的損害以外にも種々の項目の損害賠償が別途なされているところ、その賠償は本件生活基盤変容に基づく慰謝料とは賠償対象を異にするから、直接慰謝料額算定の減額要因となるものではないが、それらの賠償は、帰還した従前の住居地での新たな生活基盤を構築するための、あるいは帰還を選択しなかった者が別の場所で新たな生活基盤を構築するための原資等とすることもできるものであり、これにより従前の生活基盤が変容した者の精神的苦痛が一定程度緩和される面があることも否定できない。

その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、本件生活基盤変容によって本訴提起時原告らに生じた共通の損害に対する慰謝料額としては、100万円をもって相当と認める。

なお、一審被告は、本訴提起時原告らに対し、精神的損害の賠償の外に多額の

財産的賠償を行っているところ、その賠償は本来損害として認められる範囲を超えて行ったものであるから、この点を慰謝料額算定に当たって考慮すべきである旨主張するが、その賠償が慰謝料とは賠償対象を異にするものであることに加え、本件記録に照らしても、上記財産的賠償がそもそも本訴提起時原告らの被った財産的損害に対する賠償として十分なものであったか否かは明らかでない。よって、一審被告の上記主張は採用できない。

また、一審被告は、過去の類似又は同種事件の裁判例による慰謝料額の認容水準や公共用地取得に伴う損失補償基準に精神的損失の補償に係る規定が置かれていないことなどと比較しても、1人当たり850万円の慰謝料額は一審原告らの精神的苦痛を十分慰謝するものである旨主張する。しかしながら、一審被告が指摘する過去の裁判例は、不法行為の対象とされた加害行為の態様や、その期間、被害者の被害態様等において、いずれも多くの点で本件と事案の性質、内容等を異にするものであるから、上記各事例において認容された慰謝料額と比較することによって本件における共通損害としての慰謝料額の多寡を判断することは相当でない。また、無過失損害賠償責任たる原賠法に基づく損害賠償と公共用地取得に伴う損失補償とは、その法的性質等を異にするものであることは明らかであるから、後者において精神的苦痛に対する補償がなされていない又は補償額が僅少であることは、本件における慰謝料額に関する判断を左右するものではない。よって、この点に関する一審被告の上記主張も採用できない。

○ 仙台高裁【仙台高裁生業】

P. 295-296

第2 中間指針等による賠償の枠組み

6 全中間指針の位置付け等

(3) 全中間指針の位置付け

上記(2)のような議論の経過によれば、個別具体的な事情に応じた本件事故と相当因果関係のある損害は別途あり得るので、それは全中間指針で定める基準の外で損害賠償がされるべきであるという前提で、全中間指針は、本件事故と相当因果関係のある、日常生活の阻害や故郷の喪失による精神的損害(比較的僅少で個人差が余りないと考えられる生活費の増額分も含む。)に対する損害賠償額を、簡易迅速な損害回復を旨とするため支払う側の当事者である一審被告東電も納得し支払を拒否しないような金額として妥当な額を基準として打ち出したものであるといえることができる。そして、その額を定める議論においては、交通事故損害賠償訴訟における基準や参考となり得る判例が参照されたが、本件事故と類似の事例は見つからなかったため、最終的には、交通事故や参考裁判例の

事例との違いを意識しながら、法学者及び放射線の専門家等から構成された原賠審の委員から出された意見の平均的な額を基準にするなどして、全中間指針における賠償の基準額は定められた。20mSv/y を下回る低線量の地域住民については、単なる根拠のない不安を損害とみなすものではなく、低線量被曝は健康被害があるけれどもそれがどの程度のものか分からないという知見を基にしつつ、取り分け本件事故直後には、公的に公表されたデータ以外に非公式に様々な情報が飛び交っていた状況を考慮に入れ、本件事故により住民が危険性や恐怖・不安を覚えて自主的に避難することに合理性があるかという観点から相当因果関係の有無を検討する必要があるとされた。

以上によれば、全中間指針において定められた額は、指針策定当時までの事情を基に、個別事情を捨象して当該地域に居住していた全住民に共通する損害項目を考慮に入れながら、一審被告東電側も任意の支払を拒否することのないように合理的と考えられる額として定められたものと解されるから、任意の支払を念頭に置いた和解金的な色彩があることは否定できないところである。そうすると、本訴において、口頭弁論終結時までの事情を基に、一審被告東電による任意の支払を期待するという要素を考慮に入れずに、本件事故と相当因果関係のある損害額を定める場合に、全中間指針における基準額よりも高い額となることは、ある意味では自然な結果であるともいえる。

P. 508-514

第5 弁済の抗弁

1 追加賠償項目

一審被告東電は、「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められないとしつつ、仮に認められるとしても、その少なくとも一部については弁済の抗弁が成立するとして、①ADR 手続における個別事情に基づく賠償、②要介護等による精神的損害の賠償、③透析患者に対する精神的損害の賠償及び④避難に伴うペット喪失に係る精神的損害の賠償の4つの追加賠償項目について、弁済の抗弁を主張している。原判決は、弁済の抗弁のうち、上記①について認め、②～④は認めなかったところ、当裁判所は、原判決と同様に、上記①については弁済の抗弁を認めるべきであり、②及び③については弁済の抗弁を認めるべきでないと考えるが、④については原判決と異なり弁済の抗弁を認めるべきであると考え

る。
その理由は、それぞれ以下のとおりである。

(1) ADR 等増額賠償

ADR により「中間指針等による賠償額」を超えて支払われた精神的損害に対する賠償額は、当事者の合理的意思解釈により、本訴請求債権の元金に充当され

ると解するのが相当である（ADR 手続による和解契約後に同種事由の継続による追加賠償がされた場合はその額も含む。）。

したがって、ADR 等増額賠償を受けている一審原告らは、以下のとおりの認容額（単位：円）となる。

原告番号	一審原告氏名	子 妊	区域	A D R 等 増額賠償	認容額
H-111			帰還困難	300,000	1,200,000
H-483			帰還困難	2,130,000	0
H-0096			居住制限	2,220,000	780,000
H-0221			居住制限	300,000	2,700,000
H-0109			解除準備	2,550,000	0
H-0110			解除準備	2,550,000	0
H-0312			解除準備	200,000	2,300,000
H-0359			解除準備	1,000,000	1,500,000
H-0436			解除準備	900,000	1,600,000
H-0459			解除準備	100,000	2,400,000
H-0506			解除準備	1,320,000	1,180,000
H-0258			緊急時避難	910,000	90,000
H-0283			緊急時避難	2,000,000	0

H-0360		緊急時避難	2,000,000	0
H-0290		緊急時避難	4,180,000	0
H-0389		緊急時避難	120,000	880,000
H-0390		緊急時避難	120,000	880,000
H-0397		緊急時避難	1,292,000	0
H-0398		緊急時避難	540,000	460,000
H-0399		緊急時避難	390,000	610,000
H-0414		緊急時避難	1,110,000	0
H-0415		緊急時避難	180,000	820,000
H-0416	○	緊急時避難	180,000	470,000
H-0417	○	緊急時避難	180,000	470,000
H-0425		緊急時避難	2,100,000	0
H-0426		緊急時避難	3,142,000	0
H-0427	○	緊急時避難	2,500,000	0
H-0428	○	緊急時避難	2,500,000	0
H-0431		緊急時避難	1,900,000	0
H-0432		緊急時避難	1,900,000	0
H-0435		緊急時避難	1,900,000	0
H-0450		緊急時避難	540,000	460,000
H-0451		緊急時避難	540,000	460,000
H-0457		緊急時避難	2,700,000	0
H-0458		緊急時避難	3,600,000	0
H-0468		緊急時避難	540,000	460,000
H-0519		緊急時避難	4,530,000	0
T-0132		緊急時避難	40,000	960,000

T-0135		緊急時避難	140,000	860,000
T-0139		緊急時避難	3,100,000	0
T-0143		緊急時避難	90,000	910,000
T-0144		緊急時避難	180,000	820,000
T-0763		緊急時避難	100,000	900,000
T-0765		緊急時避難	3,100,000	0
T-0766		緊急時避難	3,100,000	0
T-0768		緊急時避難	480,000	520,000
T-0773		緊急時避難	120,000	880,000
T-0787		緊急時避難	150,000	850,000
T-0788		緊急時避難	150,000	850,000
T-0843		緊急時避難	500,000	500,000
T-1483		緊急時避難	3,100,000	0
T-1486		緊急時避難	3,100,000	0
T-1675		緊急時避難	210,000	790,000
T-1733		緊急時避難	3,100,000	0
T-1734		緊急時避難	3,100,000	0
T-1864		緊急時避難	3,100,000	0
T-2070		緊急時避難	180,000	820,000
T-2140		緊急時避難	1,900,000	0
T-2277		緊急時避難	390,000	610,000
T-2283		緊急時避難	3,100,000	0
T-2284		緊急時避難	3,100,000	0
T-2285		緊急時避難	3,100,000	0
T-2443		緊急時避難	90,000	910,000

T-2454		緊急時避難	6,700,000	0
T-2690		緊急時避難	48,000	952,000
T-2693		緊急時避難	3,100,000	0
T-2694		緊急時避難	3,100,000	0
T-2695	○	緊急時避難	930,000	0
T-2696	○	緊急時避難	3,100,000	0
T-624		一時避難	144,000	0
T-842	○	一時避難	900,000	0
T-2149		一時避難	100,000	0
H-133		自主的避難	980,000	0
H-0234	○	自主的避難	100,000	0
H-370		自主的避難	100,000	0
T-2115		自主的避難	60,000	30,000
T-2119		自主的避難	80,000	10,000
T-2841		自主的避難	1,540,000	0
T-2842		自主的避難	840,000	0

(2) 要介護者増額賠償

一審被告東電は、一審原告 H-34 から、避難指示等対象区域内に生活の本拠を有し、要介護状態等の事情がある者及び要介護者を介護している者に対して支払った追加賠償につき、弁済の抗弁を主張している。

ところで、中間指針等の性質は、前示の全中間指針策定に至る議論の経過（前記第2の6）にも現れているように、対象地域内の全住民におおむね共通して認められるべき賠償項目を考慮に入れた上で金額を決め、一律に当該基準に従って賠償することとした上で、全住民に共通しない個別の事情については、それを具体的に特定した上で個別請求をすることも否定しないというものである。そして、本訴においても、一審原告らをグループ化し、当該グループの一審原告らに共通する損害項目を考慮に入れた上で損害額を一律に決めることとしているため、上記の中間指針等の性質と同質のものであって、そうであるからこそ、当裁判所が認めた損害額が「中間指針等による賠償額」を超える場合は、一律に当該グループの一審原告らの認容額とすべき理となる。そうすると、一審被告東

電が、特定の一審原告について、全住民におおむね共通しない個別の事情を考慮して、これについて自主賠償基準を超える追加の賠償をしている場合は、特定の地域内の全住民に共通する損害の外側にある損害について一審被告東電が自主的に賠償を行ったものというべきであって、「中間指針等による賠償額」及び当裁判所が認めたグループごとの損害額が同一線上にあるのに対して、個別の事情に対する追加の賠償はこれとは別の線上にある事柄であるから、本訴における個別の認容額を定めるに当たって、その内側に属するものとして充当することは相当でないというべきである。

しかるに、一審被告東電が充当すべきであると主張している要介護者増額については、一審被告東電自身、その趣旨を、要介護状態等の事情がある者等に対し、避難等によって被った精神的苦痛が通常の避難者と比べて大きいことに係る損害の賠償であり、要介護状態等の個別の事情に基づき追加賠償したものであるとしていること（丙 C183、弁論の全趣旨）、要介護状態等の事情がある者等は全住民の中でおおむね共通しているとまではいえないことなどに照らすと、これは、全住民に共通する損害の外側にある損害というべきであるから、これに係る賠償額について、本訴における損害額に充当することは認めるべきではない。

したがって、自主賠償基準の要介護者等に対する増額賠償について、一審被告東電による弁済の抗弁は失当である。

○ 東京高裁【東京高裁千葉】

P. 198-200

3 精神的損害に対する賠償について

(1) 避難生活に伴う精神的苦痛に対する賠償

ア 一審原告らのうち、本件事故発生後、避難指示等があったことなどにより避難生活を余儀なくされた者は、それまで慣れ親しんだ生活の本拠を離れて不慣れな場所での生活をせざるを得なくなり、それによる不便や困難を甘受しなければならなくなった上、生活の場所が暫定的であるため、本来の生活の本拠での生活に戻れるのかどうか、戻れるとしてもそれがいつになるのかが不透明であることによる不安感や焦燥感を抱いたものと認められ、これらによる精神的苦痛を被ったと認められるから、これに対する賠償として慰謝料を請求することができる。

イ 賠償額の算定方法

(ア) 上記のような避難生活に伴う精神的苦痛は、避難生活を送るのに従って日々発生するものと考えられるから、これに対する賠償額は、避難生活が継続す

るのに従って増加すると考えることができる。そうすると、賠償額としては、1 か月当たりの額を定め、この額に避難生活が継続した月数を乗じて算定することが相当である。

(イ) その金額は、避難生活に伴う不便や困難、避難生活を送らざるを得ないことによる不安感や焦燥感を考慮すると、基本的に月額 10 万円とするのが相当である。

なお、避難生活に伴う精神的苦痛は、避難生活を継続すること自体により生ずるものであるから、避難生活を余儀なくされたと認められれば、避難前の居住地についてどのような避難指示等がされていたかによって異なるものではなく、1 か月当たりの賠償額は、本件事故当時に避難指示等に係る区域に居住していた者については、その区域によって差を設けないのが相当である。

(ウ) 賠償額の増額

もつとも、次のように、避難生活を送る上で、特段の事情がある場合には、1 か月当たりの賠償額を増額するのが相当である。

① 避難所等において避難生活をした場合については、避難所等は本来の宿泊施設ではないから、起居するために設けられた宿泊施設等に比して、生活の場としての快適性に乏しく、プライバシーの確保も困難であるなど、避難生活自体を過酷なものとするということが出来る。したがって、避難所等における避難生活の期間については、1 か月当たりの賠償額を 2 万円増額するのが相当である。なお、中間指針等も、これと同様の考え方に基づくものとなっていると解される。

② 疾病や高齢等により介護を要する者や、共に避難した家族に介護を要する者があり、その介護を行わなければならない者については、このような事情のない者に比して、避難生活を送る上で様々な面での負担が大きいと考えられるから、その具体的負担を考慮して、1 か月当たりの賠償額を一定程度増額するのが相当である。

○ 高松高裁【高松高裁松山】

P. 589-592

第 2 判断

2 損害の発生及びその損害額に関する判断のあり方について

前記認定のとおり、第 1 審原告らは、いずれも福島県内の各自の生活の本拠である住居を中心として、家庭、学校、職場をはじめとする地域社会において各種活動に関わり、また、地域における自然環境を利用して農業等の生業を営み、地域とのかかわりにおいて生活の糧を取得するなど、それぞれの人間関係・共同体、自然環

境等の下で生活を営んできたものであって、こうした人間関係や共同体、自然環境等を含む人的、物的基盤である包括的生活利益を基礎とし、これらとつながりを持ちつつ、日常生活を営んできたものである。

そのような状況下において、本件事故の発生によって放射性物質が大気中に放出されたことによって、第1審原告らのどのような利益が侵害されたと認めるべきかどうかについては、第1審原告らが本件事故当時に居住していた地域において、本件事故前に享受していた上記状況全般を考慮に入れて、その侵害の有無ないし程度を把握する必要がある。

この点、UNSCEAS2013年報告書では、精神的な健康の問題と平穏な生活が破壊されたことが、本件事故後に観察された主要な健康影響を引き起こしており、これは、本件地震、本件津波、本件事故の多大な影響、及び放射線被ばくに対する恐怖や屈辱感への当然の反応の結果であったこと、公衆においては、うつ症状や心的外傷後ストレス障害に伴う症状などの心理的な影響が観察されており、今後健康に深刻な影響を及ぼす可能性があることが指摘されており、医学的な証明は困難であるとしても、こうした点も慰謝料の算定においては安易に捨象できないというべきである。

また、本件では、前記認定のとおり、いずれも本件事故によって避難したこと自体に相当性が認められ、これによって、上記日常生活を送ることが妨げられたものであり、結果が重大であることや、本件事故発生以前においては、原子力発電所は、その性質上、原子炉内で放射性物質を取り扱っており、それがひとたび外部に漏れれば人体に深刻な危害を及ぼしかねないにもかかわらず、原子力発電所は安全であるとして、国のエネルギー政策として、原子力発電所の稼働が積極的に推進されてきたこと、ところが、放射性物質が空気中に大量に飛散するという我が国では誰も経験したことがない未曾有かつ悲惨な本件事故が突然に発生したこと、第1審被告国については、規制権限の不行使について過失があり、第1審被告東電についても、本件事故の発生についての責任が相当に重いことなどの事実が認められるから、これらの事情も十分に斟酌して、第1審原告らの慰謝料額を算定するのが相当である。

以上に対し、第1審被告らは、中間指針等の合理性を基礎に、第1審原告らには、第1審被告東電が自ら賠償した金額を超える損害は発生していない旨主張する。しかしながら、前記認定のとおり、中間指針等は、原賠法18条2項2号に基づき、「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として策定されたものに過ぎず、そもそも、裁判所が損害の算定に当たって、中間指針等に拘束される法的根拠はない。また、裁判所の損害認定の参考にはなり得るとしても、中間指針等の解説等が、「損害の算定について、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる

現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられるとしており、また、そのため、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る」と記載していることからすると、中間指針等には、被災者の個別事情等を捨象して、簡易迅速に被災者の損害回復する（第1審被告東電も納得した上で、被災者に対する任意の支払を早期に実現する）という和解金的な色彩があることは否定できないから、中間指針等の定める賠償基準額が控えめな金額にとどまっていることも否定できない。

このような観点からすると、本件において、当審の口頭弁論終結時までの一切の事情を基に、本件事故と相当因果関係のある損害額（慰謝料額）を定める場合に、中間指針等における基準賠償額より高額になることは、ある意味では当然の結果であるといえる。

P. 602-603

(イ)世帯番号2の第1審原告ら（第1審原告5～7）について

a 慰謝料額の認定について

第1審原告5～7について、本件事故による避難状況は前記認定のとおりであり、第1審原告5は、最初の避難先であった埼玉県所沢市において、第1審被告東電からの賠償金を元手に、同市で営農するため、農地を借りたり、倉庫を建てたり、農機具を購入したりしたところ、その後、第1審原告6及び7が、学校で、「福島から来た子は放射能がうつるから来るな。」等と言われるいじめに遭い、第1審原告6は平成23年9月頃から、第1審原告7は平成24年10月頃から不登校になったというのであり、そのような状況に照らせば、第1審原告5としては、子ら（第1審原告6及び7）のために、所沢市に投下した相当額の資本を無駄にせざるを得ず、西条市に避難した後も、第1審原告5は、精神的に不安定となり自殺を試みたこともあったこと、第1審原告6は長い不登校が影響して、その後の学校での集団生活になじめず、第1審原告7も小児喘息の悪化が見られるなどした状況に陥ったことが認められる。

こうした第1審原告5～7の避難生活の過酷さに照らせば、避難を余儀なくされ、あるいは避難の継続を余儀なくされたことによる慰謝料額を加算すべき特段の事情があるというべきであるから、第1審原告5～7の慰謝料額は上記基準となる額に、その5割を加算した額とするのが相当である。すなわち、第1審原告5～7については、①実質的に強制的に転居させられた慰謝料150万円、②避難継続慰謝料として月額12万円の18か月分216万円の合計366万円に、その5割を加算した額の549万円を認める。

13. 過失の帰責性に関連する判決抜粋

○仙台高裁判決【仙台高裁いわき】

P. 26

(3) 検討

一般の不法行為においては、故意又は過失という行為の主観的側面は、過失責任主義を前提として、行為者の損害賠償責任の発生要件となり、「過失」の内容は注意義務違反として捉えられ、その前提として予見可能性ないし結果回避可能性の有無やその程度が考慮されることとなる。しかし、本件のように原賠法3条1項が適用される場合においては、無過失責任が前提とされるから、原子力事業者である被告の故意又は過失の有無は、損害賠償責任の発生要件としての意味を有しない。そうすると、被告の行為態様が慰謝料の増額事由になるかどうかを判断するに際して、行為の主観的側面である「故意又は過失」を一般の不法行為の場合のそれと同一内容のものと理解し、これに当てはめて故意又は過失の有無や過失の程度を考えることは、必ずしも必要かつ適切なこととはいえない。

むしろ、原判決第3章第4節第3款説示のとおり被告の行為態様等についての概括的評価を踏まえ、また、被告が原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、その安全性についての地域住民の信頼の上に福島第一原発をこの地に立地してきたにもかかわらず、上記(2)のとおり、平成20年津波試算が確立した知見に基づくものではないこと等を理由に、被告が具体的な対策工事の計画又は実施を先送りしてきた中で、本件地震及び本件津波が発生し、本件事故の発生に至ったという経緯を被害者の立場から率直に見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算定に当たっての重要な考慮事情とされるべきものである。

○仙台高裁判決【仙台高裁生業】

P. 245

(2) 侵害態様・程度

侵害態様としては、一審被告らの故意又は過失の有無、程度も重要であるところ、前示のとおり、一審被告らに本件事故について故意又は重大な過失までは認めることはできないものの、本件における一審被告東電の義務違反の程度は、決して軽微とはいえない程度であったというべきであるから、これを前提に損害額を算定することとする。

○高松高裁判決【高松高裁松山】

P. 461-465

1 共同不法行為の成否の前提としての過失について

本件において、第1審原告らは、第1審被告東電に対しては、主位的には、原賠法3条に基づき、予備的には民法709条に基づき、損害賠償請求をしているところ、第1審被告東電としては、第1審原告らが主張する被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ、損害額の立証がされる限りにおいて、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条に基づく責任を負うこと自体は争っていない。そして、上記立証がされた場合において、民法709条に基づく損害賠償義務の額が原賠法3条に基づく損害賠償義務の額を上回ることがないのは各損害賠償責任の性質上明らかである。また、原賠法が、第二章（原子力損害賠償責任）において、原子力損害について原子力事業者が無過失賠償責任を負わせる一方（3条）、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、原子力事業者へ責任を集中させていること（4条）、原子力事業者が同法3条所定の責任を負う場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときのみ求償権を行使できるとする求償権の制限規定があること（5条）を定めていることからすれば、これらの規定は民法の不法行為責任に関する規定の特則と解され、その範囲において、民法の規定は適用を排除されると解するのが相当である。

したがって、本件事故による原子力損害の賠償に関しては、第1審被告東電については原賠法3条のみが適用され、民法709条等（共同不法行為を含む。）の適用はなく、共同不法行為の成否の前提として、第1審被告東電の過失について判断する必要はない。

2 慰謝料増額事由の主張について

(1) 第1審被告東電の過失の有無及び程度について検討する必要性について

もともと、上記で、第1審被告東電が不法行為責任を負わないとした点は、あくまで、原賠法の規定により、一般不法行為の適用が排除されていると解されるからにすぎない。しかしながら、被害者の慰謝料額算定要素の一つとしては、加害者の過失の程度も含まれるから、本件においても、第1審原告らが請求する慰謝料額の算定においては、第1審被告東電の過失の有無及び程度がその考慮要素の一つになることは否定できない。

(2) 第1審被告東電の義務内容等について

（略）

(3) 第1審被告東電の過失の有無及び程度について

ア 第1審被告東電の過失の有無について

(略)

イ 第1審被告東電の過失の程度について

第1審被告東電は、本件当時、本件事故の原因となった本件地震及び本件津波が、十数年単位の近い将来に現実には発生することを予見していた事実は証拠上認めに足りず、また、第1審被告東電が、平成14年時点で、佐竹教授（地震学者）に対し、不十分ではありながらも、長期評価の見解が示された経緯を尋ねたことも認められる。加えて、今村教授等に対し、津波評価部会で明確にルール化されるまでは津波評価技術に従って評価する方針を取ることの是非について確認し、特段異論を述べられなかったことから、長期評価の見解に基づく津波想定を採用しないことを決定したといった経緯も認められる。

そうすると、第1審被告東電の過失の程度は、故意と実質的に同視し得る程度の重過失があるとまではいえないとしても、取るべき対応を適宜の時期に取らなかったことは動かし難く、相当程度に重いことは明らかである。しかも、第1審被告東電には、このように、相当程度に重い過失責任があることが明らかであるにもかかわらず、本件においてその責任を認めず、無過失であると主張している。こうした事情は、第1審被告国とともに、第1審原告らに対する慰謝料の算定において考慮すべき要素の一つになるものというべきである。

○東京高裁判決【東京高裁前橋】

P. 271

3 一審被告東電への非難性

一審原告らは、一審被告東電には長期評価に基づき本件津波について予見可能性及び結果回避可能性があり、一審被告東電の津波予見義務違反の程度は故意又は重過失に相当するから、一審被告東電への非難性は慰謝料増額の考慮要素となると主張する。

しかし、長期評価は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域を一つの領域と区分し、同領域で約400年間に3回起こった津波地震と同様の津波地震が上記領域のどこでも発生する可能性があるとしていたが、このような長期評価の知見には、種々の異論や信頼性に疑義を生じさせる事情が存在しており、他方、当時確立し、実用として使用するのに疑点のないものを取りまとめたものとして、7省庁手引を補完するものと位置付けられていた津波評価技術が公表されていたところ、長期評価の知見はこのような津波評価技術の知見と整合しないものであったことを考慮す

ると、一審被告東電において本件津波の発生を予見することはできなかったと認められる。また、長期評価の知見に基づいて防潮堤を設置したとしても本件津波が10m盤に浸水することを防ぐことはできず、当時の水密化の技術に照らして水密化措置により本件事故を回避できたとも認め難い。そうすると、本件事故の発生について、一審被告東電に故意又は重大な過失があったとまでいうことはできないから、一審被告東電に対する非難性を慰謝料増額の考慮要素とするのは相当でない。

○東京高裁判決【東京高裁千葉】

P. 208

(4) 一審被告東電の故意又は重大な過失による慰謝料の増額について

一審原告らは、一審被告東電に、本件事故の発生について故意又はこれに匹敵する重大な過失があったから、それによる慰謝料の増額が相当であると主張する。

しかし、原賠法に基づいて損害賠償責任を負う一審被告東電について、審原告ら主張のような本件事故の発生についての故意又は重大な過失があったことを理由として精神的損害に対する賠償額が増額されることがあり得るとしても、前認定のとおり長期評価に対する一審被告東電の一連の対応をみても、本件事故発生について故意があったとは認められず、また、故意に匹敵するような重大な過失があったと認めることもできない。したがって、一審原告らの上記主張を採用することはできない。

14. 係属中の後続訴訟の一覧

<被告が国+東電の訴訟案件>

係属裁判所	原告数	一審判決年月日
札幌高裁(一審:札幌地裁)(提訴年月日:令和2年3月24日)	180名	令和2年3月10日
仙台高裁(一審:山形地裁)(提訴年月日:令和元年12月27日)	687名	令和元年12月17日
仙台高裁(一審:仙台地裁)(提訴年月日:令和2年8月25日)	77名	令和2年8月11日
仙台高裁(一審:福島地裁いわき支部)(提訴年月日:令和3年4月8日)	1471名	令和3年3月26日
仙台高裁(一審:福島地裁郡山支部)(提訴年月日:令和3年8月12日)	640名	令和3年7月30日
東京高裁(一審:千葉地裁)(提訴年月日:平成31年3月27日)	15名	平成31年3月14日
東京高裁(一審:東京地裁)(提訴年月日:平成30年3月29日)	47名	平成30年3月16日
東京高裁(一審:東京地裁)(提訴年月日:令和2年10月22日)	39名	令和2年10月9日
東京高裁(一審:横浜地裁)(提訴年月日:平成31年3月5日)	169名	平成31年2月20日
東京高裁(一審:新潟地裁)(提訴年月日:令和3年6月14日)	786名	令和3年6月2日
東京高裁(一審:さいたま地裁)(提訴年月日:令和4年5月2日)	68名	令和4年4月20日
名古屋高裁(一審:名古屋地裁)(提訴年月日:令和元年8月16日)	126名	令和元年8月2日
大阪高裁(一審:京都地裁)(提訴年月日:平成30年3月28日)	166名	平成30年3月15日
福岡高裁(一審:福岡地裁)(提訴年月日:令和2年7月8日)	38名	令和2年6月24日
福島地裁郡山支部(提訴年月日:平成27年2月9日)	525名	令和4年6月2日
福島地裁(提訴年月日:平成26年10月29日)	304名	係属中
福島地裁(提訴年月日:平成27年10月8日)	548名	係属中
福島地裁(提訴年月日:平成28年12月12日)	1,628名	係属中
福島地裁(提訴年月日:平成30年11月27日)	721名	係属中
福島地裁(提訴年月日:令和3年3月10日)	3名	係属中
東京地裁(提訴年月日:平成26年3月10日)	237名	係属中
東京地裁(提訴年月日:平成27年5月20日)	1名	係属中
東京地裁(提訴年月日:令和3年3月5日)	31名	係属中
横浜地裁(提訴年月日:令和3年9月3日)	16名	係属中
大阪地裁(提訴年月日:平成25年9月17日)	240名	係属中
神戸地裁(提訴年月日:平成25年9月30日)	83名	係属中
広島地裁(提訴年月日:平成26年9月10日)	37名	係属中
岡山地裁(提訴年月日:平成26年3月10日)	105名	係属中
福岡地裁(提訴年月日:令和3年9月9日)	7名	係属中

<被告が東電のみの訴訟案件>

東京高裁(一審:東京地裁)	42名	平成31年3月27日
仙台高裁(一審:福島地裁いわき支部)	297名	令和3年2月9日
仙台高裁(一審:福島地裁いわき支部)	144名	令和2年11月18日